

平成18年度

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の
改善の促進に関する法律に基づくMSDS制度と海外
のMSDS関連制度との比較等に関する調査

報告書

平成19年2月

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

はじめに

独立行政法人製品評価技術基盤機構では、経済産業大臣の定めた中期目標に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）の施行支援及び情報の収集、解析を行っています。

上記事業の1つとして、化管法に基づくMSDS（Material Safety Data Sheet;化学物質等安全データシート）制度と海外のMSDS関連制度との比較等に関する調査を、日本エヌ・ユー・エス株式会社へ委託して実施したものです。

平成19年2月

目 次

第1章 調査の概要	7
1.1 調査の目的	7
1.2 調査内容	7
1.3 調査対象	8
第2章 MSDS 制度の概要	9
2.1 MSDS について	9
2.2 国際的な経緯	10
2.3 主要国の MSDS 制度の概要	11
第3章 主要国の MSDS 関連制度の比較	18
3.1 MSDS 関連制度の比較	18
3.2 MSDS の普及状況	24
3.3 MSDS の普及支援に向けた取組状況	26
3.4 MSDS に係る営業秘密保護の状況	29
3.5 MSDS を取り巻く国際動向へ対応状況	30
第4章 化管法に基づく MSDS 制度の更なる充実及び普及に関する検討	35
4.1 日本の MSDS に関する課題	35
4.2 化管法に基づく MSDS 制度の更なる充実及び普及に関する検討	36
第5章 各国の MSDS 関連制度（新規調査国）	41
5.1 オーストラリア	41
5.2 ニュージーランド	94
5.3 日本	142
第6章 各国の MSDS 関連制度等に関する動向（継続調査国）	155
6.1 英国	155
6.2 ドイツ	167
6.3 オランダ	175
6.4 EU	183
参 考 資 料	188
参考資料1 用語集	189
参考資料2 諸外国の MSDS 関連制度の概要一覧表	192
参考資料3 ヒアリング調査の概要	195

第1章 調査の概要

1.1 調査の目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構では、経済産業大臣の定めた中期目標に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に関する情報の収集及び解析を行っている。上記事業の1つとして、化管法に基づくMSDS（Material Safety Data Sheet; 化学物質等安全データシート）制度に関する調査を実施している。化管法に基づくMSDS制度は、その運用が進むにつれ、その制度の更なる充実・普及に向けた検討に資するための基礎情報の収集や分析が課題となっている。

本件は、海外のMSDSに関連する情報の網羅的な収集、海外のMSDS制度または類似の制度（以下「MSDS関連制度」という。）と日本における化管法に基づくMSDS制度との比較を行い、化管法に基づくMSDS制度の更なる充実及び普及を図るための基礎情報の把握を目的とするものである。

1.2 調査内容

国内文献調査及び現地ヒアリング調査での主な調査項目は以下のとおりである。

- MSDS 関連制度の状況
- MSDS の普及状況
- MSDS に関わる営業秘密保護の状況
- MSDS の普及支援に向けた取組の状況
- MSDS を取り巻く国際動向に対する取組の状況
- その他の状況

昨年度実施した「平成17年度特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくMSDS制度と海外のMSDS関連制度との比較等に関する調査」から得られた情報及び平成18年度（本年度）の調査結果に基づき、海外のMSDS関連制度と日本における化管法に基づくMSDS制度との比較を行い、化管法に基づくMSDS制度の更なる充実及び普及を図るための基礎情報を整理する。

1.3 調査対象

平成17年度の調査では、各国の文献調査を行うとともに、このうち、米国、カナダ、英国、ドイツ及びオランダへは現地ヒアリング調査を実施し、これらを通じて制度の整理と日本の化管法に基づくMSDS制度との比較分析結果をとりまとめた。米国、カナダの現地ヒアリング調査では、政府機関、産業団体、企業及び法律事務所、英国、ドイツ、オランダ及び欧州連合の現地ヒアリング調査では、政府機関及び法律事務所を調査対象とした。

平成18年度は、オーストラリア及びニュージーランドの文献調査を行い、現地ヒアリング調査を実施、また英国、ドイツ、オランダ及び欧州連合は昨年度実施されなかった産業団体及び企業に対して現地ヒアリング調査を実施した。表1-1に調査対象を示す。

表1-1 平成17年度及び平成18年度調査の対象

調査対象国	調査対象機関	平成17年度調査		平成18年度調査	
		文献調査	ヒアリング	文献調査	ヒアリング
米国	全て				
カナダ	全て				
イギリス	政府機関 法律事務所				
	産業団体 企業				
ドイツ	政府機関 法律事務所				
	産業団体 企業				
オランダ	政府機関 法律事務所				
	産業団体 企業				
欧州連合	政府機関				
	産業団体				
オーストラリア	全て	概要のみ			
ニュージーランド	全て	概要のみ			

注) 調査対象機関の「全て」は、政府機関、産業団体、企業及び法律事務所を言う。

第2章 MSDS 制度の概要

2.1 MSDS について

MSDS とは、危険有害性を有する化学物質等を適切に管理するために必要である詳細な情報(名称、成分及び含有量、管理上の注意、救急措置、危険性、人体への有害性等)が記載されている文書であり、化学物質を輸入・製造・販売する際、化学製品の供給事業者が、その製品の性状や取扱い上の注意事項等の情報を取扱事業者へ提供すること、また MSDS の交付を受けた事業者は、化学製品の使用による事故等を未然に防止し、自主的な管理の改善を促進することが求められている。

MSDS のことを、日本も含めて、米国、カナダ、オーストラリア等では Material Safety Data Sheet (MSDS) と呼んでいるが、欧州、ニュージーランド、ISO (国際標準化機構)¹、GHS (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)²等の国際規格等では Safety Data Sheet (SDS) が使用されている。ここでは、各国が用いている名称を変更せず、記載することとした。

¹ ISO: International Organization for Standardization

² GHS: The Global Harmonization System of Classification and Labeling of Chemicals

2.2 国際的な経緯

(1) 国際的な背景

- 1970年代： 欧米の化学業界の自主的な活動として化学物質の危険有害性情報をMSDSの形で提供することが始まった。
- 1980年代： 各国の法令や工業規格等が設定され、商習慣として定着した。当初は、記載内容や様式が各国、企業により統一が取れていなかった。
- 1990年代： MSDSの内容や様式に関して、国際条約や規格において調和が図られた。

(2) 国際条約、規格の経緯

- 1989年： 国際化学工業協会協議会（ICCA）がMSDSの記載項目の統一案を提案。ICCAは、米国化学品製造者協会（CMA、現、米国化学協会 ACC）、欧州化学工業連盟（CEFIC）及び日本化学工業協会（日化協）が設立した国際的な協議体である。
- 1990年： 「ILO170号条約」（職場における化学物質の使用の安全に関する条約）が採択され、危険有害性化学物質の供給者は、危険有害性物質の詳細な情報を記載したSDSを作成して提供することが国際条約として定められた。
- 1992年： 地球環境サミット、アジェンダ21第19章において、MSDSの普及の重要性が言及された。
- 1994年： 「Safety data sheet for chemical products – Part 1: Content and order of sections ISO1104-1」が国際規格として定められ、それまで各国でMSDSの記載内容が異なっていたが、国際的な標準様式が定まった。
- 2003年： 国連経済社会理事会において、GHSの実施が合意された。国連では2008年のGHS実施を目指しているが、APEC（アジア太平洋経済協力；Aisa-Pacific Economic Cooperation）では2006年の実施を掲げた。

2.3 主要国の MSDS 制度の概要

平成17年度及び18年度に実施した調査対象各国の MSDS 制度の概要について、以下にまとめた。また、参考資料2には、各国の MSDS 関連制度の概要をまとめた一覧表を収載している。

(1) 米国

1970年代から化学業界の自主的な活動として MSDS の形で提供することが始まった。1985年、OSHA (労働安全衛生局)³は MSDS を製造業者に義務づける HCS⁴ (危険有害性周知基準)を施行した。これより、米国の MSDS 制度は、OSHA の HCS のもと、労働者の安全保護を主体に発展してきた。これをその他の MSDS 関連制度を定める3つの法律が補完する形となっている。米国の MSDS 関連制度は、以下で規定されている。

- OSHAAct
(労働安全衛生法; Occupational Safety and Health Act)
- TSCA
(有害物質規制法; Toxic Substances Control Act)
- EPCRA/SARA Title III
(緊急計画・地域社会知る権利法/スーパーファンド修正再承認法; Emergency Planning and Community Right-to-know Act / Superfund Amendments and Reauthorization Act)
- HMTA
(危険物輸送法; Hazardous Materials Transportation Act)

また、米国規格協会 (ANSI) は MSDS 作成のガイドラインとして、ANSI Z400.1-2004「危険有害化学物質 - 化学物質等安全データシート (MSDS) - 作成 (Hazardous Chemicals - Material Safety Data Sheets - Preparation)」を発行している。米国の MSDS 制度の体系を図2-1に示す。

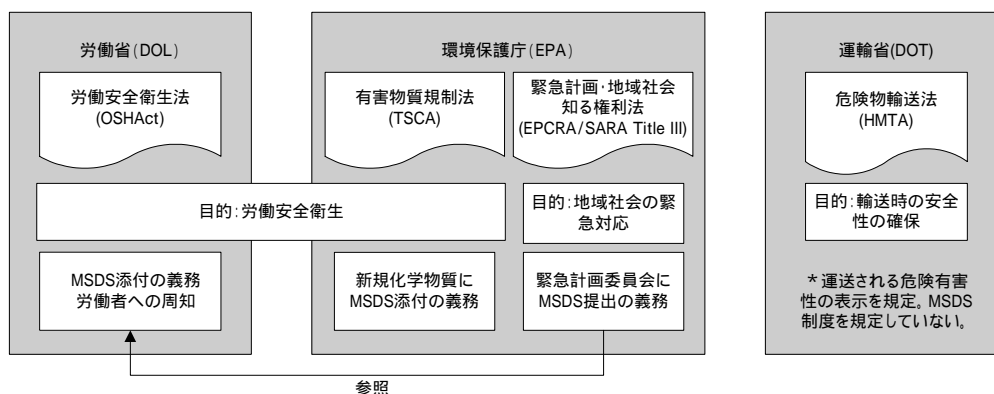


図 2-1 米国の MSDS 制度の体系

³ OSHA: Occupational Safety and Health Administration

⁴ HCS: Hazard Communication Standard

(2) カナダ

カナダでは1980年代末から、WHMIS⁵(作業場危険有害性物質情報システム)という国家情報システムが整備された。WHMISは法律、規則及び実施要綱の総体であり、多様な利害関係団体の提携に基づいた仕組みである。WHMISは次の3つの法律に代表され、MSDS関連制度は主にHPAが、企業の秘密保護についてはHMIRAが規定している。雇用者の義務に関しては、連邦、州、準州政府が実施規則や州法を制定している。

- HPA：MSDSやラベルの作成方法について規定
(危険有害性製品法; Hazardous Products Act)
- HMIRA：企業秘密保持に関する申請を規定
(危険有害性物質情報審査法; Hazardous Materials Information Review Act)
- CLC：労働環境における安全確保のため労働者の教育などについて規定
(カナダ労働規定; Canada Labour Code)

カナダのMSDSは、英語とフランス語で作成すること、また、MSDSは作成後、危険有害性物質について新しい情報が明らかになるたび、又は新規情報がない場合でも3年毎に改訂しなければならない。カナダのMSDS制度の体系を図2-2に示す。

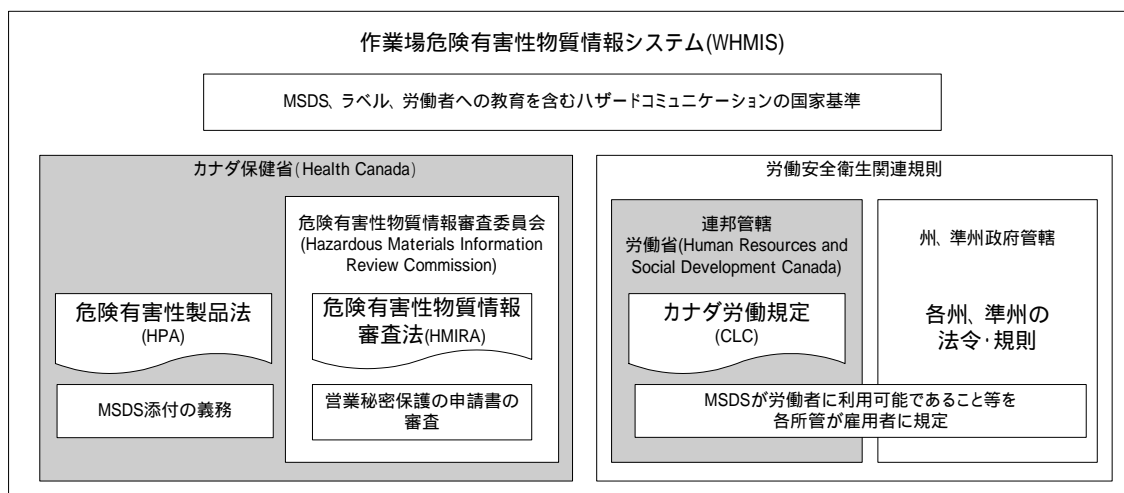


図 2-2 カナダのMSDS制度の体系

⁵ WHMIS: Workplace Hazardous Materials Information System

(3) 欧州連合(EU)

EUでは「MSDS」を「SDS」と呼んでおり、その詳細はEU指令に規定されている。欧州においても、米国と同様、1970年代から化学業界の自主的な活動としてSDSを提供することが始まった。1985年、製造物責任に関する指令が採択され、1993年までに各国で施行された。現在、SDSには以下のEU指令が定められている。

- Directive 2001/58/EC：危険な物質と調剤のSDSに関する委員会指令
(SDS指令; Safety Data Sheet Directive)
- Directive 67/548/EEC：危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令
(危険物質指令; Dangerous Substances Directive)
- Directive 1999/45/EC：危険な調剤の分類、包装、表示に関する理事会指令
(危険調剤指令; Dangerous Preparations Directive)
- Directive 98/24/EC：職場の化学物質に関するリスクから労働者の安全衛生を保護するための理事会指令
(化学物質指令; Chemical Agents Directive)

EUの加盟国は、上記EU指令を担保するための国内法整備を行う。そのため、各国の規制内容には若干の違いがあり、各国独自のルールを上乗せしている場合もある。また、SDSに使用する言語は、当該製品を使用する国の言語となる。加盟国ではCLEEN⁶ (ヨーロッパ化学物質立法強化ネットワーク)という化学物質規制官によるネットワーク組織を持ち、情報交換を通じて、SDS制度の普及や遵守に向けた取組を行っている。

2007年6月から施行されるREACH(化学物質の登録・評価・許可)規則では、全加盟国に対して拘束力があり、直接的に適用され、またサプライチェーンにおける情報伝達として、化学物質・調剤の供給者は、受給者に対し、化学物質・調剤の情報を伝達する義務がある。今後、REACH規則に関連してSDSが議論される予定である。

EU及びEU加盟国のSDS制度の体系を図2-3に示す。

⁶ CLEEN: Chemicals Legislation European Enforcement Network

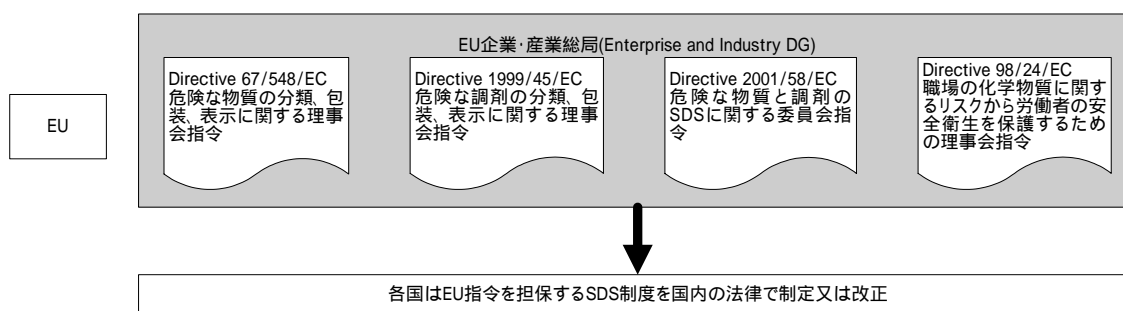


図 2-3 EU 及び EU 加盟国の SDS 制度の体系

(4) 英国

EU 指令を受け、英国の SDS 制度は次の規則により規定され、HSE⁷ (安全衛生庁) が所管している。

- CHIP：危険有害化学品の供給者に対する情報提供の義務を規定
(化学物質(表示及び梱包)取扱い規則; Chemicals (Hazard Information and Packaging for Supply) Regulations)
- COSHH：有害物質の管理に関する雇用者への義務を規定
(有害物質管理規則; Control of Substances Hazardous to Health Regulations)
- DSEAR：危険性及び爆発性物質の管理に関する雇用者への義務を規定
(危険物質及び爆発性雰囲気規則; Dangerous Substances and Explosive Atmospheres Regulations)

このうち、CHIP は SDS の作成を義務付ける根拠となる規則である。最新の規定は、2002 年に制定された CHIP3 (CHIP2002) である。また、SDS 作成のより詳細事項を提供するガイダンスとして「承認慣行規範 (Approved Code of Practice: *The compilation of safety data sheets*)」が作成されている。一方、COSHH 及び DSEAR は、労働安全衛生管理のために SDS を活用することを義務付けるものである。

(5) ドイツ

ドイツの SDS 制度は、EU 指令を受け、ドイツ連邦経済労働省 (Federal Ministry of Labour and Social Affairs) が SDS 作成及び労働安全衛生に関する事項を全て次の規則に規定している。

- 危険物質規則 (Hazardous Substances Ordinance)

また、より詳細な規則を定めるガイダンスとして、次の 3 つの規則が、危険物質委員会 (AGS⁸)

⁷ HSE: Health and Safety Executive

⁸ AGS: Committee on Hazardous Substances: Ausschuß für Gefahrstoffe

により作成されている。

- SDS に関する技術規則 (TRGS⁹ 220)
- リスクアセスメントに関する技術規則 (TRGS 400)
- 操業及び安全指導に関する技術規則 (TRGS 555)

(6) オランダ

EU 指令を受け、オランダの SDS 制度は次の法律により規定されている。

- 環境有害物質法 (Environmentally Hazardous Substances Act)
- 労働条件法 (Working Conditions Act)
- 鉱業活動に関する布告 (石油及びガス産業) (OSPAR Treaty /Mining Decree)

オランダの SDS に関する規則は、環境有害物質法の下、安全データシート布告(Safety Data Sheet Decree) により規定される。「環境有害物質法」は、住宅・国土計画・環境省 (VROM) が管轄しており、SDS 規定の実施機関は、「労働条件法」を所管する社会・雇用省、及び、「鉱業活動に関する布告」を所管する経済省である。

(7) オーストラリア

オーストラリアの MSDS 制度は、労働安全衛生を司るオーストラリア安全補償委員会 (ASCC¹⁰ ; 旧国家労働安全衛生委員会 (NOHSC¹¹)) が中心となって制度化が進められたものであり、1986 年に「MSDS 作成のための指針書[NOHSC:3001]」、1993 年に「MSDS の作成に関する国家慣行規範[NOHSC:2011(1994)]」が作成された。一方、新規化学品等の登録において、事業者が提出する届出の中に MSDS が求められ、オーストラリア化学工業製品通知・評価計画 (NICNAS¹²) が化学物質の審査の一環として MSDS の評価を行う場合がある。このように、オーストラリアの MSDS 制度は、労働安全衛生と新規化学物質登録の 2 つの側面から発展してきたと言える。現在、オーストラリアの MSDS 制度の基礎となっている連邦法は次の 2 つである。

- オーストラリア職場安全基準法 (Australian Workplace Safety Standards Act 2005)
- 化学工業化学製品 (通知・評価) 法 (Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Act 1989)

オーストラリアは連邦国家であるため、連邦、州、準州政府が MSDS に関する実施規則や州法を制定している。雇用省 (Department of Workplace Relations) が所管するオーストラリア職場安全

⁹ TRGS: Technical Rules for Hazardous Substances

¹⁰ ASCC: Australian Safety and Compensation Council

¹¹ NOHSC: National Occupational Health and Safety Commission

¹² NICNAS: National Industrial Chemicals Notification and Assessment Scheme

基準法では、ASCC に労働安全衛生に関する各連邦、州、準州政府のガイドラインとなる慣行規範 (code of practice) 等を作成する権限を与えており、MSDS に関する慣行規範として次の3つが作成された。

- 職場の有害物質の管理に関する国家慣行規範[NOHSC: 2007(1994)]
(National Code of Practice for the Control of Workplace Hazardous Substances)
- 職場の危険物の保管及び取扱いに関する国家慣行規範[NOHSC: 2017(2001)]
(National Code of Practice for the Storage and Handling of Dengerous Goods)
- MSDS の作成に関する国家慣行規範第 2 版[NOHSC: 2011(2003)]
(National Code of Practice for the Preparation of MSDS 2nd Edition)

オーストラリアの MSDS 制度の体系は、第 5 章の図 5-1 に示す。

(8) ニュージーランド

ニュージーランドでは、かつて危険有害物質の登録に関して、農薬、毒物等で所管法が異なり所管省庁も違うため、物質が網羅されておらず、登録に重複があるなどの問題があった。この問題の見直しのため、1990 年初期に危険有害物質関連法を統合し、1つの法律として、有害性物質及び新生物法 (HSNO 法) が制定された。HSNO 法では、SDS を直接規定していないが、「職場での有害物質関連情報の文書化」規定の1つの方法として位置付けられている。ニュージーランドの SDS 制度は次の2つの法律に基づいている。

- 有害性物質及び新生物法 (Hazardous Substances and New Organisms Act; HSNO 法)
- 雇用安全衛生法 (Health and Safety in Employment Act; HSE 法)

HSNO 法は環境省が管轄しているが、SDS が職場で用いられることが多いことから、実務的には労働省が雇用安全衛生法のもとで、実施機関となっている。HSNO 法を遵守するためのガイドンスとして、ニュージーランド化学工業協会が SDS 作成承認慣行規範 (Preparation of Safety Data Sheets: Approved Code of Practice) を作成している。ニュージーランドの SDS 制度の体系は、第 5 章の図 5-4 に示す。

(9) 日本

日本におけるMSDS制度は、当初、行政指導のかたちで始まった。1992年に当時の労働省が、1993年には通商産業省と厚生省が共同でMSDSに関する指針を策定、告示として公表した¹³。1992年には、厚生省、労働省、通商産業省の三省の監修により日本化学工業協会 (日化協) が「製品安全データシートの作成指針」を作成した。

¹³平成 4 年 7 月 1 日労働省告示第 60 号「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」、平成 5 年 3 月 26 日厚生省・通商産業省告示第一号「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」

MSDS制度は、1999年の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）成立、翌2000年施行により法制化された。また同時期に「労働安全衛生法」（安衛法）の改正、「毒物及び劇物取締法」（毒劇法）施行令の改正がされ、これらの三法でMSDSの提供が義務づけられることとなった。これら“MSDS三法”では法の目的が異なるため、MSDS対象物質及び記載内容が異なっている。

これら三法及び国際的な標準様式（ISO11014-1: 1994）に対応するものとして、2000年に日本工業規格 JIS Z 7250:2000「化学物質等安全データシート（MSDS） - 第1部：内容及び項目の順序」が制定された。2005年12月には、GHS対応のためJISが改正された（JIS Z 7250:2005）。MSDS制度を策定する各法律の位置付けを図2-4に示す。

有害性		暴露	労働環境	消費者			環境経由				戦争テロ
							排出・ストック汚染		廃棄		
人への健康への影響	急性毒性	毒劇法			食品衛生法	薬事法	有害家庭用品規制法	建築基準法	化学物質排出把握管理促進法		化学兵器禁止法
	長期毒性	労働安全衛生法	農業取締法	農業取締法					農業取締法	化学物質審査規制法	
環境への影響	生活環境（動植物を含む）への影響										
	オゾン層破壊性						オゾン層保護法		※		

※フロン回収破壊法等に基づき、特定の製品中に含まれるフロン類の回収等に係わる措置が講じられている。

注1：改正後の労働安全衛生法：第57条（表示：対象物質 約93）、第57条の2（MSDS：対象物質 約634）にて規定。

注2：毒物及び劇物取締法：施行令第40条の9（MSDS：対象物質 約120）にて規定

注3：化学物質排出把握管理促進法：第14条（MSDS：対象物質 約435）にて規定。

出典：経済産業省産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会、審議資料集

図2-4 MSDS 制度を策定する各法律の位置付け

参考資料：

佐野弘、佐々木正和、岡尾正之（1998）「製品安全データシート（MSDS）作成実務必携増補改訂版」、化学工業日報社

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター（2006）「平成17年度特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくMSDS制度と海外のMSDS関連制度との比較等に関する調査報告書」

第3章 主要国のMSDS関連制度の比較

3.1 MSDS関連制度の比較

化管法に基づくMSDS制度の更なる充実・普及に向けた検討のため、以下に示すMSDS制度に係る我が国の国内法、ならびにヒアリング調査を行った国及び機関の制度を比較し、項目別に整理した。

日本（化管法、安衛法、毒劇法）、米国、カナダ、EU、英国、ドイツ、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド

（1）名称

化学物質の危険有害性情報を集約した文書の日本語名称として、JIS及び各省庁では「化学物質等安全データシート」、日本化学工業協会の指針では「製品安全データシート」を用いている。その他「化学物質安全性データシート」の使用も見られる。このように、国内でも機関等によってその呼び方に若干の違いがみられている。また、我が国ではこれらを略称する際には「MSDS」と呼ぶことが一般的である。

海外では、これに相当する文書の名称について、米国、カナダ、オーストラリア等ではMaterial Safety Data Sheet (MSDS)を使用している。一方、欧州、ISO、GHS等の国際規格等では、Safety Data Sheet (SDS)を使用しており、ニュージーランドでも国際調和のためMSDSからSDSに変更したところである。

（2）主体となる法律及び政府機関

海外におけるMSDSあるいはSDSは、基本的に労働安全衛生管理を目的としたものが多い。このため、MSDS制度の運用実施主体は労働安全衛生の管轄機関であることが多い。

労働安全衛生の管轄機関が主体となってMSDS制度を規定し、運用している国は、米国（労働安全衛生局）、英国（安全衛生庁）、カナダ（カナダ保健省）、ドイツ（経済労働省）及びオーストラリア（雇用省）である。これに対して、オランダでは、住宅・国土計画・環境省が所管する化学物質管理に関する法律に基づきMSDS制度が制定され、制度の運用実施機関は社会・雇用省及び経済省である。同様に、ニュージーランドも制度の策定は環境省、運用実施機関は労働省となっており、労働省は立ち入り検査等で制度の遵守を確保する役割を持つ。

日本では、経済産業省、環境省、厚生労働省のそれぞれが、所管する法律の目的に基づき制度を規定し、運用している。一方、海外では、1つの法律がMSDS制度の大部分を規定しており、

他の法律が主となる法律を補完する形で MSDS 制度が運用されている場合が多い。また、MSDS 制度の基礎となる法律には、米国のように労働安全衛生に関する法律の場合もあれば、ニュージーランドのように化学物質管理を総括する法律の場合もある。MSDS 制度に関する各国の法律及び主体となる政府機関を表 3-1 にまとめた。

表 3-1 MSDS 制度に関する各国の法律及び主体となる政府機関

国名 (主体となる政府機関)	供給者の義務(製品への添付) を規定する法律等	雇用者の義務 (従業員への周知) を規定する法律等	その他
日本 (法によって異なる)	化管法 (経産省、環境省) 安衛法及び毒劇法 (厚生省)	安衛法 (厚生省)	特になし
米国 (労働安全衛生局)	OSHA Act (労働安全衛生局) TSCA (環境保護庁) HMTA (運輸省)	OSHA Act (労働安全衛生局) TSCA (環境保護庁)	EPCRA/SARA Title III (環境保護庁)
カナダ (カナダ保健省)	HPA 及び HMIRA (カナダ保健省)	各連邦、州、準州が規定	特になし
EU (企業・産業総局)	SDSD 2001/58/EC、 DSD 67/548/EEC、 DPD 1999/45/EC (企業・産業総局)	CAD 98/24/EC (企業・産業総局)	特になし
英国 (安全衛生庁)	CHIP (安全衛生庁)	COSHH、DSEAR (安全衛生庁)	特になし
ドイツ (経済労働省)	危険物質規則 (経済労働省)	危険物質規則 (経済労働省)	特になし
オランダ (住宅・国土計画・環境省)	環境有害物質法 (住宅・国土計画・環境省)	環境有害物質法 (住宅・国土計画・環境省) (実施機関：社会・雇用省、経済省)	特になし
オーストラリア (雇用省)	各連邦、州、準州が規定	各連邦、州、準州が規定	化学工業化学製品(通知・評価)法 (保健・高齢省)
ニュージーランド (環境省)	HSNO 法 (環境省)	HSNO 法 (環境省) (実施機関：労働省)	

(3) MSDS 制度の目的

MSDS を利用した危険有害性情報の伝達方法は「企業間における情報伝達」と「職場における情報伝達」の2つに分類される。前者は、化学物質の危険有害性に関する情報を MSDS により取引企業間で伝達することを指し、後者は、取り扱う製品中に含まれる有害性の情報に関して情報を雇用主が管理することで、労働安全衛生を確保することを指す。上記の表 3-1 に示したとおり、MSDS 制度は「供給者の義務」と「雇用者の義務」の観点から規則が定められており、全ての調査国で「供給者の義務として取引先への MSDS の提供（企業間における情報伝達）」及び「雇用者の義務として従業員への周知（職場における情報伝達）」が実施されていた。

また、海外の現行制度においては、一般的に労働安全衛生の管轄官庁が MSDS 制度を管理しており、「職場における情報伝達」の観点から法制度が発展してきたことから、制度の目的は「労働安全の確保（安全管理）」に重みがある。このため、必須記載事項には必ずしも環境項目が含まれていない。しかしながら、1992 年の地球環境サミット、アジェンダ 21 にて MSDS の普及及び化学物質管理が言及されたことから、MSDS の役割も職場での直接的影響である「労働安全衛生」だけでなく、職場外での「人の健康・環境に対する影響」の情報の伝達手段としての役割に広がってきている。現在は、多くの国で環境項目も含めた 16 項目の記載を規定又は推奨しており、「人の健康・環境に対する影響」も含めた両方の目的を持つものに変わりつつある。

(4) 様式・必須記載項目

米国では必須記載項目が 12 項目だが、ANSI 規格では 16 項目を採用している。このように MSDS の必須記載項目の数は、各国で異なるが、16 項目を規定又はガイドライン等で推奨しており、大部分の企業が MSDS 制度の要求事項を満たすため次の 16 項目を記載している。

化学物質等及び会社情報	物理的及び化学的性質
危険有害性の要約	安定性及び反応性
組成、成分情報	有害性情報
応急措置	環境影響情報
火災時の措置	廃棄上の注意
漏洩時の措置	輸送上の注意
取扱い及び保管上の注意	適用法令
暴露防止及び保護措置	その他の情報

(5) 対象事業者

各国とも全ての有害物質、危険物質取扱事業者が MSDS 制度の対象となる。業種や常用雇用者数、年間取扱量による除外要件はない。

(6) 対象物質

日本では、各法律の目的に基づき MSDS 対象物質が規定されている。各国では危険有害性を判定するためのクライテリアが設定されて明示されている場合が多く、これに基づいて危険有害性を判断し、MSDS の作成対象としている。

(7) 更新

化管法第 14 条第 2 項の規定では、「指定化学物質等取扱事業者は、提供した MSDS に関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときには、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、変更後の MSDS を提供するよう努めること」となっている。安衛法、毒劇法でも化管法と同様の規定がされている。米国及び欧州各国も同様、更新期間に関する規定はない。一方、カナダでは新情報がない場合でも 3 年ごと、オーストラリア、ニュージーランドでは 5 年ごとに改訂が義務付けられている。

(8) 立ち入り検査の実施

諸外国では、MSDS 関連制度の運用実施において、企業への立ち入り検査を実施している。立ち入り検査の目的や方法は表 3-2 に示すとおりであり、国によって異なっている。立ち入り検査の結果、法的な処罰に繋がる場合もあると推測されるが、多くの場合はコンサルテーションを行って MSDS の改善や普及に努めている模様である。また、立ち入り検査を実施することにより、MSDS の利用状況等の実態把握にも利用している。

表 3-2 MSDS 関連規制に関する政府機関による検査事例

国名	検査の事例
英国	MSDS 関連規制への遵守状況を不定期に検査を実施する。検査官は、コンサルタント的な役割を持ち、改善のために企業へ指導を行う。
ドイツ	1990 年と 2000 年に実態調査として立ち入り検査を実施した。調査結果は EU 指令の作成に役立てられた。
オランダ	定期的及び抜き打ちの両方の検査を実施する。検査は、年に 16 企業と少ない。検査対象の機会をもつ企業の割合は少ない。全ての項目を詳細には確認しないが、組成の詳細、混合物の分類、言語、労働暴露基準等を確認することもある。
オーストラリア	NSW 州では法遵守を徹底させるため、MSDS の規制が開始された年以降（1996～1998 年）に集中して検査を行った。現場ごとに 2 通の MSDS の提出を求め、検査を行った。

日本においても安衛法及び毒劇法では、必要があると認めるときは立ち入り検査を行うことができることが規定されている。但し、この規定は MSDS に限定した規定ではない。

(9) 罰則規定

立ち入り検査と同様に、諸外国では、MSDS 関連規則の違反に対して非常に厳しい罰則規定が定められている。しかし、実際には、立ち入り検査にて違反が見つかった場合、指導により改善するケースがほとんどである。今回の調査では、上限の罰金や「起訴」に至る場合の事例は見つからなかった。

日本の安衛法及び毒劇法には、MSDS に関する罰則規定はない。化管法においては次の事業者への勧告及び罰金の規定がある。

規定に違反する指定化学物質等取扱事業者に対しては、経済産業大臣が勧告を行うことができ、その事業者が勧告に従わないときは、その旨公表することができる。(法第十五条)
経済産業大臣の報告徴収に従わない、又は虚偽の報告をした場合、二十万円以下の過料に処する。(法第二十四条)

3.2 MSDS の普及状況

(1) 各国及び各機関における MSDS の普及状況

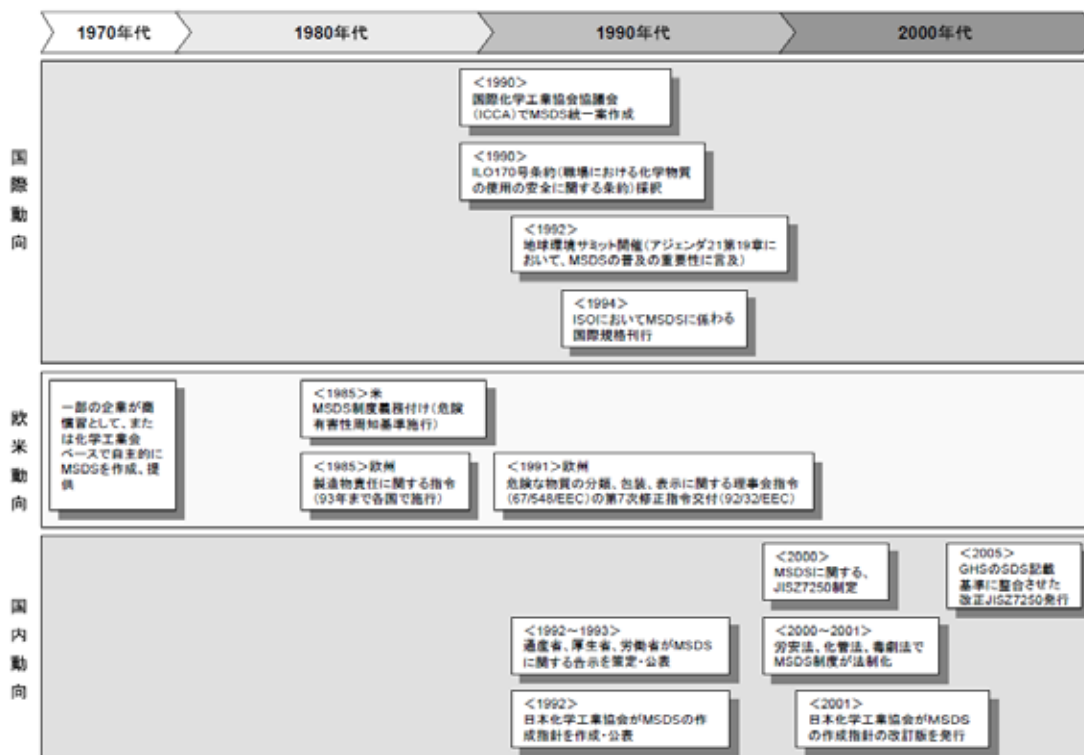
ヒアリング調査では、各国及び各機関とも現在の普及状況について、MSDS の提供が規則にて求められているため、大部分の事業者が MSDS の提供しており、MSDS の普及率は高いという意見が多かった。企業規模による違いは、一般的に大企業は人材、コストをかけることができ、大企業と中小企業には違いがあるという意見、企業の方針次第であり、小企業でも適切な MSDS を作成している例もあるという意見があった。また、産業団体、レスポンシブルケア、MSDS トレーニングに参加している企業は、化学物質に関する動向、MSDS に関する情報を収集し、適切な MSDS を作成することが可能であること、これらの活動に参加しない企業は、情報が不足し、MSDS に間違いのあるケースが多いという意見があった。

国による違いは、例えば、ニュージーランドは農業国であり、化学品に関しては輸入が多い。ニュージーランドが英語圏であることもあり、輸入・販売を行う企業（多くの場合は多国籍企業）は、MSDS の作成を担当する労働安全・環境部門をオーストラリア、米国等の他国に持つ場合が多い。このため、輸入業者はニュージーランドで販売する製品に他国で作成された MSDS を添付する事例も多く、行政当局も他国の MSDS の使用を認めている。

欧州では EU 指令に基づき各国が MSDS 制度を制定しており、各国間の違いは元々小さい。このため、EU 域内では市販の MSDS 作成ソフトウェアで 1 つの MSDS を作成し、各国向けに翻訳する方法が一般的である。なお、MSDS 作成ソフトウェアは、各国独自の規定にも対応しており、追加情報として自動的に挿入される仕組みとなっている。

(2) 制度の制定から現在に至る普及経緯

各国の MSDS 制度の開始年度は次の通りである。



出典：経済産業省産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会、審議資料集

注) この他、カナダは 1989 年に、オーストラリアは 1994 年に、ニュージーランドは 1995 年に MSDS 制度を導入した。

図 3-1 各国の MSDS 制度の開始年度

文献及びヒアリング調査結果によると、各国では、MSDS 制度の制定後、ガイドラインの作成、ウェブサイトを使っての広報活動、MSDS 記載例の公表などの取組を行ってきた。また、危険有害性情報の重要性が認識され、企業は製造者又は雇用者の立場としての法的責任 (liability) から、それらの情報を活用することが求められるようになった。MSDS 制度が確立されてから 10 年以上経ち、行政当局、産業団体、企業のいずれも、MSDS 制度は事業者には認識されているという意見が多かった。

(3) MSDS の普及促進要因及び課題

普及促進要因

前述のように、各国の関係者は MSDS の普及率は高いと認識している。ヒアリング調査の結果から得られた MSDS の普及促進要因を以下に整理した。

- 法規制の遵守
- ガイドラインの策定
- MSDS の記載例の公表
- ウェブサイト上の情報の充実

- パンフレットの配布
- 業界及び企業による自発的な取組
- 各種データベースの普及
- MSDS 作成ソフトの普及
- 外部コンサルタントの普及

今後の課題

MSDS の普及率は高いとする一方で、MSDS の品質等について関係者から MSDS に関する問題点が指摘されている。ヒアリング調査の結果から得られた MSDS に関する今後の課題を以下に整理した。

- MSDS の基礎知識及び人材の不足
- MSDS の品質
- 情報の不足
- 企業の負担（コスト及び時間）
- 各国の規制の違い

3.3 MSDS の普及支援に向けた取組状況

(1) 各機関の取組状況

政府機関の取組事例

各国においては政府機関のウェブサイトから MSDS 制度の経緯、概要等に関して情報を入手することができる。MSDS 制度の内容もパンフレット等になっており、誰にでも簡単に理解できる文書が作成されている。また、立ち入り検査によってコンサルテーションを行い、MSDS の普及に貢献している例もある。政府機関の取組事例は次の通りである。

- 法規制の強化
- MSDS 作成指針の承認
- コンサルテーション
- 連絡会議の設置（例：EU の検査官のネットワーク CLEAN）
- ウェブサイト上の法規制に関する情報提供
- パンフレットの配布
- データベースの整備
- 相談窓口の設置
- MSDS の品質に関する調査

産業団体の取組事例

産業団体は法遵守に係る企業の支援を行っており、MSDS の普及を目的として活動を直接行っているわけではない。しかし結果的には、企業を支援する産業団体の活動が MSDS の普及促進の大きな要因となっている。一方、会員企業のみが MSDS の作成又は MSDS の活用のための情報を入手でき、非会員である企業には有益な情報が入手できないという問題点もある。企業のサポートとしての産業団体の取組事例は、次の通りである。

- MSDS 作成指針の作成
- MSDS の記載例の公表
- 行政機関との情報交換
- トレーニング及びフォーラムの開催（例：英国の CHCS の questions forums）
- ウェブサイト上の法規制に関する情報提供
- 相談窓口の設置
- 外部コンサルタントの紹介

企業の取組事例

多国籍企業では、自社でデータベースを開発し、世界各地の自社 MSDS を提供できるシステムを開発している企業もある。また、海外では MSDS 作成ソフトウェア、専門コンサルタント、MSDS 作成代行サービス等を利用することも一般的である。MSDS 作成代行サービスには、MSDS の作成だけでなく、MSDS の管理、更新を委託でき、緊急時の連絡先を MSDS 作成代行会社にするというサービスもある。そのような MSDS 作成代行会社は、自社で開発した MSDS 作成ソフトを販売しており、このソフトを使用して MSDS を作成する企業も多い。

- ウェブサイト上での MSDS の提供
- MSDS を活用した従業員へのトレーニングの実施
- 製品の使用者又は顧客に対する MSDS を使用したトレーニングの実施
- MSDS の社内評価システムの構築
- 外部コンサルタントサービスの提供
- データベースの開発
- MSDS 作成ソフトの販売

その他

その他、各国とも大学や非政府組織（NGO）等の団体による取組が見られた。米国やオーストラリアでは、大学のデータベースがオンラインで公開されており、MSDS の作成に係る情報を入手することが可能となっている。

(2) 普及の支援策及び政府の役割

MSDS に関する各国の制度の違いは MSDS 作成に多大な努力とコストがかかることになり、国際的な調和が求められている。輸出入を行う企業にとっては、国間における物質の危険有害性評価の違いは、1 つの製品で異なる MSDS を作成することとなり、製品情報に矛盾が生じるおそれがある。これを避けるためには、世界的な統一規則に対応した制度改正が求められている。GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) は危険有害性(ハザード) ごとの各国の分類基準及びラベルや MSDS(SDS)の内容を調和させることを目的としており、各国による GHS の導入が始められているところである。

大企業の場合は、産業団体からの情報提供等があり、また社会的責任を果たすとの会社の方針に沿って MSDS 作成に時間と費用をかけることができることから、比較的品質のよい MSDS を作成できる。一方、一人で MSDS 作成から製造管理等の複数の仕事を担当するような小規模の会社では、MSDS の作成に使用する時間も費用も限られているのが実態であろう。このため、費用のかかる講習会等への参加に消極的な企業は、情報収集能力に欠けており、MSDS の品質が低い可能性がある。もっと極端な例では、MSDS に必要な情報が十分に入手できないため、MSDS を作成すること自体が困難な場合もある、という意見もみられた。政府には、コストがかからず、情報が十分にあり、誰にでも利用可能な情報提供システムの構築等への取組が期待されている。

3.4 MSDS に係る営業秘密保護の状況

(1) MSDS における営業秘密保護の状況

MSDS には、製品として危険有害性に分類されるもとなつた成分、及び労働環境の許容濃度のある成分は名称等を明記する必要があるが、成分の名称や含有量など全て示す必要はない。非公開としたい物質については、化学名を一般的な名称 (generic name) にしたり、含有量を幅表記したり、化学式をアルキル基(-R)、カルボキシル基(-COOH)等の官能基で示したりすることができる。

欧州では、営業秘密保護を望む製品がその国の営業秘密保護に関する申請の条件に該当する場合には、企業は申請することができる。しかし、申請できる物質の条件は、刺激性及び急性毒性 (acutely harmful) に分類される物質のみと限定されているため、多くの製品が該当せず、一般的に利用は少ない。

ヒアリング調査では、どの組織 / 機関からも現行の MSDS 制度での営業秘密保護に関してコメントは少なかった。多くの企業が MSDS に記載することを習慣として受け入れているため、現行制度 (例えば濃度の幅による表示) で特に大きな問題はないとの回答が多かった。中には、現行の営業秘密保護制度に不満をもつ企業もある。しかし、安全に関する情報伝達の重要性、労働者の知る権利が優先されることから、企業側に相当明確かつ合理的な理由がなければ、危険有害性に関する情報開示に反対することは難しい状況にあると思われる。

営業秘密事項は、事業者間で秘密保持契約が取り交わし、事業者間のみで MSDS に関する事項の開示することが一般的に実施されている。また、この製品は申請を必要とする危険有害物質は含まないという証明書 (指定化学物質に関する不含有証明書) が利用されている。

今後の動向として、GHS や REACH という国際的な管理の強化によって拍車がかかり、成分及び正確な濃度の完全開示という流れが強まっていると懸念を示す意見もあった。企業にとっては、MSDS に成分及び濃度の情報を開示することは営業上の秘密を漏洩することになり、論議を呼ぶところである。

(2) 営業秘密をめぐるトラブル及び問題事例

企業は規制の対象となる成分以外の開示要求は適切ではないと考えており、税関で 100% の組成情報を求められるケースに懸念を示している。可能な場合には、物質名ではなく通称や製品名等を使い、濃度を幅で報告している事例も多い。ドイツの産業団体であるドイツ化学工業会 (VCI) は、「現行の制度は知的財産に対して物質の一般的な名称を使えるような例外的措置を十分に認めていない。全ての危険物の分類に際し、一般的な名称の使用を認めるべきである」という見解を示している。

3.5 MSDS を取り巻く国際動向へ対応状況

3.5.1 GHS

(1) GHS の概要

2003年7月、国際連合からGHSという化学品の分類及び表示に関する世界調和システムについての勧告がなされた。GHSとは、化学品の危険有害性（ハザード）ごとの各国の分類基準及びラベルやMSDS(SDS)の内容を調和させ、世界的に統一した規則として提供するものである。GHSでは、以下の4点が期待される効果としてあげられている。

- 危険有害性の情報伝達に関して国際的に理解されやすい仕組みの導入によって、人の健康と環境の保護が強化される
- 既存のシステムを持たない国々に対し国際的に承認された枠組みを提供する
- 化学品の試験及び評価の必要性が減少する
- 危険有害性が国際的に適正に評価・確認された化学品の国際取引が促進される

GHSは国連勧告であるため条約のような強制力はないが、日本を含む各国には、GHSに基づいて化学品の分類や表示を適切に行う努力をすることが求められている。GHSは今後、各国で導入されていく予定であり、国際的には、2002年に開催されたヨハネスブルグサミットにおいて、2008年までの実施が目標とされている。アジア太平洋諸国はAPPにおいて2006年中を目標に導入を進めることとなっている。

(2) 各国のGHSへの対応

日本

日本では、GHS国連勧告を踏まえ、表示、文書交付制度を改善した安衛法の改正が2006年12月に施行された。また、GHSに基づく表示、文書を作成する際の参考になるよう、厚生労働省（医薬食品局、労働基準局）、経済産業省（製造産業局）、環境省（環境保健部）等の関係機関等を中心に、以下の分類対象物質の危険有害性を分類し、公表を行っている。

- 労働安全衛生法 : MSDS対象物質
- 毒物及び劇物取締法 : MSDS対象物質
- 化学物質排出把握管理促進法 : MSDS対象物質
- ロッテルダム条約（PIC条約） : 附属書掲載物質
- 化審法 : 第二種特定化学物質

安衛法改正に関する留意事項についての通達¹⁴では、文書交付等により通知しなければならない事項として、GHSに基づく分類がなされた場合は、MSDSの「危険性又は有害性の要約」の項

¹⁴平成18年10月20日基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」

に、化学物質等の有する危険性又は有害性の分類又はラベル要素を記載することが示されている。

米国

2006年9月に労働安全衛生局は、職場でのGHSの導入に向けてHCSの改正を検討するため、規則作成先行公示を公表し、11月にパブリックコメントを終了した。環境保護庁は農薬のラベルにGHSを適用する案を白書に取りまとめ、2006年の10月にパブリックミーティングを開催した。ここでの意見を踏まえ、今後検討を進めていくことにしている。運輸省は、GHSに関連する全ての規制の見直しを行っており、2007年に終了する。改正は2008年実施の予定である。

カナダ

2004年以降、カナダでは、農薬、作業場の化学品、消費者製品と危険物の輸送に関する規制内容を基本とし、分野別の様々な利害関係者からなる作業グループを中心として協議が進められている。カナダの各産業部門及び取引相手（貿易相手国）間の調和を可能な限り図ることを目標としている。

欧州

欧州ではREACH導入に関連して、GHSの導入を検討している。欧州委員会は、GHSをREACH規制と同じタイミングで施行したい意向である。GHSが、REACHの一部を構成することにより、REACH規制の対象であるCMR物質（発ガン性・変異原性・生殖毒性を有する物質）などの判別が可能となり、「認可（Authorisation）」の要否も判断できるようになる。2007年4月より、EU-GHSが導入される見通しであるが、REACHによる登録の義務と同じタイムラインで、4～5年の準備期間が設けられる予定である。

オーストラリア

オーストラリアでは、2008年を目標にGHSへの対応に向けた改正をしており、改正案のパブリックコメントを実施している。州・準州は5年毎に規則を見直しており、改正案の採択後、全州・準州に改正が適用するには2～5年の期間が必要である。関係者の話によれば、産業界は、EUとの一貫性がなければ、変更すべきではないとの意見を表明している。

ニュージーランド

ニュージーランドでは、危険有害性の区分及び表示やSDSについてはHSNO法のもと制定された規則により規定されており、そのほとんどがGHSに対応している¹⁵としているが、これはGHS初版の検討段階においてHSNO法に基づく規則が制定されたものと考えられる。ヒアリング調査結果から、ニュージーランド政府は、2010年までには最新版のGHSに全て対応する予定である。日本では、GHSに基づく危険有害性の分類結果が公表されており¹⁶、ニュージーランドにおいて

¹⁵ 国連欧州経済委員会(UNECE)のGHSに関する専門家小委員会の文書「UN/SCEGHS/11/INF.14」より (<http://www.unece.org/trans/doc/2006/ac10c4/UN-SCEGHS-11-inf14e.pdf>)

¹⁶ 独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト「GHS分類結果データベース」(<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghsi.html>)において、GHSに基づく分類結果が公表されている。

も、HSNO 法下の規則に基づき分類された結果が ERMA のウェブサイト¹⁷上で検索できるようになっている。ヒアリング調査では、ニュージーランドと日本の分類結果の違いは、ニュージーランドが GHS に完全に合致していないことと、データの解釈の違いであると思われるとのコメントが得られた。

3.5.2 REACH

(1) REACH の概要

REACH¹⁸（化学物質の登録・評価・許可）は、欧州における化学物質の総合的な登録・評価・認可の制度である。EU では、2003 年に提案され、審議されてきたが、2006 年 12 月 13 日に欧州議会、12 月 18 日に理事会で採択され、2007 年 6 月 1 日に発行される。

REACH は、EU 加盟国の新たな化学物質管理制度であり、予防原則の観点から、健康と環境の保護のために、市場に出る化学物質の安全性情報の登録・評価・認定を産業界に義務付けている。具体的事項は次の通りである。

登録

1 トン/年以上の化学物質を製造輸入する企業は、その情報を欧州化学機関（ECHA¹⁹）に登録することが義務付けられる。

さらに、製造・輸入量が事業者当たり 10 トン/年以上の化学物質については、有害性評価、リスク評価を行い、化学物質安全性評価報告書（CSR²⁰）を提出することが義務付けられている。

評価

行政庁は登録情報から安全性を評価する。

行政庁は、高懸念物質（SVHC²¹）で、暴露があり、事業者当たり 100 トン/年を超える量が使用される物質から優先的に評価を実施する。

認可

高懸念物質は、個々の用途毎に認可が必要となる（認可の有効期間は場合により異なる。）認可を有する事業者及び川下ユーザーは、上市前にラベル上に認可番号を記載する必要がある。

今後、約 30,000 とされる対象物質について段階的に登録されることとなり、登録期限は次のとおりである。

¹⁷ ERMA のウェブサイト上において HSNO 法対象化学品の登録状況を検索すると各化学品の危険有害性の分類結果に関する情報も得ることができる(<http://www.ermanz.govt.nz/search/registers.html>)

¹⁸ REACH: Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals

¹⁹ ECHA: European Chemicals Agency

²⁰ CSR: Chemical Safety Report

²¹ SVHC: Substances of Very High Concern

2008年11月	高生産量化学物質及び高懸念物質の予備登録
2010年11月	製造・輸入量 1,000 トン/年以上の物質 (発がん性、変異原性、生殖毒性物質は、1 トン/年以上、水生生物への毒性が非常に強い物質は 100 トン/年以上)
2013年6月	100 トン/年以上の物質
2018年6月	その他

サプライチェーンにおける情報伝達として、化学物質・調剤の供給者は、受給者に対し、化学物質・調剤の情報を伝達する義務がある。危険と分類される場合には、SDS が義務付けられている。

(2) 各国の REACH への対応

英国 CIA(英国化学工業協会)に所属する REACH に関する情報を企業に提供する団体 REACH Ready の担当者の話によると、REACH に関して準備を始めている企業はあるが、多くの企業は情報収集しかしておらず、制度に対する準備不足が懸念事項であるとのことであった。

欧州以外の国では、欧州と取引のある企業にのみ REACH 導入の影響があり、現時点での MSDS 制度への影響 (REACH 準拠のための改定など) は少ないと考えられる。特にオーストラリア、ニュージーランドでは、欧州へ輸出している化学品の量が少ないため、欧州との取引企業以外にはほとんど影響はないという意見が多かった。一方、我が国企業も含めて、欧州との取引を持つ企業では、REACH 規制の実施が進むにつれ、欧州の企業側から各国の現行 MSDS 制度以上の情報提供を要求されるようになることが考えられる。

3.5.3 その他の MSDS を取り巻く国際動向への対応状況

日本工業標準調査会（JISC）の「国際標準化活動基盤強化アクションプラン各論（改訂版）（平成17年3月）」によると、GHS対応のためのISO/SDSの改訂については、メンバー参加呼びかけのためのISO/SDSのドラフト素案が作成されたものの、各国の状況が今SDSを改訂する状況ではないとのことから、ISOの作業は進捗を停止している。オランダが幹事国であるが、実質活動休止状態とのことである。

ヒアリング結果から、各国が MSDS に関連する国際動向として関心を持っているのは GHS 又は REACH であるが、各国とも既に自国で MSDS 制度が整備されていることもあり、ISO の動きに関心はあるものの、特に重要視されている様子はなかった。

参考資料：

環境省保健・化学物質対策課（2006）「GHS パンフレット」

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（2007）「第9回 EHS セミナー参加報告及び関連規制の動向」

エコケミストリー研究会（2006）「化学物質と環境 No.81」

（社）海外環境協力センター（2007）「『欧州 REACH を踏まえた対応等に関するアンケート』への協力のお願い 別添1」

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター（2006）「平成17年度特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく MSDS 制度と海外の MSDS 関連制度との比較等に関する調査報告書」

中小企業総合事業団（2001）「平成12年度『化学物質安全対策配付用マニュアル』」

中小企業総合事業団（2001）「平成12年度『企業におけるリスクコミュニケーションの現状と課題』調査報告書」

第4章 化管法に基づく MSDS 制度の更なる充実及び普及に関する検討

4.1 日本の MSDS に関する課題

(独)製品評価技術基盤機構は、産業界等においてMSDS制度を実施するにあたっての問題点等を把握する調査を平成16年度に実施した²²。その報告書によると、日本のMSDSに関する課題が次のように整理されている。

MSDS制度の認知

- 情報源の把握
- 法律、制度及び化学物質等基礎的な用語の理解

MSDS制度の理解

- 国内法規に適切に対応（MSDS三法）
- 海外法規に適切に対応（各国法令・規制等）

MSDSの取扱い

- MSDS記載項目の内容の把握
- 入手したMSDSの管理コストの軽減
- 入手したMSDSのデータベース化
- 自社の化学物質管理の向上
- 輸入製品の国際取引上の対応（購入製品にMSDSが添付されていない等）
- 混合物の有害性情報の補足
- MSDS作成管理コストの軽減
- MSDSのデータベース化及び自社製品と関連付けしたデータベース化
- 情報開示への対応（RoHS指令²³等）
- 輸出品の国際取引上の対応（各国法令・規制等）
- 人材育成

MSDSの活用

- 関連情報の保存と社内活用スキルの育成（安全管理への活用）

²² 平成16年度特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくMSDS制度の現状における問題点の把握等に関する調査報告書

²³ Directive 2002/95/EC: 電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令

4.2 化管法に基づく MSDS 制度の更なる充実及び普及に関する検討

化管法に基づく MSDS 制度の更なる充実と普及にむけ、平成17年度²⁴及び平成18年度の調査で得た海外での事例を参考とし、上記に掲げた課題につき検討を行った。

(1) MSDS 制度の認知 (MSDS の基礎知識の把握)

MSDS 制度を認知するために、次の2つの課題が挙げられている。

- 情報源の把握
- 法律、制度及び化学物質等基礎的な用語の理解

MSDS に記載されている内容は専門的で理解することが難しいことが指摘されている。レスポンスブルケアの参加企業、又は産業団体の会員となっている企業は、環境、労働安全に関する情報を入手しているため、比較的 MSDS の基礎知識を把握していると考えられる。一方、海外においても、何も情報収集をしていない企業に対する支援が課題となっている。例えば、専門的な知識を持たない美容院、小さな自動車修理会社の店員が、製品を購入した場合、MSDS、ラベルがあったとしても理解していないという問題がある。この対応策として海外では、MSDS を利用する以外に、有害危険性の概要や緊急時の対応、連絡先などが簡素化され、有害性情報が2ページにまとめられた WHO/IPCS/ILO の国際化学物質安全性カード (International Chemical Safety Cards) 等も使用されている。その他に次のような取組又はサービスが実施されている。

- パンフレットの配布
- 相談窓口の設置
- 外部コンサルタントの利用

また、海外では、MSDS 作成代行サービス、専門家 (コンサルタント) を使用することも一般的である。ヒアリング調査では、MSDS の作成の経験、基礎知識のない中小企業にとって MSDS 作成代行サービスの利用が有益であるという意見が示された。ドイツの行政における InQa プロジェクト、英国 CHCS、では、MSDS 作成に必要な情報源の紹介から、コンサルタントの紹介まで、幅広い作成支援を提供している。

但し、コンサルタントの活用においては相当のコストがかかることも事実であり、小企業の負担を軽減するための措置も必要になるかもしれない。

²⁴ 平成17年度特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく MSDS 制度と海外の MSDS 関連制度との比較等に関する調査報告書

(2) MSDS制度の理解 (法規制情報の収集)

MSDS制度を理解するため、次の2つの課題が挙げられている。

- 国内法規に適切に対応 (MSDS三法)
- 海外法規に適切に対応 (各国法令・規制等)

制度の充実にあたり、規則を詳細に厳しく規定すると制度が複雑となることが避けられず、事業者にとってわかりやすい、馴染みやすい制度にはなりにくい。したがって、複雑な制度はMSDSの普及を阻害する一因となる可能性があり、制度の強化や充実に際には慎重な検討が必要である。海外では企業の理解を手助けする次のような取組又はサービスが実施されている。

- ウェブサイト上の法規制に関する情報提供
- 相談窓口の設置
- 外部コンサルタントの利用
- トレーニング及びフォーラムの開催 (例：英国の CHCS の questions forums)

英国 CHCS では、Eメールで誰でも参加できる無料の質問フォーラム (question forum) を開催している。化学物質のハザードコミュニケーションに関連した質問をした場合、他の参加者が回答するシステムである(日本における国立環境研究所 EIC ネットの環境 Q&A と類似のシステム)。このようなフォーラムの設置により、法律の解釈、内容の不明な点等の情報を収集することができる。また、積極的に参加することにより化学物質管理に関する他社の取組も学ぶことができる。

(3) MSDSの取扱い

MSDSの取扱いに関して、次の11つの課題が挙げられている。

< MSDS対象製品の購入 >

- MSDS記載項目の内容の把握
- 入手したMSDSの管理コストの軽減
- 入手したMSDSのデータベース化
- 自社の化学物質管理の向上
- 輸入製品の国際取引上の対応 (購入製品にMSDSが添付されていない等)

< MSDSの作成 >

- 混合物の有害性情報の補足
- MSDS作成管理コストの軽減
- MSDSのデータベース化及び自社製品と関連付けしたデータベース化
- 情報開示への対応 (RoHS指令等)
- 輸出製品の国際取引上の対応 (各国法令・規制等)
- 人材育成

ヒアリングでは、大企業はコストをかけることが出来るが、中小企業では MSDS の作成、管理に十分な時間と費用をかけることが難しいとの意見があった。特に中小企業では、MSDS 作成業務以外に、他の業務を兼務している場合が多く、MSDS の作成に時間をかけることが難しい状況にある。したがって、MSDS の普及を促進するために、MSDS の作成、管理コストをできるだけ企業が負担しないような制度の構築又は関連機関による支援が望まれている。海外では MSDS の取扱いについて次のような取組又はサービスが実施されている。

- MSDS 作成指針の利用
- MSDS の記載例の公表
- ウェブサイト上での情報の提供及び MSDS の提供
- データベースの整備
- MSDS の社内評価システムの構築
- MSDS 作成ソフトの利用
- 外部コンサルタントの利用

海外では、例えば各国の規制状況に対応した MSDS 作成ソフトを使用して作成し、現地コンサルタントに依頼し、その作成された MSDS が適切かどうかを確認するという手順で対応しているといった事例もあった。

また、海外ではこれから化学物質の管理の強化される傾向にあり、成分及び正確な濃度の完全開示という流れが強まっていると懸念を示す意見もあった。企業にとっては、MSDS に成分及び濃度の情報を開示することは営業上の秘密を公開することになる。日本においても、化学物質の有害性情報や成分、含有量の情報が必要な目的、また、具体的にどのような場面で必要なのか整理し、情報伝達システムを構築していく必要がある。

なお、中小企業への MSDS の普及促進を図るためには、例えば、できるだけ多くの物質について MSDS 記載例を充実して公開することにより、余り手間をかけなくても自らの MSDS が作成できるような支援策が必要であろう。

(4) MSDSの活用

MSDSの活用に関して、次の課題が挙げられている。

- 関連情報の保存と社内活用スキルの育成（安全管理への活用）

海外では MSDS の活用について次のような取組又はサービスが実施されている。

- MSDS の備え付け（職場での保管、データベース管理）
- データベースの整備
- 製品の使用者又は顧客に対する MSDS を使用したトレーニングの実施

- 従業員へ MSDS の提供
- 従業員教育への活用
- 自社の使用実態から生じ得る危険性予測（リスク評価に使用）
- 外部コンサルタントの利用
- 自主的な危険有害化学物質削減への取組
- 事故発生時の緊急医療サービスに提供

（５）その他

海外では次の事項が今後の課題となっており、対応策が検討されているところである。

- MSDSの品質

海外のMSDSに関する調査では、MSDSの入手可能性は良い結果となっている。（ECLIPS最終レポートには「配布と入手可能性が十分でないのはわずか6%であった」との記述がある。）しかし、品質調査では、ひとつも間違いのない正確なMSDSは、調査数全体の15%であるとの結果が示されている（英国CHCSの調査結果より、6.1.2に記載）。

同じ化学製品であっても、極めて簡潔な記載のものもあれば、詳細なものもあり、作成者によってMSDSの記載は異なる。MSDSの中には新しい情報があっても更新されてないものもあるという問題がある。MSDSの内容を充実させ、事業者の化学物質管理の促進を支援するためにも、日本においてもMSDSの品質に関する現状を把握し、必要な対策を検討する必要があるだろう。

- GHS への対応

我が国では今般の安衛法改正にてはじめてGHSへの対応が開始された。海外でもGHSの対応は実施に向けて始められたばかりであり、分類する際の理解不足や分類結果の相違等の混乱が懸念されており、実際の導入には相当時間がかかることが予想されている。一方、欧州、オーストラリアではGHSと現行MSDS制度が類似しているため、事業者による混乱はそれほどないという意見もあった。またニュージーランドでは既にGHSの導入が開始されている。

日本の現行のMSDS制度では、MSDSの提供が対象となる物質自身が個々の物質名で政令指定されている。海外では、危険有害性のクライテリアがあり、危険有害性が否かでMSDS提供の対象物質が決定する。国内でも物質がリストアップされる現行制度では、GHSの趣旨を満たせないおそれがあるとの指摘がされている。我が国としても、各国の動向を踏まえながら、GHSに適切に対応したMSDSの整備を進めていく必要があり、MSDS提供対象物質の拡大等についても、今後の検討課題のひとつであろう。

参考資料：

経済産業省産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会(2006)「中間取りまとめ(パブリックコメント版)」

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター(2005)「平成16年度特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくMSDS制度の現状における問題点の把握等に関する調査報告書」

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター(2006)「平成17年度特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくMSDS制度と海外のMSDS関連制度との比較等に関する調査報告書」

中小企業総合事業団(2001)「平成12年『化学物質安全対策配付用マニュアル』」

中小企業総合事業団(2001)「平成12年度『企業におけるリスクコミュニケーションの現状と課題』調査報告書」

第5章 各国のMSDS関連制度（新規調査国）

5.1 オーストラリア

5.1.1 MSDS関連制度の状況

以下に、主に国家レベルの枠組みにみられるMSDS関連の規定について基礎的情報を収集した。

（1）概要

オーストラリアにおける化学物質管理は、様々な規制当局による協力体制のもと成り立っている。なかでもMSDS関連制度を所轄する官庁は、以下の2つである。オーストラリアにおける現行のMSDS関連制度の体系の概要を図5-1に示した。

- オーストラリア安全補償委員会（ASCC; Australian Safety and Compensation Council）²⁵
- 保健・高齢化省（ADHA; Department of Health and Ageing）

ASCCは、労働安全衛生の枠組みである「職場の有害物質管理に関する国家模範規則[NOHSC:1005(1994)]」及び「職場の危険物の保管及び取扱いに関する国家規格[NOHSC:1015(2001)]」を管轄している（表5-1）。前者は、職場で使用される有害物質に関する規制であり、例えば、製造者及び輸入者に対して、供給しようとする物質が有害物質の場合に、その有害性に関する情報を含むMSDSを提供する義務が課せられる。後者は、職場で使用される危険物に関する規制であり、例えば製造者及び輸入者に対して、供給しようとする物質が危険物の場合に、MSDSを提供する義務が課せられる。

ADHAは、化学物質管理の枠組みであるオーストラリア化学工業製品通知・評価計画(NICNAS)を管轄している（表5-2）。労働安全衛生と化学物質管理のどちらの枠組みにおいても、実質上、ASCCが作成した「MSDSの作成に関する国家慣行規範第2版[NOHSC:2011(2003)]」の規定に準じてMSDSを作成している。

なお、オーストラリアは連邦国家であり、化学物質管理や環境、労働安全衛生に関する立法権については各州・準州議会が立法権を有する²⁶。しかしながら、化学物質管理や労働安全衛生の制度については、国家レベルで統一するため、連邦、州及び準州の各規制当局は国で定めた枠組みに基づき法令を制定している。

²⁵ ASCCは、2005年2月にNOHSCの廃止に伴い新設され、NOHSC(National Occupational Health and Safety Commission)とほぼ同様の役割を担っている。

²⁶ オーストラリア憲法(Commonwealth of Australia Constitution Act)の第51条(議会の立法権)及び第52条(議会の排他的権限)には、連邦政府が立法権を有する事項についての記載があるが、記載事項以外については州・準州議会が立法権を有する。化学物質管理や環境、労働安全衛生に関する立法権についてはここに記載されていないため、各州・準州議会が立法権を有する。

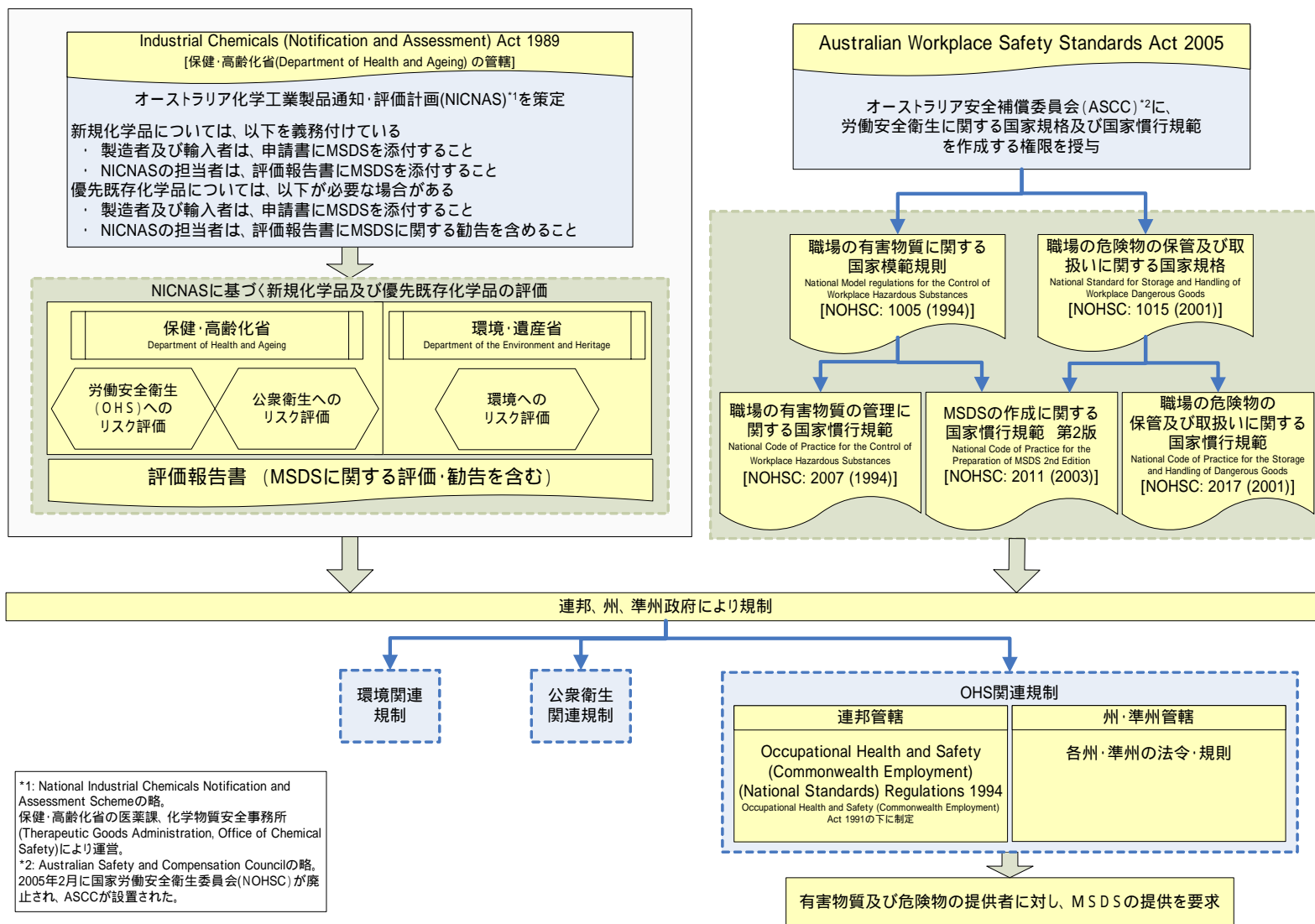


図 5-1 オーストラリアの MSDS 関連制度の体系図

表 5-1 労働安全衛生に係る MSDS 関連制度

根拠となる規則等	1) 職場の有害物質に関する国家模範規則[NOHSC: 1005 (1994)] National Model Regulations for the Control of Workplace Hazardous Substances 2) 職場の危険物の保管及び取扱いに関する国家規格[NOHSC:1015 (2001)] National Standard for Storage and Handling of Workplace Dangerous Goods																
規則等の目的	1) 職場における有害物質への暴露による健康に対する影響のリスクを最小化するため。 2) 人の安全及び健康を保全するため及び危険物及び可燃性液体の保管及び取扱いに伴い発生する危険による器物及び環境に対する損害を予防するため。																
規範	MSDS の作成に関する国家慣行規範第 2 版[NOHSC:2011(2003)] National Code of Practice for the Preparation of Material Safety Data Sheets 2 nd Edition																
所轄官庁	オーストラリア安全補償委員会 (ASCC)																
MSDS 制度の目的	有害物質及び危険物に暴露される可能性のある者に対して、健康及び安全に関する一貫した助言を提供するため。																
連邦の法令・規則 ^{注1}	Occupational Health and Safety (Commonwealth Employment) Act 1991 (以下、OHS (CE)法とする) Occupational Health and Safety (Commonwealth Employment) (National Standards) Regulations 1994 (以下、OHS(CE)(NA)規則とする)																
主な規定条項	<有害物質> ・供給者(製造者及び輸入者): MSDS の作成、5 年以内の見直し・改訂、最新の MSDS の提供 ・雇用者: MSDS の入手、取扱有害物質の MSDS がいつでも入手できることの確認、改ざんされないことの確認 <危険物> ・供給者(製造者及び輸入者): 5 年以内の見直し・改訂、最新の MSDS の提供 ・雇用者: MSDS の入手、取扱危険物の MSDS がいつでも入手できることの確認、改ざんされないことの確認																
MSDS 記載事項	<table border="0"> <tr> <td>1. 化学物質等及び会社情報</td> <td>9. 物理的および化学的性質</td> </tr> <tr> <td>2. 危険有害性の要約</td> <td>10. 安定性および反応性</td> </tr> <tr> <td>3. 組成、成分情報</td> <td>11. 有害性情報</td> </tr> <tr> <td>4. 応急措置</td> <td>12. 環境影響情報</td> </tr> <tr> <td>5. 火災時の措置</td> <td>13. 廃棄上の注意</td> </tr> <tr> <td>6. 漏出時の措置</td> <td>14. 輸送上の注意</td> </tr> <tr> <td>7. 取扱いおよび保管上の注意</td> <td>15. 適用法令</td> </tr> <tr> <td>8. 暴露防止および保護措置</td> <td>16. その他の情報</td> </tr> </table>	1. 化学物質等及び会社情報	9. 物理的および化学的性質	2. 危険有害性の要約	10. 安定性および反応性	3. 組成、成分情報	11. 有害性情報	4. 応急措置	12. 環境影響情報	5. 火災時の措置	13. 廃棄上の注意	6. 漏出時の措置	14. 輸送上の注意	7. 取扱いおよび保管上の注意	15. 適用法令	8. 暴露防止および保護措置	16. その他の情報
1. 化学物質等及び会社情報	9. 物理的および化学的性質																
2. 危険有害性の要約	10. 安定性および反応性																
3. 組成、成分情報	11. 有害性情報																
4. 応急措置	12. 環境影響情報																
5. 火災時の措置	13. 廃棄上の注意																
6. 漏出時の措置	14. 輸送上の注意																
7. 取扱いおよび保管上の注意	15. 適用法令																
8. 暴露防止および保護措置	16. その他の情報																
MSDS 作成対象物質	有害物質 : 有害物質情報システム(HSIS)に含まれている物質、又は、有害物質を分類するための認証基準[NOHSC:1008(2004)第 3 版](図 5-2)に適合する物質 危険物 : 液体でないものについては、ADG コード ^{注2} の第 2 章に記載されている基準に適合するもののうち、Class2、3、4、5、6.1、8、9(表 5-7)に分類されるもの(成型品及び規制当局により指定された「運送するには危険すぎる物」を含む)。液体については、AS 1940-2004 ^{注3} により C2(表 5-8)と分類され、火災リスクの高い危険物と共に保管及び取扱いされる場合。																
裾切り要件	有害物質 : 分類に応じて、液体又は固体の場合には 0.1%又は 1%、気体の場合には 0.02%又は 0.2%の裾きり値が設定されている(HSIS でより低い値が設定されている場合は、HSIS に記載の裾きり値を適用)(表 5-6)。 危険物 : 表 5-7 及表 5-8 を参照。																
適用除外	有害物質 : 小売目的で消費者向け包装 ^{注4} された状態で、量が 30 kg 又は 30L 以下であり、且つ、小売業者又は倉庫業者の職場で開包されない場合。 危険物 : 小売業者へ、消費者向け包装された状態、又は、購入者が提供した容器へ入れた状態で提供する場合。																
監査規定	OHS (CE)法の下に、Comcare (連邦政府の職員を対象とした労働安全・補償管理機関)が監査を実施している。[4 章、2 条、監査]																

罰則規定	(規則を違反した場合に、)個人に対しては最大 A\$5,000、法人に対しては最大 A\$25,000の罰金が科される[OHS (CE) 法、82 項 規則(1)(h)]。
営業秘密保護規定	<p>有害であると分類された製品は、その成分のうち有害性を有すると分類されるものについては公開しなければならない。有害性区分に基づき以下の Type I ~ III に成分を分類している。</p> <p>Type I : 有害性があると分類される物質又は暴露基準が設定されている物質 有害性区分に該当する化学物質名の開示を義務付ける(一般名不可)</p> <p>Type II : 有害性があるが、Type I よりも有害性が低い物質 一般名(Generic Name)での開示を認める</p> <p>Type III : Type I、II にも危険物にも分類されない物質 開示する必要なし、但し、混乱を防ぐために開示することを推奨しており、営業秘密が問題である場合には、「有害でない」と判断されたその他の物質」のように記載することが望ましい。</p> <p>一般名の選定方法については、MSDS の作成に関する国家慣行規範第 2 版 [NOHSC:2011(2003)]の Appendix 3 に EEC 指令 67/548/EEC に基づく手順ガイドを記載。 但し、各法令又は規則上において、特別な状況(緊急時等)の際には、化学物質の情報の開示を義務付ける規定がある。</p> <p>手続き : Type II 成分の営業秘密を保護するために一般名が使用された場合には、有害物質の情報を含む「秘密情報の申告書(Declaration of Confidentiality)」を ASCC に提出する必要がある。MSDS の作成に関する国家慣行規範第 2 版 [NOHSC:2011(2003)]の Appendix 4 に一般名通知の方法及び申告書が添付されている。</p>

注 1 : 連邦による法令・規則は、州・準州の規制が及ばない地域において適用される。州・準州において個別に法令等を制定しているため、殆どの地域で州・準州の規制が適用されている。

注 2 : Australian Dangerous Goods Code for road and rail (6th edition)

注 3 : Australian Standard 1940-2004: The storage and handling of flammable and combustible liquids

注 4 : 「消費者向け包装」とは、小売目的の展示及び販売される製品の包装のことである。

表 5-2 化学物質管理に係る MSDS 関連制度

根拠となる法令	Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Act 1989 (IC(NA)法)
法の目的	工業化学品の届出及び評価のための国家制度を規定するため[3 条]。
NICNAS の目的	化学品のリスク評価及び安全に関する情報、及び、化学品を取扱う可能性のある労働者、公衆衛生及び環境に対するリスクを入手可能にすることにより、化学品の安全な使用を確実にするため ^{注1} 。
所轄官庁	保健・高齢化省 (ADHA; Department of Health and Ageing)
MSDS 制度の目的	該当なし。
主な規定条項	新規化学品 : 製造者及び輸入者に対する届出への MSDS 添付義務、NICNAS に対する評価報告書への MSDS 添付義務。 優先既存化学品 : 製造者及び輸入者に対しては、申請書へ MSDS の添付が要求される場合がある。NICNAS に対しては、MSDS に関する勧告が評価報告書に必要な場合がある。
MSDS 記載事項	NICNAS に基づいた新規化学品及び優先既存化学品の申請の際に要求される MSDS については、MSDS の作成に関する国家慣行規範第 2 版[NOHSC: 2011(2003)]に従い作成することを要求 ^{注1} 。
MSDS 作成対象物質	NICNAS に基づく届出が必要となる、全ての新規化学品、及び、MSDS の添付を要求された優先既存化学品
裾切り要件	規定なし
適用除外	規定なし
監査規定	NICNAS の監督責任者は、Public Service Act 1999 により規定されている従事者を、監査員として指定することができる。建物の利用者の承諾があれば、監査対象となるなどの建物にも入ることができる。
罰則規定	新規化学品については規定なし。 優先既存化学品について、NICNAS 監督責任者により要求された情報 (MSDS が含まれる場合がある) を提供しなかった場合には、個人に対しては最高 A\$6,600、法人に対しては最高 A\$33,000 の罰金が科される[IC(NA)法 58 条(8)]。
営業秘密保護規定	MSDS 記載情報を含む一般的な情報保護： 新規化学品の届出、及び、優先既存化学品の評価のための申請に際して、NICNAS の監督責任者により その公開が申請者の営業利益を著しく損なう、及び 損害がその情報の公開による公益よりも重大であると判断された情報については (公開) 免除情報として扱われる。但し、以下の化学品の基本的な情報は、免除情報としては認められない。 (a) その化学品として公衆や製造者・輸入者により認知されている名称 (b) 一般的用途 (c) 製造、取扱い、保管、使用及び廃棄における注意事項及び制約事項 (d) 本法令の下に実施された評価の結果、廃棄処分に関する勧告事項 (e) 緊急事態に踏むべき手順に関する情報 (f) 物性及び化学的特性 (化学品の組成は除く) (g) 健康影響又は環境影響に関する情報 監督責任者やその他の担当者に対して、法の役割や義務を果たすため又は 裁判所の命令に応じるため又は 免除情報の申請者に同意を得ている場合を除き、免除情報の記録や公開を行ってはならないことも規定している ^{注2} 。 申請手続: 申請者が営業損害を被ると判断した事項を免除情報として扱われるためには、申請が必要である。申請には申請書 (Form3) と、申請料 A\$588 が必要である ^{注3} 。

注 1 : NICNAS Handbook for Notifiers Appendix 12, NICNAS, 2004

注 2 : Act, Division 8-Confidentiality 75 条 Exempt information、76 条 Confidentiality by Director etc.

注 3 : NICNAS Handbook for Notifiers, Appendix 6, NICNAS, 2004.

(2) オーストラリアの MSDS 関連制度の経緯と背景

国際的な経緯と背景

1996 年に開催されたりオ地球サミット以降、オーストラリアの化学物質管理は著しく改善されてきた。特に、化学物質管理のための社会基盤政策に対する同国の取組は、化学物質の適切な管理を規定しているアジェンダ 21 の 19 章により大きく促進された。同国による改善のなかでも重要なものは、様々な規制当局間の協力体制であり、同国における効率的な化学物質管理を維持する上で重要な役割を担っている。規制当局の協力体制が構築され始めたのはアジェンダ 21 の起草より前のことであったが、これにより、膨大な情報量を要する化学物質の評価の性質を理解し、費用効率の良い評価を促すことで評価自体を改善するというアジェンダ 21 の規定の目標を達成している。

オーストラリアにおける化学物質管理関連の規制の発展

化学物質管理に対する規制の多くは 1980 年代から 90 年代にかけて改正され、政府によって「国としてより一貫した手法」、「重複規制の回避」、「労働者、公衆及び環境の保護の強化」を優先事項として選定している。それらの優先事項への取組において、規制当局間の協力体制が反映されている。その結果、国家レベルの化学物質の評価及び登録を管理する枠組みが構築された。この国家レベルでの枠組みは、化学物質の 4 分野（農業、工業、薬品、食品）ごとに設定されている。MSDS 関連制度は、労働者保護という観点ではこの 4 分野に限らずすべての産業に共通したものであるが、化学物質管理という観点では主として工業分野の枠組みに含まれる。

工業分野における化学物質管理枠組みにおける MSDS 制度には、Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Act 1989 のもと、1990 年に策定されたオーストラリア化学工業製品通知・評価計画 (NICNAS) がある。NICNAS は、施行当初は NOHSC の管轄であったが、現在は ADHA に移管されている。

NICNAS において要求される MSDS は、NOHSC が作成した「MSDS の作成に関する国家慣行規範」(1997 年までは、国家慣行規範以前に作成されていた「MSDS 作成のための指針書 [NOHSC:3001]」) に従ったものとするなど、工業分野における化学物質管理枠組みの労働安全衛生関連規制との一貫性が重要視されている。

有害物質に係わる MSDS 関連制度の発展

現行のオーストラリアの MSDS 制度は、1993 年に、NOHSC により作成された「国家有害物質規制パッケージ (National Hazardous Substances Regulatory Package)」が基盤となっている。「国家有害物質規制パッケージ」には、「職場の有害物質管理に関する国家模範規則 [NOHSC:1005(1994)]」を中心に、職場で使用される有害物質に関する規則や慣行規範などを含む一連の規制関連文書が含まれている (表 5-3)。

このパッケージのうち、MSDS 制度に関連する文書は、「職場の有害物質管理に関する国家模範規則[NOHSC: 1005(1994)]」、「職場の有害物質管理に関する国家慣行規範[NOHSC: 2007(1994)]」、「有害物質を分類するための認証基準[NOHSC:1008(2004)第 3 版]」、「MSDS の作成に関する国家慣行規範[NOHSC:2011(1994)] (現：第 2 版[NOHSC:2011(2003)])」である。このうち最も重要な文書が「職場の有害物質管理に関する国家模範規則[NOHSC: 1005(1994)]」である。この国家模範規則では、製造者及び輸入者に対し、ある物質を供給する前に、その物質が健康に対し有害であるかどうかを判定することを要求し、有害物質と判定されたすべての物質について、その有害性に関する情報を含むラベル表示及び MSDS を提供することを要求している。

表 5-3 国家有害物質規制パッケージに含まれる規制文書

種類	文書名 (仮訳)	文書名
国家模範規則	職場の有害物質管理に関する国家模範規則	National Model Regulations to Control Workplace Hazardous Substances)
国家模範規則の補足文書	有害物質を分類するための認証基準	Approved Criteria for Classifying a Hazardous Substance
	有害物質と判定された物質一覧	List of Designated Hazardous Substances
	暴露基準	Exposure Standards
	職場における有害物質の表示に関する国家慣行規範	National Code of Practice for Labelling Workplace Hazardous Substances
	職場の有害物質管理に関する国家慣行規範	National Code of Practice to Control Workplace Hazardous Substances
	MSDS の作成に関する国家慣行規範	National Code of Practice for the Preparation of MSDS
発がん性物質関連文書	指定発がん性物質の管理に関する国家模範規則	National Model Regulations for the Control of Scheduled Carcinogenic Substances)
	指定発がん性物質の管理に関する国家慣行規範	Code of Practice for the Control of Scheduled Carcinogenic Substances
指針書及び補足文書	職場の有害物質の使用に伴う健康リスク評価に関する指針書	Guidance Note for the Assessment of Health Risks Arising from the Use of Hazardous Substances in the Workplace
	小売部門における有害物質に関する指針書	Guidance Note for Hazardous Substances in the Retail Sector
	職場における有害物質に関する研修必須事項	Workplace Hazardous Substances Core Training Elements

危険物に係わる MSDS 関連制度の発展

2001 年の 3 月には、職場における危険物の保管及び取扱いの国家枠組みの基本となる「職場の危険物の保管及び取扱いに関する国家規格[NOHSC: 1015(2001)]」及び「職場の危険物の保管及び取扱いに関する国家慣行規範[NOHSC: 2017(2001)]」が NOHSC により公表された。これにより危険物についても、その危険性に関する情報を含むラベル表示及び MSDS 提供規定について、国内で統一の規制制度が整備された。

MSDS 作成に関する規定の発展

現在のところ、MSDS の形式や記載事項等は、「MSDS の作成に関する国家慣行規範第 2 版[NOHSC:2011(2003)]」に規定されている。この規範は、NOHSC が 1986 年に既に公表していた「MSDS 作成のための指針書 (Guidance Note for Completion of a Material Safety Data Sheet)

[NOHSC:3001]」をもとに作成されたものである。なお、2001年に「職場の危険物の保管及び取扱いに関する国家規格[NOHSC:1015(2001)]」が公表されたのを機に、1993年の「MSDSの作成に関する国家慣行規範[NOHSC:2011(1994)]」は改訂され、「MSDSの作成に関する国家慣行規範第2版[NOHSC:2011(2003)]」が2003年に策定された。

最近の規制改正動向

オーストラリアでは、規則等を10年以内に見直すことを原則としており、1993年に作成された「国家有害物質規制パッケージ」を始めとする、有害物質の規制枠組みの包括的見直しが2004年に実施されることが要求された。これに先駆け、NOHSCは2002年4月に初期的見直しを行い、2002年8月から2003年2月にかけてステークホルダーとの協議が繰り返し行われた。その結果、2003年6月には様々な課題が整理され、2004年8月、NOHSCの化学品規格分科委員会は「職場の有害物質管理に関する国家模範規則[NOHSC:1005(1994)]」と「職場の危険物の保管及び取扱いに関する国家規格[NOHSC:1015(2001)]」に代わる新たな枠組みを構築すること、及び、GHSを適宜盛り込むことに合意した。

2006年9月には、「職場の危険有害化学品管理に関する国家規格」、「職場の危険有害化学品管理に関する国家慣行規範」の起草案が公表され、これらに対するパブリックコメントの募集を開始した。パブリックコメントの募集は2007年の3月1日に終了する予定である。

(3) オーストラリアにおける MSDS 関連制度の詳細

労働安全衛生における MSDS 制度

オーストラリアの MSDS 制度は、有害物質については「職場の有害物質管理に関する国家模範規則[NOHSC: 1005(1994)]」、危険物については「職場の危険物の保管及び取扱いに関する国家規格[NOHSC: 1015(2001)]」に基づき制定されている。表 5-4 は、それぞれの目的及び MSDS 関連規定を抜粋し、仮訳したものである。これらを比較すると、規制対象範囲を除いて、両制度の規制内容はほぼ同じで、有害物質と危険物を職場に供給する全ての製造者及び輸入者には MSDS を作成・提供する義務があり、有害物質を使用する、又は、危険物を取扱い及び保管する職場の雇用者は、それらの MSDS が入手されており、利用可能であることを確認する義務を有する。

表 5-4 労働安全衛生に係わる 2 つの MSDS 制度における関係条文（抜粋・仮訳）

職場の有害物質管理に関する国家模範規則 [NOHSC: 1005(1994)]	職場の危険物の保管及び取扱いに関する国家規格 [NOHSC:1015 (2001)]
<p>目的</p> <p>2 この職場の有害物質に関する国家模範規則の目的は、以下の事項を実行することにより、職場における有害物質への暴露による健康に対する影響に関するリスクを最小化することである。</p> <p>(a) 職場で利用される有害物質がラベル表示及び MSDS と共に提供されることを確認すること；</p> <p>(b) 勤務上使用する有害物質に暴露される可能性を有する被雇用者に有害性及び職場の有害物質を評価及び管理する方法に関する情報と研修が提供されていること及び被雇用者の代表者が常にその情報を入手可能であることを確認すること；</p> <p>(c) 有害物質に対する暴露のリスク及び管理の審査を提供すること；</p> <p>(d) 緊急隊員及びその他の関連国家機関が職場の有害情報に関する関連情報を入手できることを確認すること；且つ</p> <p>(e) Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Act 1989 (連邦)の下に作成された概略報告書からの関連情報が職場への要求に応じ入手可能であることを確認すること。</p>	<p>目的</p> <p>3 本国家規格の目的は、対象とする人々に以下の事項を要求することにより、人の安全及び健康を保全するため、及び、危険物及び可燃性液体の保管及び取扱いに伴い発生する危険による器物及び環境に対する損害を予防するため：</p> <p>(a) 以下を実行することにより、危険物、輸送するには危険な物及び可燃性液体の保管及び取扱いに伴い生じる危険を除外する、又はそれが実行不可能であれば、それに伴い生じるリスクを可能な限り最小化する；</p> <p>(i) 危険物及び可燃性液体の保管及び取扱いに伴い生じる危険が特定され、リスクが評価・管理されていることを確認すること；且つ</p> <p>(ii) 関連情報及び研修を要求すること；</p> <p>(b) 以下の場合には当局に通知する：</p> <p>(i) 45 項に規定される量以上の危険物又は可燃性液体が保管及び取扱われている；又は</p> <p>(ii) パイプラインが危険物又は可燃性液体の輸送に利用される；且つ</p> <p>(c) 緊急隊を含む、その他の関連する機関が関連情報を入手できることを確認すること。</p>
<p>情報規定 - 供給者の義務 MSDS</p> <p>6(1) MSDS に関して、製造者及び輸入者は以下のことをするべきである：</p> <p>(a) 供給する全ての有害物質の MSDS を作成すること；</p> <p>(b) 最新の情報を維持するために、MSDS を見直し及び改訂すること、及び、いかなる場合においても、MSDS の最終発行日から 5 年以内に実施すること；且つ</p> <p>(c) 最新の MSDS をオーストラリア国家 MSDS レポジトリ（Australia National Material Safety Data Sheets Repository）^{注1}に提供すること。</p> <p>(2) 供給者は、以下の場合に、職場に供給している有害物質について、最新の MSDS の提供を確実に行うこと：</p> <p>(a) 初めて有害物質が供給者から購入者へ供給された時；且つ</p> <p>(b) 要求に応じて。</p> <p>(3) 供給者は、有害物質を小売業者又は倉庫業者へ小売目的で消費者向け包装^{注2}された状態で供給し、量が 30kg 又は 30L 以下である場合、且つ、小売業者又は倉庫業者の職場で開包されない場合には 6(2)(a)項が適用されない。</p>	<p>製造者、供給者、輸入者及び設置業者の義務 危険物</p> <p>MSDS に関する規定</p> <p>10 (1) 危険物を輸入又は製造する者は以下のことをしなければならない：</p> <p>(a) 供給する危険物の MSDS を提供；及び</p> <p>(b) 最新の情報を維持するために、輸入又は製造する危険物の MSDS の最終発行日から 5 年以内に見直し改訂されていることを確認</p> <p>(2) 危険物の供給者は、輸入者又は製造者から提供される最新の MSDS 情報を提供できるようにしなければならない：</p> <p>(a) 要求に応じて、危険物により影響を受けやすい人に対して；且つ</p> <p>(b) 職場に対して；</p> <p>(i) 危険物が初めて供給される時又はそれ以前、若しくは、それが不可能な場合には、その後できるだけ早い段階で；且つ</p> <p>(ii) その後、MSDS の改訂後に初めて危険物が供給される時又はそれ以前に提供すること。</p> <p>(3) 10(2)項の規定は、以下を供給する小売業者には適用されない：</p> <p>(a) 購入者に対して消費者向け包装された状態で提供される危険物；又は</p>

	(b) 9(6)項に従い、購入者により提供された容器に入った危険物。
<p>情報規定 - 雇用者の義務 MSDS 8(1) MSDS について、雇用者は以下のことをすること：</p> <p>(a) 有害物質が職場へ初めて供給される時に MSDS を入手すること；且つ</p> <p>(b) 供給者により提供された MSDS が、職場で使用される全ての有害物質について入手できること、及び、それらを有害物質に暴露される可能性のある被雇用者がいつでも入手できることを確認すること；且つ</p> <p>(c) 供給者からの MSDS が、海外仕様の MSDS を被雇用者により再フォーマットされる場合を除き、改ざんされないことを確認すること。</p> <p>(2) 小売業者及び倉庫業者は、小売目的で消費者向け包装されており、その量が 30kg 又は 30L 以下である場合、且つ、職場の建物内で開包されない有害物質については、8(1)(a)及び(b)項が適用されない。</p>	<p>職場雇用者の義務 雇用者 MSDS 51 (1) 雇用者は MSDS について以下のことを確認しなければならない：</p> <p>(a) 危険物が職場の建物に初めて供給される時又はそれ以前に MSDS を入手すること、若しくは、それが不可能である場合には、その後できるだけ早い段階で入手すること；</p> <p>(b) 供給者から提供された MSDS が、保管及び取扱う全ての危険物について入手できること、及び、被雇用者、緊急隊員及び建物内で影響を受けやすいその他全ての人がいつでも入手できること；且つ</p> <p>(c) 供給者からの MSDS が、海外仕様の MSDS を被雇用者により再フォーマットされる場合を除き、改ざんされないこと</p> <p>(2) 雇用者は、建物内で製造及びその結果保管及び再使用されている全ての危険物の安全衛生に関する情報が入手できることを確認しなければならない。</p> <p>(3) 51(1)(a)及び(b)の規定は、危険物が以下のように保管及び取扱われている場合には、適用されない：</p> <p>(a) 輸送中の危険物；又は</p> <p>(b) 小売業者により、消費者向け包装され、別の建物において使用される目的で供給されており、且つ、建物内で開包される予定でない危険物（ペンキを塗る又はサンプルを採取する場合を除く）。</p> <p>しかし、雇用者は輸送中の危険物の MSDS をいつでも入手できること、又は、小売業者の場合には、消費者向け包装されている危険物についての安全衛生に関する情報を持っていることが要求される。</p> <p>(4) 危険物の保管及び取扱いに携わる被雇用者（及び/又はその代表者）が MSDS を要求した場合には、雇用者は関連する MSDS が当該被雇用者及び/又はその代表者に提供されていることを確認しなければならない。</p>

注 1：オーストラリア国家 MSDS レポジトリーは事実上運営されていない。また、1996 年に開催された第 41 回 NOHSC 会議においても、本レポジトリー及び関連するデータベースを廃止することに同意したことが報告されている。

注 2：「消費者向け包装」とは、小売目的での展示及び販売する製品の包装のことである。

イ) MSDS への記載事項について

「MSDS の作成に関する国家慣行規範第 2 版[NOHSC:2011(2003)]」では 16 項目の MSDS 記載項目を要求しており、国連勧告の「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(以下、「GHS 勧告」という)に対応している。現行の規範では、一部が GHS 勧告と異なっているが、2006 年に提出された国家規格の改正案では、ほぼ GHS 勧告の規定に対応している。MSDS への記載が必須の項目は、以下の 16 項目である。

化学物質等及び会社情報	物理的及び化学的性質
危険有害性の要約	安定性及び反応性
組成、成分情報	有害性情報
応急措置	環境影響情報
火災時の措置	廃棄上の注意
漏洩時の措置	輸送上の注意
取扱い及び保管上の注意	適用法令
暴露防止及び保護措置	その他の情報

海外の MSDS を用いることも認められている。但し、その場合は、以下の情報が記載されていなければならない。

- オーストラリアにおける連絡先
- オーストラリアの有害物質及び危険物の規制枠組みに従った有害性・危険性区分情報（欧州の分類基準に従ったものも適用可能）
- 連邦及び各州・準州の法令に従った成分情報の開示
- オーストラリアの暴露基準値（設定されている場合のみ）
- オーストラリアの関連規制情報

ロ) MSDS 制度の対象物質

MSDS の作成・提供義務の対象となるのは有害物質及び危険物である。有害物質及び危険物は量・用途や分類によっては適用除外となるものもあり、その定義、分類方法及び適用除外について以下に詳述する。なお、「MSDS の作成に関する国家慣行規範第 2 版[NOHSC:2011(2003)]」では、有害物質にも危険物にも分類されていない場合であっても、MSDS を提供することは良き慣行（good practice）として認められることを記載している。

< 有害物質 >

MSDS 作成・提供義務を含む有害物質管理規制の対象となる有害物質は以下の物質である。

- a) 有害物質情報システム(HSIS; Hazardous Substances Information System)に含まれている物質；又は
- b) 「有害物質を分類するための認証基準[NOHSC:1008(2004) 第 3 版]」に適合する物質

a) HSIS に含まれている物質とは

HSIS とは、有害化学物質に関するデータベースをインターネット上で公開するために構築されたシステムである²⁷。HSIS は NOHSC により作成され、「有害物質を分類するための認証基準 (Approved Criteria for Classifying Hazardous Substances) [NOHSC: 1008(2004)]第 3 版」に基づき、これまでに有害物質であると分類された化学物質に関する情報（設定されたカットオフ値等）が検索可能となっている。

b) 「有害物質を分類するための認証基準[NOHSC:1008(2004)第 3 版]」に適合する物質とは

「有害物質を分類するための認証基準[NOHSC:1008(2004) 第 3 版]」は、ある物質が有害であるか否かを判定する手順を示しており、その基準は主に健康影響である。健康影響は有害性に基づき表 5-5 のような区分に分類される。有害性の分類基準は、EC 法令の「危険物質指令 (DSD; Directive 67/548/EEC)」及び「危険調剤指令 (DPD; Directive 1999/45/EC)」を採用したものである。

但し、混合物の場合には、各構成物質の濃度及び相加作用を考慮する必要がある。濃度については、カットオフ値が設定されており、混合物そのものの試験がされておらず、構成物質のうちの一つでも上記の有害性の区分に分類された場合に適用される。それぞれの分類に対し、カットオフ値以上であった場合には有害であると判断する目安となるものである。HSIS においてより低い濃度が設定されていない限り、原則としてカットオフ値は表 5-6 のとおりである。

また、有害性区分に分類されたいずれの構成物質もカットオフ値以上の濃度で含まれていない場合でも、相加作用により、その混合物が有害物質と判定されることもある。相加作用は、それぞれの物質の有害性をカットオフ値と相対的に比較し足し合わせる方法で評価している。これらの具体的な評価方法は、GHS 勧告による方法と異なっている。図 5-2 は、有害物質を分類するための認証基準[NOHSC:1008(2004)第 3 版]に基づく有害物質判定の手順を示したものである。

有害物質の供給者に対する MSDS の提供義務の免除は、次の場合に限られる。

- 有害物質が小売業者又は倉庫業者へ小売目的で消費者向け包装された状態で供給され、量が 30 kg 又は 30L 以下である場合、且つ
- 小売業者又は倉庫業者の職場で開包されない場合

小売業者及び倉庫業者に対する MSDS を入手する義務及び取扱者がいつでも利用できるように確認する雇用者の義務の免除は、次の場合に限られる。

- 小売目的で消費者向け包装されており、量が 30 kg 又は 30L 以下である場合、且つ、
- 職場の建物内で開包されない場合

²⁷有害物質情報システム(HSIS) : <http://www.nohsc.gov.au/applications/hsis/>

表 5-5 有害物質を分類するための認証基準により分類される健康有害性の区分

4章 健康に対する影響の基準	5章 人の健康に対する特定の影響に基づく分類
<ul style="list-style-type: none"> • 猛毒性(very toxic:T⁺) • 毒性(toxic: T) • 有害性(harmful:X_N) • 腐食性(C) • 刺激性(XI) • 感作性 • その他の毒物学的特性 	<ul style="list-style-type: none"> • 発がん性(区分 1~3) • 変異原性(区分 1~3) • 生殖発生毒性(区分 1~3)

表 5-6 当該混合物が有害物質と判定される際のカットオフ値

カットオフ値	液体及び固体：0.1% 気体：0.02%	液体及び固体：1% 気体：0.2%
適用する有害性	<ul style="list-style-type: none"> • 猛毒性 • 毒性 • 発がん性(区分 1 又は 2) • 変異原性(区分 1 又は 2) • 生殖毒性(区分 1 又は 2) 	<ul style="list-style-type: none"> • 有害性 • 腐食性 • 刺激性 • 感作性 • 発がん性(区分 3) • 変異原性(区分 3) • 生殖毒性(区分 3)

注：HSIS においてより低い濃度が設定されている場合は、その濃度がカットオフ値となる。

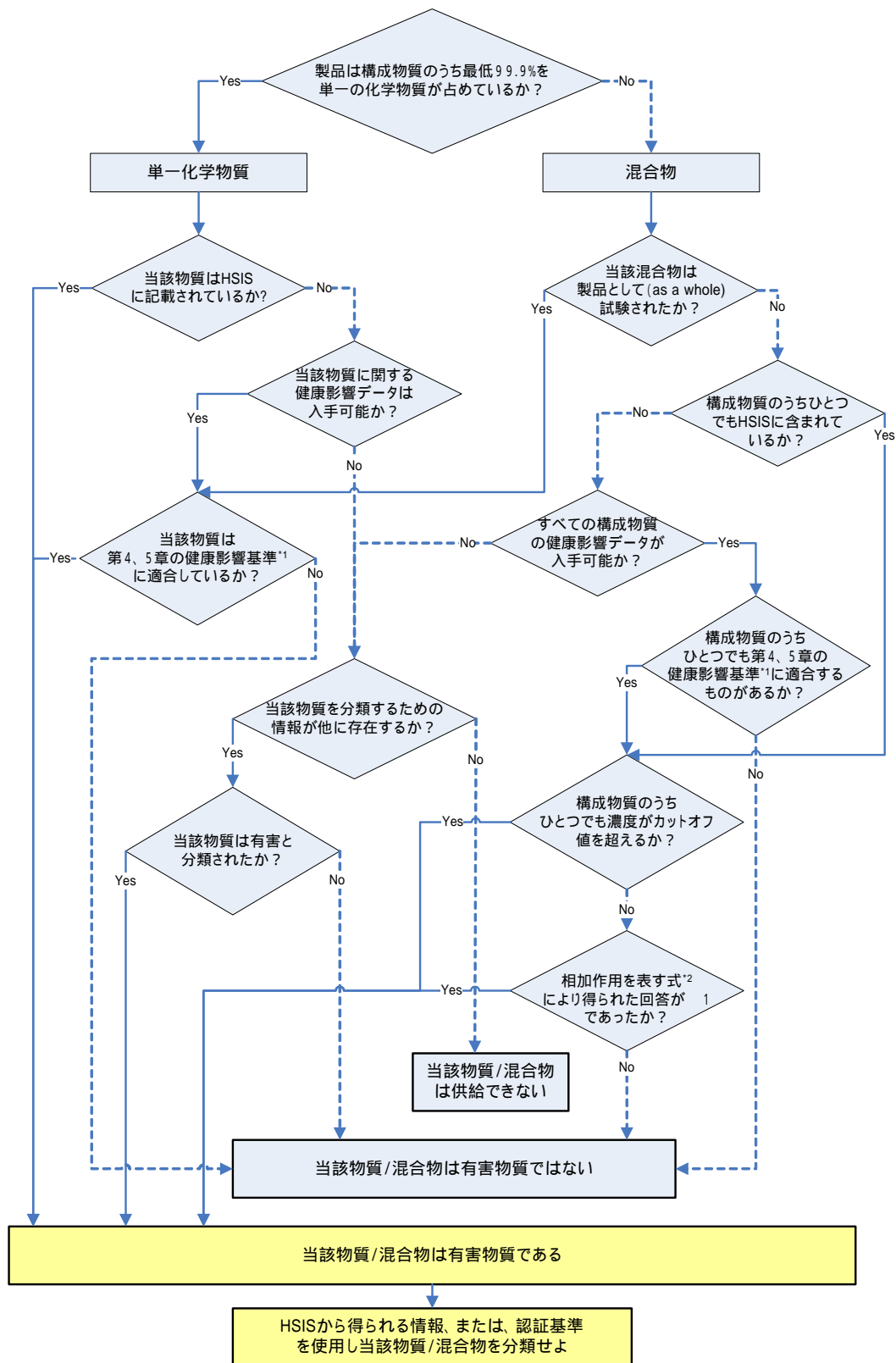


図 5-2 「有害物質を分類するための認証基準」に従った有害物質判定の手順

*1：「第 4、5 章の健康影響基準」とは、「有害物質を分類するための認証基準(Approved Criteria for Classifying Hazardous Substances) [NOHSC: 1008(2004)]第 3 版」の第 4 及び 5 章に記載されている、健康影響基準のことである。健康影響に基づき当該物質を分類し、有害性を有するかどうかを判断するための基準である。

*2：「相加作用を表す式」とは、「有害物質を分類するための認証基準(Approved Criteria for Classifying Hazardous Substances) [NOHSC: 1008(2004)] 第 3 版」の第 7 章に記載されている式である。これらの式は、それぞれの物質の有害性をカットオフ値と相対的に比較し、足し合わせて評価するものである。

< 危険物 >

MSDS 作成の対象となる危険物は、液体でないものについては、ADG コード²⁸の基準に適合するもの(成型品及び規制当局により指定された「運送するには危険すぎる物」を含む)、液体については、AS 1940-2004²⁹により C2 と分類されるものをいう。以下に ADG コードおよび AS1940-2004 に示される危険物のクラスを表 5-7 及び表 5-8 に示す。

供給者の MSDS の提供義務が免除されるのは、次の場合。

- 危険物が消費者向け包装されている場合、若しくは、
- 購入者から提供された容器に入れて提供される場合

雇用者が MSDS を入手し、取扱者がいつでも利用できるように確認する義務が免除されるのは、次の場合。

- 輸送中の危険物、又は、
- 消費者向け包装されており、別の建物において使用されるため開放される予定でない危険物

表 5-7 ADG コードで分類されている危険物のクラス

クラス	説明
Class 1	爆発物又は爆発のために利用される成型品
Class 2 (Gases)	2.1 可燃性ガス
	2.2 不可燃性ガス、無毒性ガス
	2.3 有毒ガス
Class 3	可燃性液体
Class 4	4.1 可燃性固体
	4.2 自然発火しやすい物質
	4.3 水と接触することにより可燃性又は有毒なガスを発生させる物質
Class 5	5.1 酸化剤
	5.2 有機過酸化物
Class 6	6.1 有毒物質
	6.2 病毒を感染させやすい物質
Class 7	放射性物質
Class 8	腐食性物質
Class 9	その他の危険物及び成型品

注：網かけしたクラスは MSDS 規定の対象外。クラスは、国際連合の「危険物輸送勧告」に基づく分類と同じ。

表 5-8 AS1940-2004 による可燃性液体の分類

クラス	説明
C1	60.5 < 引火点 ≤ 150 (例：ディーゼル燃料)
C2	150 < 引火点 (例：油圧油及び潤滑油)

注：網かけしたクラスは MSDS 規定の対象外。

²⁸ Australian Dangerous Goods Code for road and rail (6th edition)

²⁹ Australian Standard 1940-2004: The storage and handling of flammable and combustible liquids

八) MSDS の更新・改訂

有害物質及び危険物の製造者又は輸入者に対し、MSDS を最終発行日から 5 年以内に見直し、改訂することが義務付けられている。

NICNAS における MSDS 制度

NICNAS は、1990 年に Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Act 1989 (以下、IC(NA)法とする)のもとに策定され、ADHA により管轄されている制度(実行組織を含む)である。オーストラリアに新たに導入する化学工業製品(以下、「新規化学品」という)は、NICNAS による国民の健康及び環境に対する影響の評価を行わなければならない。また、国内において既に使用されている化学工業品(以下、「優先既存化学品」という)についても、健康及び環境に対する影響の懸念に応じて、優先的に評価される。

NICNAS における主な MSDS 制度としては、

- 新規化学品の評価の届出の際に、添付が必須な情報の一つとして MSDS が要求されること；
- 優先既存化学品(ヒトの健康又は環境に対し影響を与えるリスクが疑われる化学品)としての評価を申請する際には、MSDS が要求される場合があること；
- 提出された新規化学品の MSDS 自体の評価も実施していること；

などが挙げられる。

イ) 新規化学品

新規化学品を導入する際には、NICNAS による評価を申請するために、事業者による届出が必要で、当該新規化学品の MSDS を届出時に添付しなければならない。なお、以下のような場合にも当該新規化学品以外の MSDS を提出しなければならない。

- 申請された新規化学品が、申請者の製造する既製品の中に含有されている場合、この既製品の MSDS
- 申請する新規化学品が、申請者の職場において、別の形状で存在する場合(例：溶剤との混合物として)、その別の形状の化学品の MSDS

以下のものについては、届出の義務が免除されている。なお、(vii)については、規定の通知書を提出しなければならないが、この際に MSDS とラベル表示を添付することが義務付けられている。

- (i) 研究開発又は分析の目的で 12 ヶ月間において製造・輸入量 100g 以上 100kg 以下のもの
- (ii) 指定設備の中で、研究開発又は分析プログラムの過程において製造されるもの(量の規定なし)
- (iii) 港・空港を 30 日以内に通過・出国し税関の管理下にあるもの
- (iv) 非化粧品用途で 12 ヶ月間において製造・輸入量 100kg 以下のもの

- (v) 1%以下で化粧品中に導入される非有害性のもの
- (vi) 化粧品用途で12ヶ月間において製造・輸入量10kg以下のもの
- (vii) 化粧品用途で12ヶ月間において製造・輸入量10kgより多く、100kg未満のもの

届出が必要な新規化学品は主に以下の5つのカテゴリーに分かれている。届出に添付する情報の要求事項はカテゴリーにより異なるが、全てのカテゴリーの要求事項に当該化学品のMSDSが含まれている。MSDSの項目ごとの記載内容は、既述の「MSDSの作成に関する国家慣行規範第2版[NOHSC:2011(2003)]」に従うことが求められている。

- PLC 低懸念ポリマー
- CEC 商業的評価
- LVC 少量化学物質
- Limited Notification 限定届出
- Standard Notification 標準届出

新規化学品のうち、有害性の高いものについてはNICNASが評価を実施するが、比較的有害性の懸念が低いと考えられる、PLC、非有害性の化学物質、非有害性のポリマーについては自己審査による許認可申請が認められている。その自己審査による許認可申請においても、規定の申請書にMSDSを添付することが要求されている。また、NICNASは、評価申請の際に、事業者から提出されたMSDSを評価している。NICNAS年次報告書によると、2004-05年に400以上のMSDS、2005-06年に約400のMSDS及び表示の評価を実施している。なお、NICNASにより評価され、作成される新規化学品の評価報告書にも、MSDSを添付することが義務付けられている³⁰。

ロ) 優先既存化学品

国内に既に存在する化学品であっても、その製造、取扱い、保管、使用又は処分がヒトの健康又は環境に対し影響を与えるリスクがあるかもしれないと考える正当な理由がある場合には、優先既存化学品(Priority Existing Chemicals: PECs)として指定される。指定されているPECs(その化学品の混合物又は製剤を含む)を輸入又は製造する場合には、NICNASに基づく評価が要求される。指定されたPECsは、NICNASの監督責任者からの勧告後、保健・高齢化大臣により化学品官報(Chemical Gazette)及び関係者への送付を通じて公表される。PECsの輸入又は製造を望む事業者は、評価のための申請が必要とされ、その申請には規定の申請書と、MSDSを含む以下のいずれかの情報が求められる可能性がある。要求される情報は、化学品により異なる。2002年3月以降に指定されたPECsのうち、申請時にMSDSの添付が要求された化学品は表5-9のとおりである。

- 当該化学品の物理的及び化学性状
- 既知の情報を含むヒト及び環境に対する影響及び別紙のPart Cに示す項目
- 輸入量又は輸入予定量、あるいは、製造量又は製造予定量
- 化学品の用途又は可能性のある用途

³⁰ IC(NA)法1989の33条

- 申請者又は通知者が当該化学品をこれまでに供給した、又は、これから供給する予定である顧客名
- 当該化学品の製造工程、取扱い（輸送を含む）及び保管に関する情報
- 労働安全衛生、公衆衛生及び環境問題、特にばく露の問題に関する情報
- 当該化学品及びそれを含む製品のラベル及び MSDS
- 当該化学品が関与する緊急事態に対応するために実施されている手順の説明

PECs の輸入者又は製造者が申請した後は、NICNAS により評価が実施され、その評価報告書には、評価において検討された健康、安全及び環境に関わる問題の概要と法律により規定された事項に関する評価及び勧告を含むことが義務付けられている。当該化学品及びそれを含む製品の MSDS の内容も評価及び勧告の対象である。公表されている評価報告書³¹には、MSDS のサンプルが添付されているものもある。

表 5-9 近年公表された優先既存化学品(PECs)の申請における MSDS 添付の要求の有無

名称	CAS 番号	化学品官報番号	MSDS 添付要求の有無
フタル酸類（9 物質） ^{注1}	-	2006 年 3 月 No.C3	×
オクタプロモジフェニルエーテル	32536-52-0	2006 年 1 月 No.C1	
ペンタプロモジフェニルエーテル	32534-81-9		
鉛化合物（15 物質）	-		×
デカプロモジフェニルエーテル	1163-19-5	2005 年 6 月 No.C6	
ヘキサプロモシクロドデカン	25637-99-4		
1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン	3194-55-6		
テトラプロモビスフェノール A	79-94-7		
シアン化ナトリウム	143-33-9	2003 年 5 月 No.C3	
ホルムアルデヒド	50-00-0	2002 年 5 月 No.C5	
トリクロサン	3380-34-5	2002 年 3 月 No. C3	

注 1：玩具、育児用品、化粧品等の製造目的で使用される場合に限る。

GHS に対応した新たな MSDS 関連制度の提案

オーストラリアでは、MSDS 関連制度を GHS に対応させるため、新たに「職場の危険有害化学品に関する国家規格案」を作成するとともに、それに基づいた新たな「SDS 作成に関する国家慣行規範案」を策定した。これらの案は、ホームページ上で公表され、パブリックコメントが募集されている。これらの新たな MSDS 関連制度案の体系及び概要を図 5-3、表 5-10 にそれぞれ整理した。

³¹ NICNAS のウェブサイト：<http://www.nicnas.gov.au/Publications/CAR/PEC.asp> で閲覧が可能。

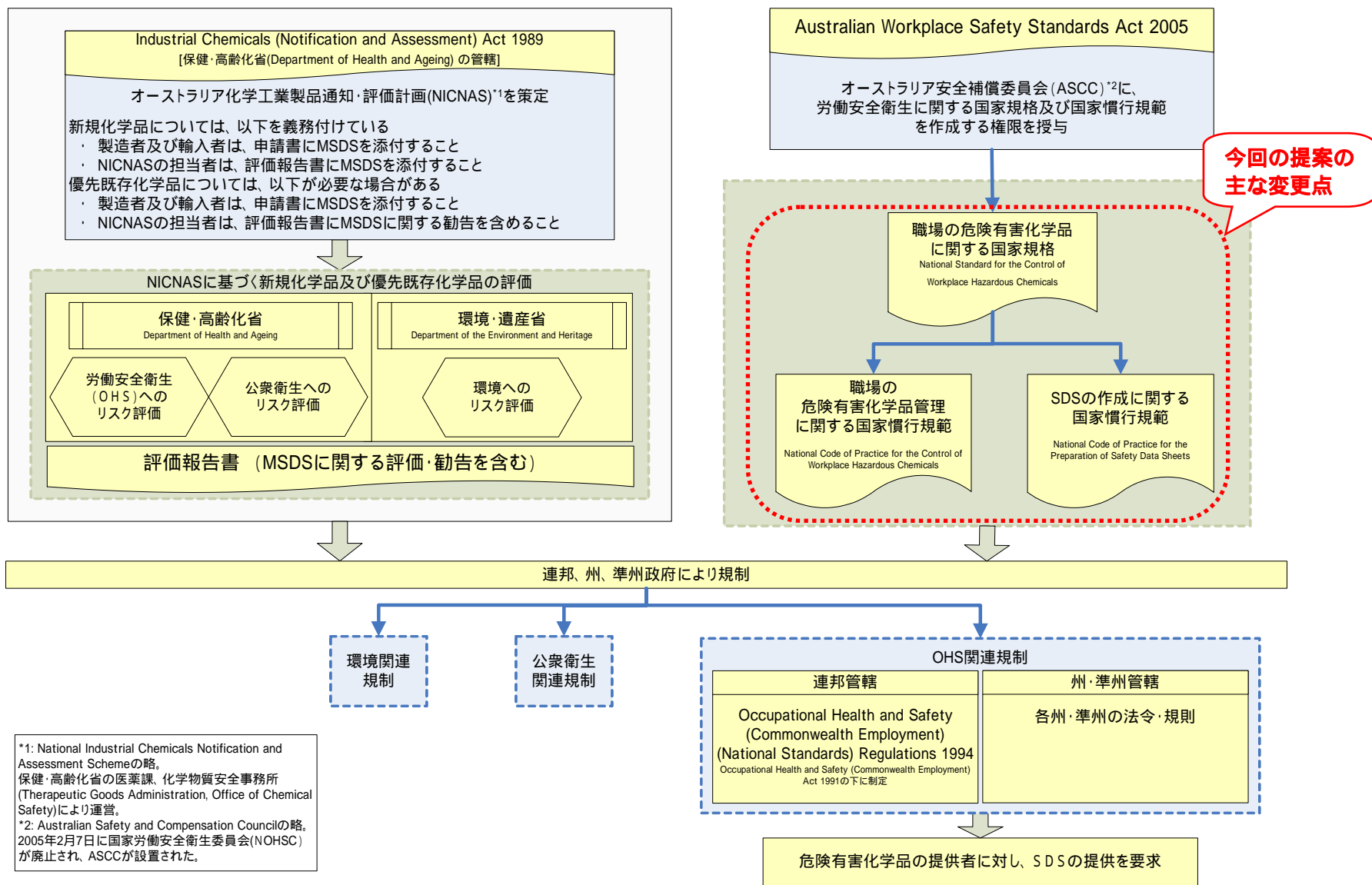


図 5-3 新たに提案された国家規格案及び慣行規範案に基づく SDS 関連制度の体系図

表 5-10 国家規格案に基づく労働安全衛生に係る SDS 制度

根拠となる規格	職場の危険有害化学品管理に関する国家規格案(Draft National Standard for the Control of Workplace Hazardous Chemicals) (NS 案)																
規範	SDS 作成に関する国家慣行規範案(National Code of Practice for the Preparation of Safety Data Sheets)																
規格の目的	人の安全及び健康を保全するため、及び勤務上取扱われる化学物質、混合物、成型品に伴い発生する危険有害性及びリスクによる器物及び環境に対する損害を予防するため。																
所轄官庁	オーストラリア安全補償委員会 (ASCC)																
MSDS 制度の目的	国家政府及び州、準州法令により職場に要求されるリスク評価の主要な情報源となる。また、職場における研修制度に用いることも可能である。																
連邦の法令・規則 ^{注1}	Occupational Health and Safety (Commonwealth Employment) Act 1991 (以下、OHS (CE) 法とする) Occupational Health and Safety (Commonwealth Employment) (National Standards) Regulations 1994 (以下、OHS (CE) (NA) Regulation とする)																
主な規定条項	製造者・輸入者 ：SDS の作成、SDS (消費者製品を含む) の提供、SDS の審査及び改訂、成分の化学的同定の開示 供給者 ：最新の SDS (消費者製品の SDS を除く) の提供 職場管理者 ：最新 SDS の入手、SDS がいつでも入手できることの確認、危険有害化学品の取扱者に対する SDS の提供の確認、SDS が改ざんされないことの確認																
MSDS 記載事項 ^{注2}	<table border="0"> <tr> <td>1. 化学物質等及び会社情報</td> <td>9. 物理的および化学的性質</td> </tr> <tr> <td>2. 危険有害性の要約</td> <td>10. 安定性及び反応性</td> </tr> <tr> <td>3. 組成、成分情報</td> <td>11. 有害性情報</td> </tr> <tr> <td>4. 応急措置</td> <td>12. 環境影響情報</td> </tr> <tr> <td>5. 火災時の措置</td> <td>13. 廃棄上の注意</td> </tr> <tr> <td>6. 漏出時の措置</td> <td>14. 輸送上の注意</td> </tr> <tr> <td>7. 取扱いおよび保管上の注意</td> <td>15. 適用法令</td> </tr> <tr> <td>8. 暴露防止および保護措置</td> <td>16. その他の情報</td> </tr> </table>	1. 化学物質等及び会社情報	9. 物理的および化学的性質	2. 危険有害性の要約	10. 安定性及び反応性	3. 組成、成分情報	11. 有害性情報	4. 応急措置	12. 環境影響情報	5. 火災時の措置	13. 廃棄上の注意	6. 漏出時の措置	14. 輸送上の注意	7. 取扱いおよび保管上の注意	15. 適用法令	8. 暴露防止および保護措置	16. その他の情報
1. 化学物質等及び会社情報	9. 物理的および化学的性質																
2. 危険有害性の要約	10. 安定性及び反応性																
3. 組成、成分情報	11. 有害性情報																
4. 応急措置	12. 環境影響情報																
5. 火災時の措置	13. 廃棄上の注意																
6. 漏出時の措置	14. 輸送上の注意																
7. 取扱いおよび保管上の注意	15. 適用法令																
8. 暴露防止および保護措置	16. その他の情報																
MSDS 作成対象物質	危険有害化学品：以下のいずれかに該当する全ての物質、混合物、又は成型品 GHS に基づく危険有害性区分の一つ以上に該当する 「可燃性液体 (高引火点)」(引火点が 93 より高く、発火点が沸点よりも低い液体)に分類される ADG コードに基づき危険物と判定される ASCC により作成された危険有害性リストに含まれる																
裾切り要件	上記参照																
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> 該当する区分が可燃性液体(高引火点)のみである場合。[NS 案, 3(2)] GHS に基づく危険有害化学品に該当する場合でも、以下のいずれかの GHS 有害性区分/カテゴリーに該当する場合、これらの有害性に関する情報を SDS に含めなくてもよい。[NS 案, 3(5)] <ul style="list-style-type: none"> 急性毒性 (経口、経皮、吸入) のカテゴリー 5 急性水生環境有害性 - カテゴリー 1、2、3 慢性水生環境有害性 - カテゴリー 1、2、3、4 国家規格で適用除外となっている物質、混合物又は成型品。[SDS 国家慣行規範案, 3.(1)~(4)] 																
監査規定 (連邦)	OHS (CE) 法の下に、Comcare (連邦政府の職員を対象とした労働安全・補償管理機関) が監査を実施している。[4 章、2 条、監査]																
罰則規定 (連邦)	(規則を違反した場合に、) 個人に対しては最大 A\$5,000、法人に対しては最大 A\$25,000 の罰金が科される [OHS (CE) 法、82 条 規則(1)(h)]。																
営業秘密保護規定	成分名 成分の同定が営業秘密である場合には、SDS に一般名で示すことができる。但し、国家暴露基準が設定されている成分については、一般名の使用は認められない。 含有量の表示 正確な割合 (質量%又は体積%) の開示が営業秘密である場合には、次に示すうち、																

	<p>該当する割合の範囲での開示が認められている： 「<10%」「10<30%」「30-60%」「>60%」</p>
--	--

注 1：連邦による法令・規則は、州・準州の規制が及ばない地域において適用される。州・準州において個別に法令等を制定しているため、殆どの地域で州・準州の規制が適用されている。

注 2：研究目的で使用される化学品であり、上記の記載項目に従うことが合理的に実行可能でない場合には、以下の記載事項が必要。なお、研究目的の物質、混合物、又は成型品については、類似した危険有害性特性を有すると考えられる場合に限り、複数の化学品について単一の SDS を作成することが許される。

「化学品に関する同定及び/又は危険有害性に関する情報の全てを入手することは不可能であり、そのような情報が欠落している場合には当該化学品を取扱う際には予防手段を講じるべきである」という記述可能な範囲の化学的同定及び/又は化学構造

これまでに特定された取扱いに際し必要な注意事項。

網掛け部分は本規格案の確定後、各州・準州の法令/規則に適宜反映される。

イ) 職場の危険有害化学品管理に関する国家規格案について

2006 年 9 月に新たに提案された「職場の危険有害化学品に関する国家規格案」は、職場における化学品の健康に対する危険有害性及び物理的危険有害性の総合的な管理のための基本となるものである。本規格案は、検討資料としてホームページ上に公表³²され、2007 年 3 月 15 日までパブリックコメントが募集されている。以下に本案の概要をとりまとめた。なお、起草案の段階であるため、本項の情報は未確定のものである。

< 本国家規格の対象物質 >

「危険有害化学品」(hazardous chemicals)という用語は、化学物質、混合物、及び成型品全てを対象とし、健康に対する有害性及び物理的危険性の分類をされたものが含まれる。

< GHS の導入 >

本規格案では、分類システムは GHS を参照している。そのため、GHS の改訂等に伴う本規格の改正のためのコストと時間を節約できることとなる。GHS を直接参照することの適否については、パブリックコメントを求める点の一つである。

GHS の物理的危険性分類の基準は、輸送部門で使用される現行の危険物判定の基準に密接に従っている。GHS の健康有害性分類については現行の有害物質判定の基準である「有害物質を分類するための認証基準[NOHSC:1008(2004)第 3 版]」と類似している。現行の危険物と有害物質両方の危険有害性の種類は、GHS の分類に含まれている。

MSDS に関する主要な要素も GHS の要求事項に準拠する予定である。既に、現行の「MSDS の作成に関する国家慣行規範第 2 版[NOHSC:2011(2003)]」は GHS の規定に殆ど沿っているが、GHS の全ての要求事項に沿うためには、まだ見直しが必要な点がある。

GHS では引火点が 93 までの可燃性液体については SDS を要求している。これまでは、C1 (60.5 <引火点≤150)に分類された可燃性液体(ディーゼル油など)については、他の法令により規制されているため、MSDS 規定から除外していた。しかし、これまでも、いくつかの州・

³² Public Discussion Paper : Draft National Standard and Code of Practice for the Control of Workplace Hazardous Chemicals

準州で C1 の可燃性液体に対しては MSDS を要求する規定を独自に設けている。そのため、可燃性液体に対する MSDS 規定の適用除外が維持されるべきかどうかについても、今回のパブリックコメントの論点となっている。(現在の案では、引火点 > 93 の可燃性液体を「可燃性液体(高引火点)」として SDS 作成の規定を適用除外している。)また、C2(引火点 > 150)の規定は GHS にもなく、現在どの州・準州でも採用されていないため、C2 区分を全規定の対象外とする可能性がある。

GHS には、生態毒性に関する区分も設けられているが、国家規格案には環境への有害性があると分類された化学品に対する分類や有害性に関する情報伝達の義務の規定は含んでいない。これは、「環境影響も考えた総合的な化学物質管理は好ましいが、本国家規格は労働安全衛生が目的であり、労働安全衛生関連の法令により規制することは難しい」という労働安全衛生を所轄する当局からの提案があったためである。但し、GHS の対象となっている環境への有害性について含めるべきか否かについても、パブリックコメントにおける主要な論点となっている。

< 消費者向け製品への適用 >

小売目的又は消費者向け包装であれば MSDS の入手や提供が免除されるという既存の規定が変わり、対象として「消費者向け製品」が適用された。そのため、小売目的であっても量や用途により SDS が必要となる場合が出てくる。

< 研究目的の場合の取扱い >

研究目的で使用される化学品については、分類や表示及び SDS に関する規定を合理的に実行可能なものに変更する。

ロ) SDS 作成に関する国家慣行規範案について

2006 年 12 月に新たに提案された「SDS 作成に関する国家慣行規範案」は、上記国家規格案における、SDS 規定を遵守するためのガイダンスとして作成された。施行されれば、現行の「MSDS の作成に関する国家慣行規範第 2 版[NOHSC:2011(2003)]」は廃止される。本規範案は、検討資料としてホームページ上に公表³³され、2007 年 3 月 15 日までパブリックコメントが募集されている。表 5-11 は、本規格案の目的及び SDS 関連規定を抜粋し、仮訳したものである。以下に本案の概要をとりまとめた。なお、起草案の段階であるため、本項の情報は未確定のものである。

< GHS 及びオーストラリアにおける MSDS 制度との整合 >

現行の「MSDS の作成に関する国家慣行規範第 2 版[NOHSC:2011(2003)]」においても、GHS で求められている形式や情報規定に沿っているが、GHS に完全に準拠するためにいくつかの事項について見直した。また、GHS への準拠及び海外の SDS の国内への受け入れを促進するために、オーストラリアで海外の SDS を受け入れる際に要求される情報について、国内連絡先、暴露基準値(ある場合のみ) 規制情報に限定して追記が必要とした。但し、GHS 区分及び SDS 作成に関

³³ Public Discussion Paper: Draft National Code of Practice for the Labelling of Workplace Hazardous Chemicals 及び Draft National Code of Practice for the Preparation of Safety Data Sheets

する国家慣行規範案に従った組成及び成分情報の記載は要求される。

< 危険有害性廃棄物の取扱い >

危険有害性を有する廃棄物の分類を要求しているが、多くの場合に分類が困難であることを考慮し、こうした危険有害性廃棄物の扱いに関して、分類が困難な研究目的で用いられる化学品に求める SDS 規定と同じにするべきかどうかを検討されている。

< 含有量の表示 >

情報開示において用いることのできる成分表示は< 10%、10-30%、30-60%、>60%の幅で記載することを認めており、現行と同一の表示方法となっている。しかし、この方法以外に、GHS の有害性区分を決定する濃度の幅に合わせるという別の提案も、パブリックコメントにおいて検討すべき点に挙げている。

表 5-11 「職場の危険有害化学品管理に関する国家規格案」の目的と SDS 関連規定
(抜粋・仮訳)

職場の危険有害化学品管理に関する国家規格(案)	
2 目的	本国家規格の目的は、人の安全及び健康を保全するため、及び、職務上取扱われる化学物質、混合物、成型品に伴い発生する危険有害性及びリスクによる器物及び環境に対する損害を予防するため。
3 適用範囲	<p>一般</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)に従い、本国家規格は以下に適用する：</p> <p>(a) 物質、混合物又は成型品の職場における取扱い；且つ</p> <p>(b) 以下の危険有害性区分/カテゴリーに分類される危険有害化学品の輸送に使用されるパイプライン-</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 引火性ガス-カテゴリー1；又は (ii) 高压ガス - 圧縮ガス、液化ガス、冷却液化ガス、溶解ガス；又は (iii) 引火性液体 - カテゴリー1、2、3、4；又は (iv) 可燃性固体 - カテゴリー1 及び 2；又は (v) 自己反応性物質及び混合物 - タイプ A、B、C、D、E、F 及び G；又は (vi) 自然発火性液体 - カテゴリー1；又は (vii) 自然発火性固体 - カテゴリー1；又は (viii) 自己発熱性物質及び混合物 - カテゴリー1 及び 2；又は (ix) 水との接触により可燃性ガスを放出する物質(水反応可燃性物質) - カテゴリー1、2、3；又は (x) 酸化性液体 - カテゴリー1、2、3；又は (xi) 酸化性固体 - カテゴリー1、2、3；又は (xii) 酸化性ガス - カテゴリー1；又は (xiii) 有機過酸化物 - タイプ A、B、C、D、E、F、G；又は (xiv) 急性毒性 - 経口 - カテゴリー1、2、3；又は (xv) 急性毒性 - 経皮 - カテゴリー1、2、3；又は (xvi) 急性毒性 - 吸入 - カテゴリー1、2、3；又は (xvii) 皮膚腐食性/刺激性 - カテゴリー1A、1B、1C；又は (xviii) 金属腐食性 - カテゴリー1；又は (xix) 可燃性液体(高引火点)； <p>但し、パイプラインが安全衛生を扱う他の法令で規制されていない場合に限る。</p> <p>(c) 51、71、72 条及び別紙 3 に係る危険物</p> <p>国家規格から免除される、又は、限定的な規定の対象となる特別な有害区分</p> <p>(2) ある物質、混合物に該当する危険有害性区分が可燃性液体(高引火点)(編注：引火点が 93 より高く、発火点が沸点よりも低い液体)のみである場合、7、14、15、16、25、32 条は適用されない。 注：他の危険有害性区分に該当しない場合、可燃性液体(高引火点)は SDS に関連する規定の対象ではない。可燃性液体(高引火点)と分類された物質及び混合物は C1 又は C2 可燃性液体とも分類される。職場で取扱われる量により、C1 可燃性液体には、別紙 3 の特別規定が適用されるかもしれない。</p> <p>(3) 危険性区分の火薬類に分類される物質、混合物、及び成型品については、本国家規格の 6、7、10、13、14、16、25、32 条のみが適用対象となる。</p> <p>(4) 13 条の規定を満たすため、本国家規格では、ある物質、混合物、又は成型品が以下のいずれかの有害性区分/カテゴリーに分類されるかどうかの判定を要求しない：</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 急性毒性 - 経口 - カテゴリー5；又は (b) 急性毒性 - 経皮 - カテゴリー5；又は (c) 急性毒性 - 吸入 - カテゴリー5；又は (d) 急性水生環境有害性 - カテゴリー1、2、3；又は

(c) 慢性水生環境有害性 – カテゴリー1、2、3、4

(5) (4)項の規定に関わらず、ある物質、混合物、又は成型品が(4)(a)から(e)までのいずれかの有害性区分/カテゴリーに分類されると判定された場合には、本国家規格はそれらの有害性区分/カテゴリーに関連する情報をラベル表示や SDS に含めることを要求しない。

(7) 本国家規格は以下のものは適用対象外である；

- (a) 労働作業に関与していない、食品規格：オーストラリアニュージーランド食品規格コードに基づく飲食物；及び
- (b) 人へ投与される予定である場合、(保健省)薬品・医薬品行政局により規制されている治療薬、但し従事者が取扱い中に曝露される可能性がある場合を除く；及び
- (c) 労働作業に関与していないタバコ又はタバコを材料とする製品；及び
- (d) 労働作業に関与していない化粧品；及び
- (e) 労働作業に関与していない洗面用品；及び
- (f) 放射性及びウイルスに感染させやすい物質；及び
- (g) 道路、鉄道、海路、空路で輸送中の危険物、及びその輸送が他の法令の対象となっている場合。

6 正確な分類

(1)物質、混合物、又は成型品は以下の場合に正確に分類されていることとする：

- (a) ある物質、混合物、又は成型品が、ある危険有害性区分に分類できるかどうかを、GHS に定められた基準、決定論理、手引書に従い判断された場合；及び
- (b) 必要に応じて、ある物質、混合物、又は成型品が可燃性液体(高引火点)(編注：引火点が93より高く、発火点が沸点よりも低い液体)の危険性区分に分類できるかどうかにより判断された場合；及び
- (c) (a)及び(b)に基づき、ある物質、混合物、又は成型品がいずれの区分にも該当しない場合に、危険物であるかどうかを ADG コードに従い判断された場合。

(2)(1)項に関わらず、研究目的の化学品である物質、混合物、又は成型品は以下の場合に正確に分類されていることとする：

- (a) 物質、混合物、又は成型品の同定(identity)が合理的に実行可能である範囲で判定されている場合；及び
- (b) (1)項が合理的に実行可能である範囲で満たされている場合。

注：3(4)条に従い、国家規格は物質、混合物、又は成型品が以下の有害性区分に該当するかどうかを判断することを要求しない：

- ・ 水生環境に対する急性有害性(全カテゴリー)
- ・ 水生環境に対する慢性有害性(全カテゴリー)
- ・ 急性毒性(カテゴリー5のみ、経口、経皮、及び吸入)

7 受諾可能な SDS

(1) 受諾可能な SDS は以下のものをいう：

- (a) 英語で書かれているもの；且つ
- (b) 以下の各項目に関する情報を危険有害化学品の正確な分類と一貫して含んでいるもの：
 - (i) 化学物質等及び会社情報；及び
 - (ii) 危険有害性の要約
 - (iii) 組成、成分情報；及び
 - (iv) 応急措置；及び
 - (v) 火災時の措置；及び
 - (vi) 漏出時の措置；及び
 - (vii) 取扱いおよび保管上の注意；及び
 - (viii) 暴露防止および保護措置；及び
 - (ix) 物理的および化学的性質；及び
 - (x) 安定性および反応性；及び
 - (xi) 有害性情報；及び

- (xii) 環境影響情報；及び
 - (xiii) 廃棄上の注意；及び
 - (xiv) 輸送上の注意；及び
 - (xv) 適用法令；及び
 - (xvi) その他の情報；且つ
- (c) 最後に改訂された日付、若しくは、それまでに改訂されていない場合には作成日を記載したものの。
- (2) (1)(b)(iii)項のため、危険有害化学品に含まれる成分の同定及び割合は、別紙 2 に従い開示されなければならない。
- (3) (1)項に関わらず、物質、混合物、又は成型品が研究目的の化学品であり、(1)項の要求に従うことが合理的に実行可能でない場合には、受諾可能な SDS とは以下のことをいう：
- (a) 英語で書かれているもの；且つ
 - (b) 当該化学品に関する同定及び/又は危険有害性に関する情報の全てを入手することは不可能であり、そのような情報が欠落している場合には当該化学品を取扱う際には予防手段を講じるべきである、と記載したもの；且つ
 - (c) 可能な範囲の化学的同定及び/又は化学構造を特定したもの；及び
 - (d) これまでに特定された取扱いに際し必要な全ての注意事項。
- (4) 研究目的の物質、混合物、又は成型品については、類似した危険有害性特性を有すると考えられる場合に限り、複数の化学品について単一の SDS を作成することが許される。
- 注：3(4)に従い、本国家規格は物質、混合物、又は成型品が水生環境に対する急性有害性及び慢性有害性の有害性区分に該当するかどうかの判断を要求しない。しかし、物質、混合物、又は成型品がこれらの区分に分類された場合には、当該区分及び全ての生態学的情報が SDS に含まれることが推奨される。

別紙 2 成分の開示

77 成分同定の開示要件

危険有害化学品が別紙 1 の表 1 又は表 2 に示す危険有害性区分/カテゴリーに正しく分類されるよう、全ての成分の同定はラベル表示及び SDS に開示されなければならない。但し、本別紙の表 1 及び表 2 に示される危険有害性区分/カテゴリーを除く。

表 1

危険有害性区分及び危険有害性カテゴリー
急性毒性 (カテゴリー 5)
火薬類
可燃性液体 (高引火点)
水生環境毒性 – 急性 (カテゴリー 1、2、3)
水生環境毒性 – 慢性 (カテゴリー 1、2、3、4)

78 成分同定の開示のための一般名の利用

- (1) 成分の同定は、化学的同定により開示されなければならない。但し、以下の場合を除く：
- (a) 危険有害化学品がその成分により、本別紙の表 2 に示す危険有害性区分及び危険有害性カテゴリーのいずれかに該当すると正しい分類により判定された場合；且つ
 - (b) 成分は危険有害化学品がその成分により、別紙 1 の表 1 及び 2 に示す危険有害性区分及びカテゴリーのいずれかに該当すると正しい分類により判定された場合；且つ
 - (c) 成分の同定が営業秘密である場合 (この場合には、成分の同定はラベル表示及び SDS に一般名を用いて開示されているだろう)。
- (2) (1)に関わらず、その成分に曝露基準が設定されている場合には、一般名を使用してはならない。

表 2

危険有害性区分及び危険有害性カテゴリー
急性毒性 (カテゴリー4)
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 (カテゴリー2A、2B)
皮膚腐食性/刺激性 (カテゴリー2 及び 3 のみ)
特定標的臓器/全身毒性 (単回曝露) (カテゴリー3)

79 成分組成の開示

- (1) ラベル表示及び SDS に化学的同定又は一般名が開示される必要があるそれぞれの成分について、危険有害化学品の成分の組成を開示しなければならない。
- (2) 質量又は体積パーセントで表される開示成分の組成は、以下のように示さなければならない：
- (a) 正確な割合；又は
 - (b) 正確な割合が営業秘密である場合には、以下に挙げる適切な幅を用いた割合の範囲：
 - (i) < 10%；
 - (ii) 10 – < 30%；
 - (iii) 30 – 60%；又は
 - (iv) >60%
- (3) 危険有害化学品が以下の場合、その混合物の分類については各範囲の上限の割合で成分が存在しているものとして正しい分類をしなければならない：
- (a) 混合物であるが、混合物としてではなく、正しい分類に基づき個々の成分が分類されている場合；且つ
 - (b) 成分の割合が範囲で開示されている場合。

4.2 章 製造者の義務

13 分類

物質、混合物、又は成型品を製造する者は、6 条に従い正しく分類されているかを確認することにより、物質、混合物、又は成型品が危険有害化学品であるかどうかを判断しなければならない。

14 SDS の作成

危険有害化学品^{*2}を他の職場へ供給する目的で製造する者は、危険有害化学品について、7 条に従い受諾可能な SDS を作成しなければならない。

***2：危険有害化学品とは、以下に該当する全ての物質、混合物、又は成型品：**

- GHS に基づく危険有害性区分の一つ以上に該当する、又は「可燃性液体(高引火点)」「引火点が 93 より高く、発火点が沸点よりも低い液体」に分類される；又は
- ADG コードに基づき、危険物と判定される；又は
- リスト(ASCC により作成された危険有害性リスト)に含まれており、危険有害化学品と指定される。

15 消費者製品^{*3}の SDS の提供

消費者製品である危険有害化学品を製造する者は、管理責任者又はその危険有害化学品により影響を受ける可能性のある者の要求に応じ、最新の SDS を提供しなければならない。

***3：消費者製品とは、製造され、以下を主要用途として包装された危険有害化学品である。**

- a) 家庭消費者により使用され、家庭消費者により製品が使用されることを意図した大きさや種類で包装されていること；若しくは
- b) 事務用品として使用され、事務作業で使用されることを意図した方法や量と一致した大きさや種類で包装されていること。

16 SDS の審査及び改訂

危険有害化学品を製造する者は、作成した SDS を 14 条に従い改訂しなければならない：

- (a) 危険有害化学品に関する新たな及び重大な情報を一つでも知った又は受け取った場合；及び
- (b) 始めて SDS が作成された日付又は最後に SDS が改訂された日付から 5 年を超えない間隔で。

18 化学的同定の医師への開示

SDS 又はラベル表示に一般名で示された成分を含む危険有害化学品を製造する者は、以下の場合に、成分の化学的同定を医師にすみやかに開示しなければならない：

- (a) 医師が、妥当な根拠に基づき、成分の化学物質名を知ることが患者の治療に役立つと考える場合；且つ
- (b) 医師が、その情報は患者の治療を管理するためだけに利用されることを約束する場合；且つ
- (c) 医師が、成分の化学的同定が必要性を、情報の開示の前又はその後に、できるだけ早く書面で提供する場合。

19 成分の化学同定のその他の者への開示

(1) SDS 又はラベル表示に一般名で示された成分を含む危険有害化学品を製造する者は、以下の場合に、成分の化学的同定を開示しなければならない：

- (a) 労働管理責任者、労働者、又は労働者の代表者（又は、これらの人物により認可された者）により書面による要請があった場合；且つ
- (b) 要請が、成分の化学的同定の開示を求める理由を述べ、その情報を本来の目的以外で利用しないことを約束する場合；且つ
- (c) 要請が成分の化学的同定を知ることが、職場において危険有害化学品に曝露される可能性のある者の健康を保護することに貢献する場合にのみ正当化される場合。

(2) 製造者は、(1) 項に基づく要請に対する返答を書面において、要請を受けてから 30 日以内に提供しなければならない。

(3) 要請に対する返答は以下を含むこと：

- (a) 成分の化学的同定の開示；若しくは
- (b) 要請が正当であると製造者が満足していない場合には -
 - (i) 要請が拒否された理由及びその証拠の提供；且つ
 - (ii) 成分の化学的同定を開示せず、製造者が妥当な根拠に基づき曝露される可能性のある者の健康を保護することに貢献すると考える、代替情報の提供。

4.3 章 輸入者の義務

22 危険有害化学品の輸入者に対する義務

本国家規格が施行されている管轄外において製造された危険有害化学品を他人に供給するために又は個人利用のために輸入する者は、製造者の本国家規格の下に与えられた、危険有害化学品に関する義務を満たしていることを確認しなければならない。

注：輸入者は製造者と同じ義務を負う。危険有害化学品が輸入された場合には、4.2 章の製造者の義務で定められた全ての義務を履行するのは輸入者である。

4.4 章 供給者の義務

25 SDS の提供

(1) 消費者製品を除く危険有害化学品を供給する者は、製造者又は輸入者により作成された最新の SDS を提供しなければならない：

- (a) 職場への提供；
 - (i) 危険有害化学品が初めて職場へ供給される時又はそれ以前に、又は、これが不可能である場合には、その後できるだけ早い段階で提供すること；且つ
 - (ii) その後、SDS が製造者又は輸入者により改訂された後に初めて供給される時又はそれ以前に提供すること；且つ
- (b) 当該危険有害化学物質による影響を受けやすい者からの要求に応じて提供すること。

(2) 危険有害化学品が購入者の提供した容器を用いて小売業者から供給された場合、(1) 項は適用されない。

注：25(1)条は、消費者製品が職場へ供給されるかどうかに関わらず、小売業者(又はその他の供給者)を消費者製品である危険有害化学品の SDS を提供しなければならないという義務から免除している。消費者製品である危険有害化学品の職場での利用が、家庭で用いられる方法と同等

でない場合、又は労働者が SDS の閲覧を希望した場合には労働管理責任者は製造者から SDS を要求する義務を負う。[32(4)条を参照]

5.2 章 職場管理者の義務

32 SDS の入手及び利用可能な環境の確保

- (1) 労働管理責任者は、職場に供給される全ての危険有害化学品について、製造者又は輸入者により作成された最新の SDS を入手しなければならない。またこれが不可能である場合には、その後できるだけ早い段階で入手しなければならない。
- (2) 労働管理責任者は(1)項で参照された SDS について以下のことを確認しなければならない：
 - (a) 危険有害化学品の取扱いに従事する労働者、緊急隊員、その他危険有害化学品により影響を受けやすい全ての者及び労働者の代表者が、いつでも入手できること；且つ
 - (b) 労働者が危険有害化学品の取扱いに携わっている場合、要求に応じて、労働者又はその代表者に提供されること；且つ
 - (c) 労働管理責任者が化学品を輸入し、海外仕様の SDS を輸入者の義務に従い再フォーマットする場合を除き、改ざんしないこと。
- (3) (1)及び(2)項の規定は以下の場合には適用されない：
 - (a) 危険有害化学品が輸送中に取扱われる場合；又は
 - (b) 労働管理責任者が小売業者であり、危険有害化学品が以下に該当する消費者製品である場合；
 - (i) 他の建物へ供給される予定である場合；及び
 - (ii) 小売業者の建物内で開包する予定でない場合。
- (4) (1)及び(2)項の規定は、危険有害化学品が消費者製品の場合、及び、職場における以下の条件のみでの使用が容易に予測できる場合には適用されない：
 - (a) 家庭用消費で使われる場合と同等の量；及び
 - (b) 家庭用消費で使われる場合と同等の方法；及び
 - (c) 危険有害化学品を使用する労働者による労働作業の性質に附随した方法；但し、労働者が労働管理責任者に SDS を入手できるようにすることを要求した場合を除く。その場合には、労働管理責任者は SDS を製造者から入手し、労働者へ提供しなければならない。
- (5) (3)又は(4)項により労働管理責任者が危険有害化学品の SDS を入手することを要求されない場合には、労働管理責任者は危険有害化学品の安全な取扱いに関して代わりとなる情報が職場にいる人が入手できることを確認しなければならない。

(4) MSDS 制度に関する関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 5-12 にまとめた。

表 5-12 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
制度の体系	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家慣行規範は勧告文書であり、労働安全衛生委員会法 (the National Occupational Health and Safety Commission Act) 以外の法律、又は、そのような法律に基づく裁定もしくは文書によって規定されない限り強制力はない。特に州及び準州政府が国家慣行規範を適用するかは、州・準州政府の権限に委ねられている。 ・ 州・準州側は、模範規則を採用するところもあれば、直接的または間接的に参照するだけというところもある。州間で大きな違いはない。例えばヴィクトリア州では情報を提供することのみ規定しており、16 項目を規定していない。多少の違いはあるが、MSDS は共通して各州で受け入れ可能であり、企業は 1 つの MSDS を作成している。
制度の目的	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MSDS 制度の要求事項を履行するのが州・準州の「労働安全衛生」の機関、法律であるように MSDS 制度の目的は「労働安全衛生」である。
検査事例	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニューサウスウェールズ州で 360 人、ヴィクトリア州ではその半分以下、他州ではさらにそれより少ない人数の検査官が立ち入り検査を行う。 ・ 最初に MSDS を規制した時は一斉に検査を行い現場ごとに 2 通の MSDS の提出を求めた (1996 年、1997 年、1998 年) 。 ・ 通常、MSDS に関する問題又は何らかの事故が発生し、違反通知が出された場合、企業は罰金を避けるためにただちにコンサルタントと契約し情報の更新を図る。それでも MSDS の正確性が 80% 前後にしかならない場合、2 度目の通知が発行される。それでも改善が見られない場合、罰金が科せられる。 ・ 現在、検査はランダムに行われており、通常苦情または問題が露見した時に行われる。警告を無視した例は報告されておらず、裁判所に起訴された例はない。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査官は企業から特定の物質についての MSDS を要求し、実態調査を行う

	<p>場合がある。通常は、その MSDS が要求事項を満たしているかを照合するが、検査官は MSDS を専門的に確認する知識はない。项目的に満たされているかを見るに留まる。こうした検査はまれであり、例えば各企業 2 年に一度といった頻度である。</p>
--	--

5.1.2 MSDS 関連制度の普及の状況

(1) 政府機関の調査結果

OASCC は、国家労働災害防止行動計画（2005 年～2012 年）の一環として、2006 年に中小企業における危険有害性のある化学物質の管理に関する調査を行った。本調査は、OASCC の委託で、Barry Pratt & Associates 社が実施し、報告書を取りまとめている。

調査の目的

中小企業が職場の化学物質の暴露を管理する上での阻害要因及び普及要因を究明することを目的とする。

調査の方法

a) 対象物質：2005 年、ASCC メンバー及び利害関係者は、45 物質を懸念物質候補とした。本調査では、45 物質のうち、次の 10 物質を調査対象とした。

- イソシアネート
- スチレン
- 木材粉塵
- シリカダスト
- 溶接煙
- 六価クロム
- メタクリル酸メチル及びアクリル酸等
- 殺細胞性抗がん剤
- プロモメタン
- トリクロロエチレン

b) 対象企業：対象化学物質を使用又は製造する業種を SDS、文献等から抽出し、企業名を職業別電話帳から無作為に選出した。電話にて調査への参加を依頼した結果、調査対象は、ヴィクトリア州およびニューサウスウェールズ州の 91 の中小企業となった。

表 5-13 調査対象とした中小企業の概要

従業員数	事業所数	割合
< 5	25	28 %
5 ~ 9	15	16 %
10 ~ 24	23	25 %
25 ~ 50	12	13 %
> 50	16	18 %

c) 調査方法：各企業へは、アンケート調査を実施した。91社中76社へは現場視察を行い、その他の企業へは電話にて、管理者・従業員からの聞き取りを行った。

d) 調査内容：中小企業にて SDS、法規制等に基づき危険有害物質が適切に管理されているかを評価する。評価項目は、化学物質の管理方法、情報源、労働安全衛生のマネージメント等。

調査の結果

化学物質の管理を実施する上で影響する要因は、情報、費用、手順などの明確で具体的なものであった。その他の要因としては、中小企業の雇用者の姿勢、業界又は従業員の思い込みが挙げられる。管理に関する主な阻害要因及び普及要因は次のとおりである。

< 阻害要因 >

中小企業における化学物質の管理において主な阻害要因は、実施にかかる費用であり、続いて管理に関する実用的なアドバイスの不足、技術的に複雑であること、制度及びその適用について理解が困難であること、物質の有害性に対する情報の不足であるとしている。

< 普及要因 >

中小企業における化学物質の管理における主な普及要因は、ISO14001等の認定を取得する際の要求事項、仕入先等からの情報提供、労働基準局(OHS)の検査官による指導であるとしている。また、化学物質を管理する上で、適切な管理及びその方法について明確で実用的なアドバイス又は指導が最も役立つと中小企業は考えている。

結論では、SDSの改善に関して、次のように述べられている。

- 化学物質の製造会社は、換気や個人用保護具など、化学物質の管理に関する（一般的な記述ではなく）具体的なアドバイスを出来るだけ SDS に記載すべきであり、主要な産業団体との協力のもと政府機関の取組が必要とされる。
- 中小企業への情報伝達の効果は、SDSの長さ、複雑さ及びレイアウトによって制限されることが分かった。SDSの実用性を向上させる方法として、SDSの行頭部分に要約を分かりやすく記載することを提案する。

主な阻害要因及び SDS の普及

ここでは「5章 化学物質管理の影響となる要因」に記載されるアンケート調査の結果を紹介する。

< 情報量に関する阻害要因 >

- 化学物質及びその有害性に関する情報不足を阻害要因としてあげている企業は比較的小数であった（15%）。但し、SDSは常に供給側から中小企業に提供される訳ではなく、供給者によっては SDS が欲しければその会社のウェブサイトを見るように言われることがあ

る。

- SDSによっては、技術的に詳細な記述が多すぎて、どの情報が会社の状況に適用できるのかわからない場合がある。このため、14%の企業は、提供される情報量が阻害要因であるとしている。もし有害性と労働安全手順の要約が SDS の行頭に記載されていれば、SDS の情報をより効果的に使う手助けとなることを多くの企業が提案している。

< 情報の質に関する阻害要因 >

- 中小企業のかなりの割合が、阻害要因として、管理するための実用的な情報の不足を挙げている。具体的には、
 - 管理に関する情報の不足 (30%)
 - 入手可能な情報が彼らの作業に適用できない (42%)
 - 管理の実施方法についての情報が不十分 (23%)
- 多くの中小企業が、SDS は総括的すぎると考えている。安全な取扱いのための注意としてよく使われる「よく換気された場所で用いる」「耐薬品性の手袋を使う」「呼吸マスクを使う」といった一般的な表現は不明瞭であり、物質を使用する企業は「具体的にどのタイプの手袋や呼吸マスクを使うべきなのか」「よく換気するためにはどうすればよいのか」について知りたがっている。
- SDS には化学物質の使用量によって管理方法がどう変わるのかははっきりと示されていないと中小企業は考えている。企業から、「一日に数ミリリットルしか使わない場合と、数立方メートル使う場合で管理方法は同じなのか」という質問がある。中小企業の多くは、このような状況における管理方法の決定には労働安全コンサルタントのような外部からのアドバイスが必要と考えているが、小企業がこの目的のためにコンサルタントを雇うことはあまりない。
- 化学物質の有害性に対する独自の観点から、SDS に記載のある有害性レベルの高さや厳しい推奨管理方法について疑問視する中小企業もある。企業は、SDS のデータは妥当ではないと考えており、これは SDS に記載される管理方法の信頼性を損なうことになる。
- また、多くの中小企業が、有害物質に関する国家慣行規範のアドバイスは一般的すぎて、社内の作業環境に適用するのは難しいと感じている。

< SDS に関する普及 >

- SDS は情報伝達について制限はあるが、通常、物質の有害性及び管理方法を提供する主たる情報源だと考えられる。59%の中小企業は管理の実施のために SDS を引用している。

(2) MSDS に関して記載のある文献

文献検索の結果、以下の論文に MSDS に関する記載があった。

Bluff, E. J., 1997, The use and management of hazardous chemicals in south Australian workplaces, *Safety Science*, **25**(1-3), 123-136

南オーストラリア州労働安全衛生委員会に登録していた 7178 団体の中から様々な業種の 660 団体を無作為に選び、24 の質問をした。うち 62%である 410 団体から返答があった。さらにその中で、有害物質との接触があると回答した 338 団体を母集団として結果を示している。1994 年 2 月～5 月に回答が得られた。

有害化学物質に関する主要な情報源は何かという質問に関して、72%が MSDS だと答え、容器のラベル(83%)の次に多い回答であった。容器のラベルより割合が低いものの、過去(1993 年)に行われたニューサウスウェールズ州の Rockdale での調査においては、液体物質を取り扱う団体で 42%のみ、全て又は一部の物質の MSDS が用意されていたのに対して、本調査では 81%と大幅に高い結果であった。また、MSDS の入手に関しては、全ての有害物質にアクセスできるのは 55%、一部の物質は 26%であったものの、19%は MSDS 自体がないと答えた。

Namrata S Anavekar, *et al.*, 2006, Occupational allergic contact dermatitis to cobalt octoate included as accelerator in polyester resin, *Australas J Dermatol*, **47**(2), 143-144

浴槽のラミネート加工を行う女性労働者(46 歳)が、仕事由来だと考えられる手の皮膚炎を発症。パッチテストにより、職場で使用する塩化コバルトとポリエステル樹脂、ラテックス(ゴム製品)の反応だと判明した。のちに、製造業者の MSDS リストに存在しないオクチル酸コバルトがポリエステル樹脂に(硬化)促進剤(accelerator)として含まれていることが分かり、これに対しても、強い陽性反応を示した。本ケースでは、コバルト塩が増感剤としての役割を持つことやポリエステル樹脂に促進剤として存在し、かつラテックスアレルギーと同時に起こることを認識しておくことが必要だと強調している。また、可能性のある全てのアレルゲンを特定するために、MSDS に頼ることは難しいことが明らかとなった。

Shinichiro Sakata, *et al.*, 2005, Occupational allergic contact dermatitis to bisphenol F epoxy resin, *Australas J Dermatol*, **46**(2), 90-92

30 歳の男性が、まぶたの皮膚炎を発症し、モノマーのジグリシジルエーテル diglycidyl ether であるビスフェノール F に由来のエポキシ樹脂に対する職業的なアレルギー性の皮膚炎だと診断された。男性は、ビスフェノール A 由来のエポキシ樹脂には反応しなかったが、職場で接着剤製造工場から得たエポキシ樹脂の液体サンプルには反応を示した。職場から持ってきたサンプルでパ

タッチテストを行わなければ、この診断はなされなかった。MSDS は、エポキシ樹脂がビスフェノール A 由来のものでない、さらなる証拠となった。特定された物質を避けることで、患者の症状は治まった。

(3) MSDS 関連制度の普及の状況について関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 5-14 にまとめた。

表 5-14 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の 90%以上が MSDS へのアクセス方法、読み方に熟知していると思う。実務を担う若手層にも労働安全衛生の規制と MSDS の使用について教育は行き届いている。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MSDS の多くは低水準、低品質のものであるという報告をよく聞く。オーストラリア国内の MSDS は比較的良質であるが、中には分かりにくいものや情報不足のものがあると聞いている。例えば「この物質は手袋をはめて扱うこと」と記載されていてもどのような手袋でなければいけないかというところまでは特定していない。 ・大企業の方が MSDS をよりよく理解しており、その取得にも熱心だという調査結果がある。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MSDS は全ての顧客、緊急対応センター、倉庫、流通業者などに提供される。また、現場の作業者にイントラネットを通じて直接提供することも可能である。 ・MSDS は工場、守衛所で保管され、オンラインでも入手可能。定期的に差し替えられている。また ACOHS (民間の MSDS 代行サービス会社) が作成した安全衛生情報の簡易シートを作業環境リスク評価の管理に使用している。 ・従業員は、MSDS の記載内容を「部分的に熟知している」又は「あまり熟知していない」。但し、従業員のほぼ全員が MSDS の入手方法と見方を知っている。
普及経緯	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制から 10 年が経過し、十分に MSDS が認識されている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・1996/97年、新しいMSDS規則について、産業団体及び大小の企業との広範囲にわたる情報交換が行われた。変更事項を説明するためにウェブサイトが立ち上げられ、慣行規範の内容やMSDSの記載例などが載せられた。また電話によるホットラインも開設された。企業に配られる研修用教材も労働局でチェックするなどしたお蔭で90%の事業者はMSDSへのアクセス方法、読み方について熟知している。
普及/阻害要因	<p><産業団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界による自発的な努力、研修、会員に対するサービス ・制度上要求されている内容についての知識不足が唯一の阻害要因である。 <p><企業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MSDS作成代行サービスは、小企業に対しては効果があると思う。 ・各国の規制による違いは多大な努力とコストをかけることになり、情報に一貫性がなくなるという問題点がある。例えば、ある国で“危険な”物質が、違う国では危険ではない。その国の規制が不明確な場合は特にむずかしい。 ・MSDSの分類などを完成させるのに常に経験者の判断や製品に対する豊富な知識が要求される。 ・輸入製品の低品質なラベルは、規制に対応したMSDSやラベルを作成し直すといった追加コストを生む原因になっている。

5.1.3 MSDS 関連制度の普及支援に向けた取組の状況

(1) 政府関連機関の役割及び取組

ここでは、連邦政府及び各州政府の役割、罰則事例及び普及の支援策を紹介する。MSDS の普及要因として、「労働基準局 (OHS) の検査官による指導」が挙げられていたため、検査官による立ち入り検査に関する事項も取組のひとつに含めた。

連邦政府

a) Government of Health and Aging (<http://www.health.gov.au/>)

NICNAS (National Industrial Chemicals Notification and Assessment Scheme
<http://www.nicnas.gov.au>)

【役割】工業化学物質の影響から人及び環境を保護するために評価を実施する。保健・高齢省の管轄。新規化学物質に関しては、化学物質の評価の他に、提出された MSDS が国内の MSDS の規定に合致しているかの評価を行う。普及の支援策に関する情報は得られなかった。

b) Australian Safety and Compensation Council (<http://www.ascc.gov.au/>)

【役割】国家、州政府、産業団体と関連して労働安全の補償全般を管轄する機関。労働安全に関する国家基準及び国家慣行規範を作成する役割がある。

州政府

【役割】オーストラリアは、各州・準州議会が立法権を有しており、MSDS 制度に関して、連邦、州及び準州の各規制当局は国で定めた枠組みに基づき法令を制定している。つまり、州及び準州では MSDS 制度を制定し、運用する役割がある。

各州及び準州の規制当局における取組に関する情報を次のようにまとめた。

a) 西オーストラリア州

- Department of Consumer and Employment Protection – SafetyLine Institute
(<http://www.docep.wa.gov.au/>)

【普及支援】Reading Material Safety Data Sheet : MSDS の様式及び内容の概略と、MSDS を活用して安全な使用に関する情報を得ることを目的としたトレーニングテキストを提供。テキストには、試験を含む。(無料登録が必要)

- WorkCover Western Australia (<http://www.workcover.wa.gov.au/>)

【役割】州の労働安全基準局。立ち入り検査を担当する。普及の支援策に関する情報は得られなかった。

b) ヴィクトリア州

- Victorian WorkCover Authority (<http://www.workcover.vic.gov.au/vwa/home.nsf>)

【罰則】 Monash Uni fined \$50,000 for safety breaches (2004) : 2002年に大学にて化学物質による爆発事故が発生した。大学は危険物の登録を適切に行っておらず、MSDSもすぐに利用できるにはなかった。化学物質の管理が不適切とされ、約440万円の罰金を支払らった。

【罰則】 Prosecution2003 : 家具製造業者が、OHS Act 1985に違反していた実例。機械の事故対策の欠如、スプレー塗装ブースでの危険な作業、有害物質の無登録、MSDSの無提供により、有罪判決を下され、\$15,000(約133万円)の罰金及び\$2671.90(約23万7千円)の起訴費用を支払うよう命じられた。

【普及支援】 Hazardous substances in the workplace training resource kit : 労働者を対象とした職場における有害物質に関する教育用講義資料を提供。MSDSの内容、理解の仕方等の教育資料が含まれている。

c) キーンズランド州

- Department of Industrial Relations (<http://www.dir.qld.gov.au/>)

【罰則】 Law and penalties : 2005年10月の時点での、有害物質、鉛に関するMSDSの配布を行わない場合の罰金金額を示している。罰金金額は、個人(individuals)では1件\$225(約2万円)、企業では1件\$375(約3万3千円)。

- Q-COMP (<http://www.qcomp.com.au>)

【役割】 Workers' Compensation and Rehabilitation Act 2003に基づきキーンズランド州の労働者への補償の枠組みを規制している。MSDSに関する情報は得られなかった。

d) ニューサウスウェールズ州

- WorkCover Authority of New South Wales (<http://www.workcover.nsw.gov.au/default.htm>)

【罰則】 Occupational Health and Safety Regulation 2001 : OHS Regulation 2001の内容と各項目に対する罰金金額が明記されている。

表 5-15 MSDS に関する罰金

条項	罰金	内容
Clause 151	AUD600 (約 53,000 円)	製造業者が MSDS の提供をしなかった
Clause 151 (1)		供給者が MSDS の提供をしなかった
Clause 162 (1)(a)		雇用主が MSDS を入手しなかった
Clause 162 (1)(b)		MSDS を従業員が使用できるようにしなかった
Clause 162 (1)(c)		MSDS の改訂禁止規定に違反

【普及支援】 各業種等（美容師、農場、ネイルアーティスト、スプレーペインティング業、清掃業、土地所有者及び管理者、妊婦等）に対する労働安全関連のガイダンスの中で、化学

物質、有害物質の危険性、対処方法等の情報について MSDS を参照することを推奨している。

【普及支援】 Workplace hazardous substances training course : OHS 法等に基づいたけが等の処置、対処に関するトレーニングコース。このプログラムの一部として MSDS に関する内容が含まれる。日程、申し込み方法等の詳細については不明。

e) オーストラリア連邦首都特別区

- Act Workcover (<http://www.workcover.act.gov.au/index.htm>)

【役割】州の労働安全基準局。立ち入り検査を担当する。普及の支援策に関する情報は得られなかった。

f) ノーザンテリトリー州

- NT WorkSafe (<http://www.worksafe.nt.gov.au/>)

【普及支援】MSDS の相談窓口があり、MSDS の内容、簡易標記方法、海外の MSDS の使用等に関する質問と回答を示している。

【普及支援】MSDS に関する情報掲示板を設置し、一般的な情報を提供している。

g) タスマニア州

- Tasmanian Workplace Standards Authority (<http://www.workcover.tas.gov.au>)

【普及支援】2000 年に職場の安全週間の企画として、MSDS のセミナーを行った。

h) 南オーストラリア州

- SafeWork SA (<http://www.safework.sa.gov.au/>)

【罰則】2003 年、2004 年に 1 件ずつ、MSDS を含む違反に対しての罰金支払い命令があった。

(2) 産業団体の取組

Plastics and Chemicals Industries Association (PACIA) (<http://www.pacia.org.au/index.html>)

オーストラリアにて 4 番目に大きい産業団体。輸入業、卸業、原料供給業、化学製造業、プラスチック組立加工業、プラスチック産業、化学リサイクル業の事業者が加盟。

Management of Hazardous Substances & Dangerous Goods – Training Course : MSDS を取扱う職場に属し、新しい MSDS 様式を理解する必要のある労働者を対象としたトレーニングを実施。トレーニングの日程、開催都市が公開されている。

表 5-16 2006 年下半期の開催予定

都市	Brisbane	Sydney	Melbourne
日時	8 月 24 日	10 月 26 日	11 月 15 日

Australian Chamber of Commerce and Industry (<http://www.acci.asn.au/>)

オーストラリアの商工会議所。国家レベルの法律及び政策案の対応、オーストラリアにおける事業の相談、指導等を行っている。MSDS に関する情報は得られなかった。

(3) 企業の取組

MSDS に関するサービスを提供する主な企業

a) Australian Centre for Occupational Health and Safety (ACOHHS)

(<http://www.acohs.com.au/Infosafe/EN/Home/Default.asp>)

MSDS 管理のソリューションを様々な産業に対して提供。オーストラリア国内のみならず、国外にも対応している。複数の言語で各国の法律に対応する MSDS の作成及び、企業が作成した MSDS の見直しを行うサービスを提供している。Infosafe という MSDS データベースサイトを公開している。Infosafe では次の機能がある。

- MSDS の作成
- マニフェスト（化学品の有害性区分及び最大保管量を示す表）
- 化学品の分別して保管する場合の情報
- ウォールチャート（保護具等の化学品の取扱いに関する MSDS の主要な情報をまとめた表）
- 保管庫用プラカードの作成
- 職場のリスクアセスメント
- ラベルの作成

http://www.acohs.com.au/Infosafe/EN/Products_Services/Professional_MSMS_Services.asp

b) MSDS.COM.AU (<http://www.msds.com.au/Default.asp>)

オンラインの MSDS のデータベース。一ヶ月に 3 万アクセスある。全ての MSDS を含んだ CD ベースでの MSDS の提供も可能。

表 5-17 利用料金(一例)

契約の種類	内容	金額 (AUD /年)	日本円換算(お よそ)
個人/1 人	拡張検索、アップデート通知	\$30.00	¥2,660
個人/10 人		\$220.00	¥19,490
企業/年	アップロードと管理	\$50.00	¥4,430

表 5-18 掲載料金(一例)

MSDS 数	自主掲載料金 (AUD /年)	日本円換算 (AUD: ¥88)	MSDS.AU.COM に よる掲載料金 (AUD/年)	日本円換算 (AUD: ¥88)
1-10	\$15.00	¥1,330	\$30.00	¥2,660
31-50	\$13.00	¥1,150	\$30.00	¥2,660
76-100	\$12.00	¥1,060	\$25.00	¥2,210

c) Safety Care (<http://www.safetycare.com.au/>)

労働安全トレーニング商品及びサービスを提供。MSDS のトレーニングビデオ(16 分)及び MSDS トレーニングコースを提供。

d) Chemlink Australia (<http://www.chemlink.com.au/indexsafety.htm>)

化学物質、資源、エネルギーに関して、産業及び政府への経済関連のコンサルティングを行っている。MSDS の概要、MSDS 作成のためのチェックリストがある。MSDS データベースなどのリンク集もある。

e) ChemWatch (<http://web.chemwatch.net/flashpage/welcome.html>)

化学物質の安全性データ、危機管理マネジメントシステムに特化した、データベースやプログラム、コンサルティングサービス事業を行っている。オーストラリアに本社を持つ。MSDS の作成及び web 上のデータベースを持つ。データベースには、15 万以上の審査済みの MSDS があり、うち 4 万以上は原料の MSDS である。20 ヶ国語に対応。

化学物質を製造及び使用する主な企業

a) Dupont Australia (<http://www.dupont.com.au/>)

農業関連製品、コーティングや着色技術、電子・通信技術、フィルム、繊維等の機能材料(performance materials)などの製造。

DuPont Agricultural Products : <http://www.au.ag.dupont.com/>

殺虫剤、除菌剤、除草剤、浸透(促進)剤等の MSDS と Label を web 上で公開。

その他の製品に関しては全世界共通の MSDS サイトとして公開。48 カ国に対応。

<http://msds.dupont.com/NASApp/msds/Mediator>

b) Orica (<http://orica.com.au/BUSINESS/COR/orica/COR00254.NSF>)

採鉱サービス(工業爆薬、起爆システム等)、Chemnet(化学物質取引ソリューション事業)、化学物質サービス(水処理、採鉱化学薬品等のマーケットへの技術、化学物質、サービスの提供)、消費者製品(塗料、芝生等)の提供。

製品及び化学物質の MSDS サイトを Web 上で公開。一部の商品に関しては MSDS を掲載。

http://orica.com.au/BUSINESS/COR/orica/COR00254.NSF/Page/SH_and_E_Other_Information_Material_Safety_Data_Sheets

c) BP (<http://www.bp.com/home.do?categoryId=4810&contentId=7016088>)

天然ガス、石油資源の探査、石油製品の精製、販売等

商品の名前を入力もしくはカタログから製品選択し、それぞれの MSDS を Web 上で閲覧することができる。<http://www.bp.com/iframe.do?categoryId=9007721&contentId=7016722>

d) Origin Energy (<http://www.originenergy.com.au/>)

電気、天然ガス、LP ガスやそれに関連するサービスの供給

LP ガス (商業 プロパン、ブタン等) の MSDS を Web 上で公開。
<http://www.originenergy.com.au/business/template.php?pageid=188>

e) Caltex (<http://www.caltex.com.au/>)

石油製品の精製及び販売

ACOHS website (www.msdonline.com.au)にて製品の MSDS を公開。
http://www.caltex.com.au/products_oil.asp

f) Wattyl (<http://www.wattyl.com.au/default.htm>)

ペンキ、ニス、ラッカー、特殊コーティング剤の製造及び販売

The Australian Ecolabel Program Verification Report(2004)において、様々な物質(VOC、重金属、発ガン性物質等)の基準を満たしているかを判断するために、MSDSを使用したことを記載。同レポート内に Wattyl Australia Pty Ltd が提供した MSDS を使用したとの記述がある。web 上では MSDS を公開していない。

g) Canon Australia (<http://www.canon.com.au/>)

プリンター、スキャナー、カメラ、コピー機等のメーカー

製品ごとの MSDS を web 上で公開。

<http://www.canon.com.au/support/msds.html>

h) ProSciTech (<http://www.proscitech.com.au/catalogue/home.asp>)

光学、電子顕微鏡、マイクロプローブなどの科学機器、化学物質の代理店

取扱い製品(主に化学物質)に関する MSDS を web 上で公開。

i) Dow AgroScience (<http://www.dowagro.com/au/>)

除草剤、殺虫剤、除菌剤、土壌薰蒸剤、補助剤等の製造及び販売

製品ごとの MSDS を web 上で公開

<http://www.dowagro.com/au/labels.htm>

j) Merck (<http://www.merck.com.au/default.htm>)

医薬品、化粧品や、液晶、顔料などの製造及び販売

ChemDAT (<http://www.chemdat.info/mda/au/index.html>)という、Merck の化学データベースにおいて、Merck の製品の MSDS を公開。オーストラリアのみでなく、他 26 カ国の MSDS にも対応。言語を選ぶことも可能。

(4) MSDS 関連制度の普及支援に関する関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 5-19 にまとめた。

表 5-19 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
取組事例	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種を特定しておらず全ての職場に公平に検査を適用するようにしている。但し、例えば、2005/06 年のファイバークラスを対象としたキャンペーン等、強化キャンペーンなどで特定の業界に焦点をあてることもある。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリアでは MSDS に関して企業に提供される情報や教育の多くはコンサルタントが行う。企業は MSDS の作成をたいがい外部のコンサルタントに外注する。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SAP 社の Environmental, Health & Safety プログラムのデータベースの開発に 5 年を費やしており、現在もまだ開発中である。 ・製品を使用者や顧客に対して、製品の危険・有害性のレベルに対応したトレーニング又は情報を提供する。これは当社の化学物質の総合安全管理宣言 (Product stewardship commitment) に従うものである。 ・24 時間無休の緊急対応サービス、MSDS の情報とデータベースをウェブ上で提供。一定の訓練とコンサルティングサービスの提供。 ・MSDS 担当者が MSDS を確認し、100 点満点方式の評価システムで採点している。MSDS が 60 点以下の場合、ただちにメーカーへ送り返され正しいものとの差し替えを要求する。 ・工場の全ての従業員が MSDS を入手し理解するための学習モジュールを履修しており、5 年ごとの再研修も受けている。
普及の支援策	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニューサウスウェールズ州では、HP での法規制等の情報提供、行政官に

	<p>よる検査制度等。</p> <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育及び研修。主だった都市、地域のセンターなどで特に GHS の紹介について、対話形式のフォーラム。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全般的に問題はなく MSDS 制度は機能していると思う。ただ、Generic MSDS (一般的な MSDS) を使用してはいけないということが明確にされれば、有益であろう。また、勝手に MSDS に手を加えて情報を操作する企業に罰則があればよい。
政府の役割	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・州政府では、国家指針/慣行規範に基づき法令を整備し、検査官のチームによって管理する。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の最大の課題は小規模の事業主 (例えば美容院や小さな店舗) が積極的に供給者側に MSDS の提出を求めようと呼びかけることである。研修プログラムはしばしば大企業にしか行き渡らないが、むしろ彼らはこの事に関して必要な技術と知識を持ち合わせている。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・根本的な問題として、何か新しい製品や素材が MSDS の提供を含む書類上の登録が必要だという理由からオーストラリアに導入されないケースがある。これにより毒性が高く危険な化学物質に代替する製品を入手できないといった、環境/安全面での影響が出る可能性がある。 ・他国のリスト (例: TSCA、AICS) 間の相互承認を高めるべきだろう。そうしなければ同じ化学物質を何度も評価することになる一方で、他の少量の特殊な化学物質が適当に評価されないということがおこる。

5.1.4 MSDS 関連制度に関わる営業秘密保護の状況

(1) MSDS 制度に関わる営業秘密保護の状況

労働安全衛生における MSDS 制度に関わる営業秘密保護

危険・有害であると分類された製品の成分のうち、いずれかの危険有害性に分類されるものについては表 5-20 に示したように所要の情報を公開しなければならない。有害物質の場合は、有害性区分に基づき 3 つのタイプに成分を区分し、タイプ別に異なる情報を開示する。なお、各法令又は規則において、特別な状況（緊急時等）の際には、化学物質の情報の開示を義務付ける規定がある。

表 5-20 製品の成分による情報開示要求の違い

物質（成分）	定義	要求される開示
危険物		全ての情報の開示
有害物質	タイプ I 「有害物質を分類するための認証基準 [NOHSC:1008 (2004)第 3 版]」に基づき a)この認証基準に示される有害物質としてのカットオフ値を超えている；且つ b)この認証基準により発がん性、変異原性、催奇性、皮膚又は呼吸器感作性、強い腐食性、腐食性、毒性又は強い毒性、急性暴露の後に不可逆的影響を引き起こす有害な物質、又は、反復又は長期にわたる暴露後、重篤な健康影響を引き起こす有害な物質であると判定される物質。具体的には、次の R フレーズを伴う物質：R-23、24、25、26、27、28、34、35、39、40、42、43、45、46、47、48、49、60、61、62、63	全ての情報の開示 MSDS には、化学物質名の開示を義務付ける。 営業秘密の申請は不可。 一般名による開示は不可。
	タイプ II 「有害物質を分類するための認証基準 [NOHSC:1008 (2004)第 3 版]」に基づき a)この認証基準に示される有害物質としてのカットオフ値を超えている；且つ b)この認証基準により、タイプ I に示された有害性以外を有すると分類された物質。具体的には、次の R フレーズを伴う物質：R-20、21、22、29、31、32、33、36、37、38、41、64、65	一般名による開示が認められる。 但し、タイプ II 成分の営業秘密を保護するために一般名が使用された場合には、有害物質の情報を含む「秘密情報の申告書(Declaration of Confidentiality)」を ASCC に提出する必要がある。
	タイプ III 危険物にも、タイプ I にも II にも該当しない成分。	開示は要求されない。 但し、混乱を防ぐために開示することを推奨しており、営業秘密が問題である場合には、「有害でない」と判断されたその他の物質」のように記載することが望ましい。 また、健康に対し影響を引き起こす、又は、危険物の特性を有する成分に関する全ての情報を開示することはよき慣習 (good practice) であるとしている。

NICNAS における MSDS 制度に関わる営業秘密保護

NICNAS の監督責任者により、以下のように判断された情報については公開を免除される。

- (i) その公開が申請者の営業利益を著しく損なう、及び
- (ii) 損害がその情報の公開による公益よりも重大である

但し、化学品に関する以下の基本的な情報については、公表の免除が認められない。

- (a) その化学品として公衆や製造者・輸入者により認知されている名称
- (b) 一般的用途
- (c) 製造、取扱い、保管、使用及び廃棄における注意事項及び制約事項
- (d) 本法令の下に実施された評価の結果、廃棄処分に関する勧告事項
- (e) 緊急事態に踏むべき手順に関する情報
- (f) 物性及び化学的特性（化学品の組成は除く）
- (g) 健康影響又は環境影響に関する情報

また、NICNAS の監督責任者やその他の担当者に対して、以下の事由があって、免除情報の申請者に同意を得ている場合以外には、免除情報の記録や公開を行ってはならない³⁴。

- 法の役割や義務を果たすため
- 裁判所の命令に応じるため

申請者が営業損害を被ると判断した事項が公表を免除されるためには、申請が必要である。申請には既定の申請書と申請料が必要である。免除申請された情報について、NICNAS の監督責任者は、公開することに対する国民の関心と申請者に対する営業損害の可能性を比較検討し、決定する。

但し、NICNAS の監督責任者により公表免除が認められた情報についても、労働安全衛生、公衆衛生又は環境の保護のためであること、且つ、開示による公益が、その情報が免除情報として認められた申請者の商業的利益より勝っていることが認められるなどの特別な状況においては、情報を開示しなければならないことが定められている（IC(NA)法、第 79 条）。また、IC(NA)法の 78 条の(2)では、一定の手数料を支払えば、国民が最新の MSDS を閲覧できるようにすることを定めている。

³⁴ IC(NA)法、Division 8 - Confidentiality、75 条 Exempt information、76 条 Confidentiality by Director etc.

(2) MSDS 関連制度の営業秘密保護に関する関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 5-21 にまとめた。

表 5-21 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
営業秘密保護の状況	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASCC の含有物タイプ に対する営業秘密保護は現在行われていない。一度も使用されたことがなく、将来廃止される予定である。 ・ 企業も MSDS に関する情報開示は納得しており、特に懸念はない。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業秘密保護は普及の障害とはなっていない。記載要求には余裕がもたせてあり、MSDS の供給者側は十分対応できる。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業秘密保護は法的な要求事項であって MSDS 普及を阻害しているとは思わない。 ・ その成分が規制により記載を要求されていたら、それを開示しなくてはならない。その場合、国内では販売しないという選択肢もあり、実際過去に何回かあった。 ・ 秘密保持契約に基づき、全ての情報は得られないが、その製品は報告を必要とする危険物質を含まないという証明書（指定化学物質に関する不含有証明書）を受け取ることがある。 ・ 当社製品の製造を第三者（下請け）に依頼する時、成分の正式な名称ではなく特別なコードで記載した MSDS を作成するように契約を交わしている。つまり、成分の処方はコード化されており、下請けメーカーからの成分情報も同じコードを使用して伝えられる。 ・ 約 10 社のクライアントが正確な成分データを要求している。これは既存化学物質台帳に照会するためか規制適用除外を主張するためのもの。これらの取引先企業とは秘密保持契約を取り交わしている。 <p>< 法律事務所 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MSDS または労働安全に関する訴訟の数は非常に少ない。申し立ては通常、労働者補償制度のもとに処理され、責任追及の措置が取られないため、民事訴訟の件数が少ない。（回答者は、労働安全衛生に関する法律の分野が専門で、ニューサウスウェールズ労働局の検察官として年間 50-60 件、及び企業側の原告として年間 30-40 件の事例に携わっている。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・MSDSに記載された内容について、営業秘密である内容を開示するため、特定の事業者間で秘密保持契約が取り交わしている事例を知っている。多くは提携事業者間で行われる。労働局の検査官と取り交わす場合もある。何らかの違反行為があった場合、契約不履行あるいは特許侵害になる。
<p>営業秘密をめぐるトラブル</p>	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いくつかの国では税関で 100%の組成情報を求められるケースがあった。規制の対象となる成分以外に求められるのは適切ではないと考える。規制対象外の成分については可能であれば総称を使い、パーセンテージ幅で報告することにしている。 ・例えば工業用化学製品、工業用塗料などといった広義なカテゴリー名を使うこと。しばしば海外のメーカーからそのように指示される。その際、特定の成分名の使用を避け、総称 / 広義な名称を使用することとした。 <p>< 法律事務所 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去において、営業秘密保護に関して「企業」対「政府」、「企業」又は「従業員」で争われた事例はない。勝訴するのは難しいので、まずないだろう。 ・問題が起きた場合、裁判所は追加情報を請求することができ(Sect 11, 1A&B, NSW OHS Act)、それは政府の管轄部署から情報公開制度を通して取得することができる。また規制に基づき、化学物質が疾病の原因と考えられる場合、医者はその正確な合成成分を要求できる (Reg 153)
<p>問題事例</p>	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低濃度の成分の記載がなかったので AICS のリストに照合することができなかった。あるときは、AICS リストに載っていなかったため、非常に低濃度の物質が供給を始めて何年も経ってから申告されたことがあった。こちらの要求にもかかわらず、その物質がリストにあるかどうかを我々自身で判断するための情報は得られなかった。 ・米国から輸入された触媒のいくつかは MSDS に合成成分に関しての詳細情報が乏しく、有害物質を含むかどうかの判断が難しい。

5.1.5 MSDS を取り巻く国際動向の状況

(1) GHS への対応

OASCC は、有害物質に関する枠組み構築の一端として、GHS に対応した MSDS の新しい慣行規範を作成中である。MSDS の改正案がパブリックコメントへ提出されるのが 2006 年 12 月で、2007 年 11 月に採択されることを目標にしている。但し、実際に慣行規範が全国に採用されるのには時間がかかることが予想される。関係者の見方では、州・準州は 5 年毎に規則を見直しており、全州・準州が適用するまで 2~5 年の期間が必要である。また、企業は 5 年毎に MSDS を見直しすることが規定されており、この制度を利用して猶予期間を設けた場合、企業が負担するコストが少なく済む。リスク影響報告書には規制導入のコストベネフィットについて記載されている。このような導入期間の判断については、適用時期が検討される。

産業界は、オーストラリアが GHS へ早期に対応したことに懸念を示しており、改正案について EU の動向を見極めるまで待つべきとの意見を示している。ただし、GHS の急性毒性の区分 5 については、改正案で採用していない。これは、区分 5 の毒性が比較的低く、特定条件下で特に高感受性の集団に有害性の可能性がある化学品を対象としていること、慣行規範を作成している管轄が労働安全衛生を規制する省であり、オーストラリアの MSDS 制度の目的が労働安全であることなどに鑑みた結果である。

インタビューの結果、海外の MSDS の作成を担当している企業は GHS の分類を始めているが、国内にのみ製品を販売している企業は、GHS について基礎的情報を収集しているのみで、具体的に対応していないことが推測された。

(2) REACH への対応

ヒアリング対象先の化学企業では、オーストラリアの MSDS を EU 諸国の輸入業者に送付し、輸入業者が REACH の要求に則した対応を取る場合が多いので、問題はないとの見方をしている。

(3) 化学品の国際動向に関する関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 5-22 にまとめた。

表 5-22 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
GHS	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質に関する枠組み構築の一端として、GHS を考慮した MSDS の新しい慣行規範を作成中である。 ・ 労働安全の観点から、GHS の一番下の区分は採用していない。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質・危険物を取り扱うほとんどの供給者、コンサルタント、行政の所轄部局などが中心となって MSDS 制度改正を検討中。NICNAS は行政で唯一化学物質を分類する機関である。まだ約 200 種類の物質しか分類が済んでおらず、GHS の要求を満たすにはまだ相当かかる。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GHS が一様に承認され、堅実な時間枠の中で履行されることはすばらしい。ただ、米国がそのシステムに立ち遅れるのではないかとということと、アジア / 中国が知らないのではないかと懸念がある。 ・ GHS については、基本的情報を見直しているだけである。
REACH	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH は化学工業界の関心事であり、他の企業には関係がない。問題は REACH がヨーロッパへの GHS 導入を遅らせるという点である。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社のヨーロッパの市場は大きくないので、ほとんど直接の影響はないだろう。 ・ オーストラリアの MSDS は EU 諸国の輸入業者に送られ、輸入業者が REACH の要求に則した対応を取るので、我々には何ら問題はない。
その他	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリアの産業界では国際的な要求への調和に協力的である。 ・ オーストラリアの企業は自国の基準に従うため、ISO はそれほど重要ではない。

	<p><企業></p> <ul style="list-style-type: none">・アジア諸国でISOよりはるかに細かい要求事項を盛り込んでいる国もある。問題は基本的な規制に付け加えられた各国独自の解釈であって、もはやISOは基準になり得ないことだろう。・オーストラリアが独自の規制を持ち、EU諸国とGHSと連携を取っていることを考えると、ISOの動向を把握する理由がない。
--	---

5.2 ニュージーランド

5.2.1 MSDS 関連制度の状況

(1) 概要

ニュージーランドにおいて、(M)SDS に関連した制度を規定しているのは、以下の2法である。同国における現行のMSDS 関連制度の体系の概要を図5-4に示した。

- Health and Safety in Employment Act 1992 (以下、「HSE法」という)
- Hazardous Substances and New Organisms Act 1996 (以下、「HSNO法」という)

HSE法は労働省(Department of Labour)の管轄であり、HSNO法は環境省(Ministry for the Environment)及び同法により設置された専門機関である環境リスク管理局(Environmental Risk Management Authority: ERMA)により管轄されている(図5-4)。但し、HSNO法の運用に関しては、化学物質に関する多くの規制を統合してできた法令のため、関係省庁がそれぞれの担当分野に応じて行っている。

HSE法では、危険有害性の特定と、被雇用者に対する情報提供を義務付けている。こうした規定は、MSDS等を用いることにより遵守できるとして、MSDSを作成するためのガイドラインが策定されている(表5-23)。

HSNO法では、情報要件として危険有害性を有する物質又は化学品に関する「文書化」を義務付けている(表5-24)。この「文書化」の要件を満たす方法として(M)SDSが認められており、(M)SDS作成のための慣行規範が策定されている。なお、文書化が求められるのは、職場で使用される危険有害化学品に限定される。

さらに、Toxic Substances Act 1979により承認・登録されていた有害化学品(NOTS)(約218,000品目のうち約118,000品目)を暫定規定からHSNO法本体へ効率的に移行するため、「グループ規格」が策定された。このグループ規格とは、類似した性質、種類、用途に基づいたカテゴリーごとに危険有害化学品を承認する制度である(表5-25)。

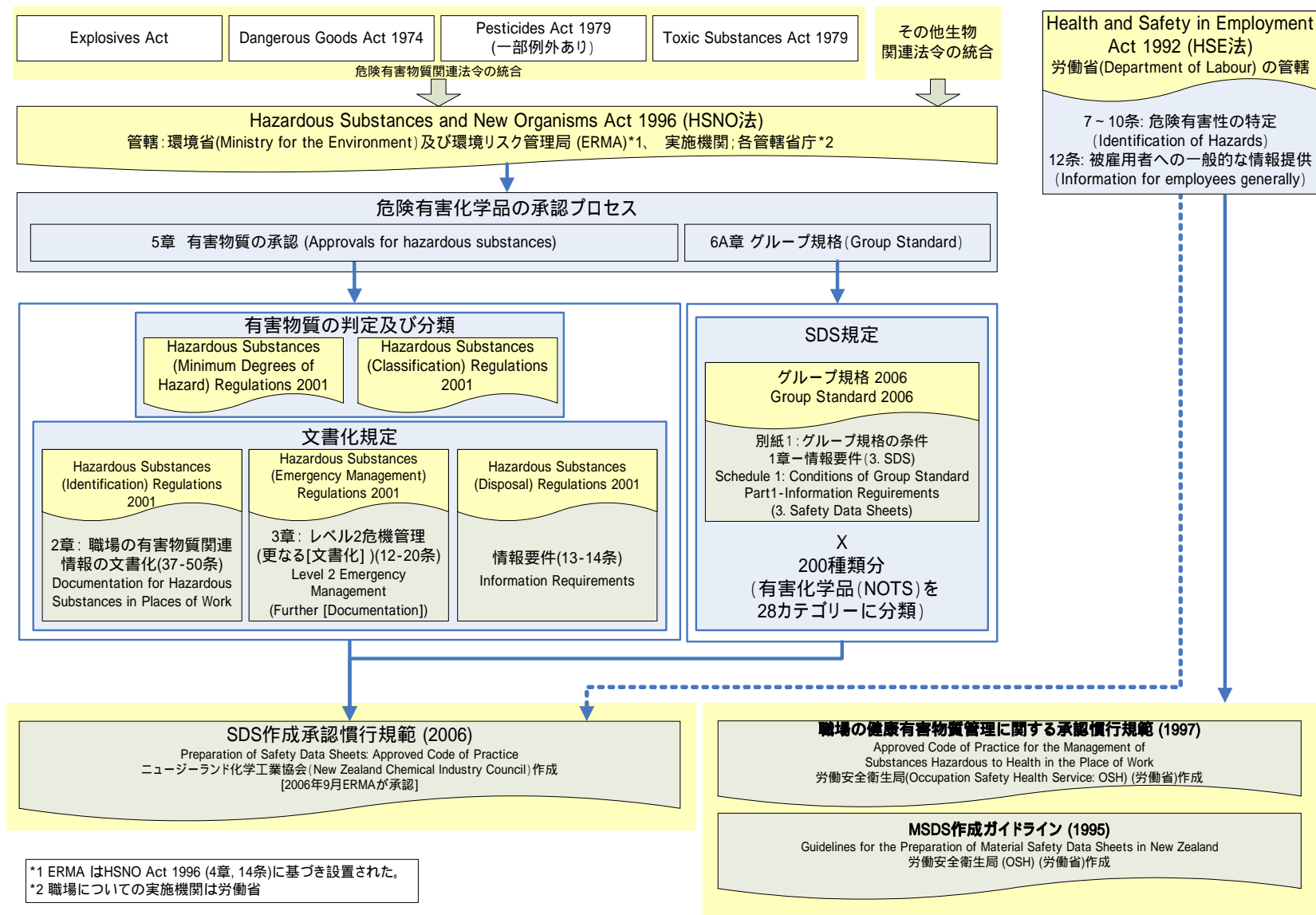


図 5-4 ニュージーランドの MSDS 関連制度の体系図

表 5-23 HSE 法における MSDS 制度の概要

根拠となる法令	Health and Safety in Employment Act 1992 (HSE 法)
規則	特になし
規範・ガイドライン	職場の健康有害物質管理に関する承認慣行規範(1997) ^{注1} MSDS 作成ガイドライン(1995) ^{注2}
法の目的	職場における労働者及びその他関係者に対する被害防止を推進するため。
所轄官庁	管轄及び実施機関：労働省 (Department of Labour)
MSDS 制度の目的	HSE 法に MSDS に関する規定はない。但し、MSDS 作成ガイドライン(1995)によると、適切に作成された MSDS は、HSE 法の規定に従い、有害物質に関する必須情報及び有害物質の安全な取扱いに関する情報を提供することができる。
主な規定条項	供給者 ：MSDS を利用可能にしておくこと、MSDS の供給 雇用者 ：MSDS の入手、安全な使用に必要な情報（MSDS である場合もある）を作成（雇用者が有害物質の製造者である場合に限る）MSDS がいつでも入手可能であることの確認、MSDS が改ざんされないことの確認
MSDS 記載事項	MSDS 作成ガイドライン(1995) 1. 特定 <ul style="list-style-type: none"> • 物理学的性質/特性 • その他の性質 • 成分 2. 健康に対する有害性情報 <ul style="list-style-type: none"> • 健康影響 • 応急措置 • 医師に対する助言 3. 使用上の注意 4. 安全な取扱いに関する情報 <ul style="list-style-type: none"> • その他の情報 • 連絡先
MSDS 作成対象物質	職場での使用を目的とする有害な物質であると分類され承認された物質
裾切り要件	特になし
適用除外	特になし
監査規定	労働省の職場グループ (Workplace Group) の職員により監査される。監査員の役割は以下に挙げるとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> • 職場における安全性を改善するために、雇用者、被雇用者及びその他関係者に対する情報の提供及び指導をすること • 法が遵守されているかどうかを確認すること • 法の遵守を確認するために必要な措置を講じること • HSE 法若しくは他の法律により定められた役割を果たすこと
罰則規定	NZ\$250,000 以下の罰金。(第 2 章:労働安全衛生に係る義務(6 条 ~ 19 条)の規定事項に違反した場合) [HSE 法 50 条(1)(a)]
営業秘密保護規定	HSE 法には営業秘密に関する規定がない。 MSDS 作成ガイドライン (1995) では、営業秘密保護について以下のことを認める記載がある。 1 . 有害でない成分が営業秘密である場合には、 <ul style="list-style-type: none"> • 化学物質名及びその CAS 番号を MSDS に示す必要はない • 一般名の使用が可能 • 「有害性がないと判断された物質」との記載が可能 2 . 成分の混合の割合が営業秘密である場合には、 <ul style="list-style-type: none"> • <10%、10 - 30%、30 - 60%、>60%などの幅のある記載も可能

注 1 : Approved Code of Practice for the Management of Substances Hazardous to Health in the Place of Work

注 2 : Guidelines for the Preparation of Material Safety Data Sheets in New Zealand

表 5-24 HSNO 法の規則による SDS 制度の概要

根拠となる法令	Hazardous Substances and New Organisms Act 1996 (HSNO 法)
主要規則	危険有害化学品（特定）規則 ^{注1} 危険有害化学品（危機管理）規則 ^{注2} 危険有害化学品（廃棄）規則 ^{注3}
規範・ガイドライン	SDS 作成承認慣行規範（2006） ^{注4}
法の目的	有害物質及び新生物による影響を予防又は管理することにより、環境を保護し、人と地域社会の健康と安全を守ること[HSNO 法、第 4 条]
所轄官庁	管轄：環境省(Ministry for the Environment)及び環境リスク管理局(Environmental Risk Management Authority: ERMA) 実施機関：各管轄省庁（職場関連の実施機関は労働省(Department of Labour)）
SDS 制度の目的	HSNO 法に MSDS 作成の規定はない。 HSNO 規則のガイド(2001) ^{注5} による「文書化」規定の目的： 有害物質を扱う職場で行われる幅広い活動を管理するための情報源（例：有害物質取扱い上必要とされる注意に関する説明）として使われる
主な規定条項	供給者：危険有害化学品の文書化義務 職場責任者：危険有害化学品の取扱者に対して文書がいつでも入手できることの確認、危険有害化学品の分類に関する確認
SDS 記載事項	危険有害化学品（特定）規則(2001) 文書化の際に記載を要求される共通事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 物質名、物質の同定 ● 一般名（一般に知られている名称）、国連番号、CAS 番号 ● 物理的状态、色、におい ● 物理的状态に変化を生じる温度とその温度で生じる変化 ● 密封容器内で、時間とともに有害性が高くなる、有害性が追加される、別の有害性区分の物質に変化するのいずれかの場合、その変化の説明とそれが起こるまでの日数 ● 国内の輸入者、供給者、製造者の連絡先 ● MSDS の作成日 ● 危機管理則又は廃棄則で要求された危機管理と廃棄に関する情報 なお、腐食性物質、生態毒性物質、爆発性物質、可燃性物質、有機過酸化物質、酸化性物質、毒性物質については、それぞれに文書化の際に特に記載を要求される事項が定められている。 危険有害化学品（危機管理）規則 文書化の際に記載を要求される共通事項 <ul style="list-style-type: none"> (a) 緊急時対応への準備 (b) 緊急時に必要となる特別の訓練又は設備 (c) 緊急時に生じる危険の低減又は防除のための措置 (d) 承認された危機管理方法を再構築するため、保護具あるいは薬剤（中和剤や吸収剤など）の使用を含めた対処方法 危険有害化学品（廃棄）規則 製造者、輸入者、及び、供給者に対する文書化要件 文書には以下の情報が含まれていなければならない - <ul style="list-style-type: none"> (a) 廃棄方法の説明；且つ (b) 廃棄する際に留意すべき点の説明

	<p>SDS 作成承認慣行規範 (2006)</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 化学物質等および会社情報</td> <td>9. 物理的及び化学的性質</td> </tr> <tr> <td>2. 危険有害性の要約</td> <td>10. 安定性及び反応性</td> </tr> <tr> <td>3. 組成、成分情報</td> <td>11. 有害性情報</td> </tr> <tr> <td>4. 応急措置</td> <td>12. 環境影響情報</td> </tr> <tr> <td>5. 火災時の措置</td> <td>13. 廃棄上の注意</td> </tr> <tr> <td>6. 流出時、漏出時の措置</td> <td>14. 輸送上の注意</td> </tr> <tr> <td>7. 取扱いおよび保管上の注意</td> <td>15. 適用法令</td> </tr> <tr> <td>8. 暴露防止および保護措置</td> <td>16. その他の情報</td> </tr> </table>	1. 化学物質等および会社情報	9. 物理的及び化学的性質	2. 危険有害性の要約	10. 安定性及び反応性	3. 組成、成分情報	11. 有害性情報	4. 応急措置	12. 環境影響情報	5. 火災時の措置	13. 廃棄上の注意	6. 流出時、漏出時の措置	14. 輸送上の注意	7. 取扱いおよび保管上の注意	15. 適用法令	8. 暴露防止および保護措置	16. その他の情報
1. 化学物質等および会社情報	9. 物理的及び化学的性質																
2. 危険有害性の要約	10. 安定性及び反応性																
3. 組成、成分情報	11. 有害性情報																
4. 応急措置	12. 環境影響情報																
5. 火災時の措置	13. 廃棄上の注意																
6. 流出時、漏出時の措置	14. 輸送上の注意																
7. 取扱いおよび保管上の注意	15. 適用法令																
8. 暴露防止および保護措置	16. その他の情報																
SDS 作成対象物質	<p>「文書化」は以下の場合に必要である。 当該物質が職場で使用される場合；且つ 当該物質が、 「最低限度の危険有害性則」^{注6}により有害物質と判定され、 「分類則」^{注7}によりいずれかの有害性区分^{注8}（表 5-29）に分類される場合； 且つ 供給者が、別添に記載されている有害性区分ごとの量（表 5-31 参照）以上を販売したり、供給したりする場合。</p>																
裾切り要件	有害性区分や対象化学品の種類などに応じて裾きり要件が定められている（表 5-31）																
適用除外	職場以外で使用される化学品には文書化が求められていない。																
監査規定	職場においては、HSE 法を管轄する担当部局が HSNO 法の遵守についても確認する。																
罰則規定	上記規則に違反した場合即決判決による 3 ヶ月以下の禁錮、若しくは、NZ\$500,000 以下の罰金。但し、継続的な違反の場合には、違反が継続された期間中において、1 日当たり又は 1 日の内の一部当たり NZ\$50,000 以下の罰金を追徴する。[HSNO 法 114 条(1)]																
営業秘密保護規定	<p>営業秘密事項を含む情報がある場合には、その取扱いは「Official Information Act 1982」に従い秘密が保持される。但し、HSNO 法の目的である環境、健康及び安全の保護に鑑み、物質によるリスクや影響に関する情報の妥当性が確保されない場合には情報の秘密を保持することができない^{注9}。</p> <p>正当な理由がない限り、秘密を保持できない情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 商標名 • 製造者/輸入者及び申請者の名前 • 物性、溶点/沸点、密度、蒸気圧、引火点、水溶解度、分配係数等の物理化学的情報の概要 • 毒性及び生態毒性/試験結果の概要 • 廃棄処分に関する情報 • 不純物質及び添加物質が有害性に関連する場合には、その割合及びその特定 • 取扱い、保存、輸送、安全性、及び緊急対策に関して推奨される方法及び留意点 																

注 1 : Hazardous Substances (Identification) Regulations 2001

注 2 : Hazardous Substances (Emergency Management) Regulations 2001

注 3 : Hazardous Substances (Disposal) Regulations 2001

注 4 : Preparation of Safety Data Sheets HSNO Approved Code of Practice. ニュージーランド化学工業協会 (NZCIC) 作成、環境リスク管理局 (ERMA) により 2006 年 9 月に承認された。

注 5 : ERMA New Zealand (2001): User Guide to the HSNO Control Regulations.

注 6 : 危険有害化学品 (最低限度の危険有害性) 規則 (Hazardous Substances (Minimum Degrees of Hazard) Regulations 2001)

注 7 : 危険有害化学品 (分類) 規則 (Hazardous Substances (Classification) Regulations 2001)

注 8 : こ有害性区分は GHS に基づく分類である。

注 9 : “Your guide to the Hazardous Substances and New Organisms Act”, Ministry for the Environment, 2001

表 5-25 HSNO 法のグループ規格による MSDS 関連規定

根拠となる法令	Hazardous Substances and New Organisms Act 1996 (HSNO 法)	
規則	Group Standards 2006 (グループ規格)	
規範・ガイドライン	規則と同じ	
法の目的	規則と同じ	
所轄官庁	規則と同じ	
SDS 制度の目的	該当しない	
主な規定条項	供給者 ：SDS の提供 職場責任者 ：(グループ規格の対象である) 化学品の取扱者に対して SDS がいつでも入手できることの確認	
SDS 記載事項	グループ規格 1. 化学物質等および会社情報 2. 危険有害性の要約 3. 組成、成分情報 4. 応急措置 5. 火災時の措置 6. 漏出時の措置 7. 取扱いおよび保管上の注意 8. 暴露防止および保護措置	9. 物理的および化学的性質 10. 安定性及び反応性 11. 有害性情報 12. 環境影響情報 13. 廃棄上の注意 14. 輸送上の注意 15. 適用法令 16. その他の情報 (作成日又は改訂日、略語及び頭字語)
SDS 作成対象物質	グループ規格が対象としている化学品 ^注	
裾切り要件	裾切り要件なし。但し、HSNO 法の規則に基づく危険有害性の分類により対象範囲を決めているため、化学品を分類する際のカットオフ値は考慮される。	
適用除外	グループ規格が対象としていない化学品か又は各規則に基づいて個別承認を申請した場合には、グループ規格による SDS 制度の対象外。	
監査規定	規則と同じ	
罰則規定	規則と同じ	
営業秘密保護規定	規則と同じ	

注：それぞれのグループ規格に、化学品の用途及び HSNO 分類で各グループの対象とする範囲を記載している。

(2) ニュージーランドの MSDS 関連制度の経緯と背景

ニュージーランドの化学物質管理分野における情報伝達は、主に労働安全衛生管理と危険有害物質管理の目的で必要とされることから、MSDS 関連制度についても、上述のように HSE 法と HSNO 法をそれぞれ労働安全衛生関連法令と危険有害物質関連法令の最上位に位置付けている。以下に、これら労働安全衛生の関連法令及び危険有害物質の関連法令の経緯と背景をとりまとめた。

労働安全衛生に関連する法令の経緯と背景

欧米において職場の安全衛生を管理する必要性が謳われ始めた 19 世紀の終わりごろから、ニュージーランド政府は労働安全衛生関連の法令の導入を積極的に推進してきた。1980 年代の工場関連の法令に始まり、その他の危険物や有害物質を取扱う産業、例えば鉱業、採石業や建築などを管理する法令が徐々に導入された。

しかしながら、それらの法律は主に法的権限を有する検査官により施行される傾向があった。さらに、それらの法令は慣例的であり、しかも特定の産業や工程に限定されたものであった。例えば、マッチ工場に雇用された女性や少女がリン中毒の危険性を示した時には、その有害性に限定した規制が導入され、検査官は厳重にその法律を施行するというような形で、これらの法律による規制は拡大されていった。

このような対処療法的な法整備の手法は世界中で実施されていたが、1970 年代ごろから、各国政府は労働安全衛生に関する法令を第一原則から見直し始めた。英国では、この見直しの結果、1972 年に「ローベンス報告」³⁵が公表され、様々な産業で一貫した方針や施行手順が適用できる一つの法令を導入することが推奨された。その結果として、Health and Safety at Work etc. Act 1974 が制定され、その後、この動きはニュージーランドを含む英国連邦の国々でも見られるようになった。

ニュージーランドでは 1980 年代後半に、多くの労働安全衛生関連の法令の包括的見直しが実施され始め、結果として、1992 年の HSE 法の制定へとつながった。この法律はローベンス報告の主要な原理を実行しているだけでなく、雇用者による職場での危険有害性管理の必要性についても強調したものとなっている。

HSE 法の 7 条から 10 条に規定される「危険有害性の特定」の準拠に、正しく作成された MSDS

³⁵ ローベンス報告とは、英国雇用大臣が設置した労働安全政策に関する委員会の報告書のことで、「ローベンス」はその委員長名である。この報告では、

- (1) 対症療法的につくられてきた法律や規則が膨大な数に達し、複雑になりすぎた
- (2) 法律、規則の遵守が災害減少につながらない
- (3) 法律、規則が、技術や社会情勢の急速な変化に対応していない

という認識のもと、『労働安全衛生の確保は、細分化されすぎた法規制ではもはや限界であり、今後は各業界の自主規制に委ねるべきである。そして、法規制の目的は、雇用者と労働者が合同でより効果的な自主基準を制定できるようにすることである』という趣旨の提言がなされた。

は有用であるとして、HSE 法を管轄する労働省(Department of Labour)の労働安全衛生局 (Occupational Safety and Health Service ; OSH) は、1995 年に、MSDS の様式や記載事項の指針を定めた「MSDS 作成ガイドライン(Guidelines for the Preparation of Material Safety Data Sheets in New Zealand)」を公表した³⁶。その後の法令改正や、オーストラリアにおける 1993 年の「MSDS の作成に関する国家慣行規範[NOHSC:2011(1994)]」の策定及びその 2003 年の改正に合わせて作成されたのが、本ガイドラインである。

危険有害物質に関連する法令の経緯と背景

ニュージーランドの危険有害化学品を管理するための法律である Hazardous Substances and New Organisms Act 1996 (以下、「HSNO 法」とする) は、有害物質の管理に関する国際的な潮流と国民からの懸念により実施された関連法の再編成の結果、制定された。アジェンダ 21 の 19 章にある次の主要原理がこの法律に反映されている。

- 科学的及び技術的不確実性が存在する時には、慎重に行動すること
- 物質の影響について社会が知る権利を提供すること
- 物質の製造から廃棄までの全ライフサイクルを考慮すること

HSNO 法には、有害物質及び新生物による影響を防止又は管理することにより、環境や人と地域社会の健康と安全を保護するという目的がある。有害物質に対する規制が始まったのは 2001 年 7 月からである。HSNO 法は、これまで様々な法律により規制されていた有害物質や生物を包括的に管理するものであり、同法にその役割が移行された。HSNO 法制定により、失効となった法律は以下のとおり。

- Explosives Act
- Dangerous Goods Act 1974
- Toxic Substances Act 1979
- Pesticides Act 1979(一部例外あり)
- Animal Remedies Act 1967 の一部
- Animals Act 1967 及び Plants Act 1970 の Biosecurity Act 1993 により廃止されていない部分

HSNO 法の規定により、ニュージーランドに新たに導入される危険有害化学品については、専門機関である ERMA に申請し、承認されることが要求される。また、HSNO 法により失効となった上記の法律のうち、Explosives Act、Dangerous Goods Act 1974、Toxic Substances Act 1979、Pesticides Act 1979 で規制されていた既存の有害物質については、2003 年から 2006 年にかけて HSNO 法本体の規定の対象とするための所要の暫定規定の制定と移行作業が行われた。爆発物、危険物、農薬については個別に承認、移行されたが、Toxic Substances Act 1979 の対象となっていた危険有害

³⁶ 本ガイドラインは、オーストラリアの NOHSC により 1986 年に公表された「MSDS 作成のための指針書 (Guidance Notes for Completion of a Material Safety Data Sheet) [NOHSC:3001]」をもとに、業界団体との協議やニュージーランド関連法令との整合を考慮したうえで 1989 年に保健省により公表された、同名の指針書がもととなっている。

化学品の大半は Group Standards 2006（以下、「グループ規格」とする）により、類似した性質、種類、用途（例：洗浄剤、水処理用化学品等）に基づいた分類ごとに承認され、移行された。グループ規格に該当する危険有害化学品は、グループ規格に記載されたライフサイクルに渡るリスク管理のための要件一式に従うこととなり、HSNO 法の下に制定された規則に従う必要はない。

HSNO 法は GHS にも対応しており、同法による「有害物質」及び「物質」の定義（表 5-26）をみると、GHS でいうところの「物質」「混合物」「成型品」を含むと考えられる。但し、HSNO 法における危険有害化学品では、爆発性を有する成型品も含まれている。HSNO 法の対象とならない物質には、放射性物質、オゾン層破壊物質、感染性物質がある。また、爆発性を有するもの以外の成型品のほとんどが、有害物質を含有していてもその製品そのものが有害ではないため、対象から除外されている。

表 5-26 HSNO 法における「有害物質」・「物質」の定義

有害物質	<p>規則による明示的な定めがない限り、以下の全ての物質をいう。</p> <p>(a) 次に挙げる固有の性質をひとつ以上有するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 爆発性 (2) 可燃性 (3) 酸化性 (4) 腐食性 (5) 毒性（慢性毒性を含む） (6) 生態毒性（生物濃縮の有無に関わらない）；又は <p>(b) 大気又は水（人為的に温度又は圧力が増減された状態における大気又は水を除く）との接触により、(a)に示された性質をひとつ以上有する物質を発生させるもの。</p>
物質	<p>(a) 自然に発生した又は人工的に合成された、元素、所定の割合で混合された元素、化合物、所定の割合で混合された化合物のいずれか又はそれらの混合物</p> <p>(b) 当局により、官報上の通知により、その元素又は化合物とは異なる物質であると宣言した、元素又は化合物の同位体、同素体、異性体、同族体、ラジカル、イオンのいずれか</p> <p>(c) 上記のいずれかの混合体又は組み合わせ</p> <p>(d) 爆発性を有する有害物質を包含するか、組み入れるか、取り込んでいる全ての成型品</p>

(3) MSDS 制度の状況

ニュージーランドにおいて、化学物質の有害性に関する情報を伝達することを規定しているのは、HSE 法及び HSNO 法の 2 つの法律である。どちらの法律においても危険有害性に関する情報を提供することを規定しているのみで、その方法は MSDS に限られていない(後述の HSNO 法のグループ規格を除く)。

HSE 法は労働省 (Department of Labour) の管轄であり、職場における労働者の安全と健康に対する影響を防止する目的で制定されている。また、HSNO 法は環境省 (Ministry for the Environment) 及び同法により設置された専門機関である環境リスク管理局 (ERMA) により管轄されている。

HSE 法に係わる MSDS 関連制度

イ) HSE 法における関連規定

HSE 法の 7 条 ~ 10 条には、職場における有害性を特定することが規定されており、12 条では職場において存在しうる全てのハザードの情報を被雇用者へ伝える雇用者の義務が規定されている。HSE 法のガイダンス文書 (“A Guide to the HSE Act 1992”) によると、7 条 ~ 10 条の遵守には、製造者等から提供される MSDS、製品表示などの情報を用いることが推奨されており、12 条の遵守には MSDS を利用することができるかとされている。但し、その場合には被雇用者が内容を理解できるようにしておかなければならない。

ロ) 職場の健康有害物質管理に関する承認慣行規範

1997 年に労働安全衛生局 (OSH) が作成した「職場の健康有害物質管理に関する承認慣行規範」は、HSE 法の遵守に望ましい規範を規定している。この慣行規範によると、HSE 法の 12 条 (被雇用者への一般的な情報提供) の遵守には製品の安全な取扱いに必要な情報が記載された「製品安全性カード (Product Safety Card) 」 (図 5-5) の使用が推奨されるが、雇用者としての責任を果たすためには MSDS に記載されるような完全な情報が必要であるとしている。形式や記載内容については、「MSDS 作成ガイドライン」に従うこととしている。

< 健康有害物質とは >

職場の健康有害物質管理に関する承認慣行規範では、「健康有害物質」を以下のように定義している。

「健康有害物質」とは、職場で使用又は製造され、健康に有害な影響を及ぼすと知られている又は疑われている、全ての物質又はそのような物質を含む製品。これには以下のものを含む：

- HSNO 法 (後述) により危険有害性があると分類された物質、但し微生物は除く
- Toxic Substances Regulations 1983 の下で指定された物質 (現在は HSNO 法の規制対象)
- ニュージーランドの職場暴露基準が設定されている物質

< 雇用者の責務 >

「職場の健康有害物質管理に関する承認慣行規範」に記載されている雇用者に対する MSDS 関連の責務について、以下に要約した。

MSDS の入手

雇用者は健康有害物質を含む製品を供給する者から MSDS を入手すること。その MSDS は「MSDS 作成ガイドライン」に示された形式あるいはそれと同等の情報を含むものでなくてはならない。

雇用者が健康有害物質の製造者である場合の責任

雇用者が健康有害物質の製造者である場合には、その物質の安全な使用に必要な情報を作成する責任がある。中間生成物について完全な MSDS が要求されるか否かについては、それに暴露される可能性に基づき判断されるべきである。

MSDS へのアクセス

それぞれの職場で、被雇用者は使用する物質の最新の MSDS へのアクセスがいつでも可能であるべきである。コンピュータから印刷できる場合には、MSDS のハードコピーは必要ない。但し、通常時間外に発生しうる緊急事態において、必要な情報が手に入るような対策は必要である。

MSDS の修正

供給者から入手した MSDS は、海外から提供されたもの、及び/又は、「MSDS 作成ガイドライン」に規定された全ての情報を含んでいない場合以外には修正してはならない。

< 供給者の責務 >

「職場の健康有害物質管理に関する承認慣行規範」に記載されている供給者に対する MSDS 関連の責務について、以下に要約した。

提供されるべき情報

HSE 法では規定されていないが、供給者により提供されるべき情報として MSDS、表示、その他関連する情報を挙げている。

MSDS の準備

供給者は、供給する全ての健康有害物質の MSDS を利用可能な状態にしておくべきである。また、使用中や保管中に健康有害物質を発生させる製品についても利用可能な状態にしておくこと。後述の「MSDS 作成ガイドライン」に示された形式、又は同等の情報を含めること。海外から入手した MSDS であり、ISO、ILO、EC 又は Worksafe Australia の形式に従っている場合にはニュージーランドの関連法令、職場暴露基準及び緊急連絡先を含める必要がある。

MSDS の供給

健康有害物質を最初に配達する時、又はそれ以前に、最新の MSDS を供給すべきである。MSDS が要求に応じて入手可能である限り、毎回の配達時に MSDS を供給する必要はない。MSDS を改訂した場合には、改訂後できるだけ早く、改訂した MSDS を購入者に送付するべきである。

PRODUCT SAFETY CARD

NOTE - THIS IS NOT A MATERIAL SAFETY DATA SHEET

Date of issue:

[place warning pictograms here]

Product Name

IDENTIFICATION

Statement of Hazardous Nature:

Manufacturer/Importer:

UN Number:

Dangerous Goods Class:

Hazchem Code:

Toxic Substances Schedule:

Uses:

Properties

Appearance:

Boiling Point:

Flash Point (°C)

Flammability Limits (%):

Ingredients

Chemical name

CAS Number

Amount

HEALTH HAZARD INFORMATION

Health Effects

Acute

Swallowed:

Eyes:

Skin:

Inhaled:

Chronic :

First Aid

Swallowed:

Eyes:

Skin:

Inhaled:

First Aid Facilities:

PRECAUTIONS FOR USE

Engineering Controls:

Personal Protection:

Flammability:

SAFE HANDLING INFORMATION

Storage and Transport:

Spills and Disposal:

Fire/Explosion Hazard:

OTHER INFORMATION

Incompatible Substances:

Emergency Telephone Number:

Location of Material Safety Data Sheet:

Contact Point:

図 5-5 製品安全性カードの形式例

出典：NOHSC(1997): 職場の健康有害物質管理に関する承認慣行規範より

八) MSDS 作成ガイドライン

前述のように、「MSDS 作成ガイドライン」は、HSE 法の 7 条～10 条の遵守に利用できるよう適切な MSDS を作成するために必要となる情報を提供するために、1995 年に作成された。MSDS 記載事項は、以下の通り。

- (a) 特定
 - 物理学的性質/特性
 - その他の性質
 - 成分
- (b) 健康に対する有害性情報
 - 健康影響
 - 応急措置
 - 医師に対する助言
- (c) 使用上の注意
- (d) 安全な取扱いに関する情報
 - その他の情報
 - 連絡先

< MSDS の用語 >

MSDS には、幅広い内容の技術的情報が記載されており、職場の多様性、使用される物質の多さ、労働者の間における理解度の違いなどから、MSDS をより容易な用語に適宜書き換えられることが必要である。

< MSDS の改訂及び再発行 >

MSDS に記載された情報は定期的に見直すこと。製品に変更が加えられる際には、その製品が入手可能となる時に、改訂された MSDS が入手可能となっていること。また、既存製品についても、有害性に関する新たな情報が認められた際には、MSDS を可能な限り早く改訂すること。製品の製造者は、製品の利用者に MSDS の記載情報の全ての変更を知らせるために適切な行動をとることが重要である。MSDS は、最後の発行から 5 年以内に更新、再発行されるべきである。

< 情報の欠落 >

MSDS の全ての項目に情報が記入されていなければならない。もし情報が入手不可能な場合には、その旨を記す必要がある。例えば、「入手不可能」、「適用不可能」あるいは「関連なし」など。また、現在入手できる情報から、有害性がないと示唆される場合にも、その旨を明確に記載すること。空欄は、混乱や誤解を招くため認められていない。

< MSDS の形式 >

このガイドラインには、ニュージーランドの企業が従うべき最低限の要件が記載されている。

形式については、ガイドラインに示された要件と同等の情報が記載されている限り、以下のような国際的な形式の利用も認められている。

- ・ 国際労働機関 (ILO)
- ・ 国際標準化機構 (ISO)
- ・ 欧州共同体 (EC)
- ・ 米国規格協会 (ANSI)

HSNO 法における MSDS 関連制度

イ) HSNO 法の関連規定

HSNO 法による規定は、化学品の承認過程により、同法に基づく各種の規則 (以下、「規則」という) によるものと、グループ規格によるものとに分かれている。MSDS 関連規定についても、規則によって文書化を要求するものと、グループ規格によって SDS の情報の要件等を定めるものとに分かれている。既存化学品及び新規化学品について、規則かグループ規格のどちらが適用されるかという判定スキームの概要を図 5-6 に示した。

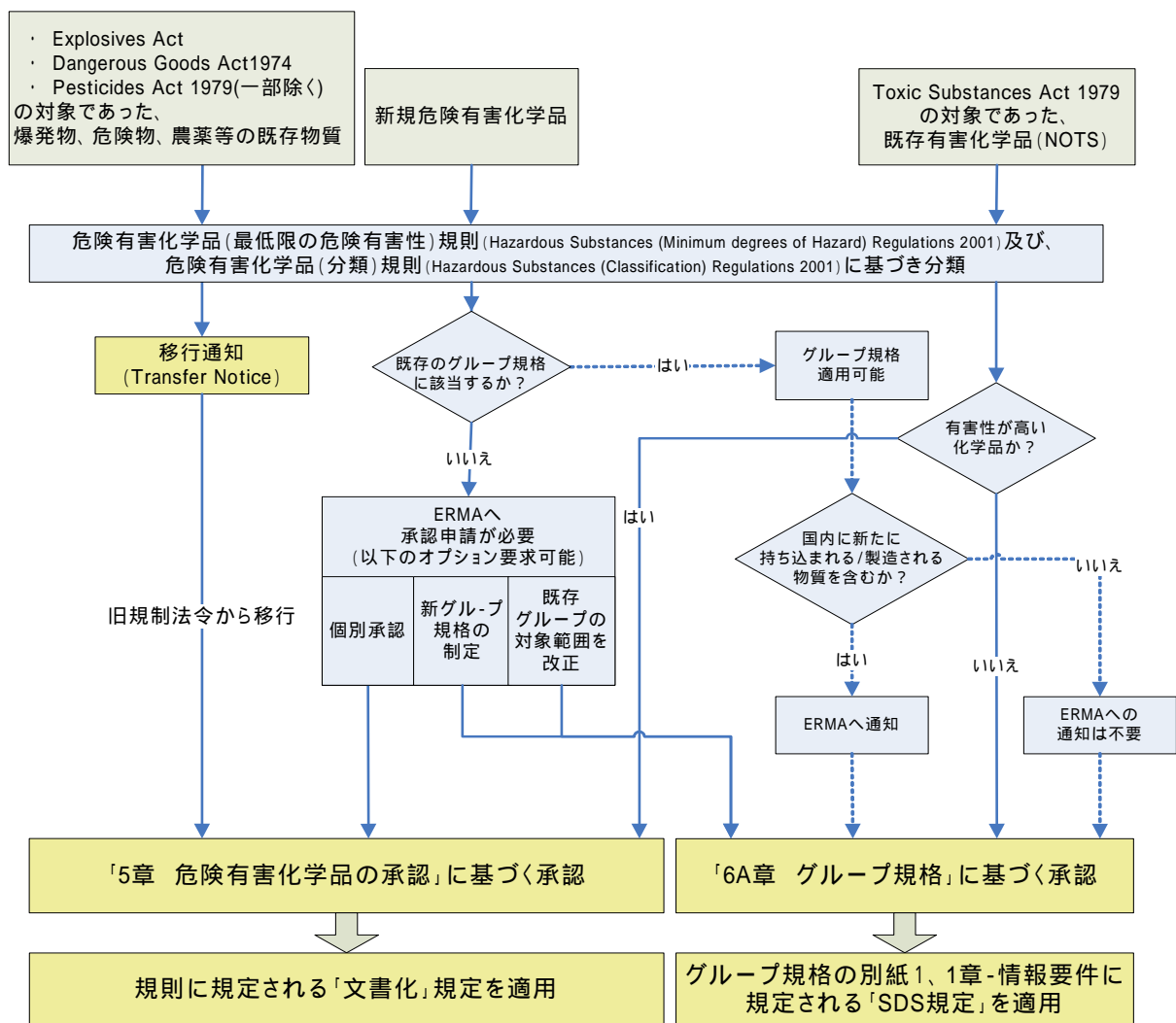


図 5-6 規則又はグループ規格の適用の流れ

ロ) 規則による MSDS 関連規定

HSE 法における規定同様、HSNO 法においても、MSDS を明示的に要求する規定は存在しない。但し、同法に基づいて制定された 3 つの規則には「文書化」規定が記載されている(表 5-27)。また、2006 年の 9 月には、ニュージーランド化学工業協会 (New Zealand Chemical Industry Council : NZCIC) が作成した「SDS 作成承認慣行規範 2006 (Preparation of Safety Data Sheets: Approved Code of Practice 2006)」が ERMA により承認され、各規則に基づく「文書化」が SDS により遵守できることが示された。

表 5-27 HSNO 法のもとに制定された 3 つの規則における文書化規定

規則名	略称	条項	規定の内容
Hazardous Substances (Identification) Regulations 2001	特定則	2 章 37 条 ~ 50 条	職場の有害物質関連情報の文書化
Hazardous Substances (Emergency Management) Regulations 2001	危機管理則	3 章 12 条 ~ 20 条	レベル 2 危機管理 (更なる[文書化])
Hazardous Substances (Disposal) Regulations 2001	廃棄則	13 条 ~ 14 条	情報要件

以下に、各規則にある文書化規定を抜粋し、仮訳したものを表 5-28 に示す。

表 5-28 各規則の文書化に関する主な規定（抜粋・仮訳）

危険有害化学品（特定）規則	危険有害化学品（危機管理）規則	危険有害化学品（廃棄）規則
<p>37. 供給者の文書化義務 以下の場合には、別紙 2（表 5-31）に危険有害性区分別に特定された量と同じ又はそれ以上の量の危険有害化学品を、他の者へ販売又は供給する際に、項 39 から項 46 に従わなければならない -</p> <p>(a) その化学品が他の者により職場において使用される事を、妥当な根拠に基づき認めている場合；且つ</p> <p>(b) これまで以下の事をしたことがない場合 -</p> <p>(i) [39 項から 48 項]に従う事が要求される状況において、該当する量の化学品を他の者に販売又は供給する事；且つ</p> <p>(ii) それを販売又は供給する事に関連した規則に従う事。</p> <p>38. 職場責任者の文書化義務 -</p> <p>(1) 本項は以下の職場に適用される -</p> <p>(a) 別紙 2 に「全て」の量と示される危険有害性区分に該当する危険有害化学品が、いかなる量においても保有されている場合；又は</p> <p>(b) 危険有害性区分が[3.1D、5.2G、6.1E、6.3A、6.3B、6.4A、9.1D、9.2D]である危険有害化学品の総容量（一つの容器又は 2 つ以上の容器に入っている）を、別紙 2 で該当する危険有害性区分に特定された量と同じ又はそれ以上で保有している場合；又は</p> <p>(c)（危険有害性区分が[3.1D、5.2G、6.1E、6.3A、6.3B、6.4A、9.1D、9.2D]である化学品を除き、）別紙 2 に示されるそれぞれの危険有害性区分に特定された量と同じ又はそれ以上で、該当する危険有害性区分の危険有害性化学品を、一つの容器に保有する場合；又は</p> <p>(d) 以下の場合 -</p> <p>(i)（危険有害性区分が[3.1D、5.2G、6.1E、6.3A、6.3B、6.4A、9.1D、9.2D]である化学品を除き、）総容量が、別紙 2 に示されるそれぞれの危険有害性区分に特定された量の 10 倍の量と同じ又はそれ以上で、該当する危険有害性区分の危険</p>	<p>12. 3 章に基づく供給者の[文書化]義務 以下の場合には、別紙 2（表 5-31）に危険有害性区分別に特定された量と同じ又はそれ以上の量の危険有害化学品を、他の者へ販売又は供給する際に、16 項から 19 項に従わなければならない -</p> <p>(a) その化学品が他の者により職場において使用される事を、妥当な根拠に基づき認めている場合；且つ</p> <p>(b) その者はこれまで以下の事をしたことがない場合</p> <p>(i) 16 項から 19 項に従う事が要求される状況において、該当する量の化学品を他の者に販売又は供給する事；且つ</p> <p>(ii) それを販売又は供給する事に関連した規則に従う事。</p> <p>13. 特定の供給者に対する、要求に応じた更なる[文書化] -</p> <p>6 項により、他の者に多量の危険有害化学品を販売する、又は、供給する際に 2 章に従うことを求められる者は、その者に要求された場合には、16 項及び 17 項により求められる[文書]を提供しなければならない。</p> <p>14. 3 章に基づく職場の責任者の[文書化]義務</p> <p>(1) 本項は以下の職場に適用される -</p> <p>(a) 別紙 2 に「全て」の量と示される危険有害性区分に該当する危険有害化学品が、いかなる量においても保有されている場合；又は</p> <p>(b) 危険有害性区分が[3.1D、5.2G、6.1E、6.3A、6.3B、6.4A、9.1D、9.2D]である危険有害化学品の総容量（一つの容器又は 2 つ以上の容器に入っている）を、別紙 2 で該当する危険有害性区分に特定された量と同じ又はそれ以上で保有している場合；又は</p> <p>(c)（危険有害性区分が[3.1D、5.2G、6.1E、6.3A、6.3B、6.4A、9.1D、9.2D]である化学品を除き、）別紙 2 に示されるそれぞれの危険有害性区分に特定された量と同じ又はそれ以上で、該当する危険有害性区分の危険有害性化学品を、一つの容器に保有する場合；又は</p> <p>(d) 以下の場合 -</p>	<p>13. 製造者、輸入者、及び、供給者に対する文書化要件</p> <p>(1) 本項は、別紙 2（表 5-31）に示される量を超える危険有害化学品を販売、供給する場合に適用される。</p> <p>(2) 危険有害化学品をニュージーランド国内で製造する者、又は、国内へ輸入する者、又は国内へ提供する者は、本項に従い危険有害化学品をどのように廃棄できるかという情報を含む文書を相手に提供していない限り、相手にその危険有害化学品を販売したり、提供したりしてはならない。</p> <p>(3) 文書には以下の情報が含まれていなければならない -</p> <p>(a) 該当する全ての危険有害化学品について、本項を満たす一つ以上の廃棄方法の説明；且つ</p> <p>(b) 当該危険有害化学品を廃棄する際に留意すべき点の説明。</p> <p>(4) 項(1)に従い提供された文書は、危険有害化学品（特定）規則の項 48(2)、(3)、(4)に従わなければならない。</p> <p>14. 職場責任者は情報を利用可能にすること -</p> <p>(1) 危険有害化学品が存在する職場における責任者は、その危険有害化学品を廃棄する方法に関する情報を含む文書を保管しなければならない。</p> <p>(2) 危険有害化学品を使用する者が 10 分以内にその文書にアクセスできるような状態で、利用できるようにしておかなければならない。</p>

危険有害化学品（特定）規則	危険有害化学品（危機管理）規則	危険有害化学品（廃棄）規則
<p>有害性化学品を、2つ以上の容器に保有する場合；且つ</p> <p>(ii) 別紙2に示される危険有害性区分に特定された量と同じ又はそれ以上の危険有害化学品の量を一つの容器に保有していない場合。</p> <p>(2) 本項が職場に適用される場合、その職場の責任者は、以下の事項を確認しなければならない -</p> <p>(a) 化学品を取扱う全ての者が、それらの危険有害化学品に必要とされる文書に対するアクセスがあること；且つ</p> <p>(b) ある[クラス又はサブクラス]に該当する化学品が、その[クラス又はサブクラス]に該当しないことを示唆するような情報が、文書に含まれていないこと。</p> <p>39.文書化の際に記載を要求される共通事項</p> <p>(1) 要求される文書は -</p> <p>(a) 懸念される化学品を明確に同定しなければならない；且つ</p> <p>(b) 以下の事項を含めなければならない -</p> <p>(i) 物質名；及び</p> <p>(ii) 物質の同定</p> <p>(c) 以下の事項がこれまでに割り当てられている場合には、該当化学品に関する情報を含めなければならない：</p> <p>(i) 登録商標名</p> <p>(ii) 一般名（一般に知られている名称）</p> <p>(iii) 国連番号</p> <p>(iv) CAS 番号</p> <p>(2) 要求される文書は -</p> <p>(a) 化学品の物理的状態、色、においの説明；且つ</p> <p>(b) 予想される職場における温度幅において化学品の物理的状態に変化を生じる可能性がある場合には、以下の事項を説明しなければならない -</p> <p>(i) 物理的状態に変化を生じる温度；及び</p> <p>(ii) その温度で生じる物理的状態の変化</p> <p>(c) 密封容器内で、時間とともに危険有害性が高くなる、危険有害性が追加される、別の危険有害性区分</p>	<p>(i) （危険有害性区分が[3.1D、5.2G、6.1E、6.3A、6.3B、6.4A、9.1D、9.2D]である化学品を除き、）総容量が、別紙2に示されるそれぞれの危険有害性区分に特定された量の10倍の量と同じ又はそれ以上で、該当する危険有害性区分の危険有害性化学品を、2つ以上の容器に保有する場合；且つ</p> <p>(ii) 別紙2に示される危険有害性区分に特定された量と同じ又はそれ以上の危険有害化学品の量を一つの容器に保有していない場合。</p> <p>(2) 本項が適用される職場の責任者は、以下の（(a)又は(b)）いずれかの事項に従わなければならない -</p> <p>(a) 販売者又は提供者が、16項及び17項に従い、危険有害性区分に該当する危険有害化学品とともに提供した[文書]が以下であることを確認すること -</p> <p>(i) 当該化学品とともに継続して提供されること；且つ</p> <p>(ii) 18及び19項に準拠し続けること；又は</p> <p>(b) 16～19項で要求されるすべての危険有害性区分に分類される危険有害化学品とともに[文書]が提供されることを確認すること。</p> <p>15.輸送中の物質のための代替[文書] （略）</p> <p>16.文書化の際に記載を要求される共通事項</p> <p>(1) (a) 緊急時対応への準備</p> <p>(b) 緊急時に必要となる特別の訓練又は設備</p> <p>(c) 緊急時に生じる危険の低減又は防除のための措置</p> <p>(d) 承認された危機管理方法を再構築するため、保護具あるいは薬剤（中和剤や吸収剤など）の使用を含めた対処方法</p> <p>17.可燃性及び酸化性物質、有機過酸化物の文書化に記載が必要とされる事項 （略）</p> <p>18.文書の保管場所及び読みやすさ(presentation) （略）</p> <p>19.理解のしやすさ(comprehensibility)、明瞭性、耐久性</p>	

危険有害化学品（特定）規則	危険有害化学品（危機管理）規則	危険有害化学品（廃棄）規則
<p>の化学品に変化する、のいずれかの化学品である場合には -</p> <p>(i) その変化の説明；及び</p> <p>(ii) それが起こるまでの日数</p> <p>(3) 要求された文書は、化学品の国内の輸入者、供給者、製造者に直接又は電話により連絡できる、十分な情報を含んでいなければならない。</p> <p>(4) 要求された文書は、以下の事項を含めなければならない -</p> <p>(a) MSDS の作成日</p> <p>(b) 危機管理則又は廃棄則で要求された危機管理と廃棄に関する情報</p> <p>(5) さらに、項 19(f)^{*1}又は項 25(e)^{*2}に規定される要件は全ての文書に適用される。しかし、これらの規定により同定が要求される全ての成分（[項 26]^{*3}が適用される成分を除く）は、該当する全ての CAS 番号が特定されなければならない。</p> <p>40.腐食性物質の文書化に記載が必要とされる事項 （略）</p> <p>41.生態毒性物質の文書化に記載が必要とされる事項 （略）</p> <p>42.爆発性物質の文書化に記載が必要とされる事項 （略）</p> <p>43.可燃性物質の文書化に記載が必要とされる事項 （略）</p> <p>44.有機過酸化物の文書化に記載が必要とされる事項 （略）</p> <p>45.酸化性物質の文書化に記載が必要とされる事項 （略）</p> <p>46.毒性物質の文書化に記載が必要とされる事項 （略）</p> <p>47.承認の際に含まれなかった情報 （略）</p> <p>48.文書の保管場所及び読みやすさ(presentation) （略）</p>	<p>(廃止された) - (略)</p>	

訳者注*1：化学品の各成分の名称及び組成を記載することを規定

*2：記載すべき化学品の情報(名称、成分、組成及び区分)に関する規定

*3：一般名を用いることができる条件に関する規定

表 5-29 危険有害化学品（分類）規則(2001)における有害性区分【物理化学的危険性】

Property	Explosiveness						Flammability									Capacity to Oxidise			
Class	Class 1						Class 2		Class 3		Class 4					Class 5			
Subclass	1.1 Mass explosion	1.2 Projection	1.3 Fire & minor blast	1.4 No significant hazard	1.5 Very insensitive	1.6 Extremely insensitive	2.1.1 Gases	2.1.2 Aerosols	3.1 Liquids	3.2 Liquid desensitised explosive	4.1.1 Readily combustible	4.1.2 Self reactive	4.1.3 Desensitised explosive	4.2 Spontaneously combustible	4.3 Dangerous when wet	5.1.1 Liquids/solids	5.1.2 Gases	5.2 Organic peroxides	
Classification	1.1A						2.1.1A	2.1.2A	3.1A	3.2A	4.1.1A	4.1.2A	4.1.3A	4.2A	4.3A	5.1.1A	5.1.2A	5.2A	
	1.1B	1.2B		1.4B			2.1.1B		3.1B	3.2B	4.1.1B	4.1.2B	4.1.3B	4.2B	4.3B	5.1.1B		5.2B	
	1.1C	1.2C	1.3C	1.4C					3.1C	3.2C		4.1.2C	4.1.3C	4.2C	4.3C	5.1.1C		5.2C	
	1.1D	1.2D		1.4D	1.5D				3.1D			4.1.2D						5.2D	
	1.1E	1.2E		1.4E								4.1.2E						5.2E	
	1.1F	1.2F	1.3F	1.4F								4.1.2F						5.2F	
	1.1G	1.2G	1.3G	1.4G								4.1.2G						5.2G	
		1.2H	1.3H																
	1.1J	1.2J	1.3J																
		1.2K	1.3K																
	1.1L	1.2L	1.3L																
							1.6N												
				1.4S															

表 5-30 危険有害化学品（分類）規則(2001)における有害性区分【人の健康及び環境への有害性】

Property	Toxicity								Corrosiveness			Ecotoxicity			
Class	Class 6								Class 8			Class 9			
Sub-class	6.1 Acutely toxic	6.3 Skin irritant	6.4 Eye irritant	6.5 Sensitisation	6.6 Mutagen	6.7 Carcinogen	6.8 Reproductive / developmental	6.9 Target organ	8.1 Metallic corrosive	8.2 Skin corrosive	8.3 Eye corrosive	9.1 Aquatic	9.2 Soil	9.3 Terrestrial vertebrates	9.4 Terrestrial invertebrates
Hazard Classification	6.1A	6.3A	6.4A	6.5A	6.6A	6.7A	6.8A	6.9A	8.1A	8.2A	8.3A	9.1A	9.2A	9.3A	9.4A
	6.1B	6.3B		6.5B	6.6B	6.7B	6.8B	6.9B		8.2B		9.1B	9.2B	9.3B	9.4B
	6.1C						6.8C			8.2C		9.1C	9.2C	9.3C	9.4C
	6.1D											9.1D	9.2D		
	6.1E														

表 5-31 SDS 作成規定のカットオフ値

有害性区分及び対象化学品	物理的状態	カットオフ値
以下の区分 1 : 区分 1.4G 又は 1.4S のエアバッグ起爆装置とシートベルトプリテンショナー ; 及び 区分 1.4S(UN 0070)のケーブルカッター ; 及び 区分 1.4S(UN0323)の電源装置カートリッジ ; 及び 区分 1.4(UN0349)の信号又は衝撃波管 ; 及び 区分 1.4(UN0432 のカセット分解装置) ; 及び 区分 1.3G, 1.4G1.4S の緊急発炎筒と信号伝達装置 ; 及び 区分 1.4G1.4S の モデルロケットモーター ; 及び 区分 1.4G(UN0317)の点火起爆装置 ; 及び 区分 1.4S(UN0454)の点火装置	気体、液体又は固体	一つのパッケージあたり 5kg (総重量)
以下を除く残りの区分 1 危険有害化学品(花火)規則 2001 の規制下にある花火 ; 及び 点火前のカートリッジと雷管を含む区分 1.4S の弾薬 (safety ammunition)	気体、液体又は固体	全て
2.1.1A	非永久気体	0.2 kg
	永久気体	0.2 m ³
2.1.1B	非永久気体	0.5 kg
	永久気体	0.5 m ³
2.1.2A	エアロゾル	1.0 L 容量 (aggregate water capacity)
3.1A	液体	0.5 L
3.1B	液体	1.0 L
3.1C	液体	5.0 L
3.1D	液体	50 L (危機管理については : 5.0L)
3.2A, 3.2B, 3.2C	液体	全て
4.1.1A	固体	0.5 kg
4.1.1B	固体	3.0 kg
4.1.2A, 4.1.2B, 4.1.2C, 4.1.2D, 4.1.2E, 4.1.2F, 4.1.2G	液体又は固体	全て
4.1.3A, 4.1.3B, 4.1.3C	液体又は固体	全て
4.2A	液体又は固体	全て
4.2B	固体	0.5 kg
4.2C	固体	3.0 kg
4.3A	液体又は固体	全て
4.3B	液体	0.5 L
	固体	0.5 kg
4.3C	液体	1.0 L
	固体	1.0 kg
5.1.1A	液体又は固体	全て
5.1.1B	液体	0.5 L
	固体	0.5 kg
5.1.1C	液体	1.0 L
	固体	1.0 kg

5.1.2A	非永久気体	1.0 kg
	永久気体	1.0 m ³
5.2A	液体又は固体（廃棄：永久気体）	全て(廃棄:1.0m ³)
5.2B,5.2C,5.2D,5.2Eのうち、危険有害化学品(区分1~5の管理)規則2001の下で温度の管理が必要な物質	液体又は固体	全て
5.2B,5.2Cのうち、危険有害化学品(区分1~5の管理)規則2001の下で、温度の管理が必要でない物質	液体	25 mL
	固体	0.1 kg
5.2D,5.2E,5.2Fのうち、危険有害化学品(区分1~5の管理)規則2001の下で、温度の管理が必要でない物質	液体	125 mL
	固体	0.5 kg
5.2G	液体	50 L
	固体	50 kg
6.1A, 6.1B	気体、液体又は固体	全て
6.1C, 6.6A, 6.7A, 6.8A, 6.9A	非永久気体	0.1 kg
	永久気体	0.1 m ³
	液体	0.1 L
	固体	0.5 kg
6.1D, 6.5A, 6.5B, 6.6B, 6.7B, 6.8B, 6.8C, 6.9B	非永久気体	1.0 kg
	永久気体	1.0 m ³
	液体	1.0 L
	固体	3.0 kg
6.1E, 6.3A, 6.3B, 6.4A	液体	50 L
	固体	50 kg
8.2A	気体、液体又は固体	全て
8.2B	非永久気体	0.5 kg
	永久気体	0.5 m ³
	液体	0.5 L
	固体	1.0 kg
8.1A, 8.2C, 8.3A	非永久気体	1.0 kg
	永久気体	1.0 m ³
	液体	1.0 L
	固体	2.0 kg
9.1A, 9.1B, 9.1C, 9.2A, 9.2B, 9.2C, 9.3A, 9.3B, 9.3C, 9.4A, 9.4B, 9.4C	液体	5.0 L
	固体	5.0 kg
9.1 D, 9.2D	液体	50 L
	固体	50 kg

出典：特定則、危機管理則、廃棄則それぞれの別紙2より作成。

注：液体の体積は全て20で測定。

八) グループ規格による MSDS 関連規定

グループ規格は類似した性質、種類、用途（例：洗剤、水処理用化学品等）に基づいたカテゴリーごとに危険有害化学品を承認する制度である。それぞれのグループ規格には、該当する危険有害化学品のライフサイクルに渡るリスク管理のための要件一式が記載されている。

グループ規格は、Toxic Substances Act 1979 により承認・登録されていた有害化学品（NOTS：約 218,000 品目のうち、約 118,000 品目）を暫定規定から HSNO 法本体へ効率的に移行することを一つの目的として制定された。

NOTS の法本体への移行は、暫定規定が失効する 2006 年の 7 月 1 日に完了し、30 カテゴリー（表 5-32 参照）に分類される約 200 のグループ規格が同日 ERMA により公布・施行された。但し、一部の要件については、段階的に施行される。ラベル表示、SDS 等の要件の遵守は、2008 年の 7 月 1 日までに要求され、完全施行は 2010 年末と予定されている。但し、グループ規格に該当する物質であっても、制定・施行以前に HSNO 法の第 5 章に基づき承認された危険有害化学品については段階的施行が適用されない。

但し、NOTS のうち少数ではあるが、「非常に危険有害性が高い化学品」³⁷については HSNO 規則により規制するため、個別に承認され、移行が行われた。残りの NOTS（約 100,000 品目）の登録は失効とし、HSNO 法へ移行されなかった。理由は以下のとおり：

- 既に移行された化学品により実質上対象となるため
- 通知が重複していたため
- もう使用されていないため
- 有害でない化学品か又は成型品のうち HSNO 法対象外の化学品のため

³⁷ 表-29、表-30 でいう 3.1A、3.2 の全て、4.1.2 の全て、4.2A、4.3A、5.1.1A、5.1.2A、5.2A、6.1A、8.2A のクラスに分類されたもの。

表 5-32 2006 年 7 月 1 日に ERMA により公布されたグループ規格のカテゴリー

Additives, Process Chemicals and Raw Materials
Aerosols
Animal Nutritional and Animal Care Products
Class 4 Substances
Class 5.1.1 Oxidising Substances
Class 5.2 Organic Peroxides
Cleaning Products
Compressed Gas Mixtures
Construction Products
Corrosion Inhibitors
Cosmetic Products
Denatured Ethanol
Dental Products
Embalming Products
Fertilisers
Fire Fighting Chemicals
Food Additives and Fragrance Materials
Fuel Additives
Industrial and Institutional Cleaning Products
Laboratory Chemicals and Reagent Kits
Leather and Textile Products
Lubricants
Metal Industry Products
N.O.S. (Not Otherwise Specified) Substances
Photographic Chemicals
Polymers
Refining Catalysts
Solvents
Surface Coatings and Colourants
Water Treatment Chemicals

< 対象物質 >

グループ規格の対象となる化学品は、NOTS の他、グループ規格に従い承認された新規危険有害化学品も含まれる。新規危険有害化学品の承認の際に、既存のグループ規格のうちどの規格を適用するか判断するのは各製造者・輸入者の責任である。適用可否の判断には、物質の組成や SDS 等に記載された有害情報をもとに危険有害性の分類が要求される。

既存のグループ規格の対象となる場合

既存のグループ規格の対象となる新規危険有害化学品については、自動的に承認化学品であるとみなされる。この場合には、製造者・輸入者は ERMA に報告する必要はない。但し、既存グループ規格の対象となっても、国内に新たに持ち込まれる物質又は新たに製造される物質がその組成中に含まれる場合には、ERMA に通知しなければならない。

既存のグループ規格の対象とならない場合

もし、新規危険有害化学品が既存グループ規格のうち、どのグループにも該当しない場合には、製造者・輸入者は製造・輸入の許可を得るため、ERMA に申請しなければならない。申請者は、以下を求めることができる。

- ・ 個別の物質としての（グループ規格ではなく HSNO 規則を適用する）承認；又は
- ・ 新たなグループ規格を作る；又は
- ・ 既存のグループ規格の対象範囲を改正

ERMA は、取扱物質が既存のグループ規格の対象となるか否かの自主判断のためのガイドンス「Assigning a Hazardous Substance to a Group Standard」を 2007 年月上旬に公表予定で、3 月か 4 月にグループ規格に関するワークショップを開催する予定である。また、自主判断が困難な場合、又は、ERMA による確認を取りたい場合には、ERMA が製品の分類を行うサービス（有料）が利用可能である。

< SDS の要件 >

グループ規格に規定されている種々の要件は HSNO 法による各規則に基づいたものとなっているが、グループ規格が適用される場合にはこれらの規則は適用されない（グループ規格の要件に規則が参照されていない限り）。グループ規格の要件は、可能な限り規則より具体的で、利用しやすいものになっている。実際に、情報要件について、規則では「文書化」とのみ要求しているが、グループ規格では「SDS」と明記されている。各グループ規格において共通の SDS に関連する情報要件を以下に示す。

- (1) ある者がいかなる量の対象化学品を販売又は提供する際にも、以下の場合には、提供する化学品の SDS を受領者に提供すること。
 - (a) その化学品が職場において使用される可能性が高い；且つ
 - (b) その化学品の SDS を受領者にそれ以前に供給したことがない場合
- (2) 対象化学品が製造、保管、又は使用される全ての職場における責任者はその化学品を取扱う全ての者にその化学品の SDS が入手可能であることを確認しなければならない。
- (3) 対象化学品の SDS は、その化学品の取扱者が 10 分以内に手に入れることができ、SDS にアクセスするために必要な研修を受けた被雇用者が容易に理解できるものでなければならない。
- (4) ニュージーランドで対象化学品を製造又は提供する者、あるいは、ニュージーランドへ、その化学品を輸入する者は、その化学品を保管又は使用する職場の責任者が要請した際には、その要請された SDS を提供しなければならない。
- (5) SDS に記載が要求される情報
 1. 化学物質等および会社情報
 2. 危険有害性の要約
 3. 組成、成分情報
 4. 応急措置
 5. 火災時の措置
 6. 漏出時の措置
 7. 取扱いおよび保管上の注意
 8. 暴露防止および保護措置
 9. 物理的および化学的性質
 10. 安定性及び反応性
 11. 有害性情報
 12. 環境影響情報
 13. 廃棄上の注意
 14. 輸送上の注意
 15. 適用法令
 16. その他の情報（作成日又は改訂日、略語及び頭字語）
- (6) 次のいずれかを満たしている場合、対象化学品の輸送時には SDS は要求されない。
 - (a) Land Transport Rule（陸上交通規則）に準拠した車両関連文書が、陸上輸送時に存在する
 - (b) Maritime Rule（海事規則）に準拠した船舶関連文書が、海上輸送時に存在する
 - (c) Civil Aviation Rule（民間航空規則）に準拠した航空機関連文書が、航空輸送時に存在する

二) SDS 作成承認慣行規範

「SDS 作成承認慣行規範」は、特定則、危機管理則、廃棄則、HSE 法の SDS 関連規定を遵守できるように、ニュージーランド化学工業協会(NZCIC)により作成され、HSNO 法の下、ERMA により 2006 年 9 月に承認された。SDS 記載事項については表 5-24 に示したとおりである。その他、制度に関連する事項を次に示す。

< 国外製の SDS の受容性 >

ニュージーランド以外で作成された SDS も、以下の情報を含んでいる限り、使用することが可能である。

- ニュージーランド国内の連絡先
- HSNO 法で要求されている分類
- HSNO 法で要求されている成分情報の開示
- ニュージーランドの暴露基準値（設定されている場合のみ）
- 作成日
- 関連するニュージーランドの規制情報

< SDS の形式及び記載内容 >

この規範では、国際的な形式である GHS の 16 項目形式が用いられている。但し、要求される記載内容は特定則に規定された情報を網羅していなければならない。

< 情報の欠落 >

16 項目の全てに情報が記入されていなければならない。情報が無い場合にも、「入手不可能」又は「関連なし」と記載する必要がある。

< SDS の改訂及び再発行 >

製造者、輸入者、又は、供給者は、以下の場合に、SDS を見直し、必要に応じて再発行しなければならない。また、いかなる場合にも、SDS が最後に（再）発行されてから最大 5 年以内には見直し及び再発行が行われるべきである。

- その化学品の有害性や危険性に影響を及ぼしたり、形状や概観、及び使用方法が変わったりするような配合・組成の変化があった場合
- その化学品の健康又は安全に関する新たな情報が存在する場合
- 新たな規則や規格を反映する場合

< ニュージーランドの SDS 集積データベース >

国の有害物質のデータベースを構築するため、この承認慣行規範を用いて SDS を作成した者は、その SDS を National Poisons Centre(Otago 大学の医学部付属)にも提出するべきであるとしている。また、全ての SDS は NZCIC が運営する National Chemical Database へも提供されるべきであるとしている。

< 製品安全性カード(Product Safety Card)及び HazNotes >

状況により、被雇用者にとっては、すぐに求める情報が分かるよう、SDS よりも簡潔な文書のほうが適切な場合がある可能性がある。そのため、製品安全性カード (PSC) と呼ばれる形式の情報提供の方法も認めている。但し、情報量が少なくなるため、記載すべき情報の選択は慎重に行うべきとしている。製品安全性カードの一例は図 5-5 として既出している。

また、「HazNotes」と呼ばれる形式の情報提供も認めている。これは、農業用化学品の提供者により作成されたもので、情報を 1 ページに集約したものである。HazNotes は、危険物の輸送の際に必要となる文書でもあり、危機管理則で求められるレベル 2 の危機管理情報要件³⁸を満たすものである。HazNotes の一例を図 5-7 に示す。

³⁸ 緊急時に化学品の性状がわかるように SDS などの文書を用意しておくこと。

EMERGENCY INFORMATION AND STORAGE GUIDE / DANGEROUS GOODS DECLARATION							
Tordon® Brushkiller Herbicide							
Substance: Liquid herbicide containing Triclopyr butoxyethyl ester and Picloram amine salt (CAS No. 64709-88-7 & 1918-02-1) Proper shipping name: ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S. (TRICLOPYR, PICLORAM)							
UN No.:	DG Class:	Subsidiary Risk Class:	Packing Group:	Flash Point (°C):	HAZCHEM:	Marine Pollutant:	Land Transport Schedule Exemption Quantity:
3082	9	None	III	82°C	2K	Yes	20L
HMSD Classifications:		Approve No.:	Tracking Required:	Approved Handler:	IER Guide No.:		
3.1D, 5.1D, 6.3B, 6.4A, 6.5B, 6.5D, 9.1A, 9.2A, 9.3C		(MSR000556)	No	Any Quantity (during use only)	47		
EMERGENCY PROCEDURES 24 HOUR ADVICE IN AN EMERGENCY ONLY: 0800 243 822							
IF THIS HAPPENS DO THIS							
Tanker/Vehicle Accident	Switch off engines and electrical equipment. Keep people away, warn other traffic. Check for spills, leaks. Call the emergency services. Dial 111						
Spill or leak	Eliminate all sources of ignition. DO NOT touch or walk through spilled material. Wear overalls buttoned to neck and wrists, chemical resistant gloves and boots. Stop leak when safe to do so. Dike area and prevent entry into waterways, and drains or coming into contact with HNSD Class 1, 2, 3, 4 or 5 substances. Small spills/leaks: Absorb with material such as sand, soil or sawdust. Collect spilled product and place in sealable container for disposal. Spill residues may be cleaned using water and detergent. Contain and absorb wash water for disposal. Absorb and collect readings and place in the same sealable container for disposal. Seek advice from the SDS, product label or Dow AgroSciences regarding disposal. Large spills/leaks: Report spill/spills to Dow AgroSciences Emergency Services at 0800 CHEMICAL (0800 243 822).						
Fire	Call the Fire Service (Dial 111). This product is combustible. During a fire, fumes and combustion products may be toxic and/or irritant. Small fire: Use dry chemical, CO2 or foam. Large fire: If possible use foam blanket to contain product vapours. Use water fog, carbon dioxide, dry chemical or foam. Avoid using AFFF. If safe to do so, move undamaged containers from fire area. Cool containers with flooding quantities of water until well after fire is out. Do not allow materials to run-off to enter waterways or drains. Breathing apparatus and full body protective clothing is required.						
FIRST AID							
If swallowed:	Immediately call a poison control center or doctor. Do not induce vomiting unless told to do so by a poison control center or doctor. Do not give any liquid to the person. Do not give anything by mouth to an unconscious person.						
If in eyes:	Hold eyes open and rinse slowly and gently with water for 15-20 minutes. Remove contact lenses, if present, after the first 5 minutes, and then continue rinsing eyes. Call a poison control center or doctor for treatment advice.						
If on skin:	Take off contaminated clothing. Rinse skin immediately with plenty of water for 15-20 minutes. Call a poison control center or doctor for treatment advice.						
If inhaled:	Move person to fresh air. If effects occur, consult a doctor.						
STORAGE AND SEGREGATION							
Storage: Store in tightly closed original container in a cool, dry well-ventilated area out of direct sunlight and away from sources of ignition when not in use. This product can be stored in an unheated building. Do not store with food, feedstuffs, fertilizers and seeds. Use product label for further handling/storage precautions relative to the use of this product.							
APPROPRIATE STORAGE VOLUME THRESHOLDS: When stored with substances of the same hazard the aggregate quantity must be considered. For full details refer to the current NZS8429 Management of Agricultural and the Hazardous Substances regulations.							
Location Certificates ¹ :	Hazardous Atmosphere Zone ² :	Number of Fire Extinguishers ³ :	Hazard Class & Emergency Action Signal ⁴ :	Emergency Information ⁵ :	Emergency Plan ⁶ :	Secondary Containment ⁷ :	
Not Applicable	Not Applicable	2 for quantities above 50L	100L	100mL	100L	100L	
Note: Items 2, 4 to are exempt ⁸ but with controls.							
DO NOT STORE OR LOAD ⁹ WITH:			SEGREGATE ¹⁰ FROM:				
Class 1, Food items			DG Class: None Required HNSD Class: 1, 2, 3, 4, 5				
Segregation: Check the Hazardous Substances Regulations and Land Transport Rule Dangerous Goods 2005, Rule 4500(1) for additional information. Sea transport may require additional segregation. Refer NZS8433, sea segregation for details.							

Dow AgroSciences (NZ) Ltd
89 Paritutu Road, New Plymouth
Tel: 0500 803 939

Volume: _____ m³

Date: _____

is purposes, for use as tools-of-trade, for agriculture and Schedule 1 of the Land Transport Rule

1, Regulation 55.

1. Substances (Classes 1 to 6 Control) Regulations 2004, Regulation 5.

16 (Emergency Management) Regulations 2001

16 Amendment Regulations 2004 regulations 16 and 16A

16A Management Regulations 2001 regulation 43

16A (Emergency Management) Regulations 2001 Amendment Regulations 2004.

16A (Emergency Management) Regulations 2001 Amendment Regulations 2004.

16A (Emergency Management) Regulations 2001 Amendment Regulations 2004 regulations 20-24

16A page 43 Regulation 51.

16A For good stewardship Dow AgroSciences does not device is fitted.

16A For good stewardship Dow AgroSciences does not device is fitted.

16A Regulation 76 and Hazardous Substances (Classes 1 to

DISCLAIMER: The information provided above is based upon sources believed to be accurate. However, Dow AgroSciences (NZ) Limited assumes no responsibility for the accuracy, completeness or suitability of this information. The consignee and consignee are responsible to determine the suitability of the information for their particular purposes by consulting the relevant legislation, regulations, standards or codes.

¹ Trademark of Dow AgroSciences (New Zealand).

² Trademark of AgriLink Incorporated The New Association for Animal Health and Crop Protection

³ Trademark of Dow AgroSciences (New Zealand).

⁴ Trademark of AgriLink Incorporated The New Association for Animal Health and Crop Protection

⁵ Trademark of Dow AgroSciences (New Zealand).

⁶ Trademark of AgriLink Incorporated The New Association for Animal Health and Crop Protection

⁷ Trademark of Dow AgroSciences (New Zealand).

⁸ Trademark of AgriLink Incorporated The New Association for Animal Health and Crop Protection

⁹ Trademark of Dow AgroSciences (New Zealand).

¹⁰ Trademark of AgriLink Incorporated The New Association for Animal Health and Crop Protection

図 5-7 HazNote の例 (NZCIC(2006): SDS 作成承認慣行規範より)

(4) MSDS 制度に関する関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 5-33 にまとめた。

表 5-33 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
制度の体系	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HSE Act は労働者のための有害物質の最低基準を示しており、一方、HSNO Act は有害物質を管理し、最小化するためにある。ERMA が SDS 及び GHS に関してリードを取った理由は、HSNO Act は職場を含めた全てのコミュニティーにおける有害物質に対して規定しているが、HSE Act は職場のみである。 ・ 供給者及び製造業者は、規則により、SDS 様式に限定されない。16 項目を奨励しているが、「SDS 作成承認慣行規範」は一つの方法であり、それに限定されない。 ・ 労働省が職場における SDS を検査する。環境は地方自治体が管轄している。労働省は生態毒性等の知識がなく、環境項目を見ることを快く思っていない。HSE Act では、労働省が環境項目を確認しなくてもよく、問題であると思っている。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最近変更された MSDS 規制のため、ニュージーランド向け MSDS の全てを 2008 年 7 月までに書き換える必要がある。
制度の目的	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS の目的は労働安全である。それに環境が含まれている。SDS の目的は他の国と同じであり、国際的に共通なものとした。労働安全の観点から、SDS は危険有害性を認識し、管理するために使用される。危険有害性を除去するためのツールである。
検査事例	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査官は 140 人、そのうち約 50 人は契約に基づく検査官（多くは地方公務員）である。立ち入り検査の際、今までは HSNO Act のもとでは情報を提供することのみであり、SDS と定めていない。また、環境に関する事項は確認していなかった。以前は労働省が作成した慣行規範で労働安全部分の項目

	<p>のみを規定していたが、今後は SDS 作成承認慣行規範の 16 項目を確認することになる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 検査から起訴となるケースはない。起訴するケースは、単純に、事業者システム自体がなく、機能していないときである。要求事項は一般的なことなので、オプションが多く、証拠を集めて立証することは難しい。
--	---

5.2.2 MSDS 関連制度の普及の状況

(1) MSDS 関連制度の普及

インターネット調査の結果、労働省が作成した報告書から MSDS に関する記載のある部分を次に示す。

Report of a Ministerial Inquiry July 2003

調査は、主に健康部門、印刷業、製造業などで用いられる有機化合物で、グルタルアルデヒド、その他のアルデヒドや溶媒を使用及び影響を受ける人から、それらの物質に関するプラス及びマイナスの体験を調査し、化学物質の管理について学ぶことが目的。主なものとして、化学物質管理を行うために、最も効果的な実践方法とされるものの有効性及び制度導入の際の予想と現状とのギャップについてとりまとめている。調査は 2003 年 7 月にまとめられたもの 1 回のみで、その後は提案事項の実現に向けた、取組を行っている。MSDS に関しては、適切な情報が不足しており、MSDS を入手することが難しいという問題に直面しており、雇用者に有害物質の管理の最も効率的な運用方法(best practice)について示すのが難しいことを記載している。

Business New Zealand は、2005 年 9 月の KPMG Compliance Cost Survey において、HSE Act 及び HSNO Act の遵守に関するコストの調査を行っている。結果は法律ごとの数値で示しているため、SDS に関する割合は不明である。Business New Zealand は、ニュージーランド最大の産業団体であり、国際的な競争力、成長及び投資の助成等を支援する活動を行っている。(http://www.businessnz.org.nz/)

(2) MSDS に関して記載のある文献

文献検索の結果、次の論文に MSDS に関する記載があった。

David Ruttenberg, Evan Dryson, Chris Walls, Nicky Curran, 2001, Hazards associated with the boat building industry in New Zealand: an OSH audit, *New Zealand Medical Journal*, 114(1132), 225-226

無作為にニュージーランドにおける造船業界に対して監査を行い、従業員の職業的な健康に関する状態と知識レベルを評価した。結果、回答者の 31.5%が、職業に関連したある種の問題が生じたと答えた。またこの調査により、使用されている化学物質の毒性の知識源として、MSDS はほとんど使用されていないことが分かった。

(3) MSDS 関連制度の普及の状況について関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 5-34 にまとめた。

表 5-34 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NZ は産業、使用者、供給者が小さい国である。大多数の雇用者が職場に SDS のファイルを保管している。 ・供給者が提供するので、事業者自身で SDS を作成する場合はほとんどない。ニュージーランドは企業の大きさに関係なく、多くは海外の供給者又は規模の大きい製造会社によって作成されているので、品質はよい。 ・ニュージーランドだけに限らず、一般的に情報は役に立っていない。ニュージーランドは教育が行われているほうだと思うが、農家が農薬の 10 ページにわたる SDS の技術事項を理解していないし、しようと思っていない。そのような場合、ミニ SDS である製品安全カード(product safety card)が使用される。16 項目は記載されておらず、有害性情報が 2 ページにまとめられている。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給者側によって作成される SDS の中には日付が古かったり、内容が曖昧だったりするものもある。 ・ほぼ 100%の企業が SDS を理解し、活用していると思う。SDS の用途は次の通り： <ol style="list-style-type: none"> a) 従業員の研修に利用 b) 事故発生時の緊急医療サービスに提供 c) 委託販売に関する書類として利用 d) 顧客への製品情報提供 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランド市場向けの MSDS の大半はヨーロッパかオーストラリアで作成されている。ニュージーランド国内で作成される MSDS は 100 件以下だろう。 ・エンドユーザーや販売担当者、あるいは工場内の労働者は MSDS 上の伝達内容の多くを十分に理解し、応用することができない。さらには 10 式以上

	<p>の MSDS を読みこなさなければならない時、特に MSDS が重複しているような場合は、余計混乱をきたすことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドに導入された GHS システムは有害性に関する新しい分類の導入や、リスクに関する分類の使用取りやめなどにより不要な煩雑さを増やし、混乱した状況をさらに悪化させている。
普及経緯	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドでは農薬、毒物は法律、管轄官庁が異なっていた。1990 年初期、有害物質の登録は、網羅されてなく、また、重複の問題があった。この問題を見直し、一つの法律(HSNO Act)にまとめた。また同時期の 1995 年頃、GHS が開発され始めた。 ・ニュージーランドは小さな国であり、多くの SDS は海外から来る。多くの有害物質は、農業用化学物質、又は、主に化学産業用であり NZCIC (ニュージーランド化学工業協会) のメンバー企業の物質、の二つに分けられる。それらの産業団体である AGCARM (ニュージーランド農薬・動薬工業会) 及び NZCIC が SDS のモニタリングを行っている。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国オフィスで世界共通のテンプレートを使用して MSDS の雛形を作り、これをオーストラリアにいるスタッフが、オーストラリア・ニュージーランド用に手を加える。同社が所有する集中貯蔵データはイントラネットを通じて全てのスタッフがアクセスできるようになっており、全員が同じ情報を共有するために写しは一式のみという形式をとっている。
普及/阻害要因	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化社会であり、言語及び英語の理解。多言語 (フィジー語、タイ語等) を使用すると、利用可能性及び SDS 作成承認慣行規範の内容に関して情報の普及がよりよくなると思う。 ・要求事項、法律への技術的理解が必要である。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS の普及要因は次の通り： <ol style="list-style-type: none"> a) 企業が自主的に現場での制度徹底を検証したこと b) 企業の SDS が不備な場合、NZCIC がアドバイスしたこと c) SDS 作成の法的義務付け ・ 阻害要因は、SDS は利用者にとって使いづらい資料で、化学品を取り扱う

	<p>ユーザーの作業レベル向きではないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・メーカーが SDS の管理、更新を行わない。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none">・農業化学製品業界ではオーストラリア/ニュージーランド製品用の有効成分は大手 10 社のみが生産している。その MSDS は完璧で正確なものがほとんどである。問題なのは小規模の一般メーカーによる MSDS で、技術的な専門情報へのアクセスもないので古い MSDS からの情報を写し、それで済ませているものがある。・ニュージーランドの化学品の登録とその施行は大幅に変更されたにもかかわらず、その遵守の基準を知るための情報や専門知識がほとんどない。・現行のニュージーランドの GHS システムとヨーロッパ、オーストラリアのシステムとでは閾値などで違いがある。また、ニュージーランドの HSNO 法による GHS システムはほとんどの人にとって複雑すぎて、理解、適用が困難である。
--	--

5.2.3 MSDS 関連制度の普及支援に向けた取組の状況

(1) 政府関連機関の取組

ここでは、各政府の役割、罰則に関する記載を紹介する。SDS の普及要因として、「労働省の検査」が挙げられていたため、検査に関する事項も取組のひとつに含めた。

Environmental Risk Management Authority(環境リスク管理局) (<http://www.ermanz.govt.nz/>)

【役割】危険有害化学品の判定及び分類又はグループ規格に関する規則を作成する役割がある。また、SDS 作成承認慣行規範等の慣行規範(code of practice)を承認する役割である。規則や規格に関する説明はホームページ上にあったが、SDS に関する普及の支援策に関する情報は得られなかった。

Department of Labour (労働省) (<http://www.dol.govt.nz/>)

労働安全衛生関連 (<http://www.osh.govt.nz/index.htm>)

【役割】職場に関するあらゆる法律の施行の業務を担当する機関である。SDS を含めた労働安全全般を管轄する。

【罰則】HSE Act 1992 の条ごとの訴訟数及び罰金がある。12 条(被雇用者への一般的な情報提供)に MSDS に関する事項が含まれる。(1992 年から 2005 年 3 月 31 日までの統計)

表 5-35 訴訟数及び罰金 (1992 年～2005 年の統計)

For Breach of Section	Prosecutions	Highest Fine (\$)	Lowest Fine (\$)	Number of Convicted and Fined	Total Fines (\$)	Average Fines (\$)
6	1,207	\$40,000	\$200	935	\$5,716,125	\$6,114
7	195	\$20,000	\$100	87	\$311,650	\$3,582
8	5	\$9,000	\$6,500	2	\$15,500	\$7,750
9	2			0		
10	42	\$5,000	\$250	17	\$44,250	\$2,603
12	58	\$12,500	\$500	23	\$54,850	\$2,385

(2) 大学所属機関

National Poisons Centre (<http://dnmeds.otago.ac.nz/departments/psm/poison/index.html>)

化学物質の急性毒性や、有害影響等に関する問い合わせに答える、オタゴ大学内の機関。ニュージーランドで最大の MSDS データベース。10 万物質以上を扱うと記載。

http://www.acc.co.nz/wcm001/idcplg?IdcService=SS_GET_PAGE&ssDocName=WCM000299&ssSourceNodeId=4070)

【普及支援】Annual Report 内に問い合わせ内容の統計がある。下表の Other の項目に MSDS に関する問い合わせが含まれる。(2000 年 7 月から 2001 年 6 月のデータ)

表 5-36 問い合わせの数 (2000 年～2001 年 6 月のデータ)

Total telephone enquiries received: July 2000- June 2001.

	Adults	Children	Animals	Other*	Unknown	TOTAL
Agricultural agents	606	361	261	415	1	1644
Bites and Stings	172	83	5	96	3	359
Cosmetics	117	716	9	32	0	874
Household agents	1247	3965	257	547	8	6024
Industrial agents	789	151	19	440	2	1401
Plants	265	1057	71	394	3	1790
Therapeutics	2180	3479	91	533	4	6287
Miscellaneous	229	117	16	547	0	909
TOTAL	5605	9929	729	3004	21	19288

* Other includes Hazchem (spillages of hazardous chemicals, disposal methods, preventive procedures, MSDS requests, etc.), labelling and scheduling queries, plant identification, etc.

(2) 産業団体の取組

New Zealand Chemical Industry Council (<http://nzctic.org.nz/>)

ニュージーランド化学工業協会 (NZCIC) では次の取組を実施している：

- SDS 作成承認慣行規範を作成。CD を販売している。
- CHEMCALL®：24 時間、365 日の緊急レスポンスサービス。MSDS を含む技術的情報へのアクセスができる。化学物質全般の問い合わせなど。
- HSNO Act に関するワークショップ(2 日間)を実施する計画あり。しかし詳細事項及び内容の記載はない。
- PRINCE 認定監査：環境、労働安全に関する監査を行い工場に認定を与える。

Plastics New Zealand (<http://www.plastics.org.nz/>)

プラスチック加工業者、原材料及び機械供給者などの団体のメンバー、及び産業の持続的な発展を促進するために活動を行う。経済的、社会的、環境的に責任ある態度で、ニュージーランドのプラスチックを基盤においた技術の最大限の成長及び成功が使命。2004 年 2 月の記事の中で、HSNO への対応として、Plastics NZ が、SDS の更新サービスを提供との記載。しかし、HP 上には関連する情報はなかった。

(3) 企業の取組

MSDS に関するサービスを提供する企業

a) EMA (<http://www.ema.co.nz/default.htm>)

説明、知識、サポートを通じて、ビジネスの成功を促進させる、会員制の組織である。Health and Safety Representative Training の内容の一つとして、SDS の利用方法がある。職場一般用と製造工場用のコースに分かれている。トレーニングは 2 日間、9:00-16:30。\$135.00(約 20,000 円)。http://www.ema.co.nz/Health_and_Safety_Reps_Training_Stage_2_Gen.htm

表 5-37 2006 年下半期の開催都市及び日程

場所	Auckland	Hamilton	Rotorua	Tauranga
日程(一般)	7月20, 21日 8月14, 15日 9月14, 15日 10月9, 10日 11月9, 10日	10月25, 26日	8月24, 25日	
日程(製造)	7月3, 4日 8月3, 4日 8月28, 29日 9月28, 29日 10月26, 27日 11月20, 21日	7月27, 28日 11月21, 22日		9月19, 20日

b) BWA Group (<http://www.bwagroup.co.nz/>)

労働安全に関するサービスを提供。MSDS の使用方法、保管、専門用語などの SDS に関するトレーニングコースを設置。<http://www.bwagroup.co.nz/training/msds.htm>

c) Chemsafety Ltd. (<http://www.chemsafety.co.nz/>)

労働衛生学、大気モニタリング、環境サービス、HSNO コンサルティング等の化学コンサルティングを実施。HSNO に対応する MSDS の作成、データベース化、SDS 解釈のためのトレーニングの提供。<http://www.chemsafety.co.nz/msds.html>

d) MSDS.CO.NZ (<http://www.msds.co.nz/>)

オンラインの SDS のデータベース。一ヶ月に 3 万アクセス。全ての SDS を含んだ CD ベースでの提供も可能。

化学物質を製造及び使用する企業

a) Ciba Specialty Chemicals (<http://www.cibasc.com/>)

プラスチック添加物、コーティング剤の製造販売、水処理等

登録制で Ciba の顧客のみ、製品ごとの SDS をウェブ上閲覧可能となっている。

b) Dow Agrochemicals (Dow 社: <http://www.dow.com/>)

プラスチック、化学物質、農業関連物質等の製造及び販売
製品ごとの MSDS を Web 上で公開。42 カ国に対応。

<http://www.dow.com/webapps/msds/msdssearch.asp>

c) Nuplex Industries (<http://www.nuplex.co.nz/nuplex/home/homepage.asp>)

樹脂、ティッシュなどの紙製品、フロアリング材(樹脂等)、等の製造及び販売。
オーストラリア ACOHS の InfoSafe の MSDS データベースを使用。

d) BOC New Zealand (BOC 社 <http://www.boc.com/index.asp>)

工業ガスの販売等

MSDS を web 上で公開。6 カ国に対応 (ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、中国、南アフリカ、アメリカ、イギリス)

http://www.boc.com/products_and_services/safety_data_sheets.asp

e) WORMALD (<http://www.wormald.co.nz/>)

火事対策の製品(消火器、スプリンクラー等)またはサービス(消火訓練等)の提供。

製品(消火器等に含まれるガスや化学物質等)の MSDS を web 上で公開。

<http://www.wormald.co.nz/firesystems/msds>

(4) MSDS 関連制度の普及支援に関する関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 5-38 にまとめた。

表 5-38 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
取組事例	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドでは化学物質をほとんど生産しておらず、輸入が大半を占める。SDS は概して海外から提供されるので、SDS だけのセミナーはないと思われる。 ・情報伝達に Chemsafe の化学物質データツールを使用している。Chemsafe を使用して、物質の報告書を印刷し、小企業に提供することがある。労働省では 100 ライセンスを購入した。契約上で、印刷して提供することが可能となっている。資金を出していたが、今は、一般でも購入できるようになっている。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング、制度や最善の実践要求に関して情報を提供。また、多くのコンサルタント会社が普及支援のサービスを行っている。 ・NZCIC では次の取組を行っている： <ol style="list-style-type: none"> a) MSDS 作成指針の提供 b) トレーニング、講習会開催 c) HP での法規制等の情報提供 d) MSDS 作成代行 e) 会員向け SDS ライブラリーへのアクセスの提供 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MSDS は我々の公式サイトに掲示されており、法律に従ってメーカーなどに提供されている。製品ラベルには MSDS がどこでどのように入手できるか（フリーダイヤルまたはサイトで）の情報を載せている。さらに国内の主要ユーザーへと配布するため、MSDS を NZCIC に提供している。 ・ニュージーランドでは AGCARM の会員が HazNote（製品安全性カード及び危険物輸送税関申告）を利用して農業化学製品の輸送と保管に関する情報を、危険物および HSNO の要求に基づき提供している。

<p>普及の支援策</p>	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に農薬用だが、ニュージーランドの分類ができる毒性情報を含めた化学物質のデータベース(SDS work book)を提供している。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・NZCIC にて SDS 作成承認慣行規範を作成、ERMA の承認後に販売している。 ・SDS へ準拠することの必要性を業界へ呼びかけ。
<p>政府の役割</p>	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ERMA は、化学物質の特定、グループ化し、管理措置（規則等）を決定する。労働省はその管理が適切に行われているかを確認する。SDS はその一つであり、規則に従って、適切に提供され、利用可能かどうか確認している。 ・MSDS 及び有害物質に関しては ERMA が先導的機関となっている。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHS システムは、化学物質の国際的取引をよりよくするために、化学物質の登録、製品のラベル表示、および MSDS の作成の間で調整をとらなければならない。それにはエンドユーザーの実用性に則した形でなければならない。GHS は認可された化学物質の世界共通の台帳を用意すべきである。

5.2.4 MSDS 関連制度に関わる営業秘密保護の状況

(1) MSDS 制度に関わる営業秘密保護の状況

HSE 法における MSDS 制度に関わる営業秘密保護

HSE 法には、営業秘密保護に関する規定はないが、MSDS 作成ガイドライン(1995)では、成分特定に関する情報(identity)が営業秘密であり、その性質(entity)が健康に有害ではない場合には、化学物質名及びその CAS 番号を MSDS に示す必要はないと記載している。その場合、一般名を可能な限り正確に示す必要があるとしている。また、物質名が営業秘密であり、且つ、その物質が有害物質でも危険物でもない場合には、「有害性がないと判断された物質」と記載することも可能である。但し、人の健康に対し有害である物質については、全ての物質を記載しなければならない。

各成分の正確な量を特定していない場合には、含有する割合を示す必要がある。しかし、混合の割合が営業秘密である場合には、幅のある記載も認められている。MSDS 作成ガイドライン(1995)では、<10%、10 - 30%、30 - 60%、>60%の幅で記載することが推奨されている。

HSNO 法における MSDS 制度に関わる営業秘密保護

HSNO 法に係る化学品の申請等に必要となる情報に営業秘密事項が含まれる場合には、その取扱いは「Official Information Act1982」に従い秘密が保持される。但し、HSNO 法の目的である環境、健康及び安全の保護に照らして、物質によるリスクや影響に関する情報の妥当性が確保されない場合には情報の秘密を保持することができない。秘密を保持できない情報は以下のとおりである。

- 商標名
- 製造者/輸入者及び申請者の名前
- 物性、溶点/沸点、密度、蒸気圧、引火点、水溶解度、分配係数等の物理化学的情報の概要
- 毒性及び生態毒性/試験結果の概要
- 廃棄処分に関する情報
- 有害性に関連する場合には、不純物質及び添加物質の割合及びその特定
- 取扱い、保存、輸送、安全性、及び緊急対策に関して推奨される方法及び留意点

また、「SDS 作成承認慣行規範」によると、SDS に記載すべき成分や組成に関連する営業秘密情報について定めている。これによると、SDS には成分情報として記載すべき情報は、

化学物質名、一般名又は別名、CAS 番号、含有率（幅のある記載でも可）である。ほとんどの場合、全ての構成物質につき、開示する必要がある。しかし、規則により、化学品の構成物質のうち、以下の危険有害性区分に分類される原因となる単独の物質が存在する場合には、その物質を特定（一般名は不可）しなければならないことが定められている。

- (a) 皮膚腐食性クラス 8.2A～C、又は、眼腐食性クラス 8.3A のいずれか；且つ、
- (b) 毒性クラス 6.1A～C、6.5A～B、6.6A～B、6.7A～B、6.8A～C、6.9A～B のいずれか

但し、化学品の申請過程において、ERMA により認められた場合には、構成物質の特定に関する営業秘密情報の非開示が許可されることがある。

(a)(b)以外の構成物質については、営業秘密保護の目的で、一般名を用いた開示も認めており、危険有害でないと分類された化学品の構成成分については、「その他の危険有害性がないと判断された物質」と記載することができる。但し、相乗作用を有することが知られている化学品については、最低限、一般名を用いた記載が必要であるとしている。

一般名が用いられた場合には、その構成物質の危険有害性に寄与する化学物質及び官能基を特定するべきであるとしている。また、含有率を幅で記載する場合には、危険有害性区分は、幅の上限値を用いて分類されるべきとしている。また、上記(a)及び(b)の危険有害性区分に該当する成分の含有率を幅で記載することについて、以下のような場合にのみに限定することが望ましいとしている。

- 幅のある記載によって、異なる危険有害性区分に分類されることがないような場合；且つ
- ERMA により幅のある記載が認められた場合、又は、HSNO 法の規定により情報保護の対象となっている物質である場合。

(2) MSDS 関連制度の営業秘密保護に関する関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 5-39 にまとめた。

表 5-39 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
営業秘密保護の状況	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きは the Official Information Act に規定されている。化学物質の申請登録に用いられる。 ・SDS に明確な成分を記載する必要はない。有害物質のみ記載が必要となる。濃度の裾きり基準がある。 ・企業も SDS に関する情報開示は納得しており、特に懸念はない。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の営業秘密保護は適切だと思うし、それが MSDS 関連制度の実施及び普及を阻害しているとは思わない。 ・その地域での販売業者との交渉において営業上の機密事項の開示については秘密保持契約を取り交わしている。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業秘密保護が問題となる場合は、ニュージーランドでは問題の製品を販売しないという選択肢を取るだろう。このような小さな市場のために世界的な市場を犠牲にしたくない。 ・成分の秘匿について苦情を寄せられることがあるが、MSDS に情報を開示することは営業上の秘密を漏洩することにもなり、論議を呼ぶところである。MSDS は全ての合成成分を考慮して記載されているが、我々は各成分の詳細を明らかにすることで付加価値が生まれるとは思っていない。農業化学製品については有害性のほとんどが有効成分のものであり、これについては常に正確な濃度を明らかにしている。問題なのは成分に混合物を含んでいるもので、その合成についてははっきりしていない場合である。 ・HSNO の 27 章（成分と濃度表示）に基づき、ERMA だけが申請手続きの窓口となるが、我々は今まで申請を行ったことはなく、むしろ自らで分類を判断する。 ・営業秘密の漏洩につながる成分とその正確な濃度の完全開示という流れが強まっていることに懸念がある。今まで秘匿データだったものを開示するよ

	<p>う求めるこうした動きは、GHS によって世界的に拍車がかかっている。</p> <p><法律事務所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの保護という主軸となる概念は 1994 年に締結された多国間条約である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）の一部に盛り込まれている。第 39 条（3）は臨床データの第三者によるアクセスを防ぐことを目的としている。データの保護には期限を設けておらず、新規化学物質（New Chemical Entities - NCEs）だけにその言及を限っている。ニュージーランドは特に NCE や新規化合物（New Molecular Entities – NMEs）について言及していない。有効成分（生物製剤又は合成物質）として言及している。 ・有害性物質を含む製品は、HSNO Act の基で承認される必要がある。HSNO Act には、この承認プロセスの一環として申請者から環境リスク管理局（ERMA）に提供される営業秘密情報についての規定がある。全ての営業秘密情報は ERMA に提供される必要があるが、HSNO Act には営業秘密情報を保護する規定があり、それは例えば一般の意見を求めて申請が公表されることを免除する、といった内容である。このことは HSNO Act のセクション 57 から 59 に規定されている。 ・営業秘密保護は MSDS の法規制を完全に順守することに対する一つの障害となっている。営業秘密保護については、企業秘密に関わる情報および情報開示が申請者の仕事上の立場を不当に侵害するものである場合、HSNO Act の基に特別に規定されている。しかしながら、これは HSNO Act の当初の目的、つまりその申請が ERMA の認可を受ける前に、一般の意見を求めて公表されるという目的とは矛盾する。こうした場合、公と企業の利害関係のバランスをうまく取る必要がある。
<p>営業秘密をめぐるトラブル</p>	<p><法律事務所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在 HSNO Act に基づいた訴訟を扱っている。その中で、ある民間企業が ERMA と他の民間企業を相手取り、“機密”と主張されている情報について訴訟を起こしている。裁判の前なので、これ以上の情報を提供することはできない。
<p>問題事例</p>	<p><企業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手先から受け取った MSDS が、営業秘密のため記載が不明確であり、それで困ったことがある。新しい合成物を考案する時、全ての原材料の正確な濃度が必要となる。また、毒性のデータが入手できないことが多い。 ・合成成分の開示は海外から要求されることが増えてきている。また、GHS

	<p>は製品の混入する不純物についても説明を求めている。例えば、ナフタリンは多くの製品に混入しているが、毒性物質としても重要視され、その合成成分は報告されなければならない。濃度が幅表示されているかもしれないが、幅表示の下限と上限では危険性の度合いが異なるなど、企業は危険度を正しく評価することができないという問題である。上限値を使用するのが好ましくない場合もあり、正確な濃度表示が必要になる。</p> <p><法律事務所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・HSNO Act を順守することは多くの企業にとっては難しい課題であり、費用もかなりかかる。
--	---

5.2.5 MSDS を取り巻く国際動向の状況

(1) GHS への対応

ニュージーランドの化学品管理制度は既に GHS を導入している。ニュージーランドは、GHS がドラフトの段階（GHS 国連文書の改訂初版の前）から GHS 対応の取組を始めたため、ニュージーランドと現在の GHS の区分は若干異なる。ニュージーランド政府機関の話によると、ニュージーランドは、2010 年までに国内法を改訂し GHS に全て対応する予定である。

ニュージーランドの主要な産業は農業であり、農作物に重要なハチ、益虫を保護することは重要とされている。そのため、GHS の「環境に対する有害性」中に「水生環境有害性」の他、「土壌」、「陸生脊椎動物(terrestrial vertebrate)」、「陸生無脊椎動物(terrestrial invertebrate)」を加えている。

(2) REACH への対応

ニュージーランドは化学品の輸入国であり、オーストラリアと同様に、欧州の市場（化学品の輸出）は大きくない。そのため、REACH に関する影響は、化学企業を除いて少ないとの見方をしている。

(3) 化学品の国際動向に関する関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 5-40 にまとめた。

表 5-40 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
GHS	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドは GHS 全般を適用した。2010 年までには GHS に全て対応する予定である。産業界からは、労働安全の観点からは行き過ぎているという意見があった。 ・HSNO Act に、GHS の有害性区分にコードをつけている。ナンバリングシステムは、危険物の輸送（オレンジブック）のシステムを修正、範囲を広げて適用したものである。オーストラリアと共同して、GHS 委員会にナンバリングシステムを提案したが、GHS は採用しなかった。また、GHS では「環境に対する有害性」中に「水生環境有害性」のみを記載しているが、ニュージーランドでは「土壌」、「陸生脊椎動物(terrestrial vertebrate)」、「陸生無脊椎動物(terrestrial invertebrate)」を加えている。これらを追加した理由は、主に農作物に重要なハチ、益虫を保護するためである。 ・ニュージーランドと GHS の違いは、例えば、エアロゾルの区分がニュージーランドでは 1 つだが GHS は 2 つある。また、生態毒性では、GHS は 7 つ（3 急性、4 慢性）あるが、ニュージーランドではグループ化され 4 つである。ニュージーランドと日本の分類結果の違いは、ニュージーランドが GHS に完全に合致していないこと、データの解釈の違い、と思われる。GHS に対応するため 6000 物質を分類した。約 2000 物質はデータから分類したが、約 4000 物質は EU の分類結果を引用し、大まかな分類をした。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の SDS の大半はニュージーランドの GHS を基盤とした化学品管理制度に今だ準拠していない。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットや PACIA からの情報収集、GHS に対応した MSDS の作成（労働局/ERMA を参照）を行っている。ニュージーランドにおける分類はそれをチェックする機能がないところが問題になるかもしれない。 ・ニュージーランドと日本向けに我々のグローバルシステム内で GHS と MSDS に関する規定を作った。 ・一番の問題は分類である。日本とニュージーランドは公式にいくつかの分類を発表しているが、我々から見るとかなり一貫性がなく不完全なデータがある。情報が不完全であったり、間違っていたりする場合、その情報に従う

	<p>のはとても難しい。公式な分類のうちいくつかは“ 予防 ”色が濃くなり過ぎていて不自然な解釈の上に成り立っているようだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHS用の閾値はヨーロッパで現在使われているものと異なる。例えばLD 50 > 2000 mg/Kg というのはLD値が2000以上5000以下とも取れるし、2000以上で無害とも取れる。前者なら、ニュージーランドではその製品は有害とみなされ、後者なら有害にはならない。また、化学物質をニュージーランドへ運ぶのに国際海上危険物規則（IMDG）や国際航空運送協会（IATA）に従った輸送が要求される場合と、ニュージーランド国内の輸送システムとの間にも違いがある。例えばヨーロッパの輸送で認められる、可燃性に関する免除がHSNO法のGHSシステムでは適用されない。 ・GHS対応のためにコストがかかる。海外ではGHSを実施している国はまだほとんどない。
REACH	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・REACHがニュージーランドのエンドユーザーに与える影響はわずかしかないだろう。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドに関しては、国内需要向けのみの製造なので問題はない。 ・REACHの要求事項は自社のグローバルなMSDSに反映される。同時に国内にも何らかの影響を及ぼすかもしれない。

5.3 日本

5.3.1 我が国における MSDS 制度の経緯

日本におけるMSDS制度は、当初、行政指導のかたちで始まった。1992年に当時の労働省が、1993年には通商産業省と厚生省が共同でMSDSに関する指針を策定、告示として公表した³⁹。1992年には、厚生省、労働省、通商産業省の三省の監修により日本化学工業協会（日化協）が「製品安全データシートの作成指針」を作成した。

MSDS制度は、1999年の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）成立、翌2000年施行により法制化された。また同時期に「労働安全衛生法」（安衛法）の改正、「毒物及び劇物取締法」（毒劇法）施行令の改正がされ、これらの三法でMSDSの提供が義務づけられることとなった。これら“MSDS三法”では法の目的が違いため、MSDS対象物質及び記載内容が異なっている。

MSDS制度を定めた三法及び国際的な規格(ISO11014-1:1994)に対応するものとして、2000年に日本工業規格JIS Z 7250:2000「化学物質等安全データシート(MSDS) - 第1部：内容及び項目の順序」が制定された。また、2001年に日化協は、厚生労働省、経済産業省、環境省の監修により、MSDS三法及びJIS Z 7250:2000に沿うように「製品安全データシートの作成指針」を改定した。

日本はGHSへの対応について2006年までの一部実施を表明しており、2005年11月に公表された改正安衛法においてGHSが導入され、2006年12月1日に施行された。JIS Z 7250:2000は、GHSと整合させるため2005年12月に改正された(JIS Z 7250:2005)。ラベル表示に関しても2005年改訂初版のGHSに基づいて、2006年3月にJIS Z 7251「GHSに基づく化学物質等の表示」が制定された。JISの改訂内容を踏まえたガイドラインとして、日化協がGHS対応ガイドライン(暫定版)の中に第二部「製品安全データシートの作成指針(改訂2版)」を改訂した。また、厚生労働省、経済産業省、環境省の関係機関等で構成されるGHS関係省庁連絡会議が、同会議作成の「分類マニュアル」及び「技術指針」に基づき約1500物質についてGHS分類作業を行っており、この結果はNITEのウェブサイト⁴⁰において公表されている。

³⁹平成4年7月1日労働省告示第60号「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」、平成5年3月26日厚生省・通商産業省告示第1号「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」

⁴⁰ NITE「GHS分類結果データベース」(<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghsi.html#bunruikekka>)

MSDS三法のうち化管法は、施行7年後(2007年)に施行の状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、MSDS制度の見直しを含めた検討が進められている。2006年には「化学物質政策基本問題小委員会」が9回開催され、同年12月には中間取りまとめを公表、パブリックコメントが募集されている。また、2007年2月から合同会合⁴¹での議論が始まっており、第5回会合でMSDS制度が議題にあがる予定である。

- 1992、1993年： MSDSの指針が告示。(労働省、厚生省、通商産業省)
- 1992年： 「製品安全データシートの作成指針」を日化協が策定。
- 1999、2000年： 化管法の成立。安衛法及び毒劇法の改正。規定する危険有害物質の性状と取扱いに関する情報を、MSDSの形で提供することが法的に義務付けられた。
- 2000年： 日本工業規格「化学物質等安全データシート(MSDS) - 第1部：内容及び項目の順序 JIS Z 7250:2000」が制定。1994年に発行されたISO 11014-1を翻訳したものであり、国際的な標準様式と整合した。
- 2001年： 「製品安全データシートの作成指針」を日化協が改訂。厚生労働省、経済産業省及び環境省の監修を受けたものであり、本指針に基づくMSDSを提供することで、各法律の要件を満たすことができる。
- 2005年： 日本工業規格「化学物質等安全データシート(MSDS) - 第1部：内容及び項目の順序 JIS Z 7250:2005」が制定。2000年版をGHS対応の観点から改訂したものである。
- 2006年： 安衛法がGHS対応の観点から改正。JISの改訂内容を踏まえ、「製品安全データシートの作成指針(改訂2版)」を日化協がGHS対応ガイドライン(暫定版)の第二部として改訂。また、ラベル表示に関する日本工業規格「GHSに基づく化学物質等の表示 JIS Z 7251」が制定。
- 2007年： 化管法の見直し

⁴¹中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループの合同会合

5.3.2 MSDS 制度の概要

国内には化管法とは別の観点から、安衛法及び毒劇法においても MSDS の提供に係る規定があり、同様の制度が実施されている。海外の MSDS 関連制度と日本における化管法に基づく MSDS 制度との比較を行うには、国内の MSDS 制度を定めた各法律の役割を十分把握する必要がある。そのため、国内の 3 つの法律に基づく MSDS 制度の整理を行った。以下の図 5-8 は、国内の MSDS 制度に係る体系を示している。

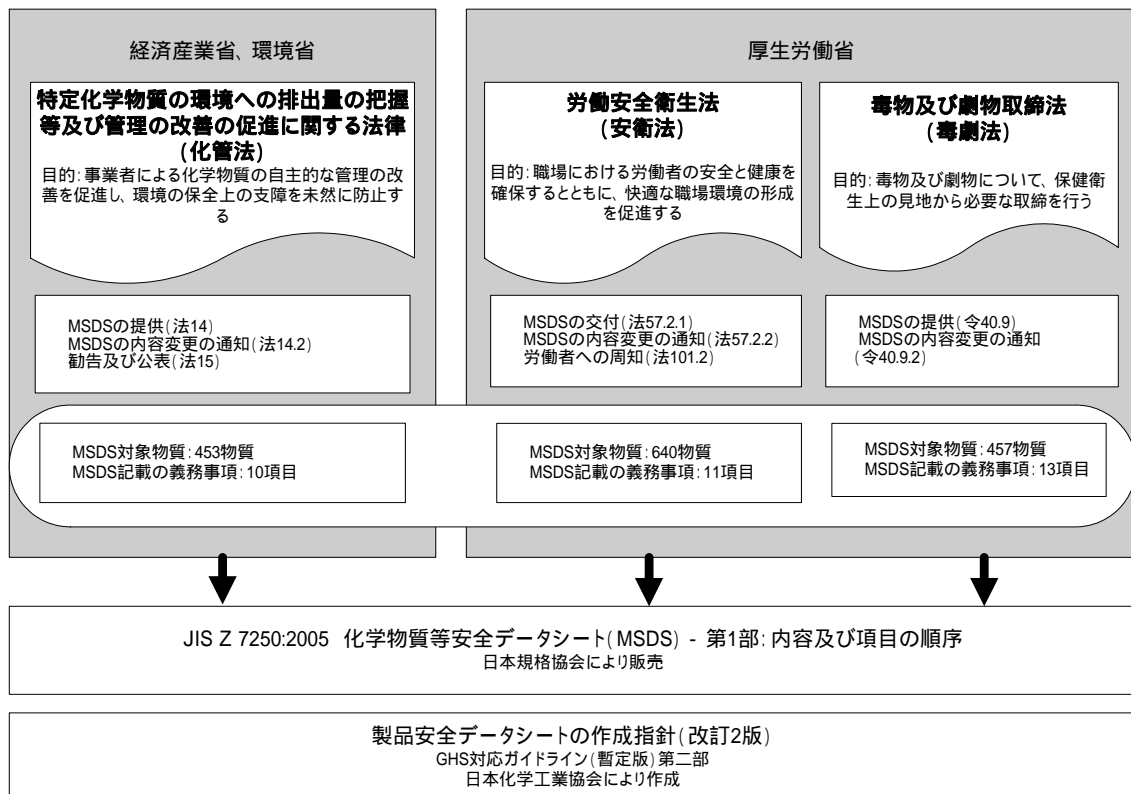


図 5-8 国内の MSDS 制度の体系

(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

化管法は、化学物質による環境汚染の未然防止に関する国民の関心の高まりや 1996 年 2 月の経済協力開発機構（OECD）の勧告等を踏まえ、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とし、1999 年に制定された。特定化学物質の性状や取扱いに関する情報として MSDS の提供やその化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（PRTR: Pollutant Release and Transfer Register）に関する措置等を規定している。

化管法の対象物質は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（オゾン層を破壊する物質を含む）であり、その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められる（第一種指定化学物質）または見込まれる（第二種指定化学物質）化学物質を選定要件としている。

なお、MSDS 制度で提供される情報は、PRTR 制度に基づく対象化学物質の排出状況等を把握するために必要な情報としての位置付けを併せ持っている。

表 5-41 化管法に係る MSDS 制度

法律名	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 （平成十一年七月十三日法律第八十六号）
施行令・規則 その他関連省 令	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年三月二十九日政令第百三十八号） 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年三月三十日内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号） 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（MSDS 省令）（平成十二年十二月二十二日通商産業省令第四百一号）
目的	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること（法第一条）
所管官庁（担 当部署）	経済産業省・環境省（但し、MSDS に関しては経済産業省の専管）
MSDS 制度の 目的	事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、対象化学物質又はそれを含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務づける制度である。

	取引先の事業者から MSDS の提供を受けることにより、事業者は自らが使用する化学物質について必要な情報を入手し、化学物質の適切な管理に役立てることをねらいとする。 (経済産業省ウェブサイト)
主な規定条項	MSDS の提供 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。(法第十四条)
MSDS 記載事項	記載が義務付けられる事項 (MSDS 省令第三条) 製品名、含有する対象化学物質の名称、政令上の号番号・種類、含有率 但し、含有率に関しては有効数字 2 桁で記載 (MSDS 省令第五条第二項) MSDS を提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先 化学物質が漏出した際に必要な措置 取扱い上及び保管上の注意 物理的・化学的性状 安定性・反応性 有害性 暴露性 廃棄上及の注意 輸送上の注意 記載することができる事項 (MSDS 省令第四条) 有害性・暴露性の概要 応急措置 火災時に必要な措置 労働者に対する暴露防止措置等 適用される法令 ～ の他、MSDS を提供する事業者が必要と認める事項
MSDS 作成対象業種	指定化学物質等取扱事業者 (指定化学物質の製造の事業を営む者、業として指定化学物質等を使用する者その他業として指定化学物質等を取り扱う者) (法第十四条)
MSDS 作成対象物質	第一種指定化学物質 354 物質 (令第一条) 第二種指定化学物質 81 物質 (令第二条) 計 435 物質 (= 指定化学物質)
添付義務のある製品の要件	指定化学物質又は指定化学物質を含有する製品 (= 指定化学物質等) (法第十四条)

MSDSの見直し、改定の頻度	情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、相手方に対し、変更後の情報を提供するよう努めなければならない。(第十四条第二項)
カットオフ値	指定化学物質の含有量が1質量%(特定第一種指定化学物質は0.1質量%)未満の製品(令第五条、第六条)
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 ・ 密封された状態で取り扱われる製品 ・ 主として一般消費者の生活の用に供される製品 ・ 再生資源 (令第五条、第六条)
営業秘密保護規定	<p>規定なし</p> <p>法律によって義務付けられている情報は必ず提供しなければならない。但し、営業秘密に係わる部分を別紙として添付するか、相手側と秘密保持契約を結ぶことは可能である。(製品安全データシートの作成指針・改定二版)</p>
輸入製品の取扱い	<p>規定なし</p> <p>但し、対象製品の要件を満たしていれば輸入品にも同様に適用される。</p>
監査規定	<p>規定なし</p> <p>但し、経済産業大臣は、指定化学物質等取扱事業者から報告を徴収することができる。(法第十六条)</p>
罰則規定	<p>規定に違反する指定化学物質等取扱事業者に対しては、経済産業大臣が勧告を行うことができ、その事業者が勧告に従わないときは、その旨公表することができる。(法第十五条)</p> <p>経済産業大臣の報告徴収に従わない、又は虚偽の報告をした場合、二十万円以下の過料に処する。(法第二十四条)</p>

(2) 労働安全衛生法（安衛法）

安衛法は、従来の労働基準法の「安全及び衛生」、「労働災害防止計画」、「労働災害の防止に関する特別規制」が中核となり 1972 年に制定された。化学物質等の人体への有害性や発火性・爆発性等の性質に関する情報が無いために災害に至ったケースも多いことから、1992 年以来、化学物質等を製造する事業場には MSDS を添付して販売することが指針で示されてきた。2000 年 4 月に労働安全衛生法が改正され、MSDS 添付が義務化された。安衛法では、化学物質の表示及び通知のほかに、MSDS を受け取った事業者は、当該 MSDS を事業場に掲示する等の方法により、その内容を労働者に周知させる義務を負っている。

対象となる物質は製造許可の対象 7 物質と同法施行令で定める文書交付対象 633 物質の計 640 物質である。労働安全衛生法第 57 条の 2 第 1 項において、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのあるものとしてこれら 640 物質及びそれらを含有する混合物の譲渡等に際して有害性等の情報の提供が義務付けられている。

また、GHS 国連勧告を踏まえ、表示、文書交付制度を改善した労働安全衛生法の改正が 2006 年 12 月に施行された。改正に関わる留意事項に関して通達⁴²では、文書交付等により通知しなければならない事項として、GHS に基づく分類がなされた場合は、「危険性又は有害性の要約」については、化学物質等の有する危険性又は有害性の分類又はラベル要素を記載することが示されている。

表 5-42 労働安全衛生法に係る MSDS 制度

法律名	労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）
施行令・規則 その他関連省令	労働安全衛生法施行令（昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号） 労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）
目的	職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること（法第一条）
所管官庁（担当部署）	厚生労働省
MSDS 制度の目的	化学物質等の危険又は有害な性質等についての表示に関し必要な事項を定めることにより、化学物質等の危険又は有害な性質等について事業者、労働者その他の関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを促進し、もって化学物質等による労働災害の防止に資すること （平成 4 年 7 月 1 日労働省告示第 60 号「化学物質等の危険有害性等の表示に関

⁴²平成 18 年 10 月 20 日基安化発第 1020001 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」

	する指針」)
主な規定条項	<p>MSDS の提供</p> <p>危険物・有害物（通知対象物）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他の方法により通知対象物に関する次の事項を、相手方に通知しなければならない。（法第五十七条の二第一項）</p> <p>MSDS の掲示又は備え付け等による労働者への周知</p> <p>事業者は通知された事項を、当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること等の方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。（第百一条第二項）</p>
MSDS 記載事項	<p>名称</p> <p>成分及びその含有量（重量パーセント）</p> <p>但し、重量パーセントに関しては十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもって行うことができる。（則第三十四条の二の六）</p> <p>物理的及び化学的性質</p> <p>人体に及ぼす作用</p> <p>貯蔵又は取扱い上の注意</p> <p>流出その他の事故が発生した場合において、講ずべき応急の措置</p> <p>通知を行う者の氏名、住所及び電話番号</p> <p>危険性又は有害性の要約</p> <p>安定性及び反応性</p> <p>適用される法令</p> <p>その他参考となる事項</p> <p>（法第五十七条の二、則第三十四条の二の四）</p>
MSDS 作成対象業種	<p>労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物を譲渡又は提供する者</p> <p>（法第五十七条の二）</p>
MSDS 作成対象物質	<p>通知対象物質 640 物質（製造許可物質 7 物質を含む）</p> <p>（令第十七条、第十八条の二）</p>
添付義務のある製品の要件	<p>通知対象物質及びその製剤</p>
MSDS の見直し、改定の頻度	<p>通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、相手方に通知するよう努めなければならない。（第五十七条の二第二項）</p>
カットオフ値	<p>0.1%、1%、裾切値なし（物質ごとに規定）</p> <p>（令第十七条、則第三十四条の二）</p>
適用除外	<p>主として一般消費者の生活の用に供される製品：（法第五十七条の二）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事法に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品 ・農薬取締法に定められている農薬 ・労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 ・通知対象物が密封された状態で取り扱われる製品 <p>(平成12年3月24日基発第162号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」)</p>
営業秘密保護規定	<p>規定なし</p> <p>法律によって義務付けられている情報は必ず提供しなければならない。但し、営業秘密に係わる部分を別紙として添付するか、相手側と秘密保持契約を結ぶことは可能である。(製品安全データシートの作成指針・改定二版)</p>
輸入製品の取扱い	<p>規定なし</p> <p>但し、対象製品の要件を満たしていれば輸入品にも同様に適用される。</p>
監査規定	<p>労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。(法第九十一条)</p> <p>但し、上記はMSDSに限らない一般的な立ち入り検査である。</p>
罰則規定	<p>規定なし</p>

(3) 毒物及び劇物取締法（毒劇法）

毒劇法は、日常流通している化学物質の中で人体に対する作用の激しいものについて毒物又は劇物として指定し、国民の保健衛生上の観点から、その製造、輸入、販売等について必要な取締りを行っている。毒劇法は、物質の急性毒性、皮膚及び眼への腐食性や刺激性等に着目し、事業者に対し製造、輸入、販売、取扱い等の各段階を通じた総合的な規制を課すという、他の先進諸国にはない我が国特有の制度である。

毒劇法では、毒性の高いシアン化ナトリウム、ヒ素などを毒物に指定し、毒物より毒性は低いが毒物と同様の規制を必要とする硫酸、メタノールなどを劇物に指定している。また、これらの製造・輸入業者については厚生大臣又は都道府県知事の登録を、販売業者については都道府県知事の登録を受けなければならない。

表 5-43 毒劇法に係る MSDS 制度

法律名	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年十二月二十八日法律第三百三号）
施行令・規則 その他関連省令	毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年九月二十八日政令第二百六十一号） 毒物及び劇物指定令（昭和四十年一月四日政令第二号） 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年一月二十三日厚生省令第四号）
目的	毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行う（法第一条）
所管官庁（担当部署）	厚生労働省
MSDS 制度の目的	毒物又は劇物による保健衛生上の危害防止に資するよう、毒物又は劇物の有害性情報に精通している毒物又は劇物の製造業者、輸入業者等が譲受人に対して毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供することとしなければならない （平成 12 年 11 月 20 日医薬安第 141 号「毒物及び劇物取締法施行令等の一部改正に伴う毒物及び劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供の取扱いについて」）
主な規定条項	MSDS の提供 毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時まで、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。（令第四十条の九）
MSDS 記載事項	情報提供者の氏名及び住所（法人の名称及び主たる事務所の所在地） 毒物又は劇物の別 名称並びに成分及びその含量 応急措置

	<p>火災時の措置</p> <p>漏出時の措置</p> <p>取扱い及び保管上の注意</p> <p>暴露の防止及び保護のための措置</p> <p>物理的及び化学的性質</p> <p>安定性及び反応性</p> <p>毒性に関する情報</p> <p>廃棄上の注意</p> <p>輸送上の注意</p> <p>(則第十三条の十一)</p>
MSDS 作成対象業種	<p>毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者 (毒物劇物営業者)</p> <p>但し、特定毒物研究者が製造した特定毒物を譲り渡す場合について準用する。</p> <p>(令第四十条の九)</p>
MSDS 作成対象物質	<p>毒物 27 物質 (法第二条) + 73 物質/製剤 (指定令第一条)</p> <p>劇物 93 物質 (法第二条) + 264 物質/製剤 (指定令第二条)</p> <p>(毒物のうち、特定毒物 9 物質 (法第二条) + 10 物質/製剤 (指定令第三条))</p>
添付義務のある製品の要件	<p>毒物及び劇物</p>
MSDS の見直し、改定の頻度	<p>情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該譲受人に対し、変更後の情報を提供するよう努めなければならない。(令第四十条の九第二項)</p>
カットオフ値	<p>一回につき 200mg 以下の劇物を販売し、又は授与する場合 (則第十三条の九)</p> <p>但し、毒物を販売し、又は授与する場合については取扱量の多少にかかわらず情報の提供の対象となる。また、毒物又は劇物の含有率によって情報の提供の対象外とするものではない。</p> <p>(平成 12 年 11 月 20 日医薬安第 141 号「毒物及び劇物取締法施行令等の一部改正に伴う毒物及び劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供の取扱いについて」)</p>
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品及び医薬部外品 (法第一条) ・ 劇物たる家庭用品 (住宅用洗剤、衣料用防虫剤の一部) を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合 (則第十三条の九)
営業秘密保護規定	<p>規定なし</p> <p>法律によって義務付けられている情報は必ず提供しなければならない。但し、営業秘密に係わる部分を別紙として添付するか、相手側と秘密保持契約を結ぶことは可能である。(製品安全データシートの作成指針・改定二版)</p>
輸入製品の取扱い	<p>毒物又は劇物輸入業者にも MSDS の提供が義務付けられている。(令第四十条の九)</p>

監査規定	厚生労働大臣又は都道府県知事が、保健衛生上必要があると認めるときは立ち入り検査を行う。(法十七条) 但し、上記はMSDSに限らない一般的な立ち入り検査である。
罰則規定	規定なし

参考資料：

< オーストラリア >

Environment Australia (1998): National Profile of Chemicals Management Infrastructure in Australia

National Industrial Chemicals Notification and Assessment Scheme (NICNAS)(2005): NICNAS Annual Report 2004-2005

NICNAS (2004): NICNAS Handbook for Notifiers

Australian Safety and Compensation Council (ASCC)(2006): Public Discussion Paper : Draft National Standard and Code of Practice for the Control of Workplace Hazardous Chemicals

ASCC (2006): Public Discussion Paper : Draft National Code of Practice for the Labelling of Workplace Hazardous Chemicals, Draft National Code of Practice for the Preparation of Safety Data Sheets

ASCC (2006): Draft National Code of Practice for the Preparation of Safety Data Sheets

ASCC (2006): Barriers and enablers to control of hazardous chemicals in small and medium enterprises (SMEs) 2006

NICNAS (2005): Annual Report 2004-2005.

NICNAS (2006): Annual Report 2005-2006.

Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Amendment Act 1997 No.99, 1997

< ニュージーランド >

Ministry for the Environment (2004): Hazardous Substance Strategy: Proposals to Amend the Hazardous Substances and New Organisms Act 1996 – Specialist and Technical Issues, Volume one.

Occupational Safety and Health Service (OSHS)(1997): Approved Code of Practice for the Management of Substances Hazardous to Health in the Place of Work

OSHS (1995): Guidelines for the Preparation of Material Safety Data Sheets in New Zealand

Ministry for the Environment (2001): Your Guide to the Hazardous Substances New Organisms Act

New Zealand Chemical Industry Council (NZCIC) (2006): Preparation of Safety Data Sheets HSNO Approved Code of Practice

Environmental Risk Management Authority (ERMA)(2005): Update No.1 Group Standards

ERMA (2006): Update No.2 Group Standards

ERMA (2006): Group Standards for Hazardous Substances, “About Group Standards”

< 日本 >

井上浩 (1995) 「最新労働安全衛生法第5版」、中央経済社

第6章 各国のMSDS関連制度等に関する動向（継続調査国）

6.1 英国

6.1.1 MSDS関連制度

英国は、EU指令に基づき自国の法規制の中でSDSの規定を設置している。SDSの主な目的は労働安全衛生であるが、環境に関する項目も含まれているとの見方であった。安全衛生庁(HSE)検査官は、立ち入り検査の際、SDSの確認、指導を行っているとのことである。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表6-1にまとめた。

表6-1 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
制度の体系	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU指令に基づき各国がSDSの規則を定めている。 ・英国はEU指令を正確に規則で定める傾向にあるが、他国はリベラルな部分がありそれをうまく活用している。 ・英国ではSDSを従業員へ提供することを義務付けていない。しかし情報提供は従業員を保護するために使用する必要がある。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU加盟国内へのSDSの配布は、EU規則に遵守していればほとんどの場合網羅できると考える。問題なのは、EU以外の国に輸出する場合である。各国で異なった記載の必要があれば対応しなければならない。 ・EU諸国の場合でも各国の規則に合わせる必要があり、各国の担当者が確認をしている。例えばドイツではドイツ語に翻訳しなければならない。また、ドイツの化学物質の登録番号を記載しなければならない。
制度の目的	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDSは、基本的に化学物質のハザードについてコミュニケーションするためである。SDSは適切な用途のリスク評価を行うのに必要な情報を使用者に提供する。 ・労働安全衛生が主体であると思うが、化学物質の漏洩時の処理等、環境に関する項目も含まれている。

検査事例	<p><企業></p> <ul style="list-style-type: none">・HSE（安全衛生庁）の立ち入り検査では、ただ検査するだけでなく、検査官は SDS の無料のコンサルタント的な役割をしている。英国では行政機関に相談できる。これは重要だと思う。他の欧州各国ではただ監査し、罰則を課している。
------	---

6.1.2 MSDS 関連制度の普及の状況

(1) MSDS 関連制度の普及

CHCS (Chemical Hazard Communication Society)が、HSE (安全衛生庁)の依頼により、SDS の品質に関する調査を行った。CHCS は、化学物質の危険有害性の情報伝達 (ハザードコミュニケーション)に関する情報の提供を行う産業団体である。1998年12月にCHCSは、会員企業から提供された175のSDSを対象に調査を実施した。

調査方法

CHCSの会員からSDS作成及び使用に関する経験が豊富な6人の評価者が指名された。できるだけ客観性の確保と個人的偏見を持たないように、SDSの必要条件に基づき各項目の基準チェックリストが作成された。2人の評価者へ各SDSを無作為に渡し、2人の評価者により各SDSの検査が行われ、CHCS事務局へ戻される前に評価の照合確認が行われた。

合否基準は非常に厳しく、チェック項目に1つのマイナス評価がついたら、そのSDSは「不合格」と判定した。SDSに使用者の役に立つ十分な情報、データが含まれていても構成が間違っていた(あるべき項目のところになく、違う項目に記載されていた)だけで「不合格」とした。非常に厳しい基準ではあるが、主観的要素を削除し、統一的で客観的方法であるとしている。

チェックリスト

チェックリストは、CHIPと承認慣行規範であるACOP(Approved Code of Practice)のSDSに関する要求事項に基づいている。SDSの各項目(ヘディング)の数字で記載した。CHIP Schedule 5の記載順序を使用する。使用したチェックリストを以下に示す。

a) 全体

- 1 CHIPに基づく危険性製品に該当するか?
- 2 SDSの16項目の表題は正確か?
- 3 各項目とデータは合致しているか?

b) 物質

- 4 当該物質は対象化学物質のリストであるASL(Approved Supply List)に該当するか?
- 5 項目2と15はASLと一致するか?

- 6 項目 3、11、12 は ASL の分類と適合しているか？
- 7 項目 3、4、5、6、7、9、11、12 のデータは適合するか？
- 8 EH40 Occupational Exposure Limits 1998 (職業暴露限度) に該当するか？もし該当するなら、項目 8 のデータは正確か？
- 9 項目 9 は物理的状态 / 外見、密度及び溶解度を含んでいるか？
- 10 項目 10 と 13 のデータは正確又は適切か？
- 11 項目 14 のデータは 2 と 15 と適合するか？
- 12 全体的に SDS は適切か？

c) 調剤

- 13 ASL に成分が該当するか？
- 14 項目 2 の値は ASL と一致するか？
- 15 項目 3 と 15 は (SDS のデータのみを使用した) 評価者自身の分類と整合するか？
- 16 項目 2、3、4、5、6、7、9 のデータは適合するか？
- 17 成分は EH40 に該当するか？もし該当するなら項目 8 は正確か？
- 18 項目 9 は物理的状态 / 外見、密度及び溶解度を含んでいるか？
- 19 項目 10 と 13 のデータは正確又は適切か？
- 20 項目 14 のデータは 2 と 15 と適合するか？
- 21 全体的に SDS は適切か？

項目 9 にはデータが多く、製品特有のため、最も主要な 3 つのデータ (物理的状态 / 外見、密度及び溶解度) に限定しチェックを行った。また、CHIP と ACOP の項目 1 の見出し (ヘディング) と表現が異なるが、両方とも正しいとした。

質問 12 及び 21 は、他の質問の結果を基に簡単な YES / NO の回答を記載した。他の質問の調査結果で NO が多ければ、質問 12 及び 21 も NO に該当する。SDS が全体を通して良ければ、評価者は全体的に SDS が適切であるか主観的判定をする。

結果

調査結果を表 6-2、6-3、6-4 に示す。

表 6-2 総合結果

SDS の該当数/%	評価者 1	評価者 2
SDS の調査数	175	176
SDS の物質数	106	107
SDS の調剤数	69	69
CHIP 規制に該当する SDS	123	125
100%正確な SDS 総数	36	37
適切な全 SDS の%	15	15

表 6-3 項目別の誤り

項目	% "誤り"
1 化学物質等及び会社情報	52%
2 組成、成分情報	65%
3 危険有害性の要約	28%
4 応急措置	9%
5 火災時の措置	5%
6 漏出時の措置	5%
7 取扱い及び保管上の注意	7%
8 暴露防止及び保護措置	30%
9 物理的及び化学的性質	25%
10 安定性及び反応性	7%
11 有害性情報	11%
12 環境影響情報	7%
13 廃棄上の注意	8%
14 輸送上の注意	17%
15 適用法令	26%
16 その他の情報	5%

表 6-4 SDS 発行年

SDS 発行年	全 SDS の%
1998	42%
1997	15%
1996	11%
1995	10%
1994	14%
1993	1%
1992	0%
1991	2%
記載なし	4%

「誤り」の例

- 16項目中、1つ以上で不適切な見出し（ヘディング）がある。（CHIP Schedule 5に基づく項目の見出し（ヘディング）の規定）
- SDSの情報が英語とドイツ語で記載され統一されていない。
- SDSのどこにも製品名の記載がない。
- 会社情報の氏名と住所が項目1に記載していない。記載がまったくない場合もあるが、問題はSDSのレターヘッドに印刷されていた場合である。ガイダンスでは項目1に記載すべきとあるので、不適切と見なした。
- 項目2に危険有害性物質が記載されているが、残りの項目にデータがなく、項目15に記載がない。
- 項目2に、危険有害性物質の危険分類またはRフレーズがない。
- 項目2と15の物質データは、ASLでの指示と全く異なる。
- 項目3で「わずかな眼刺激性の可能性あり」の記述が項目4では「眼の接触は特に不適切」となっている。
- 項目3では「腐食性 - やけどをもたらす」、項目15では分類が「腐食性 R36/37/38」と記載されていた。このケースではASLの分類は「刺激性 R36/37/38」であった。
- 「嘔吐」をアドバイスする記載が項目4にあるが、医学的見解からは、吸引の危険性があるので避けるべきである。
- 引火点が項目9ではなく、項目5にある。
- 項目6のデータが項目13にある。
- 可燃性製品だが、項目6で可燃性危険の記載がない。
- 項目8で、職業暴露基準又は最大暴露限度のデータの誤り又はデータの欠落がある。
- 項目12の記載は「情報に関しては製造者に連絡してください」のみである。
- 項目14では、国連番号と梱包グループの誤りがあり、完全に欠落していることもある。
- 項目15の記載は「連邦政府の要求事項と地方条例に従い当該物質を使用すること」のみである。
- 物質が「吸引すると有害である」と分類されているが、項目4又は11に吸入毒性の記載がない。
- 調剤のLD₅₀経口データから「飲み込むと有害である」とすべきだが、関連項目にそのような分類がされていない。
- 調剤のLD₅₀経口データを>5000mg/kgとしているが、R22「飲み込むと有害である」に分類されている。

(2) MSDS 関連制度の普及の状況について関係者の見方

企業から SDS の作成は時間及び人件費がかかる。小企業の場合は、SDS 作成担当者が他の業務も担当している場合が多いので、SDS に十分時間がかけられないだろうという意見があった。企業は CHIP 規則に基づき SDS の情報を使用して職場でのリスク評価を行っているとのことであった。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-5 にまとめた。

表 6-5 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業は SDS をファイルにし現場に保存している。必要なときにハザードを確認する。英国ではリスクアセスメントを行うことになっており、SDS はその評価に使用される。 ・CHCS (Chemical Hazard Communication Society) は、HSE (安全衛生庁) の依頼より SDS を会員企業から入手し内容を評価する調査を行った。その結果によると、適切に CHIP 規則に基づいた SDS の割合は非常に低かった。 ・小企業でも良い活動をしているところもあるが、一般的には、大企業と中小企業には違いがあると思う。大企業はコストをかけることができる。CIA (Chemical Industries Association) のレスポンシブルケアに参加している企業のほとんどが大企業であり、適切な活動をすることができる。 ・遵守状況に関しては、CIA の会員であれば、会費を払うほど関心があるため、大企業と中小企業の差はなく、遵守していると思う。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての EU 諸国の制度に遵守するため、また、企業が SDS を受け取ることを期待しているため全ての種類の製品に SDS を用意している。 ・SDS はリスク評価をするために利用している。化学物質を使用して新しい作業を行うときは SDS を確認し、引火性が低い、皮膚刺激性があるなど、新しい作業を行うことによる危険性を評価 (リスク評価) することを手順としている。これは、従業員を守るためであり、また、事故により従業員が企業を訴えないよう企業を守るためでもある。
普及経緯	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入製品を認可する前に MSDS を確認する。また、当社の内部データベー

	<p>スへの移行時に全体のレビューをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS のデータを社内システムに転送、簡略化。アクセスは従業員のみ可能で、取引先などに共有化はしていない。
普及/阻害要因	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普及要因は法規制の策定。企業は、規則が施行されるまで何もしない傾向がある。 ・ 化学物質に関する一般的なことだが、有害性情報に関して理解しやすく記載することが重要である。例えば、専門的な知識を持たない美容院、小さな自動車修理会社の店員が、製品を購入し使用する。SDS、ラベルがあったとしても理解していないという問題がある。 ・ データが不足の場合もある。フォーマットが世界共通ではない。例えば、日本と米国では項目、内容が異なる。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に、大企業はソフトウェアを使用している場合が多い。小企業はコンサルタントを雇って SDS の作成を行っている場合がある。英国では、SDS の作成のためにコンサルタントを雇うことが一般的だと思う。 ・ 例えば保護具の記載の場合、手袋、呼吸用マスクについて正確にどの種類を明記すべきなのか分からないことがある。危険性が低いものは基準が定められていない又は明確でない。各国の規則によっても異なる。経験に基づき選択するときもある。 ・ SDS の作成は時間がかかる。小企業の場合、SDS 作成担当者が他の業務も担当している場合が多く、数千の SDS を注意して確認している時間がない。ソフトウェアを購入する費用は高いが、それほどでもない。人件費にコストがかかる。

6.1.3 MSDS 関連制度の普及支援に向けた取組の状況

英国の産業団体である CHCS は、SDS の記載内容を向上させるための取組を行っている。CHCS では、E メールで誰でも参加できる無料の質問フォーラム (question forum) をウェブサイト に設置している。ここでは化学物質のハザードコミュニケーションに関連した質問を他の参加者が回答するという交流の場を提供している。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-6 にまとめた。

表 6-6 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
取組事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS に関するガイダンス、EU のフォーマットで見本となる SDS モデルを作成し公表している。労働安全、環境に関する様々な法規制の情報も提供している。 ・ E メールで誰でも参加できる無料の質問フォーラム (question forum) を開催している。化学物質のハザードコミュニケーションに関連した質問をした場合、他の参加者が回答するシステムである。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU のガイドライン、EU 制度のウェブサイトを参照している。トレーニングは、CHCS が行う 1 日のコースに参加している。
普及の支援策	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS を普及させるには、政府機関のウェブサイトを充実させ、低価格のトレーニングプログラムの設置を行うと良いと思う。SDS の作成だけでなく、SDS の使用者に対する読み方のトレーニングも必要である。工場の検査を通じて、検査官は監査だけでなく、産業界をサポートするべきだ。
政府の役割	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各国の SDS が同じような要求事項であることが望ましい。SDS がどれも 16 項目で、内容のレベルが一致していることが望ましい。各国の言語、労働暴露基準が違っていいが、基本的なフォーマット、分類は同じにすべきである。毒性のある物質は、EU、日本、米国、オーストラリアで「毒性」と評価されるべきだ。国際的に取引のある大企業は、調和化しているが、EU のみを対象とした中小企業は、日本の分類を気にしていない。

6.1.4 MSDS 関連制度に関わる営業秘密保護の状況

SDS による情報開示について、営業秘密の観点から特に問題はない。全ての企業ではないが、多くの企業が SDS に記載することを習慣として受け入れているとの見方であった。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-7 にまとめた。

表 6-7 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
営業秘密保護の状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業から営業秘密保護のコメントは少ない。全ての企業ではないが、多くの企業が SDS に記載することを習慣として受け入れている。 ・欧州は 28 カ国あり、化学産業が重要でない国もある。政府と産業の関係だけでなく、国同士の関係である。人への健康、環境保護に対する意見に反論することは難しい。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 つか 2 つ程度の申請で、ほとんど使用されていないと聞いている。理由は、申請が難しい。また物質の種類に制約があり、営業秘密が許可される例が少ない。 ・組成について。要求があれば開示している。 ・現行制度に対して問題事項はない。
営業秘密をめぐるトラブル	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・英国では、Free Information Act があり、政府機関等のパブリックドメインの情報は公開される。CIA は、政府機関との文書でのやり取りでは気をつけている。政府機関からのメールは場合により公開の要請があるかもしれない。
問題事例	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU 指令は、当社の考えでは企業秘密に触れると思われるレベルまで、成分開示を求めている。 ・供給者からの SDS によっては、EU 指令の要求する詳細な成分表示を提供していないものもある。さらに、SDS で「無害な」成分の開示は要求されないため、国際的に法令準拠の状況を審査するのが困難となる可能性がある。

6.1.5 MSDS を取り巻く国際動向の状況

(1) GHS への対応

英国では、GHS に対応した法規制をまだ行っていない。企業は、GHS に関心があり、セミナー等で情報を収集している。企業は、GHS に対応する SDS の作成について時間と手間がかかることを懸念している。

(2) REACH への対応

産業団体及び企業は REACH への対応に時間とリソースをかけている。REACH では、登録者らは動物テストのデータを共有することが求められる。英国の産業団体は、データを共有することについてデータに関する交渉で時間と費用がかかるため、コストはセーブできないだろうという見方を示している。

(3) 化学品の国際動向に関する関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-8 にまとめた。

表 6-8 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
GHS	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ GHS よりも REACH の方が大きな影響を与えると思う。制度が開始しない場合、準備にかかった時間は無駄となるため、ほとんどの企業は、規則が施行されるまで何も準備しない。準備不足が懸念事項の 1 つである。・ REACH と比較すると、GHS はあまり認識がないと思う。CIA では、企業の問い合わせ、要望に専門のコンサルタントが対応している。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ GHS に関して、関心はあるが、準備を行う段階ではない。トレーニングは実施されており、多くの人が出席している。トレーニングは一般的な認識レベルで、実用的なものではない。・ GHS の導入によって我々の製品に関する情報を更新するのに何ヶ月もかかるかもしれない。GHS による変化を乗り切るにあたって、1000 品目以上の製品を抱え、それぞれの情報を SDS から GHS の書式に移し変えるのはとて

	<p>も時間がかかる。気の遠くなる作業となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の様々な国内案を基盤にすると、GHSの首尾一貫した実現は困難だろう。その場合、GHSによって状況は今より悪化し、混乱するだろう。
REACH	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・REACHは2007年、GHSは2008年に実施することを目標としている。 ・REACHでは、動物愛護のためデータの共有しなければならない。企業はコンソーシアムを形成しデータにアクセスすることになる。データに関する交渉で時間がかかるため、コストはセーブできないだろう。特に、今まで取引のない企業と交渉をして合意しなければならず、競争相手の可能性もある。また、お互い自社の契約書を使用したいと思っている。データの購入金額の他に、専門家がデータの品質、試験濃度、含有成分等、自社製品に使用可能かを確認する必要がある。したがって、動物実験よりも時間、費用がかかるかもしれない。企業がどのくらいの金額で交渉するのか支援するためにまとめているところだ。また、信頼性のあるデータをまとめデータベースにすることも行っている。 ・REACHについて時間とリソースを投入している。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・REACHに関して、輸入業者としては、EUに持ち込む製品の数を減らし、SDSに関する負担を減らす可能性がある。 ・EUがREACHと同時に実施を提案しているGHSとの関係で、非常に影響が大きい。化学製品の安全性審査の詳細など、REACHによりSDSに新たな要件が追加される。さらにGHSにはない要求事項だが、REACHには企業秘密を侵す可能性のあるものが加わる（例：全成分の登録番号開示）。

6.2 ドイツ

6.2.1 MSDS 関連制度

ドイツには水質汚染物質に独自の分類があり、SDS に分類結果を記載しなければならない。また、15 項の適用法令は記載することができる項目としている。SDS 制度の主目的は労働安全衛生だが、環境リスクの要素も含まれている。REACH の施行により、SDS は労働安全衛生だけでなく、人の健康、環境への影響も含めた情報の伝達手段としての役割に広がってきているとの見方である。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-9 にまとめた。

表 6-9 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
制度の体系	< 産業団体 > ・ EU の全ての加盟国に対しては、SDS 制度の要求事項は一般的に欧州委員会指令 (91/155/EEC、2001/58/EG、1999/45/EG、2006/8/EG 及び 67/548/EEC) に明示されている。化学物質、健康安全および環境の規制の違いは SDS の 15 章に記載されており、そこには国家基準の概要が記されている。例えばドイツ特有の要求として、水質汚染物質の取扱いについて事業者を規制する法令に分類がある。15 項のデータは自発的な判断に任せており、義務付けられてはいない。また、SDS は物質を使用する従業員 / 国の言語で作成されなければならない。
制度の目的	< 産業団体 > ・ SDS 制度の主目的は「労働安全衛生」であるが、水質汚染物質の取扱いや爆発物のリスクのような環境リスクの要素も盛り込まれており、REACH の施行とともに強化されるだろう。
検査事例	< 産業団体 > ・ 規制担当機関が会員企業の現場を定期的に査察するが、安全、リスク、環境に対する対策について調べるのと同時に、危険物質それぞれに SDS が添付されているかどうかの確認も通常の査察に含まれている。

その他	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 1994 年に化学品工場で物質が流出する事故があった。古い SDS の情報により、その物質は無害であると一般市民には伝えられたが、後日、情報は間違いで流出した物質は発がん性物質に分類されるものであったということが判明した。
-----	---

6.2.2 MSDS 関連制度の普及の状況

入手した SDS を基に自社の SDS の作成、社内のデータベースへ情報の保管、地域社会への情報提供、政府機関への申請目的、緊急対応センターへの登録など化学物質の保管上、安全環境保護の手段としても活用しているとのことであった。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-10 にまとめた。

表 6-10 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各企業は SDS の情報をクライアントや従業員に提供するなどして環境労働安全管理システムの基本的情報源として活用している。また、原材料の SDS を基に最終製品の SDS を作成したり、社内のデータベースに活用、地域社会への情報提供、政府機関への申請目的、緊急対応センターへの登録など化学物質の保管上、安全環境保護の手段としても活用している。 ・ヨーロッパ全域で行った SDS の品質調査の結果から、40%は確保されていると思う。しかしその調査には、残り 60%の正確性の欠如についての情報はなく、ちょっとした（重大ではない）ミスなのか、それとも不正確または不完全な分類などに関するものなのかは明らかにされていない。 ・中には 10 万件近く SDS を作成する業界があるので、ちょっとした間違い又は機械的ミスもある。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業は SDS 作成専任の人材チームを抱えており、各チームのメンバーはまたそれぞれ専門分野に通じている。専任チームでも処理しきれない科学的判断は社内の他部門の専門家に任される。中小企業は産業団体、外部の専門家、コンサルタントに判断の援助を依頼する。
普及経緯	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての事業者は有害物質の SDS を製品が最初に発送される時に添付するよう義務付けられている。また、非有害製品については要求に応じて添付される。 ・各企業とも SDS に記載された物質情報及び作業場特有の状況に基づき、危険物質を取り扱う作業員に対して“作業ガイド”を用意することが法的に義

	<p>務付けられている。</p> <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は SDS 作成のために 5 人の人材からなる専属チームを抱えており、5 人がそれぞれの専門分野に通じている。そのチームでも処理できない科学的判断は社内の他の専門家に委ねる。発がん性、毒性、強い毒性物質の SDS の品質は“製品安全チーム”が確認している。その他の SDS の品質は物質を取り扱う製造責任者が確認している。
普及/阻害要因	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普及要因は、化学品製造産業とそれを使用する産業（自動車メーカー、電子産業関連企業など）間の情報交換、レスポンシブル・ケアプログラム。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 言語（各国からの情報の取得、及び各国への提供）及び各国内の法的要求に関する知識の壁が SDS 作成の障害となっている。しばしば SDS の情報はその国の言語でのみ提供され、英語に翻訳されていない。国家法的基準に関する情報は英語でウェブに載せるべきだと思う。 ・ 機械翻訳で作成した SDS もあるが品質的に粗悪なものが多く物質に対する誤解、誤った評価、不当な判断につながる。

6.2.3 MSDS 関連制度の普及支援に向けた取組の状況

SDS の品質を確保するため、VCI (ドイツ化学工業会) では、現在、SDS の作成業務を行う人材の資格基準を設ける枠組みを検討している。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-11 にまとめた。

表 6-11 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
取組事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分類、ラベル表記および SDS の作成に関するガイドライン、相談窓口の設置、レスポンシブル・ケアプログラム、有資格者イニシアチブのサポートを提供。 ・国家規範と関連情報を英語に翻訳して提供している。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に供給者側で作成した SDS、外部のデータベースのデータを活用している。大企業は独自のデータベースを持っている。
普及の支援策	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての企業は SDS 作成のための人材育成の枠組み作りを支持しており、企業の中には検討会に参加しているところもある。
政府の役割	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、SDS の作成業務を行う人材のために資格基準を設ける法的枠組みを検討中。

6.2.4 MSDS 関連制度に関わる営業秘密保護の状況

営業秘密の申請制度は新しい化学品を取扱う一部の企業のみが使用し、頻繁には使用されていないようである。VCI(ドイツ化学工業会)は、現行の制度は知的財産に対して物質の一般名を使用する措置を十分に認めていない。全ての危険物の分類に際し、一般名の使用を認めるべきであるという見解を示している。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-12 にまとめた。

表 6-12 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
営業秘密保護の状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閾値 (0.02 ~ 1%) を超える危険物質は SDS に記載されなければならない。濃度は <2%, <5%, <20%, 1-20% などの幅表示で示すことが出来る。 ・ 営業秘密保護の申請は当協会の会員からは頻繁に行われていない。営業秘密保護に関係するのは知的財産となる新しい化学製品を扱う特定の部門に限られる。SDS の法制度 (1988-2000) ができてから、全部で 40 件の申請が行われた。手続きの認定は官僚的でかなり期間を要する。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業秘密保護の申請を 100 件以下ほど行ったことがある。申請から認定までの期間は 3 ~ 24 ヶ月ほどかかり、全て認定された。 ・ EU に加盟していない米国やアジア諸国からの SDS は EU の SDS 関連の法令に則った情報を記載していないことが多い。不完全な SDS を受領した場合、追加情報取得のため、メーカーあるいは輸入業者に差し戻される。それでも情報が得られない場合は企業が SDS 作成に関する EU の指令に基づき独自に評価を行うことになる。
営業秘密をめぐるトラブル	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去において、営業秘密保護に関して国、州、企業、従業員などと争ったことはない。
問題事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の制度は知的財産に対して物質の総称を使えるような例外的措置を十分に認めていない。唯一刺激性物質 (Xi) に分類される成分だけが欧州委員会指令 1999/45/EG に基づき“ 総称 ”を使用して営業秘密保護を求めるができる。

6.2.5 MSDS を取り巻く国際動向の状況

(1) GHS への対応

GHS は検討段階であるが、GHS の施行は現行の SDS 制度を飛躍的に変えるものではないとの見方である。企業は分類に関して統一されないことに懸念を示している。

(2) REACH への対応

REACH により、毒性の高いあるいは CMR 物質（発ガン性、変異原性、生殖毒性があるとされる物質）を認可する手続きの一環として SDS の確認調査が要求されることが予想されている。VCI（ドイツ化学工業会）は REACH のパブリックコメントとして意見を提出した。VCI は全ての危険物の分類に際し、総称の使用を認めるべきであるという見解を示している。

(3) 化学品の国際動向に関する関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-13 にまとめた。

表 6-13 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
GHS	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ GHS については今だ検討中である。・ GHS の施行は現行の SDS 制度を飛躍的に変えるものではない。なぜなら、両者とも ISO に基づく制度だからである。ただ、情報の中身ではなくラベルの表示方法と章の番号が変わるだろう。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ GHS が施行されても、ラベル表示は統一されるだろうが、各国は自国で実施する GHS 分類を選ぶことができるので、分類に関しては統一されないかもしれない。
REACH	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ VCI（ドイツ化学工業会）は REACH のパブリックコメントとして意見を提出した。VCI は全ての危険物の分類に際し、総称の使用を認めるべきであ

	<p>るという見解を示している。</p> <ul style="list-style-type: none">・REACH が施行されると、毒性の高いあるいは CMR 物質（発ガン性、変異原性、生殖毒性があるとされる物質）を認可する手続きの一環として SDS の確認調査が要求されるだろう。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none">・REACH は物質の具体的な利用・製造ごとに暴露シナリオを要求するので、REACH の導入により SDS はさらに内容の濃いものとなるであろう。
--	---

6.3 オランダ

6.3.1 MSDS 関連制度

オランダでは立ち入り検査の際に、検査官が SDS を確認することがある。検査範囲は、組成の詳細、混合物の分類、言語、労働暴露基準など幅広いが、詳細には確認されない。また、検査は年に十数社程度で、検査の対象となる企業の割合は少ないとのことである。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-14 にまとめた。

表 6-14 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
制度の体系	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・規制はあくまで製品を対象にしている。業種による差はなく、また特定の業種を対象としているわけではない。また、事業規模による段階的な違いはない。・濃度は幅で表示してよい。・塗料、インク製品の場合、幅表示ができ、製品分類ごとに SDS が一式あればよくなる（個別の色ごとに SDS を作成しなくてよい）ので、CEPE（欧州塗料印刷インキ絵具工業会連合会）のガイドラインや書式もこの方法に基づいている。オランダの社会雇用省は CEPE と VVVF（塗料印刷インキ工業会連合会）のこの方法論を認めており、その質（正確性）を評価している。
制度の目的	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・化学物質の情報を提供することである。
検査事例	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none">・オランダで立ち入り検査は行われるが、一度も検査に入られたことのない企業も数多くある。検査は、年に 16 企業と少ない。検査対象の機会をもつ企業の割合は少ない。検査は、組成の詳細、組成の測定方法、分析、混合物の分類、言語、労働暴露基準を確認することもある。しかし、全ての項目を詳細には確認しない。

6.3.2 MSDS 関連制度の普及の状況

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-15 にまとめた。

表 6-15 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗料に関して自社製品の SDS を作成するための情報として供給者から提供される SDS を活用している。 ・事業者の SDS の活用状況は、企業によってかなり違いがあると思われる。多くの企業では作業前ミーティングにおいて製品の SDS 情報を伝達したり話し合ったりし、また SDS は現場に常備されている。だが一方で何も行わない企業も多くある。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応センターへの登録に使用している。 ・欧州では SDS は一般に幅広い場面で要求され、有害物質でない製品の SDS を要求する企業もある。最終消費者以外の化学物質取扱者へ SDS を配布することは習慣となっている。 ・会社には、受託責任(stewardship：監督と報告の責務)の確約がある。 ・SDS の情報は、基本作業手順(Standard Operating Procedures)に置き換えられる。輸送緊急カード(TREM: Transport emergency cards)の情報にもなる。 ・メキシコ、ブラジルはスペイン語なのでスペインのフォーマットを使用しているが、受け入れられている。各国の規制に従い SDS を提供している。 ・SDS の問い合わせには、解釈の違いもある。例えば、別企業の SDS では輸送の情報について「有害液体」としたが、当社では毒性データから別の記載とした。LD50 が 200～2400 までである。どのデータを採用するかで結果も変わる。SDS 作成において、データは共有なものであり、どのように利用するかにあると思っている。
普及経緯	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内に SDS を作成する部署がある。Ariel で情報を検索した後に、あらゆる情報源を用いて SDS を作成する。MSDS の作成について、混合物の場合や毒性情報など、科学的解釈の判断が困難なときは、試験の実施する。又は専門家への相談する。 ・スタッフがすべての SDS を確認している。年に 4 回データベースを更新し

	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守を確実にするために、外部コンサルタントを利用している。
普及/阻害要因	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS の品質（正確性）にはかなり開きがあり、異なるところから供給された一つの化学物質に、違う分類が適用されているというケースがよくある。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データがない場合が多く、他の SDS では、症状等に関して、一般的な記載のみで、義務を課すまでいかない場合が多い。防火措置など項目が多く、簡単に全ての項目を満たすことが難しい。特に混合物の SDS は作成するのが難しい。多くの企業は安全の観点から製品を気にしていない。データが少ない時は、最悪の事態を想定して SDS を作成することもある。 ・ コストがかかる。国家レベルでの透明性の欠如が問題である。言語もまた重要な問題要素である。 ・ 大企業は電子システムを使用し、十分なスタッフがいる。小企業は費用もかけられない。小企業で輸送の分類に関する法改正から 2 年が過ぎても、古い分類を SDS に記載している企業があった。問い合わせたところ、法改正したことすら知らなかった。知識不足も言える。 ・ 情報がないことが一番の問題だと思っている。ソフトウェアシステムがあればいい SDS は簡単に作成できる。このシステムがない、更新していない企業がある。

6.3.3 MSDS 関連制度の普及支援に向けた取組の状況

社会雇用省では SDS の内容に差があることから、2006 年に SDS の品質を向上させるプロジェクトを立ち上げた。企業からは、SDS 制度について各国が国内法で規制する EU 指令よりも各国へ直接適用される EU 規則の適用が SDS の内容の調和という観点から望ましいという意見があった。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-16 にまとめた。

表 6-16 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
取組事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗料の安全な使用を目的として、VVVF の会員が作成する SDS は特定のウェブサイト公開されている。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社では 3 人で欧州全般、メキシコ、ブラジルの SDS を作成している。大幅な変更があった場合は EU 指令に従い改正するが、会社の方針に更新の規定があり、3 年毎に更新している。 ・当社の方針として、供給者が労働安全、環境法に遵守しているかを監査する。 ・取扱商品が消費者向けではなく、特定の専門企業に対する承認なので、知識の一部として、自社企業の価値として、どのように商品が使用されているかを正確に知る必要がある。有害性の高い製品（塩化水素等）であるため、当社の SDS は進んでおり、顧客がどう使用するかを助ける手段として使用される。
普及の支援策	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDS を普及させるためには、規則が一番、2 は促進させること。労働者は知る権利がある。SDS は 1 つの道具である。作業計画(work plan)を決定するために使用することができる。どのように使用するか、会社の方針はどうか重要である。 ・オランダの化学製品取扱企業は、もっと SDS の違い、間違い等についてコミュニケーションをとるべきである。 ・SDS を普及させるにはソフトウェアを使うようにすると良いと思う。

<p>政府の役割</p>	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会雇用省は 2006 年に SDS の品質を向上させるプロジェクトを立ち上げた。背景には、SDS の内容にはかなり開きがあると言われていることにある。例えば供給者が異なると同じ製品に対しても違う分類が適用されていたりする。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一つの様式を使用することを提案する。EU 指令の代わりに直接適用される EU 規則が好ましい。

6.3.4 MSDS 関連制度に関わる営業秘密保護の状況

SDS による情報開示について、営業秘密の観点から特に問題はないとの見方であった。また、営業秘密である内容の開示には、企業は、政府機関、相手企業と秘密保持契約を結ぶとのことであった。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-17 にまとめた。

表 6-17 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
営業秘密保護の状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS に関する営業秘密保護は、十分である。塗料・インキ製造会社は、製造方法/手順の組み合わせで開示されない限り、特に問題がない。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15～17 物質の営業秘密保護の申請を行い、全て承認された。申請から認定までの期間は、場合によるが、数週間から数ヶ月程度だった。 ・ 営業秘密である内容の開示には、政府機関、相手企業と秘密保持契約を取り交わす。 ・ 営業秘密保護の現行制度は十分だと思うが、場合による。営業秘密のため SDS 中に組成を開示することに問題を感じている企業がある。SDS では全ての組成を明らかにする必要がなく、規則は企業に営業秘密を守る十分に機会を様々な形で与えていると思う。特に、基礎化学物質の製造、輸入会社ではなく、特定の製剤、混合物を製造する企業にとって組成の開示は問題があると思う。
営業秘密をめぐるトラブル	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去において、営業秘密保護に関して国、州、企業、従業員などと争ったことはない。
問題事例	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データがないため客先からデータを入手できない場合と営業秘密のためデータを入手できない場合がある。データがない場合は SDS を作成することができない。

6.3.5 MSDS を取り巻く国際動向の状況

(1) GHS への対応

GHS は 2008 年に実施することを目標としており、対応のための期間は十分にあると意見が多かった。また、GHS は世界的な統一ルールとして十分ではないとの意見があった。

(2) REACH への対応

REACH への対応として、企業は準備を始めており、プレレジストレーションのリストを既に作成した企業があった。REACH は SDS に影響を与え、より統一した情報の普及につながるの見解が示された。

(3) 化学品の国際動向に関する関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-18 にまとめた。

表 6-18 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
GHS	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・現在会員に GHS の対応策を取るように伝えている。GHS 施行のスケジュール（現状）から見ると、準備期間は十分にある。・全体的に GHS は SDS 制度にかなり似ている。但し、分類、適用制限などいくつかの特定な要素については更なる注意を必要とする。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none">・GHS は十分ではない。グローバルな一つの SDS が必要である。・国連報告書を見ているが、EU ではまだ GHS に従って SDS を作成する必要はなく、EU の最終ドラフトを待っている状態である。
REACH	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・REACH にて GHS を 2007 年 6 月に承認予定、SDS に GHS を適応させるまでの猶予期間は 2 年である。

	<p><企業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH では、基本的に SDS の様式は変わらない。より統一した情報の提供を助けるだろう。 ・ REACH は SDS にも影響を与えるだろう。プレレジストレーションのリストは作成した。 ・ REACH には SDS も含まれるが、まだ時間がかかる。コンサルタントが企業に REACH に対する準備についてアドバイスを提供している。GHS と REACH が一番の関心事である。
その他	<p><企業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO に関して実質的な影響はない。

6.4 EU

6.4.1 MSDS 関連制度

ISO の SDS は、1991 年に欧州の SDS の様式を基に作成された。米国は、ISO の様式とは異なる様式で SDS を作成している企業が多いとのことであった。欧州には欧州各国の検査官によるネットワークである CLEEN（ヨーロッパ化学物質立法強化ネットワーク）の ECLIPS（化学物質の分類とラベリングに関する規則遵守に関するプロジェクト）の一環で SDS に関する調査を行っており、その結果から SDS には多くの間違いが含まれているケースが多いことが判明した。SDS の作成者が産業団体の会員かどうか不明であるため、産業団体の取組を評価することができないとのことであった。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-19 にまとめた。

表 6-19 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
制度の体系	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・欧州の SDS は、EU 指令があり、Annex には 16 項目が示されている。2 つの章を除いて EU 指令と ISO と似ている。ISO は 1991 年に欧州の様式を使って作成された。GHS は ISO と似ている。他国と比べて欧州では ISO の SDS 及び GHS になじみがある。米国は異なった様式を使用しており、ISO の様式を使用していない企業は多い。・電子ファイルで相手先に提供するには EU 規則で許可が必要である。
制度の目的	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・労働安全が主な目的であるが、SDS はただの情報であり、労働安全の方法ではなく道具である。
検査事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ECLIPS という、各国の主官庁が適切な MSDS の使用方法について確認した調査がある。調査の結果、多くの SDS にはデータが別の章に記載されている、情報の記載がない等、正しくないことが分かった。産業団体に所属する企業と所属しない企業と分かれていないので、各産業団体を評価することはできない。

6.4.2 MSDS 関連制度の普及の状況

SDS 制度は開始から 15 年経過しており、SDS の提供は実施されているとの見解である。企業は市販のソフトウェアを利用している。また、成分の分類が同じであれば、複数の製品に 1 つの SDS で対応することができるとのことであった。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-20 にまとめた。

表 6-20 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質はいいと思うが、向上できる。ECLIPS の調査から、理解できていないことが判明した。規則は理解しにくく間違いやすいため、複雑にすべきでない。 ・分類区分が同じであれば、1 つの SDS でその種類の製品を網羅できる。数万もの異なる SDS を作成する必要はないが、数百の SDS は必要だ。中小企業を含むいくつかの企業は、SDS を作成するために市販のソフトウェアを使用している。 ・企業はどう SDS を配布するか把握しており、SDS の提供は実施されている。代理店がない国での SDS の配布は大変かもしれないが、通常は代理店が最終ユーザーを把握しており、配布することができ、問題はない。
普及経緯	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・15 年間、SDS 制度は実施されている。
普及/阻害要因	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDS の情報を理解するには専門家の知識又は高レベルの教育が必要である。 ・SDS は作成、配布にコストがかかる。組成を変更すると、分類区分を変更しなければならないかもしれず、規則では、新しい SDS を送付し、古い SDS と交換しなければならない。いくつかの企業ではウェブサイトでも SDS を提供しているが、全ての企業で行われているわけではない。会社の方針による。

6.4.3 MSDS 関連制度の普及支援に向けた取組の状況

欧州の産業団体では、各国の産業団体向けのガイドラインを作成する取組を行っていた。各国の産業団体が各国の規制に従い、一般企業向けのガイドラインを作成するとのことであつた。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-21 にまとめた。

表 6-21 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
取組事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CEPE は欧州の産業団体として、最初、会員向けに SDS のガイダンスを作成した。各国の言語に翻訳する必要があるため、また国内法が異なるため、企業向けではなく、各国の産業団体向けである。一般的な内容及び各章の説明、SDS のモデル、塗料及びインクに該当する各危険区分、特定の危険有害物質又は製剤の場合、数行の記載が必要であり、その文章例の作成、製剤中の成分の場合、SDS の各章に必要な語句を挿入する(plug-in phrase)システムの作成に協力、それら語句の翻訳を行った。 ・品質は管理していないが、SDS の内容の質問があり、企業が適正でない SDS を使用していた場合、議論し、その企業の SDS を訂正させることはある。
普及の支援策/政府の役割	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS を普及させるには SDS の内容を理解させることが重要である。人々は SDS の何を見るのかを考え、適切に物質の情報を報告することを確認することが必要である。

6.4.4 MSDS 関連制度に関わる営業秘密保護の状況

SDS による情報開示について、営業秘密の観点から特に問題はないとの見方であった。

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-22 にまとめた。

表 6-22 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
営業秘密保護の状況	< 産業団体 > ・ EU 指令のリスト以外の場合、物質の名称を示す必要がない。塗料及び印刷インクの物質及び製剤に関して、SDS の情報開示は営業秘密の観点から今まで特に問題はない。 ・ GHS に関する営業秘密についても、現行制度が維持される。
営業秘密をめぐるトラブル/問題事例	< 産業団体 > ・ 過去において、営業秘密保護に関して企業が国、州、企業、従業員などと争った事例を聞いたことがない。

6.4.5 MSDS を取り巻く国際動向の状況

(1) GHS への対応

産業団体は、国際的取引を円滑にするため、EU が GHS を SDS に採用することを望んでいる。国際的な調和は重要であるとの見解を示している。

(2) REACH への対応

REACH に関連して、危険物質指令及び危険調剤指令が今後検討される予定であり、GHS の採用が期待されている。

(3) 化学品の国際動向に関する関係者の見方

ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方を表 6-23 にまとめた。

表 6-23 ヒアリング調査を通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
GHS	< 産業団体 > ・ GHS は EU にとって大きな変更とはならないので、世界各国で出来るだけ早く SDS に GHS を採用することを望む。例えば船舶の防汚塗料など、国際的なビジネスには調和は重要である。
REACH	< 産業団体 > ・ REACH 制度では、SDS と化学物質安全報告書は関連がある。SDS のデータは化学物質安全報告書へ提供しなければならず、また化学物質安全報告書は SDS の代替とはならない。 ・ SDS は、将来 GHS を採用することになるだろう。REACH 規則のプロポーザルにて、最終的に既存物質の危険物質指令及び危険調剤指令と差し替えるため、GHS の実施が議論されている。

参 考 資 料

参考資料 1 用語集

参考資料 2 諸外国の MSDS 関連制度の概要一覧表

参考資料 3 ヒアリング調査の概要

参考資料 1 用語集

略字	正式名	国	和名
ACC	American Chemistry Council	米	米国化学協会
ACOP	Approved Code of Practice	英	公認実施準則
ADG コード	Australian Dangerous Goods Code for road and rail (6th edition)	豪	オーストラリア危険物規定
ADHA	Department of Health and Ageing	豪	保健・高齢省
AGS	Committee on Hazardous Substances: <i>Ausschuß für Gefahrstoffe</i>	独	危険物質委員会
AICS	Australian Inventory of Chemical Substances	豪	オーストラリア化学物質目録
ANSI	American National Standards Institute	米	米国規格協会
APEC	Aisa-Pacific Economic Cooperation	-	アジア太平洋経済協力
AS	Australian Standard	豪	オーストラリア規格
ASCC	Australian Safety and Compensation Council	豪	オーストラリア安全補償委員会
ASL	Approved Supply List	英	認可済み供給リスト
CAD 98/24/EC	Directive 98/24/EC (Chemical Agents Directive)	欧	職場の化学物質に関するリスクから労働者の安全衛生を保護するための理事会指令（化学物質指令）
CEC	Commercial Evaluation Category	豪	商業的評価
CEFIC	European Chemical Industry Council	欧	欧州化学工業連盟
CEPE	The European Council of the Paint, Printing Ink and Artists' Colours Industry	欧	欧州塗料印刷インキ絵具工業会連合会
CHCS	The Chemical Hazards Communication Society	英	化学物質ハザードコミュニケーション協会
CHIP	Chemicals (Hazard Information and Packaging for Supply) Regulations	英	化学物質（表示及び梱包）取扱規則
CIA	Chemical Industries Association	英	英国化学工業協会
CLC	Canada Labour Code	加	カナダ労働規定
CLEEN	Chemicals Legislation European Enforcement Network	欧	ヨーロッパ化学物質立法強化ネットワーク
CMA	Chemical Manufacturers Association	米	米国化学品製造者協会
CMR 物質	Carcinogenic Mutagenic or toxic to Reproduction (Substances)	-	発ガン性・変異原性・生殖毒性を有する物質
COSHH	Control of Substances Hazardous to Health Regulations	英	有害物質管理規則
CSR	Chemical Safety Report	欧	化学物質安全性評価報告書
DOL	Department of Labor	米	労働省
DOT	Department of Transportation	米	運輸省
DPD 1999/45/EC	Directive 1999/45/EC (Dangerous Preparations Directive)	欧	危険な調剤の分類、包装、表示に関する理事会指令（危険調剤指令）
DSD 67/548/EEC	Directive 67/548/EEC (Dangerous Substances Directive)	欧	危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令（危険物質指令）
DSEAR	Dangerous Substances and Explosive Atmospheres Regulations	英	危険物質及び爆発性雰囲気規則
EC	European Community	欧	欧州共同体
ECHA	European Chemicals Agency	欧	欧州化学機関

略字	正式名	国	和名
ECLIPS	European Classification and Labelling Inspections of Preparations	欧	化学物質の分類とラベリングに関する規則遵守に関するプロジェクト
EPA	Environmental Protection Agency	米	環境保護庁
EPCRA/SAR A Title III	Emergency Planning and Community Right-to-know Act / Superfund Amendments and Reauthorization Act	米	緊急計画・地域社会知る権利法/スーパーファンド修正再承認法
ERMA	Enviornmental Risk Management Authority	新	環境リスク管理局
EU	European Union	欧	欧州連合
GHS	The Global Harmonization System of Classification and Labeling of Chemicals	-	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
HCS	Hazard Communication Standard	米	危険有害性周知基準
HMIRA	Hazardous Materials Information Reveiw Act	加	危険有害性物質情報審査法
HMTA	Hazardous Materials Transportation Act	米	危険物輸送法
HPA	Hazardous Products Act	加	危険有害性製品法
HSE	Health and Safety Excecutive	英	安全衛生庁
HSE 法	Health and Safety in Employment Act	新	雇用安全衛生法
HSIS	Hazardous Substances Information System	豪	有害物質情報システム
HSNO 法	Hazardous Substances and New Organisms Act	新	有害性物質及び新生物法
IC(NA)法	Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Act 1989	豪	工業用化学物質届出および評価法
ICCA	International Council of Chemical Associations	-	国際化学工業協会協議会
ILO	International Labour Organization	-	国際労働機関
IPCS	International Programme on Chemical Safety	-	国際化学物質安全性計画
ISO	International Organization for Standardization	-	国際標準化機構
LVC	Low Volume Chemical	豪	少量化学物質
MSDS	Material Safety Data Sheet	-	化学物質等安全データシート
NICNAS	National Industrial Chemicals Notification and Assessment Scheme	豪	オーストラリア化学工業製品通知・評価計画
NOHSC	National Occupational Health and Safety Commission	豪	国家労働安全衛生委員会
NOTS	Notified Toxic Substances	新	有害化学品
NS 案	Draft National Standard for the Control of Workplace Hazardous Chemicals	豪	職場の危険有害化学品管理に関する国家規格案
NZCIC	New Zealand Chemical Industry Council	新	ニュージーランド化学工業協会
OASCC	Office of the Australian Safety and Compensation Council	豪	オーストラリア安全補償委員会事務所
OHS (CE) (NA)規則	Occupational Health and Safety (Commonwealth Employment) (National Standards) Regulations 1994	豪	労働安全衛生(連邦職員)(国家規格)規則
OHS (CE)法	Occupational Health and Safety (Commonwealth Employment) Act 1991	豪	労働安全衛生(連邦職員)法
OSH	Occupational Safety and Health Service	新	労働安全衛生局
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	米	労働安全衛生局
OSHAct	Occupational Safety and Health Act	米	労働安全衛生法
PECs	Priority Existing Chemicals	豪	優先既存化学品
PLC	Polymer of Low Concern	豪	低懸念ポリマー
PSC	Product Safety Card	新	製品安全性カード

略字	正式名	国	和名
REACH	Registration, Evaluation and Authorization and restriction of Chemicals	欧	化学物質の登録・評価・許可
RoHS 指令	Directive 2002/95/EC on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment	欧	電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令
SDS	Safety Data Sheet	-	安全データシート
SDSD 2001/58/EC	Directive 2001/58/EC (Safety Data Sheet Directive)	欧	危険な物質と調剤の SDS に関する委員会指令 (SDS 指令)
SVHC	Substances of Very High Concern	欧	高懸念物質
TREM	Transport Emergency Cards	-	輸送緊急カード
TRGS	Technical Rules for Hazardous Substances	独	技術規則
TSCA	Toxic Substances Control Act	米	有害物質規制法
VCI	German Chemical Industry Association	独	ドイツ化学工業会
VROM	Ministry of Housing, Spacial Planning and the Environment: Ministerie van Volkshuisvesting, Ruimtelijke Ordening en Milieubeheer	蘭	住宅・国土計画・環境省
VVVF	Vereniging voor Verf- en Drukinktfabrikanten	蘭	塗料印刷インキ工業会連合会
WHMIS	Workkplace Hazardous Materials Information System	加	作業場危険有害性物質情報システム
WHO	World Health Organization	-	世界保健機構

米：米国 加：カナダ 英：イギリス 独：ドイツ 蘭：オランダ 欧：欧州連合 豪：オーストラリア 新：ニュージーランド

参考資料2 諸外国のMSDS関連制度の概要一覧表

項目	日本*			アメリカ†	カナダ†	EU†	英国†	ドイツ†	オランダ†	オーストラリア*	ニュージーランド*
主体となる法律等の略称	化管法	安衛法	毒劇法	OSHAAct	HPA (危険有害性製品法)	SDSD(2001/58/EC)	CHIP (化学物質(表示及び梱包)取扱規則)	危険物質規則	環境有害物質法	(a) NOHSC: 1005 注1 (b) NOHSC: 1015 注1	HSNO 法
法律の位置付け	化学物質の自主的な管理、改善の促進	労働安全衛生	保健衛生上の見地からの化学物質管理	労働安全衛生	労働安全衛生	化学物質管理/労働安全衛生	化学物質管理/労働安全衛生	化学物質管理/労働安全衛生	化学物質管理/労働安全衛生	労働安全衛生	化学物質管理
法律の目的等	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること	職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること	毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うこと	危険有害物質を取扱う職場において、その化学品の暴露の恐れがある労働者を保護すること	危険有害物質を取扱う職場において、その化学品の暴露の恐れがある労働者を保護すること	職場の健康・安全と環境保護を行うために必要な情報を利用できる制度をEU加盟国が利用することを目的として規定	危険化学品の供給者に対して、危険性に関する情報を提供し、安全に梱包することを要求すること、これらの化学品の及ぼす効果から人間および環境を保護すること	安全衛生および環境保護のために、労働者およびその他の者を、化学物質による被害から保護し、化学物質・調剤・製品の上市を規制すること	環境保護のために、産業の物質管理責任を明確にすること	(a) 職場における有害物質への暴露による健康影響のリスクの最小化 (b) 人の安全及び健康の保全及び、危険物及び可燃性液体の保管・取扱いに伴う危険による器物・環境への損害の予防	危険有害化学品(及び新生物)による影響を予防又は管理することにより、環境を保護し、人と地域社会の健康と安全を守ること
法律を所轄する主な官庁等	経済産業省 環境省	厚生労働省	厚生労働省	労働安全衛生局	カナダ保健省	企業・産業総局	安全衛生庁	経済労働省	住宅・国土計画・環境省	ASCC(オーストラリア安全補償委員会)	環境省
MSDS関連規定	取扱事業者は、対象物質を他の事業者に譲渡・提供する際、その性状及び取扱いに関する情報(MSDS)を提供すること	同左	毒物劇物営業者は、毒物劇物を販売又は授与する場合にはMSDSを添付すること	取扱事業者に下記の義務を規定 製造・輸入される危険有害物質についてMSDSの入手又は作成 作業場での保管 従業員の訓練	管理製品に該当する危険有害性物質の供給者は職場で使用される危険有害性物質の情報を提供すること	物質・調剤の上市責任者が危険性区分に該当する物質・調剤の職業的な使用者である受領者にSDSを提供	危険有害物質及び調剤の供給者は危険有害性に関する情報を提供すること	取扱事業者は危険性区分に該当する物質・調剤にSDSを添付すること	同左	有害物質(a)及び危険物(b)の供給者:MSDSの作成、改訂、提供 有害物質(a)及び危険物(b)を取扱う職場の雇用者:MSDSの入手、改訂されなければならないことの確認	危険有害化学品に関する情報の文書化(MSDS自体を求めない規定なし) 供給者:文書化義務 職場責任者:文書の入手及び危険有害化学品の分類の確認
関連の規格指針等	JIS Z 7250:2005(推奨)	同左	同左	ANSI Z400(推奨)	なし	なし	承認慣行規範	TRGS 220	SDS 布告	MSDSの作成に関する国家慣行規範(NOHS:2011)	SDS作成承認慣行規範
他法令との関連	日本のMSDS制度は、化管法、安衛法、毒劇法の3法で個別に規定	同左	同左	TSCA(有害物質規制法) 新規化学物質を対象としてMSDSの作成、入手を規定 EPCRA / SARA Title III 地域社会の緊急対処計画にMSDSの情報を活用 HMTA(危険物輸送法) 有害化学物質の輸送時に危険有害性情報を添付することを規定 追加要件を規定する州あり	HMIRA(危険有害性物質情報審査法)に営業秘密保護を規定	DSD(67/548/EEC)(危険物質指令)の危険性区分に該当する物質へのMSDS添付を規定 DPD(1999/45/EC)(危険調剤指令)の危険性区分に該当する調剤にMSDS添付を規定 CAD(98/24/EC)に労働安全を規定 各国が国内法に規定	労働安全衛生管理のために下記2つの規則に雇用者への義務を規定 COSHH(有害物質管理規則) DSEAR(危険物質及び爆発性雰囲気規則)	SDS作成及び労働安全管理のガイダンスとして以下の3つの規則を規定 SDSに関する技術規則(TRGS 220) リスクアセスメントに関する技術規則(TRGS 400) 操業及び安全指導に関する技術規則(TRGS 555)	SDSの実施及び管理は労働条件法に基づき社会・雇用省が管轄 石油及びガス産業のSDSの管理は鉱業活動に関する布告に基づき経済省が管轄	化学工業製品(通知及び評価)法に基づくNICNASで新規化学物質の申請時のMSDS添付を規定 連邦及び州・準州政府ごとの対応法令(労働安全衛生関連)により規制	HSE法で雇用者が被雇用者に対し有害物質に関する情報等の提供を規定(MSDSの利用可) 営業秘密はOfficial Information Act 1982に規定

項目	日本*	アメリカ†	カナダ†	EU†	英国†	ドイツ†	オランダ†	オーストラリア*	ニュージーランド*		
MSDS への記載事項	製品名、含有する対象化学物質の名称、政令上の番号・種類、含有率(有効数字2桁) MSDS を提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先 化学物質が漏出した際に必要な措置 取扱上及び保管上の注意 物理的・化学的性状 安定性・反応性 有害性 暴露性 廃棄上の注意 輸送上の注意 (令3、4、5.2) 他に記載できる事項が6項目あり	通知を行う者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号 名称 成分及びその含有量 危険性又は有害性の要約 物理的及び化学的性質 安定性及び反応性 人体に及ぼす作用 貯蔵又は取扱上の注意 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置 適用される法令 その他参考となる事項 (法57.2、則34.2.4)	情報提供者の氏名及び住所(法人の名称及び主たる事務所の所在地) 毒物又は劇物の別名称並びに成分及びその含量 応急措置 火災時の措置 漏出時の措置 取扱い及び保管上の注意 暴露の防止及び保護のための措置 物理的及び化学的性質 安定性及び反応性 毒性に関する情報 廃棄上の注意 輸送上の注意 (則13.11)	ラベルに示される当該物質名及び一般名 物理的及び化学的性質 物理的危険有害性の有無 健康に関する危険有害性の有無 主要な流通経路 OSHA 許容曝露限度など信頼性のある限度基準 潜在的発癌物質の該当の有無 予防措置 応急措置 管理対策 MSDS の作成日付及び最終更新日 配布もとの連絡先 (29CFR1910.1200(g))	危険有害性成分 作成情報 製品情報 物理的データ 火災または爆発危険性 反応性データ 有害性 予防措置 応急措置 (管理製品規則 (Controlled Products Regulations, CPR) (SOR/97-543, s.12))	物質、調剤及び会社情報 組成、成分情報 危険有害性の要約 応急措置 火災時の措置 漏出時の措置 取扱い及び保管上の注意 暴露防止及び保護措置 物理的及び化学的性質 安定性及び反応性 有害性情報 環境影響情報 廃棄上の注意 輸送上の注意 適用法令 その他の情報 (2001/58/EC Annex)	同左 (CHIP Schedule4)	同左 (TRGS220 第5節)	同左 (2001/58/EC Annex)	化学物質等及び会社情報 危険有害性の要約 組成、成分情報 応急措置 火災時の措置 漏出時の措置 取扱い及び保管上の注意 暴露防止及び保護措置 物理的及び化学的性質 安定性及び反応性 有害性情報 環境影響情報 廃棄上の注意 輸送上の情報 適用法令 その他の情報 (MSDS の作成に関する国家慣行規範 (NOHSC: 2011))	化学物質等及び会社情報 危険有害性の要約 組成、成分情報 応急措置 火災時の措置 漏出時の措置 取扱い及び保管上の注意 暴露防止及び保護措置 物理的及び化学的性質 安定性及び反応性 有害性情報 環境影響情報 廃棄上の注意 輸送上の情報 適用法令 その他の情報 (SDS 作成承認慣行規範)
制度の対象業種	全ての取扱事業者(業種や常用雇用者員数、年間取扱量による除外要件はない)	同左	毒物劇物営業者(特定毒物研究者にも準用する)	OSHA Act の対象業種のうち、有害化学物質に暴露される可能性のある事業者	管理製品に該当する危険有害性物質を販売・輸入する事業者	危険性物質・調剤を上市する事業者	同左	同左	同左	対象業種を特定せず	対象業種を特定せず
対象となる化学物質	第一種指定化学物質(354物質) 第二種指定化学物質(81物質)	通知対象物質 640物質 (製造許可物質7物質を含む)	毒物 法:27物質 政令:73物質/製剤 劇物 法:93物質 政令:264物質/製剤 特定毒物(毒物に含まれる) 法:9物質 政令:10物質/製剤	危険有害性物質及び混合物(危険有害性化学品)(29 CFR 1910.1200(g))	以下の物質 CPRの管理製品に該当する物質 成分開示リストに掲載された物質 供給者が危険有害物質と判定した物質 毒性情報が未知な物質	以下の物質及び調剤 危険物質指令の危険性区分に該当する物質 (危険性区分に該当する物質名を附属書に掲載。) 危険調剤指令の危険性区分に該当する調剤 (「危険性」に分類されない調剤でも有害性物質を含む場合対象となる場合がある。)	CHIP 規則の危険性区分に該当する物質・調剤 (危険性区分に該当する物質名をASLに掲載。ASLにない物質は、ACLGに基づいて分類し、危険性区分に該当するかを決定する。) (調剤は、計算法又はACLGに基づき分類。ただし例外あり。)	化学物質法及びEU指令に規定。生物作用物質のうち、殺生物性製品として上市される物質も含まれる。	以下の物質及び調剤 危険物質指令の危険性区分に該当する物質 (危険性区分に該当する物質名を附属書に掲載。) 危険調剤指令の危険性区分に該当する調剤 (「危険性」に分類されない調剤でも有害性物質を含む場合対象となる場合がある。)	(a)有害物質情報システム(HSIS)に含まれている物質、又はNOHSC:1008(有害物質を分類するための認証基準)に適合する有害物質 (b)危険物	職場で使用され、「最低限度の危険有害性則」及び「分類則」でいずれかの危険有害性区分に該当する物質
MSDS 添付義務のある製品	指定化学物質又は指定化学物質を含有する製品	通知対象物質及びその製剤	毒物及び劇物	上記で規定された物質及び混合物(危険有害性化学品)	上記で規定された物質及び製品	上記で規定された危険有害性物質・調剤。その他、成形物(Article)も対象となる場合もある。	上記で規定された危険有害性物質・調剤。その他、成形物(Article)も対象となる場合もある。	上記で規定された特定の危険有害性物質・調剤・製品・殺生物製品・生物作用物質	上記で規定された危険有害性物質・調剤。	(a)有害物質には混合物が含まれる (b)危険物には成型品が含まれる	混合物や成型品(爆発物に限る)を含む危険有害化学品

項目	日本*			アメリカ†	カナダ†	EU†	英国†	ドイツ†	オランダ†	オーストラリア*	ニュージーランド*
適用除外 (カット値を 除く)	固形物(事業者が 取り扱う過程に おいて固体以外 の状態、粉状、粒 状にならないもの) 密閉された状態で 使用される製品 一般の消費者の生 活の用に供され る製品 再生資源	固形物(事業者が 取り扱う過程に おいて固体以外 の状態、粉状、粒 状にならないもの) 密閉された状態で 使用される製品 一般の消費者の 生活の用に供さ れる製品 医薬品、農薬	医薬品及び医薬部 外品 劇物たる家庭用品 (住宅用洗剤、医 療用防虫剤の一 部)を一般消費者 に対して販売し、 又は授与する場合	元来、工業用でない もの又は特定の用 途・製品に特化した 法律が存在するもの 例:粉状、流体以外 で、形状・デザ インのある最終 製品、部品、 FFDCA で定め る消費者用医薬 品、タバコ、木 及び木製品、飲 料、アルコール 及び化粧品、放 射線及び生物的 危険有害物等	特定の用途・製品に 特化した法律が存在 するもの 例:爆発物、化粧品、 医薬品、食品、 放射性物質、た ばこ等	危険物質指令に規定 例:医薬品、化粧品、 食品、動物飼 料、農薬、放射 性物質等	化粧品、医薬品	消費者向けの最終製 品となる食品、家畜 飼料、タバコ、化粧 品、医薬品、廃棄物 及び廃油、放射性廃 棄物、排水、医療製 品	消費者向け製品	(a) 消費者向け包装 で少量の場合、且 つ職場で開包され ない場合 (b) 消費者向け包装 の場合、又は購入 者から提供された 容器に入れて提供 する場合	職場以外での使用の 場合
容量・濃度等の カット値による 適用除外	1%未満 (特定第一種指定化 学物質の場合は 0.1%未満)	物質ごとに 0.1%、 1%、裾切値なし	製剤全体で 200mg 以 下	1%未満 発ガン性物質:0.1% 未満 (TDI、MDI 等によ り例外あり)	混合物:要件により 化学的同定及び濃度 の記載の免除あり	各々の有害物質の含 有濃度が気体以外の 調剤で 1 重量%未 満、気体の調剤では 0.2 体積%未満	同左	同左	同左	(a) 有害性区分によ り 液体・固体:0.1% 又は 1% 気体:0.02%又は 0.2% (b) 容量等のカット値 の規定なし	HSNO 法に基づく規 則により設定された 危険有害性区分ごと の規定量未満
営業秘密保護	規定なし (PRTR 制 度にはあり)	規定なし	規定なし	物質名に適用でき る。緊急時の開示手 続き等の規定あり	HMIRA に申請方法 を規定	危険調剤指令の規定 に基づき、最重要の 官能基名か代替名称 (一般名など)で表 示可能 ^{注3}	同左 (CHIP Schedule 5 Part 1 の 3)	同左	同左	有害性区分により、 一般名の使用が可能 な場合もある	Official Information Act 1982 に規定 リスク等により判断
立入り検査	なし	立ち入り検査は可能	立ち入り検査は可能	立ち入り検査あり	立ち入り検査あり (州が実施)	なし	立ち入り検査あり	立ち入り検査あり	立ち入り検査あり	立ち入り検査あり (連邦・州・準州が 実施)	立ち入り検査は可能
罰則規定	20 万円以下の罰金	なし	なし	1 年以下の禁錮又は 50 万米\$以下の罰金	100 万カナダ\$以下 の罰金	なし	最大で営業停止、或 いは起訴	5 万€以下の罰金	罰則に関する情報は 不明	個人:5 千 AU\$以下 の罰金 ^{注2} 法人:2 万 5 千 AU\$以 下の罰金 ^{注2}	3 ヶ月以下の禁錮又 は 50 万 NZ\$以下の 罰金
改訂期間の 設置	なし	なし	なし	なし	3 年毎に改訂を義務 付け	なし	なし	なし	なし	(a)(b)とも 5 年毎に改 訂を義務付け	5 年毎に改訂を義務 付け

* :日本、オーストラリア、ニュージーランドは、平成 18 年度報告書に基づき作成。法律・制度・組織等の名称はすべて仮訳。

† :アメリカ、カナダ、EU、英国、ドイツ、オランダは、平成 17 年度報告書に基づき作成。法律・制度・組織等の名称はすべて仮訳。

注 1 :これらは法令ではなく、ASCC(オーストラリア安全補償委員会)により作成された国家模範規則及び国家規格である。これらは各連邦及び州・準州政府が法令をそれぞれ制定する際のガイドラインのような位置づけであり、ASCC が作成したこれらの国家模範規則等は連邦及び州・準州の制定する各法令に反映される。

注 2 :連邦法の Occupational Health and Safety (Commonwealth Employment) Act 1991 の規定。

注 3 :R41(眼に重大な障害のリスク)以外の刺激性に分類される物質、あるいは急性致死影響のみの有害性に分類される物質を保護規定の対象としている。ただし、暴露限度値(「作業場における化学的因子への暴露に関連するリスクからの労働者の保護に関する理事会指令 98/24/EC を施行する上での職業暴露指針値 2000/39/EC」の附属書に規定)のある物質を除く。

参考資料3 ヒアリング調査の概要

1. 本調査の趣旨

本調査の目的は次のとおりである。

- 各国のMSDS関連制度の制度概況やMSDS作成の実態を把握し、各国においてMSDSの普及にあたりどのような課題があるかを明らかにすること
- 各国のMSDS関連制度における営業秘密保護の実態を把握すること
- 上記の状況を日本における状況と比較し、今後、日本のMSDS普及のあり方及び制度の方向性について検討を行うこと

2. 対象及び内容

各国のMSDS関連制度に係る政府機関、産業団体、企業、法律事務所を対象として、各国における以下の状況について情報を把握するため、意見を伺った。なお、インタビューの項目については、インタビューの対象者によって異なる。

- MSDS関連制度の概況
- MSDS関連制度の普及実態
 - MSDS関連制度の普及支援に向けた取組
 - MSDS関連制度を取り巻く営業秘密保護の実態
 - MSDSを取り巻く国際動向に対する取組
 - MSDS以外の企業間の製品に含まれる化学物質の情報伝達の方法について

3. ヒアリング調査の方法

各国のMSDS関連制度に係る政府機関、産業団体、企業、法律事務所には、訪問、電話、メール等で連絡をとり、ヒアリング調査を実施した。訪問日程は次の通りである。

(1) オセアニア(オーストラリア、ニュージーランド)

訪問期間：2006年10月28日～11月13日

(2) 欧州(英国、ドイツ、オランダ、ベルギー)

訪問期間：2006年10月15日～10月22日、2006年11月27日～12月14日

4. ヒアリング調査対象先の詳細

ヒアリング調査の対象先を次に示す。

(1) オーストラリア

調査対象機関	対象先	備考
政府機関	Australian Safety and Compensation Council (ASCC)	労働安全の諮問機関
	WorkCover New South Wales	ニューサウスウェールズ州労働安全局
産業団体	Australian Chamber of Commerce and Industry (ACCI)	オーストラリア商工会議所
	Australian Paint Manufacturers Federation (メンバーの ACOHS が回答)	オーストラリア塗料製造連合 (ACOHS : MSDSデータベースサービス会社)
	The Surface Coatings Association Australia Inc. (SCAA)	表面塗装協会
企業	Dupont	総合化学会社
	Orica	総合化学会社
	BP	石油会社
	Caltex	石油化学会社
	Nuplex Industries	総合化学会社
	Qenos Olefins	石油化学会社
	Dow Agrochemicals	農薬製造会社
	Ciba	総合化学会社
	Rohm and Haas	総合化学会社
	Kimberly-Clark	製紙会社
法律事務所	Blake Dawson Waldron	労働安全専門
	Carroll & O'Dea	労働安全専門

(2) ニュージーランド

調査対象機関	対象先	備考
政府機関	Environmental Risk Management Authority (ERMA)	環境リスク管理局
	Occupational Safety and Health Service	労働安全保健局
産業団体	NZ Chemical Industry Council (NZCIC)	ニュージーランド化学工業協会
	Employers and Manufacturers Association (EMA)	製造業労働協会
	Plastics NZ	プラスチック協会
企業	Dupont	総合化学会社
	Nuplex Industries	総合化学会社
	Dow Agrochemicals	農薬製造会社
	Ciba Specialty Chemicals	総合化学会社
	Rohm and Haas	総合化学会社
法律事務所	Lowndes Lawyers	知的財産専門
	Baldwins	知的財産専門

(3) 英国

調査対象機関	対象先	備考
産業団体	The Chemical Hazards Communication Society (CHCS)	化学物質ハザードコミュニケーション協会
	Chemical Industries Association (CIA)	英国化学工業協会
	British Coatings Federation (BCF)	英国塗装連合
企業	Rio Tinto Minerals	鉱業資源会社
	Thor Specialities Ltd.	総合化学会社
	Polymer Laboratories Ltd.	分析用化学物質製造会社
	Rohm and Haas	総合化学会社
	Vita Liquid Polymers	ラテックス製品製造会社
	Firwood Paints	塗料製造会社
	Polartech Ltd	総合化学会社
	Whyte Chemicals Ltd	総合化学会社
	Chemson Ltd	総合化学会社
	Denehurst Chemical Safety Ltd	化学品コンサルティング会社

(4) ドイツ

調査対象機関	対象先	備考
産業団体	Verband der Chemischen Industrie (VCI)	ドイツ化学工業協会
	Verband Chemie Handel (VCH) (メンバーのCSBが回答)	ドイツ化学商業組合 (CSB: MSDS作成会社)
	Verband der Automobilindustrie (VDA)	ドイツ自動車工業会
企業	VCI 会員企業 (合同インタビュー)	総合化学会社他
	Merck KGaA	総合化学会社
	Degussa	総合化学会社
	MWH	環境コンサルティング会社

注：VCI「SDS及びラベルの分類に関する作業部会」との合同インタビュー出席企業一覧

- Clariant Verwaltungsgesellschaft mbH
- BASF Aktiengesellschaft
- Nalco Deutschland GmbH
- Dynamit Nobel GmbH
- Werk Schlebusch
- TETENAL AG & CO. KG
- Roche Diagnostics GmbH
- Bayer AG
- Hexion Specialty Chemicals GmbH
- Röhm GmbH
- Degussa GmbH
- Hüttenes - Albertus
- Chemische Werke GmbH
- Chemtura Corporation
- Wacker Chemie AG
- Bayer Industry Services GmbH & Co. OHG
- ExxonMobil Chemical
- Central Europe GmbH
- BP Refining & Petrochemicals GmbH
- Sandoz Industrial Products GmbH
- Industrial park Höchst
- RÜHL AG & Co.
- Lampertheim GmbH
- Raschig GmbH
- PCI Augsburg GmbH
- OXENO Olefinchemie GmbH
- Sasol Germany GmbH
- Werk Marl
- Deutsche Shell Chemie GmbH
- Rheinland Raffinerie Wesseling (RRW)
- Du Pont de Nemours (Deutschland) GmbH
- Chemische Fabrik
- SKW Stickstoffwerke Piesteritz GmbH
- Dow Deutschland Anlagengesellschaft mbH
- Werk Rheinmünster
- Merck KGaA
- BrüggemannChemical
- L. Brüggemann KG
- Boehringer Ingelheim
- Pharma GmbH & Co. KG
- Honeywell Specialty Chemicals Seelze GmbH
- Sika Deutschland GmbH
- Baerlocher GmbH
- Surface Specialties Austria
- Chemische Fabrik KG
- Klüber Lubrication München KG
- CHT R. Beitlich GmbH
- Rhein-Chemie Rheinau GmbH
- Bayer Schering Pharma AG
- Umicore AG & Co. KG
- Goldschmidt GmbH
- Kömmerling Chemische Fabrik GmbH
- Dow Olefinverbund GmbH
- Werk Schkopau
- Ciba Spezialitätenchemie
- Polymer Latex GmbH & Co. KG
- Akzo Nobel Chemicals GmbH
- Akzo Nobel Coatings GmbH
- Ecolab Deutschland GmbH
- Chemetall GmbH
- Dr. Weigert GmbH & Co. KG
- DyStar Textilfarben GmbH & Co
- Deutschland KG
- Solvay GmbH

(5) オランダ

調査対象機関	対象先	備考
産業団体	Vereniging voor Verf- en Drukinktfabrikanten (VVVF)	塗料印刷インキ工業会連合会
	Nederlandse Vereniging van Zeepfabrikanten (NVZ)	オランダ石鹼洗剤工業会
	Vereniging van de Nederlandse Chemische Industrie (VNCI)	オランダ化学工業協会
企業	Honeywell	総合電機会社
	Umicore	非鉄金属会社
	GE Plastic	プラスチック製造会社
	Varian	分析用製品製造会社
	Haskoning Nederland	環境コンサルティング会社

(6) 欧州連合

調査対象機関	対象先	備考
産業団体	European Chemical Industry Council (CEFIC)	欧州化学工業連盟
	CONCAWE (英国 BP との合同インタビュー)	欧州石油化学工業協会
	The European Council of the Paint, Printing Ink and Artists' Colours Industry (CEPE)	欧州塗料印刷インキ絵具工業会連合会

5. ヒアリング調査結果

ここでは実施した海外ヒアリング調査について、各国ごとにまとめた結果を示す。なお、調査で得られた個別意見については先方の言葉をできるだけ調査結果に反映するようにしたため、その内容が必ずしも事実等に則していない場合がある。

(1) オーストラリア

海外の MSDS 関連制度に関する事項

項目	関係者の見方
制度の体系	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家慣行規範は勧告文書であり、労働安全衛生委員会法 (the National Occupational Health and Safety Commission Act) 以外の法律、又は、そのような法律に基づく裁定もしくは文書によって規定されない限り強制力はない。特に州及び準州政府が国家慣行規範を適用するかは、州・準州政府の権限に委ねられている。 ・ 州・準州側は、模範規則を採用するところもあれば、直接的または間接的に参照するだけというところもある。州間で大きな違いはない。例えばヴィクトリア州では情報を提供することのみ規定しており、16 項目を規定していない。多少の違いはあるが、MSDS は共通して各州で受け入れ可能であり、企業は 1 つの MSDS を作成している。
制度の目的	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MSDS 制度の要求事項を履行するのが州・準州の「労働安全衛生」に関する機関であることから MSDS 制度の主目的は「労働安全衛生」である。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MSDS は労働安全衛生の規制を基準としているので「労働安全衛生」という上記の主目的に相違ない。環境法には該当する制度がない。MSDS の目的は使用者に危険性の有無とその取扱いについての情報を伝えることにある。環境に対する有害性の情報を含める規定を策定することは化学物質の使用者にとって重要である。
検査事例	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニューサウスウェールズ州で 360 人、ヴィクトリア州ではその半分以下、他州ではさらにそれより少ない人数の検査官が立ち入り検査を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・最初に MSDS を規制した時は一斉に検査を行い現場ごとに 2 通の MSDS の提出を求めた (1996 年、1997 年、1998 年) ・通常、MSDS に関する問題又は何らかの事故が発生し、違反通知が出された場合、企業は罰金を避けるためにただちにコンサルタントと契約し情報の更新を図る。それでも MSDS の正確性が 80%前後にしかならない場合、2 度目の通知が発行される。それでも改善が見られない場合、罰金が科せられる。 ・現在、検査はランダムに行われており、通常は苦情または問題が露見した時に行われる。警告を無視した例は報告されておらず、裁判所に起訴された例はない。 ・かつて作業者が下水に使用する薬剤で健康を害するというケースがあったが、その状況は予想外であったため、製造元からの MSDS にはその危険性は記載されていなかった。その後、MSDS は訂正され、データを意図的に省いたものではないということで罰金は科せられなかった。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査は、例えば書類上に記載の不備はないかなど、MSDS そのものを検査する。検査官は、化学物質を購入する企業が適切に MSDS を使用しているかを確認することはない。 ・検査官は企業から特定の物質についての MSDS を要求し、実態調査を行う場合がある。通常は、その MSDS が要求事項を満たしているかを照合するが、検査官は MSDS を専門的に確認する知識はない。项目的に満たされているかを見るに留まる。こうした検査はまれであり、例えば各企業 2 年に一度といった頻度である。
その他	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MSDS 制度では新規事項の導入に半年から 1 年の移行時期を認めている。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規範は記載が要求される情報についてのみ言及しており、正確性や品質を問うものではない。 ・罰則事例はある。但し、起訴は作業者にとっての情報が不備だったという理由ではなく、条例に違反したというものだった。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MSDS に関する情報は、NICNAS (National Industrial Chemicals Notification and Assessment Scheme) オーストラリア化学工業製品通知・評価計画及び米国

	<p>Ariel Research Corporation が開発した化学物質法規制データベースを利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度が単一物質にのみ適用するのか、混合物にまでも適用されるか、またその場合カットオフ値はどうかを判断するのが難しい。 ・MSDS を更新するため、最新版の入手について課題がある。 ・オーストラリア向けにするなら EU の MSDS には追加書類を付ければよいが、米国の MSDS の場合は書き直さなければならない。 ・例えば、米国では手袋の素材（ポリマー）まで特定する必要がないが、オーストラリアでは特定する必要があるといったような違いがある。MSDS を米国の書式で作成して提供する場合、物質を安全に取り扱うために要求される個人用保護具（Personal Protective Equipment - PPE）など、細かい点に関するものについて、記載内容の不備がある。
--	--

海外の MSDS 関連制度の普及に関する事項

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの国内事業者は正確な MSDS を作成する。 ・中小企業の MSDS は概して情報が少ない。 ・労働者の 90%以上が MSDS へのアクセス方法、読み方に熟知していると思う。実務を担う若手層にも労働安全衛生の規制と MSDS の使用について教育は行き届いている。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MSDS の多くは低水準、低品質のものであるという報告をよく聞く。オーストラリア国内の MSDS は比較的良質であるが、中には分かりにくいものや情報不足のものがあると聞いている。例えば「この物質は手袋をはめて扱うこと」と記載されていてもどのような手袋でなければいけないかというところまでは特定していない。 ・大企業の方が MSDS をよりよく理解しており、その取得にも熱心だという調査結果がある。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MSDS は全ての顧客、緊急対応センター、倉庫、流通業者などに提供される。また、現場の作業者にイントラネットを通じて直接提供することも可能である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・MSDS は工場、守衛所で保管され、オンラインでも入手可能。定期的に差し替えられている。また ACOHS（民間の MSDS 代行サービス会社）が作成した安全衛生情報の簡易シートを作業環境リスク評価の管理に使用している。 ・従業員は、MSDS の記載内容を「部分的に熟知している」又は「あまり熟知していない」。但し、従業員のほぼ全員が MSDS の入手方法と見方を知っている。 ・工場では主に自社製品を輸入するので、MSDS 添付の有無は問題とならない。規制により MSDS を顧客に提供することが要求されているが、これはしばしば製品とは別便で送られる。危険物の規制で要求された場合にのみ MSDS は添付される。MSDS は社内イントラネットから入手可能。 ・毒物については RTECS（Registry of Toxic Effects of Chemical Substances）米国の毒性情報を包括的に収録するデータベース。IPCS（国際化学物質安全計画）が作成している各種資料 IPCS InChem も参考にして MSDS を作成する。 ・成分情報の開示について小企業のメーカーによる解釈の違いや、国家基準、規則、慣行規範などと照合して間違っている規制情報があった。その他、応急手当に関する要求事項、物質の流出時の対応についても記載が不備だったことがある。 ・MSDS に関する問い合わせ先は代行サービス業者になっている。彼らは 24 時間体制でサービスを提供し、全ての MSDS の最新情報を持っている。 ・MSDS 作成の責任 - 小規模の輸入業者はオーストラリアの規制に即して自分たちで MSDS を作成しなければならないことを知らないことが多い。
普及経緯	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制から 10 年が経過し、十分に MSDS が認識されている。 ・1996/97 年、新しい MSDS 規則について、産業団体及び大小の企業との広範囲にわたる情報交換が行われた。変更事項を説明するためにウェブサイトが立ち上げられ、慣行規範の内容や MSDS の記載例などが載せられた。また電話によるホットラインも開設された。企業に配られる研修用教材も労働局でチェックするなどしたお蔭で 90% の事業者は MSDS へのアクセス方法、読み方について熟知している。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業等の供給側からの情報から MSDS を作成し、普及に至っている。一方、購入先の大企業が作成した MSDS を基準に自社の MSDS を作成し、独自に MSDS を作成することは少ない。小企業は MSDS に盛り込む情報の重

	<p>大性を完全に理解していないという問題もある。</p> <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国対応の MSDS 作成システムを開発してきた。これでアジア太平洋諸国を含む全ての国の法令に適合する MSDS を作成できる。 ・90 年代半ばまで社内の MSDS 作成マニュアルを使用していたが、以後 SAP システムに変えた（米国の “Works” というソフトウェア）。
普及/阻害要因	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・もし、EU の MSDS にオーストラリアの連絡先及び他の必要な情報が追加されていればそれを受け入れる。中国からの MSDS について言えば、必要な情報が揃っていることはまれで輸入者が独自に MSDS を作成することになる。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界による自発的な努力、研修、会員に対するサービス ・制度上要求されている内容についての知識不足が唯一の阻害要因である。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MSDS 作成代行サービスは、小企業に対しては効果があると思う。 ・構成成分とその比、時には有害物質や危険物としての分類（特に作業場におけるリスク評価において）に関する問い合わせがある。通常、化学物質の反応性、取扱い方、廃棄条件については十分な情報がない。 ・鉛系の塗料はある国では一定の用途のために輸入できるが、他国では禁止されているなど世界規模では規制に矛盾がある。 ・各国の規制による違いは多大な努力とコストをかけることになり、情報に一貫性がなくなるという問題点がある。例えば、ある国で“危険な”物質が、違う国では危険ではない。その国の規制が不明確な場合は特にむずかしい。 ・MSDS の分類などを完成させるのに常に経験者の判断や製品に対する豊富な知識が要求される。 ・輸入製品の低品質なラベルは、規制に対応した MSDS やラベルを作成し直すといった追加コストを生む原因になっている。

海外の MSDS 関連制度の普及支援に向けた取組の状況

項目	関係者の見方
取組事例	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASCC は MSDS を含む基準の普及に努めている。規範に明記されているような技術的要件や記載要求事項についてアドバイスをしたり、州・準州規制当局に規制に関する情報について紹介したりしている。 ・ 業種を特定しておらず全ての職場に公平に適用するようにしている。但し、強化キャンペーンなどで特定の業界に焦点をあてることもある。例えば、2005/06 年のファイバークラスを対象としたキャンペーン、病院での細胞傷害性の薬剤による暴露の問題が浮上したとき等。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員に情報を提供し、さらにその団体の会員に伝わるように努めている。 ・ オーストラリアでは MSDS に関して企業に提供される情報や教育の多くはコンサルタントが行う。企業は MSDS の作成をたいがい外部のコンサルタントに外注する。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品を使用者や顧客に対して、製品の危険・有害性のレベルに対応したトレーニング又は情報を提供する。これは当社の化学物質の総合安全管理宣言（Product stewardship commitment）に従うものである。 ・ 24 時間無休の緊急対応サービス、MSDS の情報とデータベースをウェブ上で提供。一定の訓練とコンサルティングサービスの提供。 ・ 他社（供給者）はその製品は有害ではないとしたが、その結果に同意しない当社は独自のテストを行ったことがある。 ・ MSDS 担当者が MSDS を確認し、100 点満点方式の評価システムで採点している。MSDS が 60 点以下の場合、ただちにメーカーへ送り返され正しいものとの差し替えを要求する。 ・ 工場の全ての従業員が MSDS を入手し理解するための学習モジュールを履修しており、5 年ごとの再研修も受けている。 ・ 取引先企業や従業員に情報を提供したり、社内のデータベース化を図ったりしている。 ・ 次の用途に MSDS を活用している： <ul style="list-style-type: none"> a) 社内のデータベース b) 顧客が社外から閲覧できるよう、ウェブサイトに MSDS を掲載 c) 社内データベースを元に化学物質台帳システムを採用し、社員がイントラ

	<p>ネットで閲覧</p> <p>d) 製品のラベル作成に MSDS の情報を活用</p> <p>e) 製品販売の際のテクニカルデータシート作成に MSDS の情報を活用</p> <p>f) 毒物登録のデータベース用に MSDS を送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SAP 社の Environmental, Health & Safety プログラムのデータベースの開発に 5 年を費やしており、現在もまだ開発中である。
<p>普及の支援策</p>	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASCC は、国家模範規則 (National Model Regulations)、国家基準 (National Standards)、国家慣行規範 (National Codes of Practice) を作成し、それらが州及び準州政府に一貫して採択されることにより、上記課題を達成することを目的としている。 ・ ニューサウスウェールズ州では、HP での法規制等の情報提供、行政官による検査制度等。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育及び研修。主だった都市、地域のセンターなどで特に GHS の紹介について、対話形式のフォーラム。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MSDS の作成にあたり、次の社外サポートを望んでいる： <ol style="list-style-type: none"> a) 政府の HP 情報の充実 b) 民間会社の HP 情報の充実 c) 取引先からの MSDS 配布 d) 国内外の文献、評価書の充実 e) 政府、産業団体への相談窓口の設定 f) MSDS 作成代行サービス <p>・ 全般的に問題はなく MSDS 制度は機能していると思う。ただ、Generic MSDS (一般的な MSDS) を使用してはいけないということが明確にされれば、有益であろう。また、勝手に MSDS に手を加えて情報を操作する企業に罰則があればよい。</p>
<p>政府の役割</p>	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASCC は、オーストラリアの職場における死亡、傷害、病気を防止する国の取組を主導、統合している。 ・ 州政府では、国家指針/慣行規範に基づき法令を整備し、検査官のチームに

	<p>よって管理する。</p> <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の最大の課題は小規模の事業主（例えば美容院や小さな店舗）が積極的に供給者側に MSDS の提出を求めると呼びかけることである。研修プログラムはしばしば大企業にしか行き渡らないが、むしろ彼らはこの事に関して必要な技術と知識を持ち合わせている。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・根本的な問題として、何か新しい製品や素材が MSDS の提供を含む書類上の登録が必要だという理由からオーストラリアに導入されないケースがある。これにより毒性が高く危険な化学物質に代替する製品を入手できないといった、環境 / 安全面での影響が出る可能性がある。 ・他国のリスト（例：TSCA、AICS）間の相互承認を高めるべきだろう。そうしなければ同じ化学物質を何度も評価することになる一方で、他の少量の特殊な化学物質が適当に評価されないということがおこる。
--	--

海外の MSDS 関連制度に関わる営業秘密保護の状況

項目	関係者の見方
営業秘密保護の状況	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASCC の含有物タイプ に対する営業秘密保護は現在行われていない。一度も使用されたことがなく、将来廃止される予定である。 ・規範により、濃度の幅による表示が許されている。 ・企業も MSDS に関する情報開示は納得しており、特に懸念はない。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業秘密保護は普及の障害とはなっていない。記載要求には余裕がもたせであり、MSDS の供給者側は十分対応できる。 ・秘密保持契約に基づき、全ての情報の代わりに、その製品は報告を必要とする危険物質を含まないという証明書を受け取ることがある。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業秘密保護は法的な要求事項であって MSDS 普及を阻害しているとは思わない。 ・通常、輸入する特殊な精製化学製品に対して申請を行い、当社が代理店 /

配送業者の役割を果す。全ての成分が AICS（オーストラリア既存化学物質台帳）に既にある限り一般的に問題はない。

・その成分が規制により記載を要求されていたら、それを開示しなくてはならない。その場合、国内では販売しないという選択肢もあり、実際過去に何回かあった。

・MSDS とは関係なく、OEM などの顧客から組成に関する完全な情報を求められることが増えてきている。その場合、秘密保護契約を結び MSDS とは別に情報を提供する。

・秘密保持契約に基づき、全ての情報は得られないが、その製品は報告を必要とする危険物質を含まないという証明書（指定化学物質に関する不含有証明書）を受け取ることがある。

・当社製品の製造を第三者（下請け）に依頼する時、成分の正式な名称ではなく特別なコードで記載した MSDS を作成するように契約を交わしている。つまり、成分の処方はコード化されており、下請けメーカーからの成分情報も同じコードを使用して伝えられる。

・オーストラリアでは組成を記述するのに“アクリルポリマー”というような物質の総称を使用することが多い。

・約 10 社のクライアントが正確な成分データを要求している。これは既存化学物質台帳に照会するためか規制適用除外を主張するためのもの。これらの取引先企業とは秘密保持契約を取り交わしている。

・ポリマーと添加剤及び/あるいは非有害成分については特に言及していない。総称を使用したり、パーセンテージの幅による表示も行ったりしている。

・NOHSC に対しての秘密保護の通知は、その結果として承認やアクションが何も無かったため 2000 年頃中止した。

・情報へのアクセスは社外メーカーの秘密保護のために制限されることがある。

< 法律事務所 >

・MSDS または労働安全に関する訴訟の数は非常に少ない。申し立ては通常、労働者補償制度のもとに処理され、責任追及の措置が取られないため、民事訴訟の件数が少ない。（回答者は、労働安全衛生に関する法律の分野が専門で、ニューサウスウェールズ労働局の検察官として年間 50-60 件、及び企業側の原告として年間 30-40 件の事例に携わっている。）

・MSDS に記載された内容について、営業秘密である内容を開示するため、特定の事業者間で秘密保持契約が取り交わしている事例を知っている。多くは提携事業者間で行われる。労働局の検査官と取り交わす場合もある。何ら

	<p>かの違反行為があった場合、契約不履行あるいは特許侵害になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲は十分で、公益と企業利益のバランスも取れているだろう。
営業秘密をめぐるトラブル	<p>< 政府機関 > 特になし</p> <p>< 産業団体 > ・秘密保護のために記載の不備が生じ、そのために裁判沙汰になり評判を落とすという危険を企業は犯さないだろう。</p> <p>< 企業 > ・いくつかの国では税関で 100%の組成情報を求められるケースがあった。規制の対象となる成分以外に求められるのは適切ではないと考える。規制対象外の成分については可能であれば総称を使い、パーセンテージ幅で報告することになっている。 ・例えば工業用化学製品、工業用塗料などといった広義なカテゴリー名を使うこと。しばしば海外のメーカーからそのように指示される。その際、特定の成分名の使用を避け、総称 / 広義な名称を使用することとした。</p> <p>< 法律事務所 > ・過去において、営業秘密保護に関して「企業」対「政府」、「企業」又は「従業員」で争われた事例はない。勝訴するのは難しいので、まずないだろう。 ・問題が起きた場合、裁判所は追加情報を請求することができ(Sect 11, 1A&B, NSW OHS Act)、それは政府の管轄部署から情報公開制度を通して取得することができる。また規制に基づき、化学物質が疾病の原因と考えられる場合、医者はその正確な合成成分を要求できる (Reg 153)。</p>
問題事例	<p>< 政府機関 > 特になし</p> <p>< 産業団体 > 特になし</p> <p>< 企業 > ・低濃度の成分の記載がなかったので AICS のリストに照合することができなかった。あるときは、AICS リストに載っていなかったため、非常に低濃</p>

	<p>度の物質が供給を始めて何年も経ってから申告されたことがあった。こちらの要求にもかかわらず、その物質がリストにあるかどうかを我々自身で判断するための情報は得られなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国から輸入された触媒のいくつかは MSDS に合成成分に関する詳細情報が乏しく、有害物質を含むかどうかの判断が難しい。 <p><法律事務所> 上記参照</p>
--	---

MSDS を取り巻く国際動向の状況

項目	関係者の見方
GHS	<p><政府機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質に関する枠組み構築の一端として、GHS を考慮した MSDS の新しい慣行規範を作成中である。 ・MSDS の改正案がパプコメに提出されるのが 12 月、2007 年 11 月に採択されることを目標にしている。州・準州は 5 年毎に規則を見直しており、全州・準州が適用するまで 2～5 年の期間が必要である。また、企業は 5 年毎に MSDS を見直しすることが規定されており、この制度を利用して猶予期間を設けた場合、企業が負担するコストが少なく済む。通常、リスク影響報告書のコストベネフィットを見て適用できるかが検討される。 ・産業界は、オーストラリアが GHS へ早期に対応したことに懸念を示しており、改正案についてこの動向を見極めるまで待つべきとの意見を示している。オーストラリアは全世界の 1% の貿易量しかなく、その 1% のうち、15% を EU が占めており、オーストラリアにとって最大の貿易相手と言える。産業界は、EU との一貫性がなければ、変更すべきではないとしており、EU の動向を見てから決定することになると思う。 ・労働安全の観点から、GHS の一番下の区分は採用していない。 <p><産業界></p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHS はすばらしい考えだと思うが、個々の企業が扱うそれぞれの商品を新しい枠組みに沿って再分類する必要があるため、施行されるのは難しいだろう。 ・有害物質・危険物を取り扱うほとんどの供給者、コンサルタント、行政の所轄部局などが中心となって MSDS 制度改正を検討中。NICNAS は行政で唯一化学物質を分類する機関である。まだ約 200 種類の物質しか分類が済んで

	<p>おらず、GHS の要求を満たすにはまだ相当かかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GHS に関する教育プログラムは検討していく。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GHS を採択する予定だったが、結局は自国の従来の規制をそのまま使用することになった国も出てきている。 ・ GHS が一様に承認され、堅実な時間枠の中で履行されることはすばらしい。ただ、米国がそのシステムに立ち遅れるのではないかとということと、アジア / 中国が知らないのではないかとという懸念がある。 ・ GHS については、基本的情報を見直しているだけである。
REACH	<p>< 政府機関 ></p> <p>特になし</p> <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH は化学工業界の関心事であり、他の企業には関係がない。問題は REACH がヨーロッパへの GHS 導入を遅らせるという点である。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH に向けて世界的に企業はこの対応に追われているようだ。だが、短期的には MSDS への大きな影響はない。 ・ 当社のヨーロッパの市場は大きくないので、ほとんど直接の影響はないだろう。 ・ オーストラリアの MSDS は EU 諸国の輸入業者に送られ、輸入業者が REACH の要求に則した対応を取るので、我々には何ら問題はない。
その他	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリアの産業界では国際的な要求への調和に協力的である。 ・ オーストラリアの企業は自国の基準に従うため、ISO はそれほど重要ではない。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア諸国で ISO よりはるかに細かい要求事項を盛り込んでいる国もある。問題は基本的な規制に付け加えられた各国独自の解釈であって、もはや ISO は基準になり得ないことだろう。 ・ オーストラリアが独自の規制を持ち、EU 諸国と GHS と連携を取っていることを考えると、ISO の動向を把握する理由がない。

(2) ニュージーランド

海外の MSDS 関連制度に関する事項

項目	関係者の見方
<p>制度の体系</p>	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省(Ministry for the Environment)は Act を作成するのみである。一度 Act が設けられたら、ERMA (環境リスク管理局) が全ての施策を行う。労働省は、HSE Act (Health and Safety in Employment Act)及び Hazardous Substances and New Organisms Act (HSNO Act)の実施機関である。HSE Act は労働者のための有害物質の最低基準を示しており、一方、HSNO Act は有害物質を管理し、最小化するためにある。ERMA が SDS 及び GHS に関してリードを取った理由は、HSNO Act は職場を含めた全てのコミュニティーにおける有害物質に対して規定しているが、HSE Act は職場のみである。 ・供給者及び製造業者は、規則により、SDS 様式に限定されない。16 項目を奨励しているが、「SDS 作成承認慣行規範」は一つの方法であり、それに限定されない。 ・労働省が職場における SDS を検査する。環境は地方自治体が管轄している。労働省は生態毒性等の知識がなく、環境項目を見ることを快く思っていない。HSE Act では、労働省が環境項目を確認しなくてもよく、問題であると思っている。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドはオーストラリアの MSDS を Trans-Tasman 協定のもとに承認している。しかし、HSNO Act 及びオーストラリアより先駆けて行われた GHS の対応は事情を複雑にしている。ニュージーランド向けの輸出製品に添付する SDS には多少の修正が必要となる。 ・最近変更された MSDS 規制のため、ニュージーランド向け MSDS の全てを 2008 年 7 月までに書き換える必要がある。
<p>制度の目的</p>	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDS の目的は労働安全である。それに環境が含まれている。SDS の目的は他の国と同じであり、国際的に共通なものとした。労働安全の観点から、SDS は危険有害性を認識し、管理するために使用される。危険有害性を除去するためのツールである。

	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドでは「化学物質の情報伝達」、「環境へのリスクの有無の決定」、「労働安全衛生」の3つの目的は同じ重きがある。
検査事例	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査官は140人、そのうち約50人は契約に基づく検査官（多くは地方公務員）である。立ち入り検査の際、今まではHSNO Actのもとでは情報を提供することのみであり、SDSと定めていない。また、環境に関する事項は確認していなかった。以前は労働省が作成した慣行規範で労働安全部分の項目のみを規定していたが、今後はSDS作成承認慣行規範の16項目を確認することになる。 ・検査から情報が利用可能ではない、データの間違い又は読み違いであるケースがある。しかし、起訴となるケースはない。起訴するケースは、単純に、事業者システム自体がなく、機能していないときである。要求事項は一般的なことなので、オプションが多く、証拠を集めて立証することは難しい。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査は通常、公認の機関が行い、政府の管轄部署に遵守状況の報告がされる。政府の管轄部署は、化学物質の漏洩や事故が起きた場合、確実に検査を行う。 ・ニュージーランド商工会議所（NZCIC）が行うPRINCE認定監査中に評価担当者がランダムに企業のSDSを検査することがある。現場を訪問する際の非公式な調査でほとんどの企業が必要なSDSを持っていることがわかる。中にはまれに電子システム上で管理しているところもある。
その他	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドの雇用者は従業員に対して現場で使用している有害物質に関する情報をわかりやすく提供するように義務付けられており、SDSはその手段の一つである。また、化学物質が国内で保管、輸送される時にもその化学物質に関わる情報が必要あり、SDSはそのためにも利用される。 ・ニュージーランドでは国家的な化学物質管理台帳システムの導入を検討している。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の正確性についての確認はできない。MSDSを作成する時使用する情報源についても、情報に間違いがある可能性がある限り、我々のMSDSも間

	<p>違った情報を載せてしまう可能性があり、MSDS はしばしば不正確な情報を含んでいると考える。成分に添付された MSDS を使用して弊社自身で作成した MSDS を見直す時、こうした誤りを発見することがある。</p>
--	--

海外の MSDS 関連制度の普及に関する事項

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境安全担当者は理解しているが、一般的に理解度は低い。環境安全担当者は、「十分に熟知している」か「部分的に熟知している」レベルだと思う。 ・SDS を理解し、活用している企業は、75%。NZ は産業、使用者、供給者が小さい国である。大多数の雇用者が職場に SDS のファイルを保管している。 ・供給者が提供するので、事業者自身で SDS を作成する場合はほとんどない。ニュージーランドは企業の大きさに関係なく、多くは海外の供給者又は規模の大きい製造会社によって作成されているので、品質はよい。 ・ニュージーランドだけに限らず、一般的に情報は役に立っていない。ニュージーランドは教育が行われているほうだと思うが、農家が農薬の 10 ページにわたる SDS の技術事項を理解していないし、しようと思っていない。そのような場合、ミニ SDS である製品安全カード(product safety card)が使用される。16 項目は記載されておらず、有害性情報が 2 ページにまとめられている。 ・労働安全の調査の中に SDS が含まれていたと思うが、調査結果は公表していない。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおよそ 85%の企業が SDS を理解し、活用していると思う。化学物質を扱う業者の大半が SDS のコピーを保持している。 ・SDS は従業員の研修に利用、事故発生時の緊急医療サービスに提供、顧客への製品情報提供に利用されている。通常保管されるだけで常時参照しているわけではない。 ・SDS の品質はかなり確保されていると思う。しかし、供給者側によって作成される SDS の中には日付が古かったり、内容が曖昧だったりするものもある。 ・SDS の大半は海外の業者が作成しているため、品質（正確性）が確保されていることはあまりない。

	<p>・ほぼ 100%の企業が SDS を理解し、活用していると思う。SDS の用途は次の通り：</p> <p>a) 従業員の研修に利用 b) 事故発生時の緊急医療サービスに提供 c) 委託販売に関する書類として利用 d) 顧客への製品情報提供</p> <p>< 企業 ></p> <p>・情報源に関して全般的には満足しているが、中には製品の成分情報が入手しにくいものや情報そのものがない場合がある。有効成分についてのデータは豊富だが、溶剤、乳化剤、湿潤剤などについてはその MSDS に記載されているデータしかなく、また、MSDS の品質自体にもかなり開きがある。</p> <p>・農業化学製品業界では新しい製品のほとんどは特許の期限が切れると、複製品が作られる。複製品メーカーは記載事項の誤りを含め MSDS をそのままコピーし、コストを最低限に抑えようとする。どの国も MSDS の作成にあたっては似たような決まりがあるが、危険情報や安全対策に関する表現には違いがあり、暴露基準および成分開示についての基準も異なる。</p> <p>・ニュージーランド市場向けの MSDS の大半はヨーロッパかオーストラリアで作成されている。ニュージーランド国内で作成される MSDS は 100 件以下だろう。</p> <p>・エンドユーザーや販売担当者、あるいは工場内の労働者は MSDS 上の伝達内容の多くを十分に理解し、応用することができない。さらには 10 式以上の MSDS を読みこなさなければならない時、特に MSDS が重複しているような場合は、余計混乱をきたすことになる。</p> <p>・ニュージーランドに導入された GHS システムは有害性に関する新しい分類の導入や、リスクに関する分類の使用取りやめなどにより不要な煩雑さを増やし、混乱した状況をさらに悪化させている。</p> <p>・テンプレートに沿って作成された MSDS を見直し、国内向けの法令、規制、基準に準拠しているかどうかを確認するために外部のコンサルタントサービスを利用している。</p>
普及経緯	<p>< 政府機関 ></p> <p>・ニュージーランドでは農薬、毒物は法律、管轄官庁が異なっていた。1990 年初期、有害物質の登録は、網羅されてなく、また、重複の問題があった。この問題を見直し、一つの法律(HSNO Act)にまとめた。また同時期の 1995 年頃、GHS が開発され始めた。</p>

	<p>・ニュージーランドは小さな国であり、多くの SDS は海外から来る。多くの有害物質は、農業用化学物質、又は、主に化学産業用であり NZCIC のメンバー企業の物質、の二つに分けられる。それらの産業団体である Agcarm 及び NZCIC が SDS のモニタリングを行っている。しかし、それでもまだ記述が間違いなケースがある。一つの問題としては、物質が有害物質と認定されたら、情報を十分にすることが必要だが、今までは制度が十分ではなかった。新しい SDS 作成承認慣行規範は、この点を改善すると期待している。</p> <p>< 産業団体 ></p> <p>・法規制の遵守。海外の多国籍化学品メーカーは SDS を確認する時、関連ある国家基準の要求事項を常に確認している。</p> <p>< 企業 ></p> <p>・今まではラベルと分類に関する明確な指示を待っている状態であった。現在は NZCIC の慣行規範に従っている。</p> <p>・米国オフィスで世界共通のテンプレートを使用して MSDS の雛形を作り、これをオーストラリアにいるスタッフが、オーストラリア・ニュージーランド用に手を加える。同社が所有する集中貯蔵データはイントラネットを通じて全てのスタッフがアクセスできるようになっており、全員が同じ情報を共有するために写しは一式のみという形式をとっている。</p>
普及/阻害要因	<p>< 政府機関 ></p> <p>・HSE Act は、従業員をトレーニングすることを命じている。SDS は、そのトレーニングの一部になりえる。</p> <p>・多文化社会であり、言語及び英語の理解。多言語（フィジー語、タイ語等）を使用すると、利用可能性及び SDS 作成承認慣行規範の内容に関して情報の普及がよりよくなると思う。</p> <p>・要求事項、法律への技術的理解が必要である。</p> <p>< 産業団体 ></p> <p>・SDS の普及要因は次の通り：</p> <p>a) 企業が自主的に現場での制度徹底を検証したこと</p> <p>b) 企業の SDS が不備な場合、NZCIC がアドバイスしたこと</p> <p>c) SDS 作成の法的義務付け</p> <p>・阻害要因は、SDS は利用者にとって使いづらい資料で、化学品を取り扱うユーザーの作業レベル向きではないこと。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーが SDS の管理、更新を行わない。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生のデータを用いて新しい製品用の MSDS を作成する作業は、大変な人的労働力が必要である。 ・環境面や廃棄に関する情報については十分ではない部分がある。また、入手しにくい情報も時々ある。 ・農業化学製品業界ではオーストラリア/ニュージーランド製品用の有効成分は大手 10 社のみが生産している。その MSDS は完璧で正確なものがほとんどである。問題なのは小規模の一般メーカーによる MSDS で、技術的な専門情報へのアクセスもないので古い MSDS からの情報を写し、それで済ませているものがある。 ・ニュージーランドの化学品の登録とその施行は大幅に変更されたにもかかわらず、その遵守の基準を知るための情報や専門知識がほとんどない。 ・現行のニュージーランドの GHS システムとヨーロッパ、オーストラリアのシステムとでは閾値などで違いがある。また、ニュージーランドの HSNO 法による GHS システムはほとんどの人にとって複雑すぎて、理解、適用が困難である。 ・16 章からなる MSDS には良い情報が含まれているが、多くの情報が一般的であったり、また引火点のようにその情報を有益に利用するために科学的理解力を必要としたりする。
--	--

海外の MSDS 関連制度の普及支援に向けた取組の状況

項目	関係者の見方
取組事例	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1998 年頃以降、SDS 単独ではないが、産業界向け講習会、トレーニングを行っている。SDS 作成承認慣行規範のプログラムについて、プレゼンを行うこともある。 ・ニュージーランドでは化学物質をほとんど生産しておらず、輸入が大半を占める。SDS は概して海外から提供されるので、SDS だけのセミナーはないと思われる。 ・情報伝達に Chemsafe の化学物質データツールを使用している。Chemsafe を使用して、物質の報告書を印刷し、小企業に提供することがある。労働省では 100 ライセンスを購入した。契約上で、印刷して提供することが可能となっている。資金を出していたが、今は、一般でも購入できるようになって

	<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正式な相談、トレーニングサービスは行っていないが、要求あり次第、製造会社に情報を提供している。講習会は、企業等が行っている。労働省は、情報を提供するだけである。リスクに関するアドバイス(化学物質の取扱い、労働安全のモニタリング、情報源、SDSの準備)を提供するキャンペーンを実施することもあるし、団体へプレゼンテーションを実施することもある。オーストラリアの検査シートを参考にしている。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トレーニング、制度や最善の実践要求に関して情報を提供。また、多くのコンサルタント会社が普及支援のサービスを行っている。 ・ NZCIC では次の取組を行っている： <ul style="list-style-type: none"> a) MSDS 作成指針の提供 b) トレーニング、講習会開催 c) HP での法規制等の情報提供 d) MSDS 作成代行 e) 会員向け SDS ライブラリーへのアクセスの提供 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MSDS は我々の公式サイトに掲載されており、法律に従ってメーカーなどに提供されている。製品ラベルには MSDS がどこでどのように入手できるか(フリーダイヤルまたはサイトで)の情報を載せている。さらに国内の主要ユーザーへと配布されるため、MSDS を NZCIC に提供される。 ・ ニュージーランドではニュージーランド農薬・動薬工業会(Agricultural Chemical and Animal Remedies Manufacturers Association - AGCARM)の会員が HazNote(製品安全性カード及び危険物輸送税関申告)を利用して農業化学製品の輸送と保管に関する情報を、危険物および HSNO の要求に基づき提供している。 ・ MSDS を日常的にもまた緊急時にも活用できるようにしている。
普及の支援策	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS 作成承認慣行規範を HSNO Act のもとに承認した。その概要を情報シートに記載し、ウェブサイトにて公開している。2、3ヶ月毎にニュースレターを作成している。 ・ 主に農薬用だが、ニュージーランドの分類ができる毒性情報を含めた化学物質のデータベース(SDS work book)を提供している。

	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NZCIC にて SDS 作成承認慣行規範を作成、ERMA の承認後に販売している。 ・ SDS へ準拠することの必要性を業界へ呼びかけ。 ・ (労働安全の観点から) 製品安全カード又は ILO ハザードデータシートのように有害危険性の概要や緊急時の対応、連絡先などの基本情報の要約を記載したものをユーザーに提供することが有益だろう。
政府の役割	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ERMA は、化学物質の特定、グループ化し、管理措置 (規則等) を決定する。労働省はその管理が適切に行われているかを確認する。SDS はその一つであり、規則に従って、適切に提供され、利用可能かどうか確認している。 ・ MSDS 及び有害物質に関しては ERMA が先導的機関となっている。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS を例えば最低 5 年に一度更新しなければいけないというように “未更新期間” に制限を設けることが必要である。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GHS システムは、化学物質の国際的取引をよりよくするために、化学物質の登録、製品のラベル表示、および MSDS の作成の間で調整をとらなければならない。それにはエンドユーザーの実用性に則した形でなければならない。GHS は認可された化学物質の世界共通の台帳を用意すべきである。

海外の MSDS 関連制度に関わる営業秘密保護の状況

項目	関係者の見方
営業秘密保護の状況	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手続きは the Official Information Act に規定されている。化学物質の申請登録に用いられる。 ・ SDS に明確な成分を記載する必要はない。有害物質のみ記載が必要となる。濃度の裾きり基準がある。 ・ 企業も SDS に関する情報開示は納得しており、特に懸念はない。

< 産業団体 >

- ・現行の営業秘密保護は適切だと思うし、それが MSDS 関連制度の実施及び普及を阻害しているとは思わない。
- ・その地域での販売業者との交渉において営業上の機密事項の開示については秘密保持契約を取り交わしている。

< 企業 >

- ・営業秘密保護が問題となる場合は、ニュージーランドでは問題の製品を販売しないという選択肢を取るだろう。このような小さな市場のために世界的な市場を犠牲にしたくない。
- ・成分の秘匿について苦情を寄せられることがあるが、MSDS に情報を開示することは営業上の秘密を漏洩することにもなり、論議を呼ぶところである。MSDS は全ての合成成分を考慮して記載されているが、我々は各成分の詳細を明らかにすることで付加価値が生まれるとは思っていない。農業化学製品については有害性のほとんどが有効成分のものであり、これについては常に正確な濃度を明らかにしている。問題なのは成分に混合物を含んでいるもので、その合成についてははっきりしていない場合である。
- ・HSNO の 27 章（成分と濃度表示）に基づき、ERMA だけが申請手続きの窓口となるが、我々は今まで申請を行ったことはなく、むしろ自らで分類を判断する。
- ・合成成分の濃度について全てを開示することが必要だとは思わない。つまり物性、毒性情報が化学物質の構成要素全てを対象とするものであれば、構成成分の濃度を開示する必要は無い。
- ・化学物質について、その用途が有機農産物の生産に適するかという登録をする場合は、有機農産物生産者団体に MSDS を提供する際、機密保持の条件のもとで完全な成分濃度情報製品を提供する。これにより、ラベルに“有機農法に使用可”という印を押すことができる。但し、製品の MSDS にはこの詳細は記述されない。
- ・営業秘密の漏洩につながる成分とその正確な濃度の完全開示という流れが強まっていることに懸念がある。今まで秘匿データだったものを開示するよう求めるこうした動きは、GHS によって世界的に拍車がかかっている。

< 法律事務所 >

- ・データの保護という主軸となる概念は 1994 年に締結された多国間条約である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）の一部に盛り込まれている。第 39 条（3）は臨床データの第三者によるアクセスを防ぐこ

とを目的としている。データの保護には期限を設けておらず、新規化学物質（New Chemical Entities - NCEs）だけにその言及を限っている。ニュージーランドは特に NCE や新規化合物（New Molecular Entities – NMEs）について言及していない。有効成分（生物製剤又は合成物質）として言及している。

- ・データ保護の規定の骨子は、新薬の出願または新規農薬化合物に関するいかなる秘匿情報もその保護期間中は守られるというものである。既存有効成分の新しい使用法や処方に関するデータには機密保護の期間は設けていない。
- ・有害性物質を含む製品は、HSNO Act の基で承認される必要がある。HSNO Act には、この承認プロセスの一環として申請者から環境リスク管理局（ERMA）に提供される営業秘密情報についての規定がある。全ての営業秘密情報は ERMA に提供される必要があるが、HSNO Act には営業秘密情報を保護する規定があり、それは例えば一般の意見を求めて申請が公表されることを免除する、といった内容である。このことは HSNO Act のセクション 57 から 59 に規定されている。
- ・成分が有害でない場合、“有害とはみなされない他の成分”という一般的表現を使用してもよい。但し、成分が有害ではないが相乗効果が知られている場合は総称によってその物質を識別しなければならない。
- ・MSDS に成分の化学的特定名が開示されていない場合は、秘匿内容の追加情報が得られる問い合わせ先の詳細な記載が MSDS に必要となる。
- ・営業秘密の保護が許可される項目は物質の名称、CAS 番号、成分に限られる。
- ・規制当局へ申請のために提出される営業秘密情報については、いかなる公示においても開示しないという選択を該当局は取ることができる。この点に関し、HSNO Act のセクション 55 では ERMA に提出されたいかなる情報（企業秘密や商業価値のある情報）も、Medicines Act 1981 のセクション 23A から 23C の条項、または ACVM Act の第 6 部（セクション 72-74）の条項がその規定に従って保護するとしている。
- ・営業秘密保護は MSDS の法規制を完全に順守することに対する一つの障害となっている。営業秘密保護については、企業秘密に関わる情報および情報開示が申請者の仕事上の立場を不当に侵害するものである場合、HSNO Act の基に特別に規定されている。しかしながら、これは HSNO Act の当初の目的、つまりその申請が ERMA の認可を受ける前に、一般の意見を求めて公表されるという目的とは矛盾する。こうした場合、公と企業の利害関係のバランスをうまく取る必要がある。

<p>営業秘密をめぐるトラブル</p>	<p>< 政府機関 > 特になし</p> <p>< 産業団体 > 特になし</p> <p>< 企業 > 特になし</p> <p>< 法律事務所 > ・現在 HSNO Act に基づいた訴訟を扱っている。その中で、ある民間企業が ERMA と他の民間企業を相手取り、“機密”と主張されている情報について訴訟を起こしている。裁判の前なので、これ以上の情報を提供することはできない。</p>
<p>問題事例</p>	<p>< 政府機関 > 特になし</p> <p>< 産業団体 > 特になし</p> <p>< 企業 > ・相手先から受け取った MSDS が、営業秘密のため記載が不明確であり、それで困ったことがある。新しい合成物を考案する時、全ての原材料の正確な濃度が必要となる。また、毒性のデータが入手できないことが多い。 ・合成成分の開示は海外から要求されることが増えてきている。また、GHS は製品の混入する不純物についても説明を求めている。例えば、ナフタリンは多くの製品に混入しているが、毒性物質としても重要視され、その合成成分は報告されなければならない。濃度が幅表示されているかもしれないが、幅表示の下限と上限では危険性の度合いが異なるなど、企業は危険度を正しく評価することができないという問題である。上限値を使用するのが好ましくない場合もあり、正確な濃度表示が必要になる。</p> <p>< 法律事務所 > ・問題は機密に関する申し立てが個別に査定されないことだ。規範が法的な拘束力を持たないため、どの情報が開示されるべきか法的ガイドラインが必</p>

	<p>要だろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HSNO Act を順守することは多くの企業にとっては難しい課題であり、費用もかなりかかる。
--	--

MSDS を取り巻く国際動向の状況

項目	関係者の見方
GHS	<p>< 政府機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドは GHS 全般を適用した。2010 年までには GHS に全て対応する予定である。産業界からは、労働安全の観点からは行き過ぎているという意見があった。 ・HSNO Act に、GHS の有害性区分にコードをつけている。ナンバリングシステムは、危険物の輸送（オレンジブック）のシステムを修正、範囲を広げて適用したものである。オーストラリアと共同して、GHS 委員会にナンバリングシステムを提案したが、GHS は採用しなかった。また、GHS では「環境に対する有害性」中に「水生環境有害性」のみを記載しているが、ニュージーランドでは「土壌」、「陸生脊椎動物(terrestrial vertebrate)」、「陸生無脊椎動物(terrestrial invertebrate)」を加えている。これらを追加した理由は、主に農作物に重要なハチ、益虫を保護するためである。 ・ニュージーランドと GHS の違いは、例えば、エアロゾルの区分がニュージーランドでは 1 つだが GHS は 2 つある。また、生態毒性では、GHS は 7 つ（3 急性、4 慢性）あるが、ニュージーランドではグループ化され 4 つである。ニュージーランドと日本の分類結果の違いは、ニュージーランドが GHS に完全に合致していないこと、データの解釈の違い、と思われる。GHS に対応するため 6000 物質を分類した。約 2000 物質はデータから分類したが、約 4000 物質は EU の分類結果を引用し、大まかな分類をした。 <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響のある主要なものは、国連の危険物輸送に関する勧告と GHS 対策である。 ・ニュージーランドの化学品管理制度は GHS に対応している。慣行規範はラベルや SDS などにおいて GHS の要求事項を反映するようになっている。 ・NZCIC は会員が作成した SDS を監視し、GHS に対応するように奨励している。 ・企業の SDS の大半はニュージーランドの GHS を基盤とした化学品管理制度に今だ準拠していない。

	<p>・輸入製品の SDS が GHS とニュージーランドの化学物質基準に準拠しない、現場での使用に向かない、などの苦情がある。</p> <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットや PACIA からの情報収集、GHS に対応した MSDS の作成（労働局/ERMA を参照）を行っている。ニュージーランドにおける分類はそれをチェックする機能がないところが問題になるかもしれない。 ・ニュージーランドと日本向けに我々のグローバルシステム内で GHS と MSDS に関する規定を作った。 ・一番の問題は分類である。日本とニュージーランドは公式にいくつかの分類を発表しているが、我々から見るとかなり一貫性がなく不完全なデータがある。情報が不完全であったり、間違っていたりする場合、その情報に従うのはとても難しい。公式な分類のうちいくつかは“ 予防 ” 色が濃くなり過ぎていて不自然な解釈の上に成り立っているようだ。 ・GHS 用の閾値はヨーロッパで現在使われているものと異なる。例えば LD 50 > 2000 mg/kg というのは LD 値が 2000 以上 5000 以下とも取れるし、2000 以上で無害とも取れる。前者なら、ニュージーランドではその製品は有害とみなされ、後者なら有害にはならない。また、化学物質をニュージーランドへ運ぶのに国際海上危険物規則（IMDG）や国際航空運送協会（IATA）に従った輸送が要求される場合と、ニュージーランド国内の輸送システムとの間にも違いがある。例えばヨーロッパの輸送で認められる、可燃性に関する免除が HSNO 法の GHS システムでは適用されない。 ・GHS 対応のためにコストがかかる。海外では GHS を実施している国はまだほとんどない。
REACH	<p>< 政府機関 ></p> <p>特になし</p> <p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・REACH がニュージーランドのエンドユーザーに与える影響はわずかしかないだろう。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドに関しては、国内需要向けのみの製造なので問題はない。 ・REACH の要求事項は自社のグローバルな MSDS に反映される。同時に国内にも何らかの影響を及ぼすかもしれない。

その他	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 今後、現場での使用に適した実用的な MSDS を作ることが課題だと思う。・ 国際動向への対応方針については慣行規範に反映され、研修プログラムに盛り込まれるだろう。 <p>< 企業 ></p> <p>MSDS 作成のための NZCIC の慣行規範に従っているので ISO の動向については知らない。</p>
-----	---

(3) 英国

海外の MSDS 関連制度に関する事項

項目	関係者の見方
制度の体系	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU 指令に基づき各国が SDS の規則を定めている。 ・ 英国は EU 指令を正確に規則で定める傾向にあるが、他国はリベラルな部分がありそれをうまく活用している。 ・ 英国では SDS を従業員へ提供することを義務付けていない。しかし情報提供は従業員を保護するために使用される必要がある。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU 加盟国内への SDS の配布は、EU 規則に遵守していればほとんどの場合網羅できると考える。問題なのは、EU 以外の国に輸出する場合である。各国で異なった記載の必要があれば対応しなければならない。 ・ EU 諸国の場合でも各国の規則に合わせる必要があり、各国の担当者が確認をしている。例えばドイツではドイツ語に翻訳しなければならない。また、ドイツの化学物質の登録番号を記載しなければならない。
制度の目的	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS は、基本的に化学物質のハザードについてコミュニケーションするためにある。SDS は適切な用途のリスク評価を行うのに必要な情報を使用者に提供する。 ・ 労働安全衛生が主体であると思うが、化学物質の漏洩時の処理等、環境に関する項目も含まれている。
検査事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認することはある。罰則に関して SDS は問題となっていない。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HSE の立ち入り検査では、ただ検査するだけでなく、検査官は SDS の無料のコンサルタント的な役割をしている。英国では行政機関に相談できる。これは重要だと思う。他の欧州各国ではただ監査し、罰則を課している。

海外の MSDS 関連制度の普及に関する事項

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大部分の事業者が、SDS 制度のコンセプトを理解していると思う。 ・ 企業は SDS をファイルにし現場に保存している。必要なときにハザードを確認する。英国ではリスクアセスメントを行うことになっており、SDS はその評価に使用される。 ・ CHCS (Chemical Hazard Communication Society) は、HSE (安全衛生庁) の依頼より SDS を会員企業から入手し内容を評価する調査を行った。その結果によると、適切に CHIP 規則に基づいた SDS の割合は非常に低かった。 ・ 小企業でも良い活動をしているところもあるが、一般的には、大企業と中小企業には違いがあると思う。大企業はコストをかけることができる。CIA (Chemical Industries Association) のレスポンシブルケアに参加している企業のほとんどが大企業であり、適切な活動をすることができる。 ・ 遵守状況に関しては、CIA の会員であれば、会費を払うほど関心があるため、大企業と中小企業の差はなく、遵守していると思う。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての EU 諸国の制度に遵守するため、また、企業が SDS を受け取ることを期待しているため全ての種類の製品に SDS を用意している。 ・ 受け取った SDS は全て社内データベースに保管され、必要なときにいつでも見られるようになっている。 ・ SDS はリスク評価をするために利用している。化学物質を使用して新しい作業を行うときは SDS を確認し、引火性が低い、皮膚刺激性があるなど、新しい作業を行うことによる危険性を評価 (リスク評価) することを手順としている。これは、従業員を守るためであり、また、事故により従業員が企業を訴えないよう企業を守るためでもある。 ・ SDS 作成時の主な情報源は、国内のデータベースや情報源、供給者の SDS などに、その他の開示済みの情報を補足。 ・ SDS 制度に関する主な情報源は、EU 指令などの法規制に加え、英国政府のウェブサイトや EC のウェブサイトより入手可能な公式ガイドラインや決議を使用している。 ・ SDS を他国に渡る場合、様々な地域に対応する修正済の SDS フォーマットを作成する。しかしすべての国に適合する事は困難である (現実的でない) 。 ・ 企業規模が SDS 品質の保証にはならないと考える。大企業からの SDS が低品質である場合、小企業のものが優れている場合もある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が極めて技術的なため、従業員の SDS 理解度は低いと思われるが、危険物、毒物との認識は持っている。より一般的で読みやすいフォーマットが必要である。
普及経緯	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化により、また、検査制度などを行い行政が管理しているため、一般的には他の欧州各国と比較して英国の化学業界の普及状況、遵守状況は良い。 ・トレーニングの前後で比較して、効果があるかどうかを検証すべきだが、そのような調査例は今までない。トレーニングには来るが、一日中寝ている人もいる。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入製品を認可する前に MSDS を確認する。また、当社の内部データベースへの移行時に全体のレビューをする。 ・SDS のデータを社内システムに転送、簡略化。アクセスは従業員のみ可能で、取引先などに共有化はしていない。
普及/阻害要因	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及要因は法規制の策定。企業は、規則が施行されるまで何もしない傾向がある。 ・化学物質に関する一般的なことだが、有害性情報に関して理解しやすく記載することが重要である。例えば、専門的な知識を持たない美容院、小さな自動車修理会社の店員が、製品を購入し使用する。SDS、ラベルがあったとしても理解していないという問題がある。 ・データが不足の場合もある。フォーマットが世界共通ではない。例えば、日本と米国では項目、内容が異なる。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的に、大企業はソフトウェアを使用していることが多い。小企業はコンサルタントを雇って SDS の作成を行っている場合がある。英国では、SDS の作成のためにコンサルタントを雇うことが一般的だと思う。 ・例えば保護具の記載の場合、手袋、呼吸用マスクについて正確にどの種類を明記すべきなのか分からないことがある。危険性が低いものは基準が定められていない又は明確でない。各国の規則によっても異なる。経験に基づき選択するときもある。 ・各国法律間の相違、国ごとの SDS の基準（品質基準）の相違が SDS の課

	<p>題であると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS による情報の開示は、一般的に安全性を保つため、研究を阻害する原因になるかもしれない。また SDS の普及を阻害する要因になるかもしれない。 ・ SDS の作成は時間がかかる。小企業の場合、SDS 作成担当者が他の業務も担当している場合が多く、数千の SDS を注意して確認している時間がない。ソフトウェアを購入する費用は高いが、それほどでもない。人件費にコストがかかる。
--	--

海外の MSDS 関連制度の普及支援に向けた取組の状況

項目	関係者の見方
取組事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS に関するガイダンス、EU のフォーマットで見本となる SDS モデルを作成し公表している。労働安全、環境に関する様々な法規制の情報も提供している。 ・ E メールで誰でも参加できる無料の質問フォーラム (question forum) を開催している。化学物質のハザードコミュニケーションに関連した質問をした場合、他の参加者が回答するシステムである。 ・ 品質の良い SDS を作成する方法を伝えることを目的としてトレーニングを行っている。これが効果的かどうかは判断できないが、要望がある。 ・ CIA では、レスポンシブルケアの一部に SDS が入っている可能性はあるが、SDS 単体での支援取組策は行っていない。 ・ CIA の会員企業が製造する化学物質を調査し、リストを作成したことがある。営業秘密のため、製造量と企業名と化学物質のリンクは示していない。SDS に直接は関係していない。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU のガイドライン、EU 制度の HP を参照している。トレーニングは、CHCS が行う 1 日のコースに参加している。
普及の支援策	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CHCS は企業の会員費ではなく、個人の小額の会員費から成っている。SDS の情報源、SDS を理解するための規制情報を会員へ提供するかどうかは議論している最中である。規制情報はいくつか提供しているが、SDS のデータは提供していない。

	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS を普及させるには、政府機関のウェブサイトを実装させ、低価格のトレーニングプログラムの設置を行うと良いと思う。SDS の作成だけでなく、SDS の使用者に対する読み方のトレーニングも必要である。工場の検査を通じて、検査官は監査だけでなく、産業界をサポートすべきだ。
政府の役割	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各国の SDS が同じような要求事項であることが望ましい。SDS がどれも 16 項目で、内容のレベルが一致していることが望ましい。各国の言語、労働暴露基準が違っていいが、基本的なフォーマット、分類は同じにすべきである。毒性のある物質は、EU、日本、米国、オーストラリアで「毒性」と評価されるべきだ。国際的に取引のある大企業は、調和化しているが、EU のみを対象とした中小企業は、日本の分類を気にしていない。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットを通じたデータベース等の情報の充実、多国言語のサポートを望む。

海外の MSDS 関連制度に関わる営業秘密保護の状況

項目	関係者の見方
営業秘密保護の状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS の営業秘密保護は十分だとは言えないが、公平だと思う。問題だとは思わない。人々の懸念は主に特許に関する営業秘密保護である。 ・ 企業から営業秘密保護のコメントは少ない。全ての企業ではないが、多くの企業が SDS に記載することを習慣として受け入れている。 ・ 営業秘密に対する不満は聞かない。通常、パブリックコメントのための期間がある。 ・ 欧州は 28 カ国あり、化学産業が重要でない国もある。政府と産業の関係だけでなく、国同士の関係である。人への健康、環境保護に対する意見に反論することは難しい。 ・ SDS に関して秘密保持契約を行う可能性はあるが、事例は知らない。企業が共同して新製品を開発し、顧客に提供する。飛行機の提携会社のように、時折、契約を行い、事業者間で化学物質の各生産過程を補足するため、生産過程を分けることがある。製品を他国へ輸出するにはコストがかかるため、

	<p>事業者間で提携し、同じ製品を製造することもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益と企業の利益とのバランスについては、とても良いとは言えないが、受け入れ可能である。どの企業に尋ねるかによっても回答は異なる。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つか2つ程度の申請で、ほとんど使用されていないと聞いている。理由は、申請が難しい。また物質の種類に制約があり、営業秘密が許可される例が少ない。 ・組成について。要求があれば開示している。 ・現行制度に対して問題事項はない。
<p>営業秘密をめぐるトラブル</p>	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・英国では、Free Information Act があり、政府機関等のパブリックドメインの情報は公開される。CIA は、政府機関との文書でのやり取りでは気をつけている。政府機関からのメールは場合により公開の要請があるかもしれない。 <p>< 企業 ></p> <p>特になし</p>
<p>問題事例</p>	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の登録の際、製造方法、成分、最終製品についても、営業秘密の保護が必要である。廃棄上の取扱いは保護の対象から除外されるかもしれない。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU 指令は、当社の考えでは企業秘密に触れると思われるレベルまで、成分開示を求めている。 ・供給者からの SDS によっては、EU 指令の要求する詳細な成分表示を提供していないものもある。さらに、SDS で「無害な」成分の開示は要求されないため、国際的に法令準拠の状況を審査するのが困難となる可能性がある。

MSDS を取り巻く国際動向の状況

項目	関係者の見方
GHS	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GHS よりも REACH の方が大きな影響を与えると思う。制度が開始しない場合、準備にかかった時間は無駄となるため、ほとんどの企業は、規則が施行されるまで何も準備しない。準備不足が懸念事項の 1 つである。 ・ REACH と比較すると、GHS はあまり認識がないと思う。CIA では、企業の問い合わせ、要望に専門のコンサルタントが対応している。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GHS に関して、関心はあるが、準備を行う段階ではない。トレーニングは実施されており、多くの人出席している。トレーニングは一般的な認識レベルで、実用的なものではない。 ・ GHS の導入によって我々の製品に関する情報を更新するのに何ヶ月もかかるかもしれない。GHS による変化を乗り切るにあたって、1000 品目以上の製品を抱え、それぞれの情報を SDS から GHS の書式に移し変えるのはとても時間がかかる。気の遠くなる作業となる。 ・ 現在の様々な国内案を基盤にすると、GHS の首尾一貫した実現は困難だろう。その場合、GHS によって状況は今より悪化し、混乱するだろう。
REACH	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH では、川下の化学物質使用者は REACH 登録書類のサポートをしなければならない。量によるが、量が多ければ情報量も増える。REACH 登録書類に化学物質の各成分の使用に関する安全事項を記載しなければならない。Product Stewardship (製品への責務) の考え方である。REACH では取引企業間で情報交換する必要がある。 ・ REACH は 2007 年、GHS は 2008 年に実施することを目標としている。 ・ EU には 28 カ国のメンバーとなっている。企業は主官庁をメンバー国から選ぶことができる。REACH は殺生剤指令から学び、1 つの機関のみで受け付けることにした。受付機関となるヘルシンキでは専門家を雇うのに大変苦労している。 ・ REACH では、動物愛護のためデータの共有しなければならない。企業はコンソーシアムを形成しデータにアクセスすることになる。データに関する交渉で時間がかかるため、コストはセーブできないだろう。特に、今まで取引のない企業と交渉をして合意しなければならず、競争相手の可能性もあ

る。また、お互い自社の契約書を使用したいと思っている。データの購入金額の他に、専門家がデータの品質、試験濃度、含有成分等、自社製品に使用可能かを確認する必要がある。したがって、動物実験よりも時間、費用がかかるかもしれない。企業がどのくらいの金額で交渉するのか支援するためにまとめているところだ。また、信頼性のあるデータをまとめデータベースにすることも行っている。

- ・ REACH では、特定の化学物質で代替物質がない場合、製造者でなく、化学物質使用者が費用を負担することも考えられる。
- ・ REACH 制度では、量が多ければ成分を表示しなければならない。
- ・ REACH について時間とリソースを投入している。

< 企業 >

・ REACH に関して、少しずつ認識レベルでの調査が行われている。実際の作業は行われていない。SDS も REACH がスタートすると変更することになる。

・ REACH に関して、輸入業者としては、EU に持ち込む製品の数を減らし、SDS に関する負担を減らす可能性がある。

・ EU が REACH と同時に実施を提案している GHS との関係で、非常に影響が大きい。化学製品の安全性審査の詳細など、REACH により SDS に新たな要件が追加される。さらに GHS にはない要求事項だが、REACH には企業秘密を侵す可能性のあるものが加わる（例：全成分の登録番号開示）。

(4) ドイツ

海外の MSDS 関連制度に関する事項

項目	関係者の見方
制度の体系	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU の全ての加盟国に対しては、SDS 制度の要求事項は一般的に欧州委員会指令 (91/155/EWG、2001/58/EG、1999/45/EG、2006/8/EG 及び 67/548/EWG) に明示されている。化学物質、健康安全および環境の規制の違いは SDS の 15 章に記載されており、そこには国家基準の概要が記されている。例えばドイツ特有の要求として、水質汚染物質の取扱いについて事業者を規制する法令による分類がある。15 章のデータは自発的な判断に任せており、義務付けられてはいない。また、SDS は物質を使用する従業員 / 国の言語で作成されなければならない。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての企業にとって SDS は環境労働安全マネジメントシステムの基本的な情報源となっている。 ・ 製品は米国、アジアなど世界各国に輸出される。SDS は輸出先となる国の法律に基づき、その国の言語で作成されなければならない。アジアと米国については、SDS の法令は労働安全衛生法 (OSHA - Occupational Safety and Health act) に基づくので同じ製品でも複数の SDS を作成しなければならず、結果として異なる分類、ラベル表示となることがある。
制度の目的	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS 制度の主目的は「労働安全衛生」であるが、水質汚染物質の取扱いや爆発物のリスクのような環境リスクの要素も盛り込まれており、REACH の施行とともに強化されるだろう。 ・ 従業員については、ドイツの法令では従業員は SDS を理解したり、常に参照したりしなければいけないなどの規制はない。SDS は作業場での危険有害性やリスクを評価するため、環境労働安全の管理を目的として提供されるものである。
検査事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制担当機関が会員企業の現場を定期的に査察するが、安全、リスク、環境に対する対策について調べるのと同時に、危険物質それぞれに SDS が添付されているかどうかの確認も通常の査察に含まれている。

	<p>・検査官のネットワーク組織が SDS の品質に関する調査がヨーロッパ全体で行われた。その結果はヨーロッパ化学物質立法強化ネットワーク (the Chemical Legislation European Enforcement Network - CLEEN) が発行したレポート“ ECLIPS (European Classification and Labelling Inspections of Preparations including Safety Data Sheets) に記載されている。</p>
その他	<p>< 産業団体 ></p> <p>・1994 年に化学品工場で物質が流出する事故があった。古い SDS の情報により、その物質は無害であると一般市民には伝えられたが、後日、情報は間違いで流出した物質は発がん性物質に分類されるものであったということが判明した。</p>

海外の MSDS 関連制度の普及に関する事項

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>< 産業団体 ></p> <p>・各企業は SDS の情報をクライアントや従業員に提供するなどして環境労働安全管理システムの基本的情報源として活用している。また、原材料の SDS を基に最終製品の SDS の作成、社内のデータベースへの活用、地域社会への情報提供、政府機関への申請目的、緊急対応センターへの登録など、化学物質の保管上、安全環境保護の手段としても活用している。</p> <p>・ヨーロッパ全域で行った SDS の品質調査の結果から、40%は確保されていると思う。しかしその調査には、残り 60%の正確性の欠如についての情報はなく、ちょっとした(重大ではない)ミスなのか、それとも不正確または不完全な分類などに関するものなのかは明らかにされていない。</p> <p>・一般的に事業規模によって SDS の理解、品質などにおいて差はない。SDS の品質調査によれば、どのような企業にも優良な社員とそうでない社員がいるので事業規模の問題ではない。高い品質の SDS を提供することが、品質の基準となる。しかしながら、化学品を使用する小規模の企業の場合、協会の会員である方が、情報伝達においてよい結果を出していた。</p> <p>大企業は彼ら独自の環境労働安全マネジメントシステムの中に SDS を盛り込み、特定の作業場における危険有害性、リスクおよび対処法の評価のための基本的情報源としている。</p> <p>・中には 10 万件近く SDS を作成する業界があるので、ちょっとした間違い又は機械的ミスもある。</p>

	<p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業は SDS 作成専任の人材チームを抱えており、各チームのメンバーはまたそれぞれ専門分野に通じている。専任チームでも処理しきれない科学的判断は社内の他部門の専門家に任される。中小企業は産業団体、外部の専門家、コンサルタントに判断の援助を依頼する。 ・我々のユーザーの立場にある企業からチェック手順の一貫として問い合わせを受けることがある。誰でも間違いは犯すので、問い合わせは品質（正確性）に関する確認作業として機能しており、その内容は SDS の品質の改善へ反映されている。SDS に関する意見は SDS の見直しに生かされる。
普及経緯	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての事業者は有害物質の SDS を製品が最初に発送される時に添付するよう義務付けられている。また、非有害製品については要求に応じて添付される。 ・各企業とも SDS に記載された物質情報及び作業場特有の状況に基づき、危険物質を取り扱う作業員に対して“作業ガイド”を用意することが法的に義務付けられている。 ・現在の SDS の品質（正確性）を確認する法的枠組みはない。唯一の確認手段として化学物質を使用する業界による SDS の品質（記載事項不備の有無、内容の正確性）のチェックがある。何か問題が発見された場合、化学品製造者あるいは輸入業者に差し戻され、更新することが要求される。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は SDS 作成のために 5 人の人材からなる専属チームを抱えており、5 人がそれぞれの専門分野に通じている。そのチームでも処理できない科学的判断は社内の他の専門家に委ねる。発がん性、毒性、強い毒性物質の SDS の品質は“製品安全チーム”が確認している。その他の SDS の品質は物質を取り扱う製造責任者が確認している。
普及/阻害要因	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学品製造産業とそれを使用する産業（自動車メーカー、電子産業関連企業など）間の情報交換、レスポンスブル・ケアプログラム。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語（各国からの情報の取得、及び各国への提供）及び各国内の法的要求に関する知識の壁が SDS 作成の障害となっている。しばしば SDS の情報は

	<p>その国の言語でのみ提供され、英語に翻訳されていない。国家法的基準に関する情報は英語でウェブに載せるべきだと思う。</p> <p>・機械翻訳で作成した SDS もあるが品質的に粗悪なものが多く物質に対する誤解、誤った評価、不当な判断につながる。</p>
--	--

海外の MSDS 関連制度の普及支援に向けた取組の状況

項目	関係者の見方
取組事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分類、ラベル表記および SDS の作成に関するガイドライン、相談窓口の設置、レスポンシブル・ケアプログラム、有資格者イニシアチブのサポートを提供。 ・国家規範と関連情報を英語に翻訳して提供している。よい翻訳ソフトがある。 ・参加企業の多くがレスポンシブル・ケアプログラムに署名した。自主的な努力は事業規模による。その努力とはユーザーや地域住民とのコミュニケーションに始まり、持続可能性に関する報告書、パンフレットの作成、VCI の研修への参加、また“ SDS 作成のための VCI のガイドライン ” のようなガイドライン作成作業への積極的な協力に至る。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に供給者側で作成した SDS、外部のデータベースのデータを活用している。大企業は独自のデータベースを持っている。 ・事業規模によって従業員のみに対して取組を行っている場合と、従業員及び顧客に対して行っている場合がある。企業の多くは SDS に不明な点があった場合、顧客の要求に応じてコンサルティングサービスを提供し、顧客のコメントに対して SDS を書き換えるなどしている。
普及の支援策	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての企業は SDS 作成のための人材育成の枠組み作りを支持しており、企業の中には検討会に参加しているところもある。
政府の役割	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、SDS の作成業務を行う人材のために資格基準を設ける法的枠組みを検討中。

海外の MSDS 関連制度に関わる営業秘密保護の状況

項目	関係者の見方
営業秘密保護の状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閾値 (0.02 ~ 1%) を超える危険物質は SDS に記載されなければならない。濃度は <2%, <5%, <20%, 1-20% などの幅表示で示すことが出来る。 ・ 営業秘密保護の申請は当協会の会員からは頻繁に行われていない。営業秘密保護に関係するのは知的財産となる新しい化学製品を扱う特定の部門に限られる。SDS の法制度 (1988-2000) ができてから、全部で 40 件の申請が行われた。手続きの認定は官僚的でかなり期間を要する。 ・ 化学物質を使用する業界による SDS の品質 (記載事項不備の有無、内容の正確性) 検査がある。何か問題が発見された場合、化学品製造者あるいは輸入業者に問い合わせがいく。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業秘密保護の申請を 100 件以下ほど行ったことがある。申請から認定までの期間は 3 ~ 24 ヶ月ほどかかり、全て認定された。 ・ 業界の部門によって化学物質の名前と濃度幅を営業秘密とする時がある。しかし、これは特定の業界関係者だけが秘密保護を申請しているもので、化学品業界全体で一般的に行われているものではない。 ・ EU に加盟していない米国やアジア諸国からの SDS は EU の SDS 関連の法令に則った情報を記載していないことが多い。不完全な SDS を受領した場合、追加情報取得のため、メーカーあるいは輸入業者に差し戻される。それでも情報が得られない場合は企業が SDS 作成に関する EU の指令に基づき独自に評価を行うことになる。
営業秘密をめぐるトラブル	<p>< 産業団体 ></p> <p>特になし</p> <p>< 企業 ></p> <p>特になし</p>
問題事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の制度は知的財産に対して物質の総称を使えるような例外的措置を十分に認めていない。唯一刺激性物質 (Xi) に分類される成分だけが欧州委員会指令 1999/45/EG に基づき“ 総称 ”を使用して営業秘密保護を求めるができる。 ・ 秘密保持契約に関して、具体的事例は知らないし、事業者間での契約は一

	<p>一般的なやり方ではない。しかし、民法によると企業間、例えば化学品メーカーとそのユーザーである企業の間で秘密保持契約を結ぶことはできる。</p> <p><企業> 特になし</p>
--	---

MSDS を取り巻く国際動向の状況

項目	関係者の見方
GHS	<p><産業団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHSの基準については今だ検討中である。 ・GHSの施行は現行のSDS制度を飛躍的に変えるものではない。なぜなら、両者ともISOに基づく制度だからである。ただ、情報の中身ではなくラベルの表示方法と章の番号が変わるだろう。 <p><企業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHSが施行されても、ラベル表示は統一されるだろうが、各国は自国で実施するGHS分類を選ぶことができるので、分類に関しては統一されないかもしれない。
REACH	<p><産業団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・VCI(ドイツ化学工業会)はREACHのパブリックコメントとして意見を提出した。VCIは全ての危険物の分類に際し、総称の使用を認めるべきであるという見解を示している。 ・REACHが施行されると、毒性の高いあるいはCMR物質(発ガン性、変異原性、生殖毒性があるとされる物質)を認可する手続きの一環としてSDSの確認調査が要求されるだろう。 <p><企業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・REACHは物質の具体的な利用・製造ごとに暴露シナリオを要求するので、REACHの導入によりSDSはさらに内容の濃いものとなるであろう。

(5) オランダ

海外の MSDS 関連制度に関する事項

項目	関係者の見方
制度の体系	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制はあくまで製品を対象にしている。業種による差はなく、また特定の業種を対象としているわけではない。また、事業規模による段階的な違いはない。 ・濃度は幅で表示してよい。 ・塗料、インク製品の場合、幅表示ができ、製品分類ごとに SDS が一式あればよくなる（個別の色ごとに SDS を作成しなくてよい）ので、CEPE（欧州塗料印刷インキ絵具工業会連合会）のガイドラインや書式もこの方法に基づいている。オランダの社会雇用省は CEPE と VVVF（塗料印刷インキ工業会連合会）のこの方法論を認めており、その質（正確性）を評価している。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国によっては規制の違いによって、記載項目が義務付けられている項目と任意である場合がある。
制度の目的	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の情報を提供することである。
検査事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDS の基準に準拠しているかどうかの確認を含め、社会雇用省が検査を行っている。但し、頻繁には行われない。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オランダで立ち入り検査は行われるが、一度も検査に入られたことのない企業も数多くある。検査は、年に 16 企業と少ない。検査対象の機会をもつ企業の割合は少ない。検査は、組成の詳細、組成の測定方法、分析、混合物の分類、言語、労働暴露基準を確認することもある。しかし、全ての項目を詳細には確認しない。 ・オランダ政府、企業の依頼を受け、品質管理の面から MSDS の記載内容を確認することがあるが、記載内容が正確なものが多い。オランダは参加していないが、ECLIPS 調査プロジェクトがあり、EU12 カ国の SDS の評価結果が記載されている。その報告書には SDS には大きな欠如があり、十分でないことが明確に述べられている。

海外の MSDS 関連制度の普及に関する事項

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗料に関して自社製品の SDS を作成するための情報として供給者から提供される SDS を活用している。 ・SDS のソフトウェア会社の中には CEPE の書式をそっくりそのまま使用しているところがある。 ・事業者の SDS の活用状況は、企業によってかなり違いがあると思われる。多くの企業では作業前ミーティングにおいて製品の SDS 情報を伝達したり話し合ったりし、また SDS は現場に常備されている。だが一方で何も行わない企業も多くある。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応センターへの登録に使用している。 ・一般消費者製品は規則に SDS を添付することが要求されていないが、欧州では SDS は一般に幅広い場面で要求され、輸送、保管等で必要とされる場合がある。有害物質でない製品の SDS を要求する企業もある。最終消費者以外の化学物質取扱者へ SDS を配布することは習慣となっている。 ・会社には、受託責任(stewardship : 監督と報告の責務)の確約がある。 ・SDS の情報は、基本作業手順(Standard Operating Procedures)に置き換えられる。輸送緊急カード(TREM: Transport emergency cards)の情報にもなる。 ・MSDS の理解、品質、活用法、遵守状況について、会社の大きさは問題ではない。作成国及び労働安全、環境に対する文化の方が重要である。 ・SDS の作成において製品の 90% が供給者からの物質であるため、供給者の SDS の情報で足りている。 ・メキシコ、ブラジルはスペイン語なのでスペインのフォーマットを使用しているが、受け入れられている。各国の規制に従い SDS を提供している。 ・SDS に関する問い合わせは、間違い、翻訳のミスが多い。規制対象物質が追加になったとき、SDS の 2 成分の表示を 3 成分に更新したら、製品が変更したのか確認の問い合わせを受けたことがある。規則が変更になったことを伝える必要があった。 ・SDS の問い合わせには、解釈の違いもある。例えば、別企業の SDS では輸送の情報について「有害液体」としたが、当社では毒性データから別の記載とした。LD50 が 200 ~ 2400 までである。どのデータを採用するかで結果も変わる。SDS 作成において、データは共有なものであり、どのように利用するかにあると思っている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDS の記載内容が不正確なものが多い。EU の SDS は比較的良い。日本の SDS は、他の情報を流用しているだけのものが多く、あまり良くない。アジアの国の SDS で情報が完全に間違っているときがあった。 ・ 多くの場合、公式な物質の分類結果があったとしても、分類が間違っている。ECLIPS では、企業がどのデータを使用すべきか分かっていないことを示す結果が記載されている。この結果から、多くの企業の SDS が間違っていることが予想される。 ・ 一般に大企業の SDS が中小企業より優れているとは必ずしもいえない。大企業は強力だが、その川下ユーザーは SDS に満足していないことがある。小企業も SDS を満足することは難しいだろう。中企業が一番いいかもしれない。品質は企業の大きさより、企業のレスポンスケアによる。
普及経緯	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大手の塗料、インキメーカーは VVF、CEPE や独自のネットワークから得た情報を基に忠実に法令を守っている。中小企業は VVVF の情報を主に活用し、理解を深めることに努めている。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内に SDS を作成する部署がある。Ariel で情報を検索した後に、あらゆる情報源を用いて SDS を作成する。MSDS の作成について、混合物の場合や毒性情報など、科学的解釈の判断が困難なときは、試験を実施するか又は専門家へ相談する。 ・ スタッフがすべての SDS を確認している。年に 4 回データベースを更新している。 ・ 遵守を確実にするために、外部コンサルタントを利用している。 ・ 作成ソフトウェアとして SAP、Ariel 3.1 版を使用している。このプログラムを利用することは一般的であり、日本でも使用されている。
普及/阻害要因	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS の品質（正確性）にはかなり開きがあり、異なるところから供給された一つの化学物質に、違う分類が適用されているというケースがよくある。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データがない場合が多く、他の SDS では、症状等に関して、一般的な記載のみで、義務を課すまでいかない場合が多い。防火措置など項目が多く、簡単に全ての項目を満たすことが難しい。特に混合物の SDS は作成するのが難

	<p>しい。多くの企業は安全の観点から製品を気にしていない。データが少ない時は、最悪の事態を想定して SDS を作成することもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確かに SDS には関連情報は全て入っているが、書式がかなり複雑な上に構成が悪い。作業場での使用を考えるとよりわかりやすい書式に書き換える方がいいと思う。良い例がオランダの建設業界で使われている PISA-system である。このシステムは SDS に基づき製品グループごとの化学物質の使用法について構造的な情報を提供するもので、現場責任者用と作業員用がある。 ・ SDS の普及は文化による。文化の向上が SDS の品質を向上させる。 ・コストがかかる。国家レベルでの透明性の欠如が問題である。言語もまた重要な問題要素である。 ・大企業は電子システムを使用し、十分なスタッフがいる。小企業は費用もかけられない。小企業で輸送の分類に関する法改正から 2 年が過ぎても、古い分類を SDS に記載している企業があった。問い合わせたところ、法改正したことすら知らなかった。知識不足も言える。 ・情報がないことが一番の問題だと思っている。ソフトウェアシステムがあればいい SDS は簡単に作成できる。このシステムがない、更新していない企業がある。
--	---

海外の MSDS 関連制度の普及支援に向けた取組の状況

項目	関係者の見方
取組事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU の産業団体が SDS の書式を含むガイドラインを会員向けに発行している。オランダ特有の項目は少ないが、このガイドラインに盛り込んで発行している。 ・ CEPE または VVVF が SDS 作成のためのガイドラインの使い方などについて自らの会員を指導する。 ・ 塗料の安全な使用を目的として、VVVF の会員が作成する SDS は特定のサイトに公開されている。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社では 3 人で欧州全般、メキシコ、ブラジルの SDS を作成している。大幅な変更があった場合は EU 指令に従い改正するが、会社の方針に更新の規定があり、3 年毎に更新している。 ・ 社内システムには、ボーナスシステムがある。会社の中で、HS の活動について、通知するとボーナスが上がる。事故があると、ボーナスが下がる。

	<p>このような検査システムが会社の中にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の方針として、供給者が労働安全、環境法に遵守しているかを監査する。 ・取扱商品が消費者向けではなく、特定の専門企業に対する承認なので、知識の一部として、自社企業の価値として、どのように商品が使用されているかを正確に知る必要がある。有害性の高い製品（塩化水素等）であるため、当社の SDS は進んでおり、顧客がどう使用するかを助ける手段として使用される。 ・会社の方針で購入前に SDS を入手しリスクを分析することになっている。原材料はエクセルのデータシートに情報が記載され、SDS 作成に使用される。 ・SDS 作成、翻訳のための EaSI-View (www.easi-pro.com) は自社のソフトウェアがあり販売している。
普及の支援策	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場での使用を考えるとよりわかりやすい書式が必要とされる。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDS を普及させるためには、規則が一番、2 は促進させること。労働者は知る権利がある。SDS は 1 つの道具である。作業計画(work plan)を決定するために使用することができる。どのように使用するか、会社の方針はどうか重要である。 ・オランダの化学製品取扱企業は、もっと SDS の違い、間違い等についてコミュニケーションをとるべきである。 ・SDS を普及させるにはソフトウェアを使うようにすると良いと思う。
政府の役割	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会雇用省は 2006 年に SDS の品質を向上させるプロジェクトを立ち上げた。背景には、SDS の内容にはかなり開きがあると言われていることにある。例えば供給者が異なると同じ製品に対しても違う分類が適用されていたりする。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの様式を使用することを提案する。EU 指令の代わりに直接適用される EU 規則が好ましい。

海外の MSDS 関連制度に関わる営業秘密保護の状況

項目	関係者の見方
営業秘密保護の状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗料、インク製品には、危険有害物質に該当する物質は少ない。よって、正確な濃度を示すのではなく、濃度幅の記載をしている。成分濃度は決して明らかにしない。 ・SDS に関する営業秘密保護は、十分である。塗料・インキ製造会社は、製造方法/手順の組み合わせで開示されない限り、特に問題がない。 <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業秘密保護の現行制度は十分だと思う。相手先から受け取った SDS が、営業秘密のため記載が不明確な場合、開示を要求する。 ・SDS に記載された内容について、営業秘密である内容を開示するため、特定の事業者間で秘密保持契約を取り交わしたことがある。通常、製品の特性を開示し、相手企業は広めることができない。「知るべき事」へのアクセスを限定している。 ・15~17 物質の営業秘密保護の申請を行い、全て承認された。申請から認定までの期間は、場合によるが、数週間から数ヶ月程度だった。 ・営業秘密である内容の開示には、政府機関、相手企業と秘密保持契約を取り交わす。 ・営業秘密保護の現行制度は十分だと思うが、場合による。営業秘密のため SDS 中に組成を開示することに問題を感じている企業がある。SDS では全ての組成を明らかにする必要がなく、規則は企業に営業秘密を守る十分に機会を様々な形で与えていると思う。特に、基礎化学物質の製造、輸入会社ではなく、特定の製剤、混合物を製造する企業にとって組成の開示は問題があると思う。
営業秘密をめぐるトラブル	<p>< 産業団体 ></p> <p>特になし</p> <p>< 企業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去において、営業秘密保護に関して国、州、企業、従業員などと争ったことはない。

問題事例	<p>< 産業団体 > 特になし</p> <p>< 企業 > ・データがないため客先からデータを入手できない場合と営業秘密のためデータを入手できない場合がある。データがない場合は SDS を作成することができない。</p>
------	---

MSDS を取り巻く国際動向の状況

項目	関係者の見方
GHS	<p>< 産業団体 > ・現在会員に GHS の対応策を取るよう伝えている。GHS 施行のスケジュール（現状）から見ると、準備期間は十分にある。 ・全体的に GHS は SDS 制度にかなり似ている。但し、分類、適用制限などいくつかの特定な要素については更なる注意を必要とする。</p> <p>< 企業 > ・GHS は十分ではない。グローバルな一つの SDS が必要である。 ・GHS に対応するため、異なった分類分けをしなければならない。一番注目している。 ・国連報告書を見ているが、EU ではまだ GHS に従って SDS を作成する必要はなく、EU の最終ドラフトを待っている状態である。</p>
REACH	<p>< 産業団体 > ・REACH にて GHS を 2007 年 6 月に承認予定、SDS に GHS を適応させるまでの猶予期間は 2 年である。</p> <p>< 企業 > ・REACH では、基本的に SDS の様式は変わらない。より統一した情報の提供を助けるだろう。 ・REACH は SDS にも影響を与えるだろう。プレレジストレーションのリストは作成した。 ・REACH には SDS も含まれるが、まだ時間がかかる。コンサルタントが企業に REACH に対する準備についてアドバイスを提供している。GHS と REACH が一番の関心事である。</p>

その他	<企業> ・ISO に関して実質的な影響はない。
-----	-----------------------------

(6) 欧州連合

海外の MSDS 関連制度に関する事項

項目	関係者の見方
制度の体系	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州の SDS は、EU 指令があり、Annex には 16 項目が示されている。2 つの章を除いて EU 指令と ISO と似ている。ISO は 1991 年に欧州の様式を使って作成された。GHS は ISO と似ている。他国と比べて欧州では ISO の SDS 及び GHS になじみがある。米国は異なった様式を使っており、ISO の様式を使用していない企業は多い。 ・ 電子ファイルで相手先に提供するには EU 規則で許可が必要である。 ・ SDS は産業の専門家のみを使用を意図しており、一般消費者は見ない。従って、店頭で SDS を見ることはない。
制度の目的	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全が主な目的であるが、SDS はただの情報であり、労働安全の方法ではなく道具である。
検査事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ECLIPS という、各国の主官庁が適切な MSDS の使用方法について確認した調査がある。調査の結果、多くの SDS にはデータが別の章に記載されている、情報の記載がない等、正しくないことが分かった。産業団体に所属する企業と所属しない企業と分かれていないので、各産業団体を評価することはできない。

海外の MSDS 関連制度の普及に関する事項

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質はいいと思うが、向上できる。ECLIPS の調査から、理解できていないことが判明した。規則は理解しにくく間違いやすいため、複雑にすべきでない。 ・ 分類区分が同じであれば、1 つの SDS でその種類の製品を網羅できる。数万もの異なる SDS を作成する必要はないが、数百の SDS は必要だ。中小企業を含むいくつかの企業は、SDS を作成するために市販のソフトウェアを使

	<p>用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業はどう SDS を配布するか把握しており、SDS の提供は実施されている。代理店がない国での SDS の配布は大変かもしれないが、通常は代理店が最終ユーザーを把握しており、配布することができ、問題はない。
普及経緯	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・15 年間、SDS 制度は実施されている。
普及/阻害要因	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDS の情報を理解するには専門家の知識又は高レベルの教育が必要である。 ・SDS は作成、配布にコストがかかる。組成を変更すると、分類区分を変更しなければならないかもしれず、規則では、新しい SDS を送付し、古い SDS と交換しなければならない。いくつかの企業ではウェブサイトでも SDS を提供しているが、全ての企業で行われているわけではない。会社の方針による。

海外の MSDS 関連制度の普及支援に向けた取組の状況

項目	関係者の見方
取組事例	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・CEPE は欧州の産業団体として、最初、会員向けに SDS のガイダンスを作成した。各国の言語に翻訳する必要があるため、また国内法が異なるため、企業向けではなく、各国の産業団体向けである。一般的な内容及び各章の説明、SDS のモデル、塗料及びインクに該当する各危険区分、特定の危険有害物質又は製剤の場合、数行の記載が必要であり、その文章例の作成、製剤中の成分の場合、SDS の各章に必要な語句を挿入する(plug-in phrase)システムの作成に協力、それら語句の翻訳を行った。 ・品質は管理していないが、SDS の内容の質問があり、企業が適正でない SDS を使用していた場合、議論し、その企業の SDS を訂正させることはある。
普及の支援策	<p>< 産業団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDS を普及させるには SDS の内容を理解させることが重要である。人々は SDS の何を見るのかを考え、適切に物質の情報を報告することを確認することが必要である。

政府の役割	< 産業団体 > 特になし
-------	------------------

海外の MSDS 関連制度に関わる営業秘密保護の状況

項目	関係者の見方
営業秘密保護の状況	< 産業団体 > ・ EU 指令のリスト以外の場合、物質の名称を示す必要がない。塗料及び印刷インクの物質及び製剤に関して、SDS の情報開示は営業秘密の観点から今まで特に問題はない。 ・ GHS に関する営業秘密についても、現行制度が維持される。
営業秘密をめぐるトラブル	< 産業団体 > 特になし
問題事例	< 産業団体 > 特になし

MSDS を取り巻く国際動向の状況

項目	関係者の見方
GHS	< 産業団体 > ・ GHS は EU にとって大きな変更とはならないので、世界各国で出来るだけ早く SDS に GHS を採用することを望む。例えば船舶の防汚塗料など、国際的なビジネスには調和は重要である。
REACH	< 産業団体 > ・ REACH 制度では、SDS と化学物質安全報告書は関連がある。SDS のデータは化学物質安全報告書へ提供しなければならず、また化学物質安全報告書は SDS の代替とはならない。SDS には、将来 GHS に従うことになるだろう。REACH 規則のプロポーザルにて、最終的に既存物質の危険有害性のある物質及び危険有害性のある製剤に関する規則と差し替えるため、GHS の実施が議論されている。